

充実した大学生活のために

学生生活の手引き 2020

STUDENT GUIDE

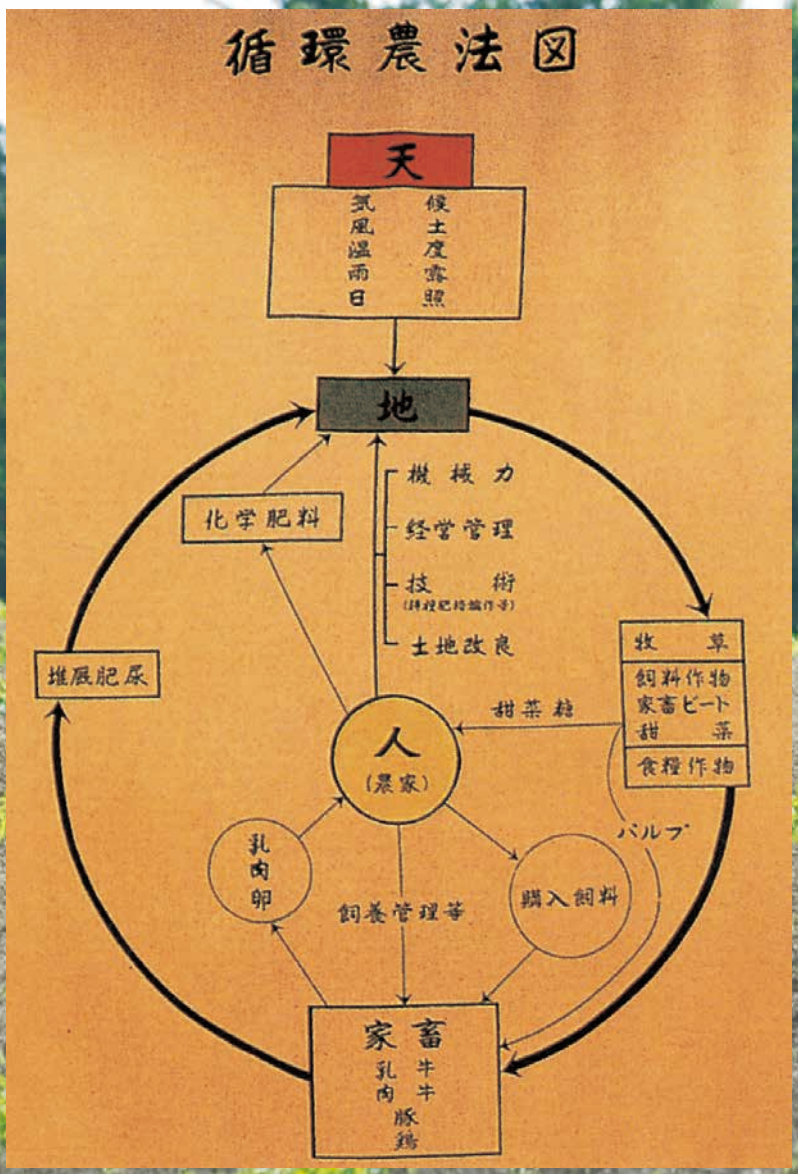
RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY
酪農学園大学

酪農学園大学がめざす「建学の精神」と「実学教育」

キリスト教精神に基づく「神を愛し、人を愛し、土を愛する」という「三愛主義」が本学の「建学の精神」です。

本学は、1933（昭和8）年に北海道の酪農民教育のために設立された北海道酪農義塾に原点があります。第二次世界大戦後の混迷を経て、農業の使命を体得し、「窮乏の底に沈める国興せ」（酪農讃歌）との願いによる豊かさの実現と、「健土健民」の思想の下、高邁な学識と技能を有する知行合一の有能な農業人並びに社会の人材を養成することを目的に酪農学園大学が創立されました。

本学が掲げる「循環農法」の理念は、今世界で求められている「持続可能な発展」の先取的な考えです。農食環境学群と獣医学群の二つの学群のもとで、「建学の精神」を体現する「実学教育」によって、教育・研究・社会貢献を果たします。



循環農法図

本学の創設者・黒澤酉蔵が約80年前に提唱した「循環農法図」。「地下資源には、限りがある。しかし土の寿命は尽きることがない。その生命力を育てれば無尽蔵の資源となる」「農業とは天地人の合作によって、人間の生命の糧を生み出す聖業である」とし、土や環境を大切にする循環農法を説いた。

三愛主義

本学の建学の精神は、「神を愛し、人を愛し、土を愛す」という三愛主義です。神を愛するとは、真理を求めて最善を尽くす努力をなすこと、社会に貢献すること。人を愛するとは、互いの違いを受け入れて理解し合うこと。そして大地を大切にし、健康に育てることが愛土であり、愛土から生まれる健土が健康な食物を生産し、それを食して健民が育ちます。本学は人間教育の柱として三愛主義を掲げています。



健土健民

黒澤酉蔵が「健土健民」を説いたのは、今から80年以上も前のことで、足尾の鉱毒と闘った田中正造の訓えが源です。健やかな土から産み出される健やかな食物によって、健やかな生命が育まれるとする「健土健民」の理念は、人材育成の柱として本学園に脈々と受け継がれてきました。

人の生命を育む食と、土や水に代表される環境とは密接にかかわります。「健土健民」は、世界が直面している課題に立ち向かうための、最も重要なキーワードといえるでしょう。

大学礼拝への招き

酪農学園大学のキャンパスの中心に位置する場所に、黒澤記念講堂があります。正面玄関前向かって左に創立者・黒澤酉蔵が石狩平野の北を指差す銅像が、右には「酪農讃歌」の歌碑が置かれている建物です。学期中、毎週火曜日にこの講堂で「大学礼拝」が守られています。

大学礼拝では、酪農学園の建学の精神とその実践を支えてきた聖書の言葉に基づくメッセージが、宗教主任、キリスト教学担当教員をはじめとする内外の講師から語られます。
礼拝ですから、聖書が朗読され、讃美歌が歌われ、祈りがささげられるという一般の教会で行われる礼拝プログラムを簡略に行いますが、時には、音楽礼拝のように形式を変えながら、様々な形で表現される聖書の世界を味わいます。

大学は真理探究の学業研究を主とする場ですが、人間としての成熟を目指し、それぞれの命・存在について考え、共に生きる隣人や社会について考え、人生を見つめる場でもあります。思考を深めていく中では、受け入れやすい言葉や考えに目を向けることが多くなると思いますが、異なる視点も重要です。歴史を超えて受け継がれてきた「聖書」の問いかけを聴くことは、違った世界観を与えてくれるものとなるのではないでしょうか。

大学礼拝は「出会い」の場でもあります。友人と、教師と、そして世界との出会いを見出す場です。また、毎年、春期と秋期に「キリスト教教育強調週間」を置いて、特別講師を招いての礼拝を行います。そのような講師とも出会える機会になります。ぜひ、積極的に参加してください。そして、必要なときには、自分自身と出会うために、静かに内省を深める場としても利用していただきたいと思います。



大学礼拝：
毎週火曜日　午前10時40分～12時10分

キリスト教教育担当教員：
小林昭博（キリスト教応用倫理学研究室、宗教主任）
髙橋優子（獣医倫理学ユニット）





※ 酪農学園大学のホームページに、キリスト教委員会のサイトがあります。毎週の礼拝プログラムの告知をはじめ、キリスト教に関する活動情報を挙げていますので、確認いただいて、礼拝参加の準備としてくださることを期待します。今後、活動が活発化することを期待しています。

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY ACCESSIBILITY MAP

酪農学園構内諸施設配置図バリアフリーマップ

【AED 設置場所】

学生サービスセンター２階　学生支援課前
中央館１階　学生ホール玄関入口（管理室横）
中央館６階　階段踊場
健民館２階　ホール
健身館１階　管理室前
希望寮１階　ロビー前
清温寮１階　事務室前
動物医療センター本館１階　事務室
Ｃ２号館１階　廊下
Ｃ５号館２階　廊下
Ｂ１号館２階　廊下
本館１階　守衛室
フィールド教育研究センター　センター棟事務室
フィールド教育研究センター　搾乳棟管理室
酪農学園ホール１階　女子トイレ前

救護室・救護ベッド
車いす
AED
多目的トイレ
エレベーター
スロープ又は段差の無い出入口
渡り廊下
バス停留所
スロープなどバリアフリーの配備がされている建物
バリアフリーの配備がされていない建物
急な坂道（矢印方向が下り）
ロードヒーティング









動物処理棟
アーチェリー場
野球場
汚水処理棟
乾草庫
野生動物医学センター
堆肥舎
入院棟
感染動物管理棟
実習棟
臨床講義棟
本館
外来駐車場
臨床獣医学教育研究棟
駐車場C（学生指定）
附属動物医療センター
グラウンド
健身館
合宿所
健民館3
健民館2
健民館1
弓道場
テニスコート
東部室
RI棟
動物実験ステーション
動物実験ステーション2
健体解剖室
農業機械実習室
A4号館
B4号館
C4号館
C5号館
C6号館
C7号館
C8号館
B2号館
B3号館
黒澤記念講堂
第1駐車場
A1号館
A2号館
A3号館
B1号館
C1号館
C2号館
C3号館
池
第2駐車場
縁音館
健音館
倉庫
駐車場A（学生指定）
学生サービスセンター
学生ホール
中央館
図書館
D1号館
希望寮
ローン
階段
食品加工実習室
本館
同窓生会館
駐輪場
酪農学園ホール
第6駐車場
乳製品実習室
駐車場B（学生指定）
Cゲート
清温寮
学生会館別館
多目的格納庫
Aゲート
Bゲート
乾草庫
バンカーサイロ
スラリータンク
自動搾乳システム牛舎
育成牛舎
フィールド教育研究センター棟
農具庫・トイレ
堆肥場
バンカーサイロ
バンカーサイロ
乳牛糞尿循環研究センター
フリーストール牛舎
実習棟
飼料調整庫
管理棟
格納庫
園芸棟
作物棟
精農寮
研修館
駐車場
車両消毒装置
搾乳棟
哺育牛舎
第一車庫
機械整備センター
繋ぎ飼い牛舎
更衣室
白樺通り
文京台緑町
正門A
正門B
至江別市
国道12号線
JR函館本線
至大麻駅
至札幌市

事務組織

履修方法や学生生活に関すること、就職に関することや学校運営全般に関することなど詳細な内容についてお聞きになりたいことがございましたら、事務各課にお問い合わせください。

●執務時間

8：30 ～ 17：00（休憩時間は、11：30 ～ 12：30）

※ 平日の執務終了の時間は、時期によって延長することもあります。
※ 土曜・日曜・祝祭日、夏季休業（8 月中旬）および年末・年始休業（12 月下旬～ 1 月上旬）は除きます。
ただし休業日は都合によって変動することがあります。
※ 附属図書館の開館時間は別に設けております。（詳細は 32 ページ）

学校法人酪農学園

〒069−8501　北海道江別市文京台緑町582番地
電話011−386−1111（代表）

部　・　課		主 な 業 務	ダイヤルイン番号	ＦＡＸ番号
教育センター	教 務 課	履修登録、成績、試験、教職課程、授業時間割、シラバス、試験時間割、研究生・科目等履修生、非常勤講師対応、各種証明書発行、修学相談、入学前教育、基盤教育、eラーニング、他	011−388−4125	011−386−1506
	学生支援課	学生証、通学証明書、学割、自動車通学許可、課外活動、各種奨学金制度、休学・復学・退学願、他	011−388−4122	011−386−1506
	医 務 室	保健衛生全般、他	011−386−1024	011−386−1024
	学生相談室	メンタルヘルス全般、他	011−388−4124	011−388−4124
教職センター	教職課程室	教職課程事務、免許更新講習、他	011−386−1383	011−386−1383
入試広報センター	入 試 課	入試全般、転学・編入学、大学院入試、社会人入試、外国人留学生入試、他	011−388−4138	011−386−1220
	広 報 課	広報全般、ホームページ作成管理、施設見学、他	011−388−4158	011−388−4157
キャリアセンター	事 務 課	就職支援、就職開拓、求人情報、他	011−388−4135	011−388−4136
学 務 部	学 務 課	大学・大学院・学群・学類の運営全般、入学式・卒業式、保護者懇談会、授業料延納願出、他	011−388−4128	011−386−1214
	研究支援課	受託・共同研究、受託研究員・研修員、競争的資金 知的財産、産学連携、補助金、助成金、他	011−388−4130 011−388−4133	
社会連携センター	国際交流課	学術交流、学生の海外留学・研修派遣及び受入 外国人留学生の受け入れ、危機管理システム加入、他	011−388−4132	011−387−2805
	地域連携課	公開講座、学外催事業務の支援、地域交流事業 編集・出版、他	011−388−4131	
附属図書館	事 務 課	図書の貸出、学術情報、紀要、他	011−388−4141	011−386−1129
附属動物医療センター	事 務 課	動物医療センター運営事務全般、他	011−386−1213	011−386−0880
学園事務局	総 務 課	人事、労務、給与、福利厚生、研修、学園運営全般、東京オフィス、他	011−388−4111	011−386−1214
	情報システム課	ネットワークシステムの管理、運営、他	011−388−4113	
	財 務 課	会計、経理、予算・決算、学費、授業料徴収、 授業料納付書、学債、他	011−388−4114	
	施 設 課	施設・設備の維持管理・営繕、地方農場・植林地対応、他	011−388−4117	
	管 財 課	資産等購入・管理・契約、他	011−388−4118	
	高大寮務課	高大共同男子・女子寮の管理・運営、他	011−388−4147	
	農 事 課	農事全般、他	011−386−1117	011−386−1574
情 報 政 策 局		学園の将来計画全般、他	011−388−4112	011−388−4115

●男子学生寮（希望寮）　〒069−8501　北海道江別市文京台緑町585番地　☎011−388−4176
●女子学生寮（清温寮）　〒069−8501　北海道江別市文京台緑町569番地　☎011−388−4171

CONTENTS

酪農学園大学がめざす「建学の精神」と「実学教育」
三愛主義・健土健民
大学礼拝への招き
バリアフリーマップ

キャンパスカレンダー…… 2
Q&A …… 4

01 学生生活について

1. はじめに覚えてほしいこと …… 8
2. 大学生活のルールとマナー …… 12
3. 注意してほしいこと …… 16
4. 学生へのサポート …… 20
5. 健康管理について …… 24
6. 授業料・奨学金について …… 28
7. 図書館の利用案内 …… 32
8. 留学・国際交流及び社会貢献活動 …… 36
9. 就職について …… 40
10. 資格・各種証明書 …… 46

02 クラブ・サークルについて

1. クラブ・サークルの仕組み …… 52
2. 団体一覧 …… 54
3. 課外活動施設 …… 58

03 施設利用について

1. 構内諸施設配置図 …… 60
2. 校舎等建物平面図 …… 62
3. 附属施設等 …… 84
4. 食堂・生協 …… 86

04 学類・教員について

1. 学類一覧 …… 90

05 学則・規程について

酪農学園大学学則 …… 102
規程 …… 106
酪農学園の沿革 …… 121
索引 …… 122
酪農讃歌 …… 124
事務組織 …… 125



入学式


肉牛研究会

CAMPUS CALENDAR

4

緊張気味の1年生が
行き交う4月。
キャンパスには出会いの
チャンスがいっぱいです。

- 入学式
- 新入生
  オリエンテーション
- 健康診断
- 前学期授業開始
- 履修登録期間

5

ゴールデンウィークも終わり
学校生活にも慣れるころ。
キャンパスの緑も
濃く鮮やかになります。

- キリスト教教育
  強調週間

6

だんだんと日が長くなり、
暖かさを感じられるように。
やりたいことを見つけ、
充実した日々を過ごしましょう。

10

読書の秋か、
スポーツの秋か。
3年生は就職活動の準備が
始まります。

- 保護者懇談会
- キリスト教
  教育強調週間

11

キャンパスの木々が鮮やかに
色づく秋。
日没もぐんと早まります。

12

キャンパスが真っ白に
雪化粧する12月。
思い出に残るホワイトクリスマスを。

- 冬季休業期間


ソフトテニス部


馬術部



男子バスケットボール部

男子アイスホッケー部



7

7月は酪農学園大学の
一大イベント、白樺祭。
企画から、準備、運営、
打ち上げまで盛り上がります。

- 白樺祭
- 前学期授業終了



白樺祭実行委員会

8

試験が終われば、9月下旬まで
長期の夏休み。
大学生ならではの
自由な時間です。

- 前学期試験期間
- 夏季休業期間

9

いよいよ後学期の授業が
スタート。
久しぶりに会った友達と
話がはずみます。

- 前学期集中授業
- 前学期成績閲覧開始
- 後学期授業開始
- 後学期履修登録変更期間
- 研究発表会（獣医学類）
- 収穫感謝祭

ひとつ行事が終わるたび、友達が増える。
ひとつ季節が過ぎるたび、思い出も増える。
キャンパスで過ごした時間は、
きっと一生忘れられない宝物になるはずです。



1

年が明けると、
まもなく定期試験。
ここをクリアすれば、
春休みが待っています。

- 後学期授業再開
- 卒業論文発表会
- 後学期授業終了
- 後学期試験期間

2

札幌では雪まつりが
開催される2月。
雪と寒さに負けずに
乗り切ろう！

- 後学期集中授業
- 春季休業期間

3

どうぶつボランティア
幸せなしっぽ

ちょっぴり寂しい
卒業シーズン。
4年生、6年生の
旅立ちの季節です。

- 後学期成績閲覧開始
- 卒業者発表
- 卒業式
- 進級者発表



卒業式



乳牛研究会



酪農学園大学を知るためのQ&A

困ったときのQ&A

初めての大学生活は、わからないことだらけ。
困ったときは、まずこのページを開いてください。
役に立つ情報をQ&Aで紹介しています。

Q. 奨学金を利用したいのですが…。

A.

経済的に困窮している学生に対し、学資金を貸与または給付する奨学金制度や特待生制度を設けています。また、急な出費に備えた短期貸付金制度や、学費を負担している方の病気や失職などで授業料の納付が困難になった場合に一部を免除する制度もありますので、学生支援課に相談してください。

→詳しくは23,30ページへ

Q. 定期券を購入したいのですが、どうしたら良いですか？

A.

定期券販売所窓口で学生証を提示して購入してください。その際、学生証裏面の住所欄に現住所の記入を忘れないようにしてください。
JRの定期券を新規に購入する場合は通学証明書が必要となります。

→詳しくは48ページへ

Q. 病院に行きました。

A.

みなさんは医療互助会の加入者です。受診した場合、支払った医療費の30%が、申請により給付されます。「医療互助会給付金請求書」を学生支援課に提出してください。

→詳しくは25ページへ

Q. どのような課外活動団体がありますか。

A.

酪農学園大学には体育系39団体、文化系31団体の課外活動団体があります。興味がある団体があれば、ぜひ積極的に参加してください。

→詳しくは54ページへ

Q. 落し物をしてしまいました。

A.

学内での拾得物は学生支援課に届きます。持ち主が確認できる場合は携帯電話に連絡しますが、持ち主が不明な場合は学生支援課前の拾得物ケースにて保管しています。

→詳しくは18ページへ

Q. インフルエンザにかかりました。

A.

インフルエンザは、感染拡大予防のため「公認欠席」となります。欠席の手続きに必要な「学校医証明書」を医務室で発行しています。

→詳しくは24ページへ

Q. 悩みを相談できる人がいません。

A.

学生相談室に臨床心理士が常駐しています。人間関係の悩みや将来に対する不安など、気になっていることを相談してみましょう。カウンセリングを通じて、よりよい解決の糸口を見つけ出せるようサポートします。相談内容は厳守しますので、遠慮なくお越しください。時間の予約もできます。

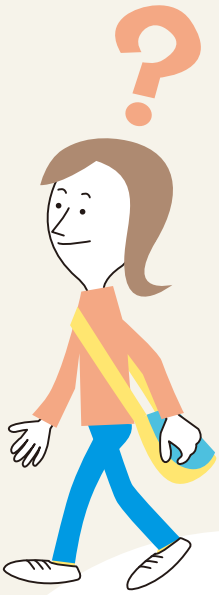
→詳しくは20ページへ

Q. 授業や成績のことで疑問があります。

A.

履修や資格取得について疑問が生じたときは、自分で判断せず教務課で相談しましょう。また、教務課では在学証明書や成績証明書、卒業見込証明書など、学修に関わる証明書も発行しています。

→詳しくは46ページへ



Q. UNIPA（ユニパ）ってなんですか？

A.

UNIPAとは「Web情報学生支援システム」の通称で、簡単にいうと学生ポータルサイトです。履修登録から、シラバスの照会、求人情報の検索まで、さまざまな情報にアクセスできます。UNIPAや掲示板で通知した内容は、みなさんに周知したものとして扱いますので、日常的に確認する習慣を身につけてください。急な休講や呼び出しが配信されますので、メールアドレスは必ず登録しておいてください。

→詳しくは10ページへ



Q. 教室の場所がわかりません。

A.

各建物の教室などの名称は「A2－104」や「C1－301」などアルファベットと数字の組み合わせで表記されています。

A2 － 1 04

建物名　階　部屋番号

「A2－104」はA2号館の1階にある4号室です。最初はとまどうかもしれませんが、少しずつ覚えてください。

→詳しくは62ページへ

Q. 授業料の支払いが遅れてしまいそうなのですが…。

A.

授業料の支払い期限は前学期が4月30日、後学期が10月15日と定められています。もし特別な事情で期日までに納付できない場合は、学務課に相談してください。また、「振込依頼書」を紛失してしまった場合は財務課にお問い合わせください。

→詳しくは29ページへ



Q. 図書館は いつでも使えますか？

A.

原則的に授業実施日は、朝８時40分から開館しています。ただし、休館することもありますので、OPAC（http://opac.rakuno.ac.jp）のカレンダーをご覧ください。

図書や雑誌を利用しての自習はもちろんのこと、７階に設置されたパソコンを使ってレポート作成・印刷もできます。

→詳しくは32ページへ

Q. 海外に 留学してみたい。

A.

国際交流課に相談してください。夏季や春季の休暇中に体験できる海外研修や、1年間の学術交流プログラムなど、さまざまな留学メニューを用意しています。語学研修から動物・環境保護研修、ファームステイなど、一人ひとりの目的にあったコースを提供します。

→詳しくは36ページへ



Q. 就職活動はいつから 始めたら良いのでしょうか。

A.

本格的な活動は3年生3月からとされていますが、その準備は今から始めましょう。

「卒業後の進路について」や「働くとは何か」を考えることからスタートです。

キャリアセンターは学年を問わず利用できますので、進学や就職などの進路に関する相談やインターンシップの相談など積極的に利用してください。

→詳しくは40ページへ



Q. 学用品はキャンパス内で 買えますか？

A.

酪農学園ホールの1階に大学生協があり、学生生活に必要なものを販売しています。筆記用具からパソコンの周辺機器、日用雑貨、食料品、衣料品、書籍まで、たいていのものは手に入るはず。その他には、髪をカットできる理容部があるほか、ゆうちょ銀行と北洋銀行のATMも設置しています。

→詳しくは86ページへ

Q. 教科書はどこで 購入できますか？

A.

生協の特設会場で4月と、9-10月の２週間教科書販売を行います。

履修登録をした科目で必要な教科書等がありましたら、そこでご購入ください。

その場で購入できない場合は、生協書籍店で予約したり、一般書店、インターネットなどで各自購入していただくことになります。

→詳しくは86ページへ



01 学生生活について

1. はじめに覚えてほしいこと …… 8
2. 大学生活のルールとマナー …… 12
3. 注意してほしいこと …… 16
4. 学生へのサポート …… 20
5. 健康管理について …… 24
6. 授業料・奨学金について …… 28
7. 図書館の利用案内 …… 32
8. 留学・国際交流及び社会貢献活動 …… 36
9. 就職について …… 40
10. 資格・各種証明書 …… 46

1. はじめに覚えてほしいこと

01-01 学籍番号

入学時に与えられ、卒業しても変わらない個人固有の番号を学籍番号といいます。
在学中や卒業後も各種証明書の申請でも使用されますので、覚えておく必要があります。

■例１
※ 学籍番号のしくみ（２２０５１００１を例にすると）

大学	入学年	学群学類	個別番号
	220	51	001

■例2
※ 学籍番号のしくみ（２２０３１００１を例にすると）

大学院	入学年	研究科専攻	個別番号
	220	310	01

この場合2020年度入学の農食環境学群・循環農学類の１番の人ということになります。

	学群	学類	学類コード
大学	農食環境学群	循環農学類	51
		食と健康学類	52
		環境共生学類	53
	獣医学群	獣医学類	61
		獣医保健看護学類	62

	研究科	専攻	コード
大学院	酪農学研究科	酪農学専攻（修士）	310
		フードシステム専攻（修士）	320
		食生産利用科学専攻（博士）	330
		食品栄養科学専攻（修士）	340
		食品栄養科学専攻（博士）	341
	獣医学研究科	獣医学専攻（博士）	410
		獣医保健看護学専攻（修士）	420

01-02 学生証

学生証はあなたが酪農学園大学生であることを証明するものです。

授業や試験を受ける時はもちろんのこと、提示を求められた時にはすぐに出せるように、常に携帯してください。

また、次のような場合は学生証が必要です。

①授業を受ける時
②試験を受ける時
③通学定期券または学割証を利用して乗車券を購入する時
④図書館で本を借りる時

などです。

※ 取り扱い上の注意

- 学生証は他人に貸したり、渡したりしてはいけません。
- 卒業まで使用するものなので、丁寧に扱ってください。
- ＩＣチップが内蔵されています。磁気に近づけないようにしましょう。

※ 学生証を再発行する場合（紛失・破損・汚損・劣化・期限切れ）

- 学生証を紛失した場合はすみやかに、学生支援課に届け出をしてください。
- 再発行の手続きは学生支援課で行い、代金の支払いと学生証の受け渡しは酪農学園生協で行います。
- 再発行中、学生証が見つかった場合、その学生証は無効になり再発行した学生証が有効になりますので、ただちに、学生支援課へ返還してください。再発行前の学生証で出席をとることはできません。
- 学生証の再発行には、2,000円の料金がかかります。

指定身分証明書

試験を受ける際、学生証を忘れた時や失くした場合は、学生支援課で指定身分証明書の発行手続きをしてください。

詳細は48ページを確認してください。

01-03 ICカードリーダー

教室（実験・実習室を除く）には、出席確認用のICカードリーダーが設置されています。学生のみなさんは、授業で入室する際に必ず学生証をかざし、出席情報を登録してください。その際に読み取られた学籍番号や読取時刻の情報は、すぐにシステムサーバーに転送・保管されます。

※学生証をかざす時は財布や定期入れから出し直接かざしてください。
※「Boo-♪」と警告音が鳴り、赤ランプが点灯した場合は、もう一度、学生証をかざしてください。

ピロリン♪と読取音が鳴り、
「出席」の青ランプが点灯すれば、OK!
（出席登録されました）

何度もエラーが出る場合は教務課に申し出てください。



ICカードリーダーは、授業開始時刻10分前から授業開始後30分間点灯しますが、授業開始時刻の５分後以降は「遅刻」として登録されます。

また、授業開始30分以降は読み取りができなくなりますので、科目担当教員に直接学生証を見せ、出席を申告してください。

他人の学生証をICカードリーダーにかざして出席登録をする「出席の成りすまし」等の不正行為は、絶対に行わないでください。

？
授業を欠席する時は？
理由のある欠席は、欠席届を出しましょう
詳細は49ページを確認してください！



01-04

Web 情報学生支援システム（UNIVERSAL PASSPORT　通称：UNIPA（ユニパ））

1．「UNIPA」とは

「UNIPA」は、みなさんが大学生活をおくる上で必要な情報にアクセスする窓口として履修登録、シラバス照会、時間割照会、成績照会、課題提出などのシステムから構成される統合的な“学生ポータルサイト”です。

休講や補講、試験やレポートなど授業に関する情報はもちろん、大学からの連絡事項や講演会のお知らせなど大学の諸活動を知ることができ、みなさんにとって不可欠な情報ツールです。

みなさんにとって大切な情報を配信していますので、定期的に確認するように心がけてください。



2．メニューと機能

「UNIPA」のメニューは、「ポータル」と「クラスプロファイル」の2つのタブから構成されます。

①「ポータル」

ポータル画面では、機能メニューの他に授業情報、お知らせ＆トピックス、就職情報、ＱＡ回答、システム情報など各種情報掲示が表示されます。

- 学籍情報照会…学籍情報を照会する。
- 学籍情報変更申請…現住所、電話番号を申請する。
- 授業時間割表…カリキュラムごとの時間割を照会する。
- 学生時間割表…自分の時間割を照会する。
- オフィスアワー…教員の研究室の場所・在室時間帯を確認する。
- シラバス照会…授業のシラバスを参照する。
- 履修登録…履修登録をする。
- 出席状況確認…自分の出席・欠席状況を確認する。
- 成績照会…自分の成績を照会する。
- 進級見込判定…進級見込判定結果の確認。
- 卒業見込判定…卒業見込判定結果の確認。
- e-ラーニング…授業資料のダウンロードや課題の実施。
- 資格取得見込判定…資格取得見込判定結果の確認。
- Q&A（学生）…修学上や学生生活等の質問をする。
- アンケート回答…各種のアンケートに回答する。
- 企業求人情報検索…企業からの求人情報を検索する。

②「クラスプロファイル」

クラスプロファイル画面では、授業に関する各種情報の確認や登録を行います。

- シラバス照会…授業のシラバスを参照する。
- 授業資料…各授業で利用する資料を確認する。
- 課題提出…各授業で出された課題を提出する。
- Q&A…授業担当教員に質問をし、回答を確認する。
- WEBノート…授業内容に関してのメモを登録する。

3．「UNIPA」へのアクセス

インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンから、学内・学外を問わずどこからでも「UNIPA」にアクセスすることができます。

①学外からのアクセス

インターネット検索で、「酪農　ユニパ」と検索すると上位に表示されます。Webブラウザのアドレス欄に下記URLを直接入力してもアクセスできます。

https://unipa-ap.rakuno.ac.jp/

（※ アドレスは【お気に入り】に登録しておくと便利です。）

②学内でのアクセス

学内にあるパソコンを利用し、学内HP【RINES】の学生用サイトから、Web情報学生支援システムにアクセスする。

☆UNIPAに接続可能なパソコンがある場所

・図書館７階オープンＰＣフロア
・各ＰＣ教室

4．アカウント

「UNIPA」は、ログイン画面からアカウント（ユーザID、パスワード）を入力し、ログイン認証を受けることにより利用することができます。

アカウントは、入学時に学生個々に配付されますが、「UNIPA」のログインばかりでなく、オープンPCフロアやPC教室のパソコンを利用する際のネットワークログインの際にも必要です。また、個人のWebメール（Gmail）やインターネット等を利用する際にも必要となる場合があります。

「UNIPA」では、学籍情報や成績情報など個人情報を取り扱いますので、セキュリティ対策のために定期的なパスワードの変更を推奨します。パスワードは他人に盗用されないよう注意し、これらを怠った結果生じる損害や不利益は学生の自己責任になります。

パスワードを忘れてしまった場合は、中央館7階オープンPCフロアのカウンターまで申し出てください。（必ず学生証を持参してください）

5．大学からの通知・連絡

大学からの通知や連絡は、「UNIPA」及び掲示板を利用して伝達されます。いったん「UNIPA」や掲示板でお知らせした事項については、学生のみなさんに周知したものとして取り扱うこととなりますので、各自確認をしてください。特に、授業・試験・成績など学業上の重要な情報については十分な確認が必要です。

大学からの情報を知らなかったために不利益を被ることのないよう、日頃から「UNIPA」や掲示板を見る習慣を身につけてください。

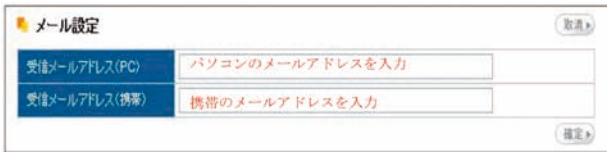
6．メールアドレスの登録

「UNIPA」の情報は、メールアドレスを登録することで携帯やパソコンのメールで受信することができます。

「UNIPA」トップ画面右上にある【メール設定】からメールアドレスを登録してください。

当日の急な休講決定や緊急を要する呼出しの場合がありますので、「UNIPA」から配信されたメールは必ず確認してください。





アドレスが正しく登録されると、その場で携帯に確認メールが届きます。確認メールが届かない場合は、登録したアドレスを十分確認し、正しいアドレスを再度登録してください。

迷惑メール拒否のために携帯で拒否設定をしている場合、「UNIPA」からのメールも拒否してしまうことがあります。

その場合は本学のドメイン「rakuno.ac.jp」を指定受信するよう設定してください。

7．現住所等の変更申請

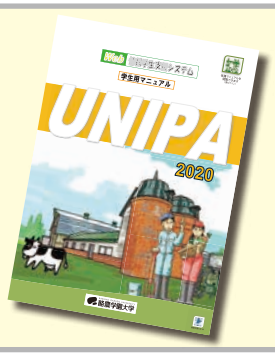
大学からの通知や連絡については、「UNIPA」や掲示板以外にも、書類を送付したり、直接口頭でお知らせすることがあります。緊急を要する場合や重要な内容の場合には、みなさんの携帯電話へ直接電話することもあります。誤った連絡先が登録されていると、大切な書類を受け取ることができなかったり、緊急の連絡を受けることができず不利益を被る可能性がありますので、常に最新の正確な連絡先を「UNIPA」に登録しておくことが必要です。

まず、「UNIPA」の【学籍情報照会】から自分の連絡先（現住所・電話番号等）を確認してください。在学中に変更があった場合は、「UNIPA」の【学籍情報変更申請】から必ず新しい連絡先を申請登録してください。

なお、保証人の氏名・住所等の変更については「UNIPA」からの変更申請はできません。「入学誓書に関する変更届」の提出が必要になりますので、教務課窓口まで申し出てください。

毎日UNIPA・掲示板を確認しよう

その他、「UNIPA」の操作については入学時に配布する「Web情報学生支援システム（学生マニュアル）」を見てください。



2. 大学生活のルールとマナー

02-01 ルールとマナー

みなさんは本学の学生であると同時に一人の大人として扱われます。学内、学外それぞれのルールとマナーを守り、これからの学生生活を有意義に過ごしてください。

懲戒処分

ルール違反、マナーに欠ける行為や本学の信頼を損なう行為等があった場合は、「酪農学園大学学則第40条」および「酪農学園大学罰則に関する規程」（詳細は108ページ）に基づき、懲戒処分を行います。

また、試験時における不正行為（カンニングなど）や学内への車両の無断乗入なども同様に懲戒処分対象となります。懲戒処分になるようなことは絶対にしないでください。

近隣住民から

禁煙場所での喫煙、吸い殻のポイ捨て、パンやお菓子の食べ歩き、ごみのポイ捨てなどで大学に多数クレームが来ています。また、引越しの際に不要な荷物やごみをそのまま置いて引越したり、ペットをそのままにして引越すという無責任な方もいると言われています。

そのようなことも絶対にしないでください。

大学には「大学のルール」があります。そして、大学の外に出れば、みんなが守らなくてはならない「社会のルール」があります。「してはいけないことは、してはいけない」という、基本的なルールとマナーを守ってください。

02-02 自動車通学は禁止しています

本学では、「構内交通規制に関する規程」（詳細は115ページ）により、自動車通学を禁止しています。

この措置は、学内の教育環境を守り、学内外における交通安全・事故防止の徹底のために1981年９月１日より実施され、その結果、学内での事故件数が激減する効果をあげています。

ただし、やむを得ない事情のためどうしても車両を用いて通学しなければならない場合は特例として許可することがあります。その場合も所定の手続きが必要になりますので、必ず学生支援課に相談に来てください。

特例として乗り入れが許可される場合

1.身体の不自由により、公共の交通機関による通学が難しい。
2.公共の交通機関がない、または著しく不便なため通学に支障をきたす。
3.卒業論文や研究などを行う理由で車両での通学が必要である。
4.部・サークル等課外活動のために車両の使用が必要だと認められた団体。（1団体1台まで）

※ 注意事項

- 片道60㎞を超える自動車通学は修学及び安全上好ましくないため許可できない場合があります。
- 上記の理由で自動車通学を希望する場合、必ず交通安全講習会と自動車通行許可申請説明会への出席が必要です。（在学生2月・新入生4月のみ）
- 傷病のため公共交通機関での通学が困難な学生については、その治療期間に応じて特別に乗り入れを許可することがあります。その場合にも提出していただく書類がありますので、学生支援課に申し出てください。

また、学生の自動車所有の増加にともない、次のような問題が生じています。

①近隣の住宅街での不法駐車や長時間にわたる車の放置が住民生活に迷惑をかける。また、道路の見通しが悪いために交通事故等の危険もある。
②父母に内緒で自動車を購入し、任意賠償保険にも加入せずに交通事故を起こし、長期間にわたり入院加療をしたり、多額の賠償金のために退学する者、またはアルバイトをしながら返済している者がいる。
③自動車を遊びに利用し、生活が不規則になり学業意欲が低下し、留年・退学する者がいる。
④大型事故を起こし、遺族に対する精神的負担を一生負い続ける者がいる。

このような憂慮すべき事態において、本学では学生の車利用に対して交通安全の指導を徹底して行っています。このため父母に対しては車を持たせない、車による通学をさせないよう要請をし、また、違反を繰り返す学生については個別指導を行うなどの対策をしています。

02-03 バイクで通学する場合も許可が必要です

原動機付き自転車や自動二輪での通学を希望する学生は、申請書を学生支援課に取りに来てください。申請書に必要事項を記入の上、車両登録料（500円分の証紙）を添えて学生支援課に申請してください。その時に許可証のステッカーを渡しますので、バイクの目立つところに貼ってください。毎年申請が必要です。

02-04 アルバイト

アルバイトをしようと思ったら、雇用条件等をよく確認し、学業や健康に支障のない範囲で行うようにしましょう。学生支援課の掲示板（学生サービスセンター～中央館の渡り廊下にあります）でもアルバイトの紹介を行っています。応募したいと思ったら、各自で直接問い合わせてください。

以下の点を参考にアルバイトを選択してください。

- 始める前に、労働条件を確認しましょう
- アルバイトでも、残業手当があります
- 仕事中のケガは、労災保険が使えます
- バイト代は、毎月決められた日に全額支払いが原則です
- 条件を満たせば、有給休暇が取れます
- 会社都合の自由な解雇はできません

●就労禁止職種について

本学では、次のアルバイトは長・短期を問わず就労を禁じています。これは、これらの職種についた結果、本来の学業継続を断念したり、著しく阻害される危険性が大きいからです。

生命・身体に危険を伴うもの	①自動車の運転 ②高所での作業（ビルの窓拭き、屋根での作業） ③プレス機、裁断機等の操作・作業 ④多量のLPG・高圧酸素高電圧危険物取扱作業 ⑤建造物の解体、破壊作業 ⑥重量物の運搬・移設・設置等 ⑦土木・建築現場の重労働 ⑧腰以上に及ぶ路面下作業（穴掘り等） ⑨交通量の多い路上作業　など	学生にふさわしくない業種	①風俗業（パチンコ店・バー等） ②労働争議等対峙関係に巻き込まれるおそれのあるもの ③深夜に及ぶ作業又は深夜勤務の可能性のある交代勤務　など
健康に有害な作業	①農薬等の散布・有害劇薬を取り扱う作業 ②高温度（熱処理加工等）・厳寒下での作業　など	その他	①出来高払いの歩合制の賃金、訪問外交販売員 ②労働条件の不明なもの ③法律で禁じられているものを内容とするもの

困ったときは・・・

雇用条件が違う場合や被害を受けた場合などは、まずは労働条件相談ほっとラインに相談をし、合わせて学生支援課にも報告してください。

［フリーダイヤル］☎0120－811－610



02-05

ごみの出し方

ごみの分別について

●本学の場合

本学には、環境についての学群・学類があります。地球環境のためにできることを考え、その一歩であるごみの分別の徹底を呼びかけています。学内のごみの分別については、江別市のごみの分別ルールとは異なっていますので、きちんと分別してごみ箱に捨ててください。

なお、課外活動（部室）で出たごみの捨て方は別に定めています。（詳細は58ページ）





※ 場所によってごみ箱の形が異なりますが、各建物にあります。

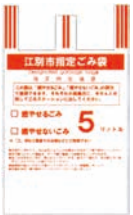
●江別市の場合

江別市では、循環型社会の形成を図るため、家庭から出るごみの減量と資源化（リサイクル）を進めています。ルールに従ってごみを出してください。

（1）ごみの発生を抑制する（リデュース）
（2）再使用品を繰り返し使う（リユース）
（3）資源の再生利用（リサイクル）

3R の推進で環境にやさしい暮らしを！

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」は、指定ごみ袋に入れて出すことが基本です。



ごみ出しガイドアプリ「5374.jp えべつ」▶

注意！

段ボール箱や発泡スチロール、他の袋などで出すことはできません。
長さ１ｍ以下で指定ごみ袋に入らないものは「ごみ処理券」を貼って出してください。

ごみの収集日やわからないことは、江別市生活環境部環境室廃棄物対策課へ
（011－383－4211）
ホームページ　http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp の暮らしの情報・ごみとリサイクル

●江別市のごみの分別・出し方

燃やせるごみ	有料	●台所ごみ　●紙類　●プラスティック類（薄いもの、軟らかいもの）　●布類 ・指定ごみ袋に入れる　・入らないものはごみ処理券で	週２回	→ 収集日の朝、9時までにごみステーションに出しましょう！
燃やせないごみ	有料	●小型家電・小型家具類　●かたまり・厚いプラスティック類　●ガラス・陶器・カバン・靴 ・指定ごみ袋に入れる　・入らないものはごみ処理券で	月２回（繁忙期除く）	→
資源物	無料	●ペットボトル　●ビン・缶　●紙パック　●白色トレイ ・中身の見える、透明な袋に入れる 段ボール・ビン・缶・新聞・雑誌・紙パックは、自治会の資源回収へ出せます	月２回	→
危険ごみ	無料	●スプレー缶・ガスカセット缶 ●乾電池、水銀体温計・温度計、ガス・オイルライター　●蛍光管 ・中身の見える、透明な袋に入れる	月２回	→
大型ごみ	有料	●家具・寝具　●厨房・暖房器具 ●スポーツ用品　●その他 ・電話で事前申し込み	→	大型ごみ受付センター 011-380-6000

市で収集しないごみ

特定家電製品 ●テレビ　●冷蔵庫・冷凍庫 ●洗濯機・衣類乾燥機　●エアコン	→	有料 江別リサイクル事業協同組合 011-385-7124 または、家電販売店へ直接持込
パソコン ●パソコン本体 ●ブラウン管・液晶ディスプレイ ●ノートパソコン	→	有料 パソコンメーカー　または パソコン３Ｒ推進協会へ依頼 03-5282-7685
その他 ●オートバイ	→	有料 販売店　または 二輪車リサイクルコールセンター 050-3000-0727
●ゴムタイヤ　●ピアノ ●消火器　●引越ごみ（多量） ●灯油類・ガスボンベ	→	有料 専門業者　または 江別リサイクル事業協同組合 011-385-7124

■指定ごみ袋

種類	１枚	１袋（10枚）
5リットル	10円	100円
10リットル	20円	200円
20リットル	40円	400円
30リットル	60円	600円
40リットル	80円	800円

■ごみ処理券

区分	金額
長さまたは直径が50㎝以下のもの	80円（1個）
長さが１m以下、直径が10㎝以下の枝木・廃木材など（束のサイズ直径50㎝、長さ１mまで）	80円（1束）
長さまたは直径が、50㎝を超え１m以下のもの（枝木などを除く）	160円（1個）

※ 大型ごみ処理シール　250 円、500 円、1,000 円の３種類あります。（払い戻し不可）

※ ごみの分別や出し方は、各自治体で異なります。別な地域にお住まいの方は、広報で確認するか、市区町村役場にお問い合わせください。

3. 注意してほしいこと

03-01 ハラスメント

キャンパス・ハラスメント

相手の意に反する不適切な発言や行為等を行うことによって、相手に不快感や不利益を与える等、人権を侵害し、教育研究環境を悪化させることを言います。この場合の相手とは、必ず特定の相手を指すものではありません。問題となる言動が、多数の人に向けられたものでも、その言動について不愉快な思いをする場合も含まれます。

キャンパス・ハラスメントとしては、次のようなものがあります。

●セクシュアル・ハラスメント

性的な言動や行為によって相手に対し不快な思い（精神的苦痛、屈辱など）を与えることを言います。言葉、行動、視覚によるものなど様々です。

なお、セクシュアル・ハラスメントには「環境型」と「対価型（地位利用型）」に大別されます。

「環境型」

性的な言動によって、教育や研究をはじめとする大学内外の生活環境を悪化させることを表す。

「対価型（地位利用型）」

教員と学生、上司と部下、先輩と後輩といった力関係（権力関係）を背景として、相手の意に反する不当な性的言動によって、修学上の利益や不利益を与えることを表します。

例えば・・・

- 相手の意に反する、性的な発言や行為をする
- 「女のくせに」「男らしくあるべき」など性差別、性別役割を押しつける
- 年齢、容姿、服装などについてことさらに言う　など

●アカデミック・ハラスメント

教育または研究上で指導的または優越的な立場にある者が、その立場や権限を利用して相手に苦痛や不利益を与えることを言います。

例えば・・・

- 嫌いなタイプの学生に対して指導を拒否したり侮辱的言辞を言ったりする
- 理由を示さずに単位を与えない
- 家族関係・友人・恋人のことなど、プライベートについて根掘り葉掘り聞く　など

●パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位や優位な立場等を背景に、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする行為を言います。これは、学生同士、先輩・後輩の間でも起こり得ます。

例えば・・・

- 他の人の前で、大声で怒鳴り、叱責する
- 人格否定、名誉毀損、侮辱の発言（存在が目障り、頭が悪い、病気だろうなど）
- 指導や注意の範囲を超えて、人格を著しく傷つける発言をする　など

ハラスメントの具体例は、入学時に配付したパンフレット「酪農学園大学ハラスメン防止ガイドライン」を参照してください。

●その他のハラスメント

その他に、飲酒を強要するアルコール・ハラスメント、SNSやブログなどで行われる悪口や嫌がらせ（ネットいじめ）、交際相手への暴力や過度な束縛（デートDV）、出身地・文化・国籍・LGBTなどに対する偏見に基づく不当な扱いなども問題になっています。

また、複合的な要素で構成されるハラスメントもあります。

ハラスメントは、行為を受けた人は深く傷つき、心の傷が癒えるまでに長い時間がかかります。また、相手を傷つけるだけでなく、周囲の環境も悪化させてしまいます。

◆ハラスメントを起こさないために

- 相手の人格の尊重及び相手の立場に立った行動を心がけましょう。
- 考え方、感じ方はそれぞれです。好意が「思い込み」ではないか注意しましょう。
- 相手が拒否したり、嫌がっていることが分かったら、同じ行動を繰り返さないようにしましょう。
- 不快な言動かどうかは、相手からいつでも明確な意思表示があるとは限りません。

◆ハラスメントを受けたと感じたら

- 自分が悪いと思うなど、自分を責める必要はありません。
- 言葉と態度で「嫌だ、不快だ」という気持ちをはっきりと伝えましょう。
- １人で悩まずに、誰か周囲の信頼できる人に相談をしましょう。
- 記録を残しましょう、後々役に立ちます（いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたのかなど）。
- インテイカーに相談しましょう。

◆第三者としてハラスメントに遭っている人を見たら

- ハラスメントが見受けられる場合は、可能であればすぐ注意しましょう。

・ハラスメントを受けている人の力になってあげてください。
・インテイカー等に相談するように勧めてください。

●ハラスメント相談窓口

ハラスメントを受けていると感じたら、まずはインテイカー（相談員）に相談してください。

インテイカーは、学生等からの相談を受け、事実を聴き、発生した問題を解決に導くことを担当します。相談及びその内容はすべて秘密扱いされ、相談者や証言した学生・教職員はいかなる場合においても不利益を被ることはありません。

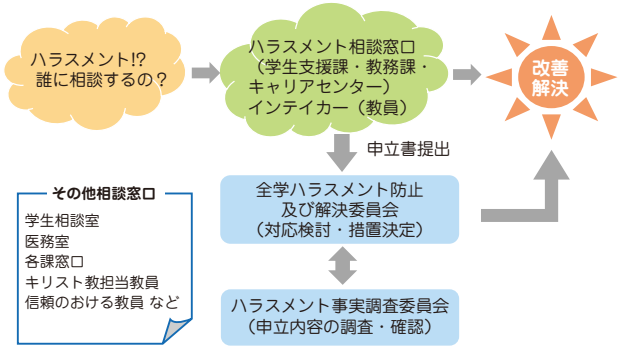
【インテイカー】

学生支援課、教務課、キャリアセンター、各学類から選出された教員が担当しています。

詳細（氏名や連絡先など）は、渡り廊下の学類掲示板で確認してください。

●相談の流れ

インテイカーに相談した後、次の流れで問題解決を図っていきます。その際、必ずしも申立書を提出して各種委員会で調査を進めるわけではなく、事案の内容によってはインテイカーの段階で改善・解決を進めるケースもあります。



安心して相談してください

相談及びそこで知り得た内容は相談者の許可なく決してもらしません
相談者、証言した学生・教職員はいかなる場合においても不利益を被ることはありません

NO! アルコールハラスメント



略して「アルハラ」
飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為、人権侵害を言います。

・飲酒の強要・アルコール以外の飲み物を用意しない
・イッキ飲みの強要・酔ってからんだり、暴言を吐く
・意図的な酔いつぶし→絶対にしない、させない

節度を超えた飲酒によっては「急性アルコール中毒」など危険な状態になります。
お酒に強いか弱いかは個々人の体質によって異なりますので、無理に飲んだり、飲ませたりしないでください。また、体調が悪い時や車を運転する時など飲めない時は、きっぱりと断ってください。

●万が一の時は、主催者・幹事、参加者が責任をもって介抱してください。
- 一人にしないこと… ……酔った人を一人にせず、誰かが必ず付き添う
- 顔を横向きにする… ……嘔吐物で窒息しないように、顔を横向きにする
- 眠り込んだ時は救急車を呼ぶ… ……呼びかけても反応がないとか、大いびきをかく場合など「危ない」と感じたら、すぐ救急車を呼ぶ。必ず誰かが付き添って病院へ行き、状況を指導教員や顧問、学校（夜間は守衛が出る）に連絡し、可能であれば、運ばれた学生の家族にも連絡する。

※ 未成年者の飲酒は法律で禁じられています。未成年者への飲酒はさせてはいけません。
未成年者と知りつつ、親権者やその他の監督者が制止しなかった場合は、罪に問われます。

一人暮らしの方へ



注　意

北海道の冬は寒く、水道の凍結がおこりますので注意が必要です。万が一を考えて保険に入っておくことも大事です。（酪農学園生協で加入できます）

夜間の帰宅時は注意が必要です！

みなさんは授業や課外活動などで遅い時間に帰宅することがあると思います。帰宅時には十分注意するとともに、人通りの多い明るい道を通る、友人と一緒に帰宅するなどの防犯対策が必要です。

被害にあった場合や不審者を見かけた場合には、直ちに警察に連絡するとともに、学生支援課にも報告してください。

なお、学生支援課では学生生活援護会の学生安全対策事業の一環として、「命の笛」および「防犯ブザー」を購入し、全学生を対象に無料配付を行っております。

希望する学生は学生支援課窓口に申し出てください。


（命の笛）


（防犯ブザー）

03-02 落し物

学内での拾得物は、学生支援課前に置いてある拾得物ケースにて保管しています。落し物・忘れ物をした学生は、拾得物ケースを見に来てください。

なお、持ち主が明らかな場合（学生証・財布・名前の記載のあるもの）は、UNIPAに登録してある携帯電話に連絡します。持ち主がわからない場合は、遺失物法に基づき、３カ月間保管した後に処分します。

携帯電話・貴重品等については、学生支援課窓口で保管しています。

注意

※ 落とした物がすべてその日に届くわけではありません。落とした場所がわかっている場合は、その場所を一度確認してください。
※ 携帯電話の落し物が年々増えています。届けられた携帯電話については、個人情報保護の関係上、教職員は携帯電話を操作する事ができません。紛失した場合は、学生支援課までお問い合わせください。

03-03 盗難・置き引きに注意！

学内での盗難が発生しています。授業中、背もたれにかけていたカバンが盗まれたという報告もあり、油断できません。被害を未然に防ぐために、手荷物・貴重品の管理を十分行うよう心がけてください。

- 財布などの貴重品は必ず身につけてください。
- 高額な金品は学内に持ってこないでください。
- 教室、食堂、図書館などで手荷物を置いたまま席を離れないでください。
- 荷物の保管は、鍵のかかるロッカーを利用してください。ただし、鍵をこじ開けられる場合もあるので、貴重品は入れないでください。（鍵のかけ忘れにも注意）
- 自転車は、施錠の確認とともに、二重ロックにしてください。（防犯登録ナンバーをひかえておく）
- 自転車のかごにかばんや財布を置いたままにしないでください。

被害にあったら・・・

- キャッシュカードはすぐ使用停止にしてください。
- 警察に届け出してください。（免許証の対応も）
- 学生支援課に報告してください。（事故報告書に記入してもらいます）

最寄りの警察は、



江別警察署・・・011 － 382 － 0110
文京台交番・・・011 － 387 － 1866
※ 身の危険を感じるような場合は、110 番通報してください。

03-04 薬物の乱用禁止

違法薬物としては、マリファナ、ヘロイン、コカインなど依存性、毒性が高いものやMDA、MDMAといった幻覚作用を持ち、錯乱状態に陥るものなどがあります。近年ではインターネットの普及で入手しやすくなっており、様々な誘惑が存在しています。「ダイエットに効果がある」とか「気持ちがよくなる」などと誰かに勧められて、好奇心で手を出してしまう方もいるようですが、絶対にしないでください。１回くらい・・・はダメです。１度でも手を出すと深みにはまり、禁断症状が出て、薬物の依存性や耐性によって使用量や回数が増えて、心も身体もボロボロになってしまいます。さらに刺激を求めて違う薬物を入手したり、薬物を買うお金のために犯罪に手を染めてしまうことも怖いのです。そうなると、家族や友人、そして社会に対しても被害を及ぼすことになります。

誘惑に負けない強い気持ちを持ってください。自分を守れるのは自分しかいないのです。

薬物のない学生生活のために
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/__icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1344688_1.pdf

03-05 悪徳商法

年々手口が巧妙になる「悪徳商法」。若者の被害は常に高い割合を示しており、中にはだまされていることに気づかず損害が膨れ上がるケースもあります。正しい知識と対応で被害を未然に防ぎましょう！

主な悪徳商法

●マルチ商法

「商品を買って販売組織に参加し、友人に商品を売るか組織に加入させるとマージンがもらえる。あとは友人が次々に同様の活動をすればさらに収入を得ることができる」などと簡単に高収入が得られるかのような説明をして勧誘し、結局は多額の負担をさせることを「マルチ商法」と言います。金銭的被害だけにとどまらず、友人、知人との人間関係も損ないかねません。

クーリング・オフや契約を解約して組織から退会することができます。組織に入会後１年未満で退会する場合、引渡しを受けてから90日未満の未使用の商品であれば、その商品を返品して適正な返金を受け取ることもでき、また、クレジット契約の場合は支払いの条件によって拒否もできます。

●騙（かた）り商法

「かたり」というのは、消防署や水道局といった公的機関や日頃から取り引きのある業者を装って、物を売りつけたり、契約させたりして、お金をだまし取る商法で

す。
　業者が来た際には身分証明書などの提示を求めて何かに記録して、従来から契約している業者なのかを確認してください。色々調べて怪しいと思った時には、きっぱりと拒否してください。

●霊感商法

「あなたの家には悪霊が取りついています」などと不安になることを言って、「うちで作っている印鑑や壺、仏像などを購入すれば悪霊を取り払うことができますよ」と言って物を売りつけるのが「霊感商法」です。
　不安感や恐怖感をあおる霊能者や占い師、訪問者は最初から怪しいと考えて、はっきりと断りましょう。

●キャッチセールス商法

街を歩いていて、アンケート調査やエステの無料体験、絵画の展示会があると言って、営業所や喫茶店などに同行させて、商品やサービスを契約させることを「キャッチセールス商法」と言います。キャッチセールスで多い商品・サービスは、宝石、絵画、ビデオ、会員権、化粧品、エステ、英会話などです。
　キャッチセールスにより店舗へ行った場合は、法律上では訪問販売として位置づけられクーリング・オフの対象となります。

●アポイントメント商法

「あなたが当選しました」というハガキや電話で呼びだされ、指定された場所へ行くと、しつこく貴金属や絵画、会員権などの購入や契約をさせるのが「アポイントメント商法」です。口実は様々で、販売目的を隠して呼びだします。また、恋愛感情を巧みに利用する「デート商法」も含まれます。長時間の勧誘で根負けして契約してしまうケースが多いようです。
　アポイントメント商法は、特定商取引に関する法律により、契約日を含めて８日間以内であればクーリング・オフにより無条件で契約解除ができますが、クーリング・オフを妨害されることも多いため、注意が必要です。 知らない人からの突然の呼び出しには、慎重に対応してください。

クーリング・オフとは

　クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などの特定商取引法で契約した場合に、一定の期間と条件内であれば消費者が一方的に契約の解除ができる制度です。特別な理由や何らかの費用負担の必要もありません。

８日間・・・　電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問販売（アポイントメント商法、キャッチセールス商法）

20日間・・・　連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法）

※ 通信販売には特定商取引法上のクーリング・オフ制度はありませんが、平成21年12月1日より、通信販売事業者に返品特約表示が義務付けられました。この記載がない場合は、購入者が商品を受け取った日から８日以内は契約解除を行えるようになりました。

悪徳商法の被害にあった時は・・・

　これまでに説明した悪徳商法以外にもネットオークションでのトラブルやアダルトサイト利用料の不当請求、訪問販売でのトラブルや敷金返還トラブルなど気をつけなければならないものがたくさんあります。万が一被害にあった場合は、学生支援課や下記の機関に相談してください。

○最寄りの消費生活センター

・北海道立消費生活センター
☎050－7505－0999　平日９：00～16：30
http://www.do-syouhi-c.jp/

・札幌市消費者センター
☎011－728－2121　平日９：00～16：30
http：//www.shohi.sl-plaza.jp/

・江別市消費者協会
☎011－381－1026
月～木９：30～16：30、金10：00～16：00
金（大麻出張所）☎011－382－4855
※ 居住地域の消費者センターへおかけください。

03-06 カルト

　学内や他大学のサークル活動等に見せかけて、宗教団体やカルト団体に入会させられるということがあります。これらの団体は、最終的には対象者を金銭的・人間的に支配することを目的にしています。
　手口としては、サークルへの勧誘やアンケート調査を装って、個人情報を聞き出し、セミナーや合宿への参加を勧めるといったものです。人には様々な不安や悩みがあって、孤独におちいることがあります。そのような心のすき間を狙って、あたかも親切な人間のように近づき、巧妙なマインドコントロールで最終的に通常の生活ができない状況にしてしまうのです。何か怪しい話だなと思ったら、最初から取り合わず、はっきり断ってください。聞くにしても複数名で聞くとか、入会の即答をしないで第三者（家族、友人など）に相談してから決めるといった慎重な姿勢が必要です。どんな状況でも自分を見失わず、強い意志を持ってください。
　なお、個人情報については、カルト団体だけではなく、様々な団体があの手この手で狙っていますので、十分に注意して、安易に個人情報を知らせないでください。

あなたはNOと言えますか!?
ほんとに怖～いカルトの勧誘 もよく読んでください。

4. 学生へのサポート

04-01 学生担当教員

本学では、学生一人ひとりへのきめ細かな支援を行うため、入学時より学生ごとに「学生担当教員」を配置し、学生の皆さんのあらゆる諸活動をサポートします。学生担当教員は、学生のニーズを理解し、学生の資質や可能性を最大限に引き出すよう務めていますので、修学上や学生生活における問題や悩み、進路等について積極的に相談してください。

学生担当教員は、下記のとおり学年によりアドバイザーと研究室指導教員に区分されます。アドバイザーは、入学時から専門ゼミ移行時まで担当し、専門ゼミ移行後は所属の研究室指導教員（獣医学類はユニット指導教員）が担当することになります。

学類	1年	2年	3年	4年	5年・6年
循環農学類	アドバイザー		研究室指導教員		
食と健康学類	アドバイザー		研究室指導教員		
環境共生学類	アドバイザー		研究室指導教員		
獣医学類	アドバイザー				ユニット指導教員
獣医保健看護学類	アドバイザー		研究室指導教員		

89ページから学類・教員について紹介しています。そちらも確認してください。

04-02 オフィスアワー

オフィスアワーとは、教員が学生からの質問や相談を受けるために研究室に在室している時間帯のことです。出張や会議で不在の場合を除き、オフィスアワーで定められた時間は教員が研究室に在室して学生の質問や相談に応じます。授業のことで質問や、学校生活や進路のことで先生に相談したい場合は、積極的にオフィスアワーを活用してください。

なお、非常勤講師については、授業の前後に教室や非常勤講師室で相談を受け付けます。

オフィスアワーの確認方法

UNIPAメニュー「お気に入りタイトル」＞「オフィスアワー」を選択してください。

04-03 学生相談室

学生相談室は、学生一人ひとりが、より良い学生生活を送るために必要なサポートをするところです。

「学生相談室に行くほどの悩みではないかも」と、迷う場合もあるかもしれませんが、困ったことや迷っていることがありましたら、まずは学生相談室へ来てください。

アクセス

場所：学生サービスセンター1階

電話・FAX：011-388-4124（学生相談室直通）

メールアドレス：rg-caun@rakuno.ac.jp

受付時間：月曜日～金曜日　9：30～17：30

相談できるのは？

本学学生の皆さんです。

学生のご家族や教職員も、学生に関する事柄について、相談することができます。

どんなことが相談できるの？

●心身の健康に関すること

疲れやすい、眠れない、食欲がない・・・

●性格に関すること

人前で緊張する、マイナス思考になりがち・・・

●対人関係に関すること

友達との関係が上手くいかない・・・

●日常生活に関すること

一人暮らしや寮生活、アルバイトについて・・・

●学業に関すること

履習相談、退学・休学・・・

（必要に応じて、学内他部署または学外相談機関等を紹介する場合もあります。）





学生相談室では、こんなことができます

・臨床心理士・公認心理師によるカウンセリング
・医師によるカウンセリング
・心理検査で自分を発見！
・待合コーナーでちょっと休息
・情報提供（メンタルクリニックの紹介など）

学生相談室の利用方法

学生相談室では、予約をしてくださった方を優先してお話しを伺います。相談予約をしてから来室することをお勧めしています。

1. メールで面接予約をする：rg-caun@rakuno.ac.jp

「面接を希望します」とメールをください。お名前、学籍番号、簡単な相談内容を記入してください。必ず、返信します（しばらく待っても返事が来ない場合はお手数ですが電話をください）。

2. 電話で面接予約をする

011-388-4124（学生相談室直通）へ電話をして、面接予約をしてください。

3. 直接相談室に行って予約をする

学生サービスセンターの１階にありますので、窓口で直接予約をしてください。

今は相談することがないけれど、一度学生相談室を見学したい場合は、学生相談室の開室時間に自由に入室してください（待合コーナー）。

04-04 配慮願い申請制度

本学では、障がいや病気などの理由で修学上の困難や不自由がある学生が授業を受ける際に、同じ授業を受講する他の学生と等しく学ぶことができるよう、その学生が必要とする具体的な配慮事項を「配慮願い」により授業担当教員へお知らせする制度があります。

この支援制度は、合理的配慮（※①）が基本となり、学生本人からの申請に基づき、大学と学生が配慮内容を協議したうえで適切な支援内容を検討するものであり、出席、成績や評価基準にかかわる配慮を行うものではありません。

【支援対象】

疾病、障がいを持つ学生のうち、修学において制限を受ける学生で、本人が支援を受けることを希望し、本学において支援の必要性が認められた学生が対象です。

【支援内容】

申請した学生本人と面談したうえで、合理的配慮（※①）をもって具体的な配慮事項を検討します。

《本学で実施している支援の一例》

ノートテイク（※②）……聴覚障がい
授業の録音許可……発達障がい（学習障がい）など

【申請方法】

次の書類を教務課へ提出してください。

【申請書類】

①「申請書」……UNIPA からダウンロードできます
②「診断書」または「診断書に準ずる書類」

＊提出期日など、詳しくはUNIPA 上で確認できます。
配慮を希望する学生は教務課へご相談ください。

※① 合理的配慮とは、障害者の権利に関する条約第２条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義しています。

※② ノートテイクとは、授業中の先生の話し言葉や学生の発言など教室で起こっている音情報を、聴覚障がい学生に筆記で伝える手段です。ノートテイクは本学の学生が担当します。皆さんも酪農学園でともに学ぶ仲間をサポートしませんか？

毎年１～４月上旬にノートテイカーを募集しています。詳しくは教務課へお問い合わせください。

04-05 学習支援室

Ｂ４号館２階に学習支援室があります。皆さんの自発的な学びを尊重し、英語、数学を中心に専門の先生が常駐し学習支援をしています。以下の内容で支援や相談を行っています。

■**『講義をよく理解したい』**大学での講義は、高校までの授業内容が理解されていることを前提に行われます。入学前の学習環境により学力に個人差があります。学習支援室ではそれを補うことができます。そして大学の講義がより理解できます。

■**『苦手な分野を克服したい』**誰にも苦手な分野があります。それを克服することで総合力がUPします。社会に出る前に学習支援室で克服しませんか。

■**『進路実現をめざす』**資格取得や就職試験を突破するためには、基礎学力が重要です。その支援策として年間に４回SPI対策講座を実施しています。ぜひ参加してみてはいかがですか。

■**『相談』**学習に関わる相談、大学生活に関わる相談、悩みごとの相談など人生経験の豊富なスタッフが相談に応じます。

月曜日～金曜日の８：15～20：00まで開室しています。午前中は英語で、午後からは数学です。



04-06 学生生活援護会

学生生活援護会とは・・・酪農学園大学の学生・院生、学生の保護者、同窓生、教職員で構成され、学生生活の充実と学風の発展を図るために、学生の体育・文化等の課外活動に対する奨励援助を中心とした様々な事業を行っております。

※学生生活援護会の事務局は学生支援課が行っています。

主な事業

●課外活動に対する援助

課外活動補助事業	課外活動団体補助	補助対象のクラブ・サークルに年間活動資金の援助として、団体補助金を支給しています。
	課外活動遠征補助	全道・全国大会等に出場するクラブ・サークルの遠征（開催地が100km以上の遠隔地）に対して補助金を支給しています。
	課外活動特別補助	大学祭においての備品の貸与や補助金の支給、課外活動団体に対する備品補助、優秀団体・個人の表彰、強化指定クラブへの強化合宿補助などを行っています。
緊急対策事業	山岳遭難等対策	山岳遭難等の課外活動における突発的事故に即時対応するため、緊急対策資金を準備しています。
	課外施設等修繕	緊急で早急に対処しなければならない場合に、課外活動施設設備・備品等の修繕を行っています。

●学生の福利厚生

短期貸付制度（三愛金庫貸付金制度） ※　三愛金庫とは・・・ 1979年９月４日附属農場火災時に学生のみなさんの情熱あふれる献身的な消火活動の協力に対し、学園並びに大学・短大から贈られた基金で設立したものであり、相互扶助の精神に基づくものです。 （詳細は120ページ）	学生がやむを得ない事情で緊急に出資を必要とする場合、無利子による短期（30日以内）の貸付を行い学生の利便を図っています。 ・資　　格　本学の学生および大学院生 ・貸付金額　１人１回につき20,000円以内とする ・返済期間　貸付日の翌日から30日以内、ただし特別の事情がある場合30日延長できる ・申込方法　学生証を提示のうえ、所定の用紙に必要事項を記入し、押印のうえ申し込むこと ・返還方法　貸付金の返還は一括返還とする ・そ の 他　万が一、貸付金の返還を怠った場合は、保証人に督促することがあります
修学者保険事業（詳細は26ページ）	学生の正課中、課外活動中、通学中の災害事故に備え、入学時に全学生が学生教育研究災害傷害保険へ加入しています。 もし、事故等に遭い怪我をした場合には、学生支援課に相談に来てください。
一時給付金事業	学生の学生生活維持の手助けの一環として学資負担者の突発的な経済困窮に対して一時給付金を支給しています。
文化奨励事業	札幌交響楽団定期演奏会のチケットの無料配付を行っています。希望者は学生支援課に申し込んでください。
学生安全対策事業	学生居住区（文京台地区）の安全防犯対策として、学生自身でパトロール隊を組織し、巡回を行っています。また、学生支援課では防犯ブザーや命の笛を購入し、希望する学生に無料配付をしています。
学生生活充実事業	「食生活改善運動」（江別４大学・１短大共同企画）を後援しています。（詳細は87ページ）

04-07　個人情報の管理

本学ではみなさんの個人情報（名前、住所、成績等）について、「酪農学園大学個人情報の保護に関する規程」（詳細は116ページ）に基づき管理しています。



注意

☎電話による呼び出しや問い合わせについて

学生あての呼び出しや、伝言がよく電話でかかってきますが、電話では相手の身分が確認できません。このため、本学では学生個人のプライバシーを守る意味で学生の住所・電話番号・在籍しているか？などの問い合わせは、受け付けておりません。ご家族の方や友人などにも知らせてください。

また、学業に関する問い合わせは掲示や、UNIPA、関係する窓口で確認してください。

5. 健康管理について

05-01 医務室

医務室利用時間のご案内

学生サービスセンター１階
☎ 011-386-1024（直通）

	平　日 (木曜日以外)	木曜日	土日祝日
午前	9：00～11：30	9：00～	閉　室
		12：00～12：45 学校医による相談日	
午後	12：30～16：30	14：00～16：30	

※学校医による相談は、夏・冬・春期休業期間は休止します。

皆さんが充実したキャンパスライフを送るため、医務室には保健師と看護師が常駐しております。日常の健康を保持・増進させるため、さまざまな面から皆さんの健康をサポートしています。

医務室の主な業務



・定期健康診断（4月）
・健康相談　・健康診断書の発行
・ケガや急病の応急処置　・病気の相談
・病院の紹介

ケガなどをした時

医務室で可能な範囲の応急処置を行い、必要であれば大学周辺の医療機関を紹介します。（大学周辺の医療機関の案内図も用意しております）



気分が悪い時

風邪などで気分が悪い時や、めまいがする時などは、休養するベッドがありますので、我慢せずに利用してください。

相談をしたい時

悩んでいること、不安に感じていることはありませんか？

健康上の相談や悩みがある時も、医務室を利用してください。病気や障がいなどの個別相談もしております。

学校医による相談も実施しています。気軽に来室してください！

計測をしたい時

医務室には、身長体重体脂肪計、血圧計、体温計、視力、聴力、心電図計など各測定器があります。計測は、自分の体の状態を知る指標となりますので気軽に来室し健康管理に役立てましょう。

インフルエンザ等に感染したら病院に行き、後日医師の診断書、法定感染症病状証明書・医療機関受診証明書、病院で発行された薬の説明書、領収書等のいずれかを持参し、医務室へ来室してください。



※ 親元を離れる学生は、健康保険証（遠隔地被扶養者証）を携帯してください。体温計は必ず常備してください。
※ 定期健康診断の結果、異常を認めた場合には、UNIPA（メール）・携帯電話にて連絡し、医務室まで来てもらい、再検査や保健指導を行います。
※ 緊急の場合には、本人または保護者に電話連絡をすることがありますので、携帯電話に医務室の電話番号を必ず登録しておいてください。

救急時の対応について

1POINT アドバイス

学内で具合が悪い時、または具合が悪い人を見かけた時は、次の様な点に注意しましょう。

●意識がない、非常に痛がっている等の時には、速やかに救急車（119 番）に連絡し、その後医務室へ連絡する
●意識・呼吸・外傷・出血、その他の異常がないかを確認する
●状況によっては、AED（自動体外式徐細動器）を使用し、救急車（119 番）を呼ぶ

※ 夜間の急病
夜間急病センター（19：00 ～ 7：00）
江別市錦町 14 番地の５　☎ 011-391-0022

05-02 医療互助会

医療互助会は、学生の相互扶助精神に基づき本学に修学する学生の疾病・負傷・死亡について、医療費給付などを行い、さらに健康保持・増進を図ることを目的としています。酪農学園医療互助会会則（詳細は119ページ）を参照してください。

1. 会員及び会員証

本学の学生は、入学と同時に医療互助会会員となる資格があり、全員加入します。会費は年額2,000円で、年度初めの学費とともに納付します。（休学者は除く）

会員証は、大学が交付する学生証によってこれに代えます。学生証は、医療費給付の際に必ず必要ですから常に携帯するようにしてください。

2. 医療機関

会員はどの医療機関で診療を受けても差支えありません。

診療を受けた場合は、本会所定の「医療互助会給付金請求書」を本学ホームページ（学生生活、学生生活サポート、奨学金・助成制度、医療互助会）より、ダウンロードし、領収書のコピー※を添付し、学生支援課に提出してください。

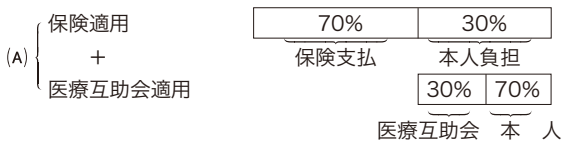
※ 提出した領収書については返却できませんので、領収書はコピーを添付するようにしてください。

3. 医療費の給付

医療費給付率は、国民健康保険または社会保険（組合管掌保険）の適用を受ける場合と、受けない場合とでは異なります。

（A）国民健康保険または社会保険の適用を受ける場合

医療費の本人負担額は、保険によって医療費総額の30％となり、医療互助会は、この本人負担分の30％を給付します。



（B）国民健康保険または社会保険の適用を受けない場合

この場合は、医療費総額の15％を医療互助会が負担しますので、本人負担分は、85％となります。



※ 給付額を算出する際に10円未満は切り捨てとなります。

4. 給付制限

健康保険対象外の治療、健康診断、診断書および交通事故に対する給付はしません。なお、給付額は会員一人当たり年間100,000円が限度です。（月の請求限度額は80,100円までとなり、支給上限額は24,030円となっています。）

5. 弔慰金

会員が死亡した場合は、弔慰金（100,000円）を給付します。

6. 医療互助会給付金の支給

本人より提出された申請内容を査定し、給付額を決定します。該当者には、掲示により通知します。給付金受領時は、印鑑と学生証を必ず持参し、指定された期日内に学生支援課窓口まで取りに来てください。

ただし、定められた期日までに申請書を提出しない場合、または指定された期日内に受け取らない場合は、会則により給付金の権利を放棄したものとみなし、給付しません。

医療互助会の事務は、学生支援課が窓口となっていますので、不明な点がありましたら問い合わせてください。

2020年度　医療互助会給付スケジュール

4月	受付日：4/1（水）～4/30（木） 対象月：2～4月分 給付日：5/25（月）～7/27（月）	10月	受付日：10/1（木）～10/30（金） 対象月：8～10月分 給付日：11/25（水）～1/25（月）
5月	受付日：5/1（金）～5/29（金） 対象月：4～5月分 給付日：6/25（木）～8/25（火）	11月	受付日：11/2（月）～11/30（月） 対象月：10～11月分 給付日：12/24（木）～2/22（月）
6月	受付日：6/1（月）～6/30（火） 対象月：5～6月分 給付日：7/27（月）～9/24（木）	12月	受付日：12/1（火）～12/24（木） 対象月：11～12月分 給付日：1/25（月）～3/25（木）
7月	受付日：7/1（水）～7/31（金） 対象月：6～7月分 給付日：8/25（火）～10/23（金）	1月	受付日：1/6（水）～1/29（金） 対象月：12～1月分 給付日：2/25（木）～4/26（月）
8月	受付日：8/3（月）～8/27（木） 対象月：7～8月分 給付日：9/25（金）～11/23（月）	2月	受付日：2/1（月）～2/26（金） 対象月：1～2月分 給付日：3/25（木）～5/24（月）
9月	受付日：9/1（火）～9/30（水） 対象月：7～9月分 給付日：10/26（月）～12/24（木）	3月	受付日：3/1（月）～3/31（水） 対象月：2～3月分 給付日：4/26（月）～6/24（木）

※変更になる場合があります。

05-03 ＡＥＤ（自動体外式除細動器）



ＡＥＤ（自動体外式除細動器）とは、心臓に電気ショックを与え、誰でも簡単に安心して除細動を行えるよう設計された救命機器です。

本学では市民救護士講習会を定期的に開催し、ＡＥＤの使用方法のほか、心肺蘇生法についても教職員や学生向けに講習会を行っています。

【設置場所】

学生サービスセンター２階　学生支援課前
中央館１階　学生ホール玄関入口（管理室横）
中央館６階　階段踊場
健民館１階　体育準備室横
健身館１階　管理室前
希望寮１階　ロビー前
清温寮１階　事務室前
動物医療センター本館１階　事務室
Ｃ２号館１階　廊下
Ｃ５号館２階　廊下
Ｂ１号館２階　廊下
本館１階　守衛室
フィールド教育研究センター　センター棟事務室
フィールド教育研究センター　搾乳棟管理室
酪農学園ホール１階　女子トイレ前

※ 60～61ページの構内設置配置図参照

05-04 修学者保険事業

●学生教育研究災害傷害保険（学研災）

この保険は、正課中・学校行事中・サークル活動中・通学中やキャンパス内等で学生本人がケガをした場合に、傷害の程度や治療日数に応じて死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金などが支払われるものです。病気や家の中でのケガは対象になりませんので、注意してください。

この制度はほとんどの大学が加入している保険であり、本学でも教授会の決定により全員加入することになっています。

①加入について

入学と同時に「学生生活援護会」で一括して加入しますので、改めて加入手続きの必要はありません。

学生生活援護会規程（詳細は120ページ）を参照してください。

②保険金が支払われる事故の範囲

正課中、学校行事に参加中、課外活動中（ただし、施設外の課外活動については大学に届け出た活動に限る）施設内における休憩中、住居と学校施設間の通学中、学校施設間の移動中の傷害事故について保険金が支払われます。詳しくは加入者のしおりをご覧ください。

③保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、病気、地震などの自然災害、戦争、暴動などによる傷害、及び航空機搭乗中の傷害などや通学、移動の経路から外れたり中断した場合や無許可車両（原付、自動二輪、自動車）通学中の傷害には保険金は支払われません。詳しくは加入者のしおりをご覧ください。

④保険金の種類及び額

担保範囲	医療保険	死亡保険金	後遺障害保険金
正課中、学校行事中	治療期間1日以上が対象	1,200万円	72万円～1,800万円
学校施設内外の課外活動	治療期間14日以上が対象	600万円	36万円～900万円
通学中、学校施設間の移動中	治療期間4日以上が対象	600万円	36万円～900万円

（2019年3月現在）

⑤保険料及び保険期間

保険料は、「学生生活援護会」で入学時に一括して支払います。保険期間は入学から卒業（退学）までの在学期間です。保険料金については加入者のしおりをご覧ください。

手続きについて

①事故発生
　応急処置をとった後、病院などで手当てを受け、必ず領収証をもらってきてください。
②学生支援課窓口へ行き、学研災の対象になるか確認しましょう。
③対象になる場合は、事故報告書と事故通知ハガキを記入します。（ハガキは学生支援課で提出します）
④治療が終了したら、保険金請求手続きを学生支援課窓口で行います。（領収書のコピーが必要です。）
⑤保険会社から直接本人名義の口座に振り込まれます。（保険会社とのやりとりになります）

※ 医療保険金は、平常の生活ができるようになるまでの期間に応じて3,000円～300,000円、入院した場合は180日を限度に1日につき4,000円を加算して支払われます。

●学生・こども総合保険

（個人賠償責任危険補償付き）

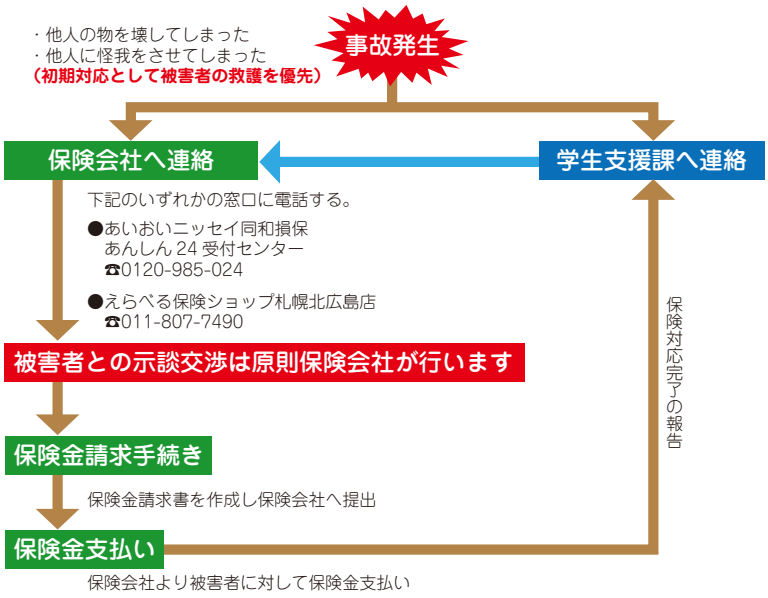
この保険は学校生活において偶然な事故により他人を負傷させてしまったり、他人の財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負担した場合等の補償をカバーしています。

※加入について

入学と同時に全員が加入していますので改めて加入手続きの必要はありません。

適用例

・学校からの帰り道に道路の凹凸につまずいて建物の窓ガラスに手をつき、破損させてしまった。





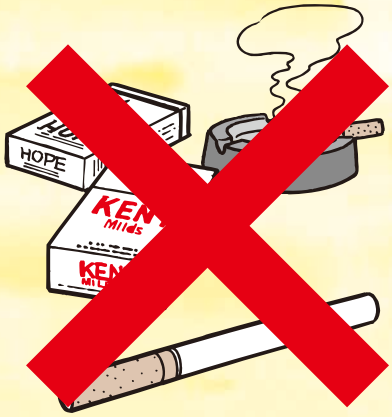
敷地内全面禁煙



本学は、2011年４月より学園敷地内は全面禁煙です。ご協力ください。

これは、2000年に厚生労働省が制定した「21世紀における国民健康づくり運動」を具体化する法律、「健康増進法」が2003年５月から施行され、さらに「改正健康増進法」が2019年７月１日より施行され、「学校」は原則として敷地内が禁煙となりました。

また、学内での喫煙ルールに関しては、対話集会や学生からの投書などにより、禁煙を望む声が多かったため、どのようにすべきかを検討してきました。その結果、皆さんの友人である学生を受動喫煙から守るために本学は、2008年7月から分煙対策と喫煙場所の縮小に取り組み、2011年度より敷地内全面禁煙としています。



6. 授業料・奨学金について

06-01 2020年度入学生　学納金・その他の徴収金

【2020年度入学生　農食環境学群　循環農学類／食と健康学類／環境共生学類】

【学納金】 （円）

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
入学金	200,000							
授業料	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000
実験実習料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
施設設備費	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
計	820,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000	620,000
（年額計）	1,440,000		1,240,000		1,240,000		1,240,000	

【その他の徴収金】 （円）

		1年次		2年次		3年次		4年次	
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
学類オリエンテーション費		5,000							
諸会費	医療互助会費	2,000	0	2,000	0	2,000	0	2,000	0
	学生生活援護会費	7,000	0	7,000	0	7,000	0	7,000	7,000
	同窓会費	30,000	0	0	0	0	0	0	0
計		44,000	0	9,000	0	9,000	0	9,000	7,000

【学納金・その他の徴収金合計】 （円）

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
合　計	864,000	620,000	629,000	620,000	629,000	620,000	629,000	627,000
（年額計）	1,484,000		1,249,000		1,249,000		1,256,000	

【2020年度入学生　獣医学群／獣医学類】

【学納金】 （円）

	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
入学金	300,000											
授業料	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000	855,000
実験実習料	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
施設設備費	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
計	1,395,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,095,000
（年額計）	2,490,000		2,190,000		2,190,000		2,190,000		2,190,000		2,190,000	

【その他の徴収金】 （円）

		1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
学類オリエンテーション費		5,000											
諸会費	医療互助会費	2,000	0	2,000	0	2,000	0	2,000	0	2,000	0	2,000	0
	学生生活援護会費	7,000	0	7,000	0	7,000	0	7,000	0	7,000	0	7,000	7,000
	同窓会費	60,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		74,000	0	9,000	0	9,000	0	9,000	0	9,000	0	9,000	7,000

【学納金・その他の徴収金合計】 （円）

	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
合　計	1,469,000	1,095,000	1,104,000	1,095,000	1,104,000	1,095,000	1,104,000	1,095,000	1,104,000	1,095,000	1,104,000	1,102,000
（年額計）	2,564,000		2,199,000		2,199,000		2,199,000		2,199,000		2,206,000	

【2020年度入学生　獣医学群／獣医保健看護学類】

【学納金】 （円）

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
入学金	200,000							
授業料	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000
実験実習料	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
施設設備費	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
計	860,000	660,000	660,000	660,000	660,000	660,000	660,000	660,000
（年額計）	1,520,000		1,320,000		1,320,000		1,320,000	

【その他の徴収金】 （円）

		1年次		2年次		3年次		4年次	
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
学類オリエンテーション費		5,000							
諸会費	医療互助会費	2,000	0	2,000	0	2,000	0	2,000	0
	学生生活援護会費	7,000	0	7,000	0	7,000	0	7,000	7,000
	同窓会費	30,000	0	0	0	0	0	0	0
計		44,000	0	9,000	0	9,000	0	9,000	7,000

【学納金・その他の徴収金合計】 （円）

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
合　計	904,000	660,000	669,000	660,000	669,000	660,000	669,000	667,000
（年額計）	1,564,000		1,329,000		1,329,000		1,336,000	

【その他の徴収金について】
1．学類オリエンテーション費（照会先　学務部学務課　011-388-4128）
　入学時に行われる各学類の新入生オリエンテーション実施に係る経費を、入学手続き時に徴収するものです。
2．諸会費
　大学は、次の各会から会費の代理徴収を受託しており、入学手続き時、学納金納付時に合わせて徴収するものです。
(1) 医療互助会費（照会先　教育センター学生支援課　011-388-4122）
　学生の相互扶助精神に基づき、学生の疾病・負傷・死亡について医療給付等を行い、さらに健康保持、増進をはかることを目的とする医療互助会の会費を大学が代理徴収するものです。
(2) 学生生活援護会費（照会先　教育センター学生支援課　011-388-4122）
　学生生活に対する奨励・援助等を目的とする学生生活援護会の会費を大学が代理徴収するものです。
　（主な事業は課外活動補助・学生教育研究災害傷害保険への加入・三愛金庫（貸付制度）等を行っています）
(3) 同窓会費（照会先　酪農学園同窓会　011-386-1196）
　同窓生間の交流と親睦を深めつつ、学園教育の発展に寄与することを目的とする同窓会の会費を大学が代理徴収するものです。

※ご不明な点については、それぞれの照会先に直接お問合せください。

06-02 授業料等の納付

納付期限

●納付期間（厳守）

前 学 期 分 ： 4月1日～ **4月30日**
後 学 期 分 ： 9月1日～ **10月15日**
年額一括納付 ： 4月1日～ **4月30日**

※開始日または納付期限が、銀行休業日の場合、銀行翌営業日を開始日または納付期限とする。

納付方法

1．『振込依頼書』は、毎年３月31日に翌年度分を保証人（学費負担者）宛に郵送いたします。ただし、新入生の後学期分は、８月31日に郵送いたします。
　１週間を過ぎても『振込依頼書』が届かない場合は、財務課に申し出て再交付を受けてください。
2．『振込依頼書』は前学期分・後学期分・１年分の３枚綴りとなっておりますので、該当部分を切り取り使用してください。
3．金融機関窓口より『振込依頼書』にてお振り込みください。現金・小為替・小切手等での納付はできません。「みずほ銀行」および「北洋銀行」の本支店窓口で振り込む場合、振込手数料は無料となります。
4．やむを得ずATMまたはインターネットバンキングから納付する場合は、必ず事前に財務課（011－388－4114）までご連絡ください。振込依頼人欄に「依頼人コード」「学生氏名」の両方を入力してお振り込みください。
　保証人氏名等でお振り込みされた場合、学生の特定ができなくなるおそれがありますので、必ず「学生氏名」でお振り込み願います。

【振込先】
みずほ銀行　札 幌 支 店　普通　2585305
または
北 洋 銀 行　江別中央支店　普通　3099754
受取人：ガク）ラクノウガクエン

留意事項

1．休学等により上級年次に進級できなかった場合は、当該年次の授業料等を適用します。
2．納付期限までに納付がない場合は、保証人および学生宛に督促します。
3．特別な事情で、期限までに納付できない場合は、各学期の納付期間内に『授業料等延納願』を学務課（011－388－4128）に提出することにより、前学期は6月20日、後学期は12月15日まで納付期限が猶予される制度があります。詳細は49ページを参照ください。
4．保証人の氏名・住所等に変更が生じた場合は、速やかに教務課にお知らせください。

休学・退学時の授業料等

　前学期は４月30日、後学期は10月15日の納付期限を過ぎてからの休学または退学の願い出には授業料等の納付が必要です。（新入生の前学期は、この限りではありません）
　詳細は、授業料等に関する規程（110ページ）を参照ください。
　修学継続上の相談等が生じた場合は、早めに学生担当教員または教務課に相談してください。

関連規程

酪農学園大学学則…… P102
酪農学園大学授業料等に関する規程…… P110
酪農学園大学授業料免除規程…… P112
酪農学園大学学生の留学に関する規程…… P108

照会先

●授業料の延納・督促に関すること
学務課（011－388－4128）
●休学・退学、授業料免除、奨学金に関すること
学生支援課（011－388－4122）
●保証人（学費負担者）の氏名・住所変更
教務課（011－388－4125）
●振込依頼書の再交付、その他授業料等納付に関すること
財務課（011－388－4114）

06-03

奨学金・免除制度

●奨学金の目的

奨学金制度は、経済的に困窮している学生に対し、学資金を給付または貸与することにより、学業に専念できる時間をより多く確保し、安心して学生生活が送れるよう支援することを目的としています。

●出願する前に

奨学金には出願資格・選考基準があり、採用人数にも限りがありますので、仮に条件を備えていたとしても申請者全員が採用されるとは限りません。ほとんどの奨学金は貸与になりますので、卒業後は必ず返還することになります。貸与終了後は返還することを理解してください。

したがって、出願する前に家族と相談して、家計の状況を理解したうえで、奨学金を必要とするのかを十分検討してから申し込みをしてください。

●日本学生支援機構奨学金の申込から採用まで

1. 説明会に出席する

４月上旬に「奨学金申込説明会」が行われますので、希望者は必ず出席してください。年度途中の募集はありません。

奨学生願書の記入方法、必要書類の説明があります。説明会の日時等については、「奨学金掲示板」で確認してください。

2. 出願書類の提出

説明会に出席した後、必要書類をそろえ、学生支援課へ提出してください。

出願期間については、説明会でお知らせします。

3. 各種奨学金の選考結果が決定

提出された願書、家計状況、成績などに基づいて推薦・採用が決定されます。決定した学生については、学籍番号を「奨学金掲示板」に掲示します。

4. 採用されなかった場合

もし、採用されなかった場合は二次採用が９月にある場合がありますので、その時は「奨学金掲示板」およびUNIPAにてお知らせします。

●奨学生の義務

日本学生支援機構は、「奨学金継続願」を提出してもらい、人物・学業成績・経済状況を総合的に考慮し奨学生にふさわしいかどうかを認定します。

「奨学生継続願」については、「奨学金掲示板」およびUNIPAにてお知らせします。

学業成績が不振の場合や、生活状況が奨学生として適当でないと認められた場合は、奨学金の交付が停止または廃止されます。

奨学生は勉学に精励し、資質の向上に努めてください。

酪農育英会は、５月上旬に「奨学生の資格確認」を行います。期間については、「奨学金掲示板」およびUNIPAにてお知らせします。

掲示板とUNIPAは必ずチェックしましょう

奨学金説明会の開催日、申込受付期間、奨学金採用者の発表、そして奨学生に採用されてからも「奨学金継続願」の提出という大切な手続きもあります。

奨学金に関することはすべて「奨学金掲示板」およびUNIPAにてお知らせしています。

掲示に注意しなかったために、不利益を被るのは学生自身になりますので十分注意してください。

●その他の制度（地方公共団体及び民間育英事業団体奨学金）

各団体により、貸与月額が異なり、採用人数も少数で募集時期も一定していません。本学に募集がある場合は、その都度「奨学金掲示板」にてお知らせします。大学を通さず直接募集する場合がありますので、出身地の教育委員会や福祉事務所に各自で問い合わせておくことも必要です。

なお、各自で申請した場合でも、採用が決定した時には学生支援課に必ず報告をお願いします。

●高校在学中に日本学生支援機構奨学生の採用候補者として決定した学生（予約採用）

「令和２年度大学等奨学生採用候補者決定通知」を学生支援課に提出してください。（提出日は新入生オリエンテーションでお知らせします）

引き換えに学生支援課から渡される「ユーザＩＤ・パスワード」が記載された進学届の提出マニュアルに従って指定期日までに必ずインターネットで入力をしてください。

この手続きをしないと採用は取消しになります。

●高校在学中に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた学生

『在学届』を学生支援課に提出してください。

『在学届』を提出することにより、大学在学中の返還が猶予されます。

奨学金等一覧表

●奨学金制度

団体名	大学・大学院別	学年別・月額または年額 1年次(修士1)	2年次(修士2)	3年次(博士1)	4年次(博士2)	5年次(博士3)	6年次(博士4)	月額年額別	学力基準等	備考	(参考)2019年度採用人数
日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)	大学院	5万・8.8万円		8万・12.2万円				月額	[大学院] 成績が特に優れている者 [大学] 1年次3.5以上(高校の成績) 2年次以上前年成績 上位1/3以上	・併用貸与 第一種奨学金を受けてもなお困難であり併用の基準に合致する場合は第二種奨学金を併せて受けることが可能 ・入学時特別増額貸与 「国の教育ローン」の融資を受けることができない世帯の子弟に限る 貸与額は、10万・20万・30万・40万・50万円。 担当事務は学生支援課	5 (3)
	大学 自宅	2万・3万・4万・5.4万円 (最高額は基準あり)									143 (122)
	大学 自宅外	2万・3万・4万・5万・5.4万・6.4万円 (最高額は基準あり)									
日本学生支援機構第二種奨学金(有利子)	大学院	5万・8万・10万・13万・15万円							学習意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者		0 (0)
	大 学	2万・3万・4万・5万・6万・7万 8万・9万・10万・11万・12万円 ※獣医学類のみ14万円を選択可能									193 (139)
酪農学園大学給付奨学金	大 学	―	36万円					年額	前年度GPA2.6以上	担当事務は学生支援課	8
酪農学園大学特待生制度(給付)	大 学	―	24万円					年額	学業成績(前年度学業成績)・人物、並びに課外活動において優秀な学生	給付奨学金 担当事務は学生支援課	72
株式会社丹波屋給付奨学金	大 学 農食環境学群3年次在学生	―		36万円		―		年額	北海道農業関連産業に就職の意思を有する学生 前年度GPA2.35以上	・家計基準あり ・他給付型奨学金との重複可 担当事務は学生支援課	2

※ 日本学生支援機構奨学金採用人数のうち( )内は予約採用です。 ：卒業後返還義務があります。

●授業料免除制度について

学生への経済支援策として本学独自の授業料免除制度があります。
国の修学支援制度を受けている方は重複することができません。

1．授業料免除

学資を主として負担している者が、次のような理由で授業料の納付が困難であり、学業成績優秀な学生に授業料の半額を免除することを目的とした制度です。

1）死亡又は生別した場合。
2）失職した場合。
3）病気又は事故等で、著しく収入が減少した場合。
4）火災、風水害等の災害を受けた場合。

入学後に上記事由が発生した場合は、1年以内に学生支援課に相談に来てください。

2．兄弟姉妹等同時修学授業料減免

酪農学園大学に複数の学生が同時に修学する家庭の2人目以降の下級年次学生に対し、後学期授業料から2分の1相当額を減免する制度です。

(注1）授業料の負担者を同一とする兄弟姉妹・夫婦・親子が対象です。
(注2）大学院と大学の同時修学は対象になりません。
(注3）毎年申請となります。

●免除制度

制度名	大学・大学院別	免除額(全学年共通)	備考	(参考)2019年度採用人数
授業料免除	大学院	授業料の半額免除	前学期4月30日申請締切	0
	大 学		後学期10月15日申請締切 担当事務は学生支援課	14
兄弟姉妹等同時修学授業料減免	大 学	後学期授業料1/2相当額減免	5月22日申請締切 担当事務は学生支援課	36
私費外国人留学生授業料免除	大学院	前学期または後学期授業料の半額免除	担当事務は国際交流課	13
	大 学			8

●奨学金・授業料免除の相談は学生支援課へ

家計支持者の失職・死亡または災害等により、家計が著しく困難になった時は日本学生支援機構奨学金の緊急(第一種相当)・応急(第二種相当)採用制度や本学独自の「授業料免除制度」を利用することもできますので、学生支援課に相談に来てください。その他奨学金に関する質問も気軽に学生支援課に来てください。

学生生活について

7. 図書館の利用案内

大学附属図書館は、情報の宝庫。
図書だけではなく、雑誌や新聞、DVDや語学CDなど視聴覚資料も揃っています。
レポートに、卒業論文に、フル活用しましょう。

07-01 図書館の開館時間

	通常期間	学生休業期間
平　日	8：40～20：00	8：40～17：00
土曜日	8：40～17：00	
休館日	日曜・祝日・本学規定の休日	

※ 臨時の休館等は、掲示、図書館ホームページでお知らせします。

07-02 図書館利用のルール

荷物はロッカーへ

３階、６階入口前または４階フロアのコインロッカーを利用してください（100円硬貨が必要です。使用後に返却されます）。使用は図書館の開館時間内です。

携帯電話禁止

館内ではマナーモードまたは電源をオフにしてください。トイレ前ロビーやフロアの隅で話すことは他の利用者への迷惑となります。

飲食禁止

資料や設備を清潔に保つため飲食を禁止しています。ただし、キャップ付きの容器（ペットボトルや水筒）の飲料に限り、持ち込みを認めています。

07-03 フロアガイド

図書館は中央館3～7階にあります。

7階／オープンPCフロア

コンピュータ（学習・研究用）



6階／マルチメディアフロア

視聴覚資料（語学CD、ビデオ、DVD等）、 AVブース、大判プリンタ、
文献検索コーナー、グループ学習室、コインロッカー、コピー機、カラーコピー機

出入口



5階／雑誌フロア

雑誌、卒業論文・修士論文・博士論文、 コピー機、 製本室



4階／図書フロア

一般図書、 文庫本・新書、コインロッカー



3階／インフォメーションフロア

新聞コーナー、参考図書（辞書・事典類）、大型本・地図、黒澤酉蔵資料、建学原論資料、年鑑・白書、コインロッカー、コピー機

出入口



07-04

図書館資料の利用方法

【読む】3・4・5階へ





- 各フロアにある図書・雑誌・新聞は自由に読むことができます。
- 読み終えた資料は直接書架に戻さず、返本台に置いてください。
- 書庫の資料の閲覧希望者は、カウンターに問い合わせてください。

【見る】6階へ



- 視聴覚資料（ビデオ・DVD等）はAVブースで視聴できます。視聴したい資料と学生証をカウンターへお持ちください。一部のビデオは館外貸出もできます。
- 見終えた資料は6階カウンターへ返却してください。
- 図書館のAVブースで視聴できるのは、図書館が所蔵する資料に限ります。

【借りる】3・6階カウンターへ



- 借りたい資料と学生証をカウンターにお持ちください。
- 背に赤いラベルが貼付されている禁帯出資料は借りられません。
- 学生休業期間は、長期貸出として図書・録音資料の貸出期間が延長されます。

●貸出冊数と貸出期間

	学生		大学院生	
	期間	冊数	期間	冊数
図書	2週間	合計15冊	1ヵ月	合計30冊
雑誌	1週間		1週間	
新着雑誌	翌日		翌日	
録音資料	2週間		2週間	
映像資料	1週間	5点	1週間	5点

※ 新着雑誌：当年1月～12月発行分

【返す】3・6階カウンターへ



- 期限日までにカウンターに返却してください。
- 閉館時は中央館2階入口の「返却ポスト」を利用してください。
- 延滞すると返却日当日は貸出･更新を受けられません。
- 資料を紛失、汚損した場合は、同一資料または相当額をもって弁償していただきます。

【予約する】3・6階カウンターへ



- 貸出中の図書に予約をすると、返却後優先的に借りることができます。オンラインで予約することもできます。

【更新する】3・6階カウンターへ

- 貸出を継続したい場合は、期限内に資料と学生証をカウンターに持参して更新の手続きをしてください。
- オンラインで更新することもできます。
- 予約が入っている資料は更新できません。

【コピーする】3・5階へ



- モノクロコピー機（コイン式）は3階、モノクロコピー機（プリペイドカード式）は5階にあります。
- カラーコピー機（コイン式）は5階にあります。
- プリペイドカードは中央館1階の自動販売機または生協で購入してください。
- コピーは図書館が所蔵する資料に限ります。ノートやプリント、私有の図書や雑誌などのコピーはご遠慮ください。なお、コピー機を利用する際は、備え付けの「申込書」に記入してください。



07-05 図書・雑誌の探し方

（1）コンピュータで探す

各フロアにはOPAC（Online Public Access Catalog）と呼ばれる蔵書検索用のコンピュータがあります。書名、著者名などを入力して、求める資料が図書館にあるかどうか調べることができます。

インターネットでも蔵書を検索できます。
パソコン：http://opac.rakuno.ac.jp/
モバイル：http://lib.rakuno.ac.jp/webopac/mobtopmnu.do



（2）検索結果を見る

〔図書〕

「書名」「配置場所」「請求記号」が図書を探す手がかりになりますので、メモしておきましょう。検索結果を印刷することもできます。

〔雑誌〕

自分に必要な巻号が所蔵されているかどうか確認してください。

※ 配置場所が「図書館書庫」となっている図書・雑誌は書庫に保管されています。閲覧を希望する場合は、カウンターに問い合わせてください。



（3）書架に探しに行く

〔図書〕

図書の背に貼付されている請求ラベルで探します。書架には請求記号順に並べられています。



〔雑誌〕

雑誌類は５階にあります。和雑誌（国内発行の雑誌）はタイトルの五十音順に、洋雑誌（海外発行の雑誌）は、ＡＢＣ順に並べられています。

※ 所定の場所に資料が見当たらない時は、OPACで貸出中でないか確認してください。また他の方が館内で利用している場合もあります。

07-06

図書館をもっと活用する

図書館講習会

より効果的に図書館を利用するための講習会を行っています。

時期・内容は掲示、図書館ホームページなどでお知らせします。

【図書館ビギナーガイダンス】

一年生向けの図書館利用方法の説明、OPAC（蔵書検索）から図書の探し方を実習します。

【文献ガイダンス】

論文作成に必要な文献情報の収集法について、文献データベースの操作の仕方を実習します。

【その他の講習会】

論文作成のためのツール、EndNoteやMendeleyの使い方の講習などを行っています。

図書館にない資料の入手方法

求める資料が図書館にない場合は、次の方法がありますのでカウンターに申し込んでください。

【購入希望】

- 図書館に備えてほしい図書や視聴覚資料をリクエストすることができます。

【文献複写】

- 本学にない文献を他の図書館から取り寄せることができます。

【現物貸借】

- 本学にない図書を他の図書館から借りることができます。

【他大学図書館の利用】

- 他大学図書館を訪問して利用することができます。
- 紹介状が必要な場合がありますのでカウンターに問い合わせてください。

北海道地区大学図書館相互利用サービスとは？

加盟大学の図書館は、紹介状がなくても学生証のみで閲覧・貸出ができます。道内の大学図書館間の相互協力をさらに推進し、教育・研究活動の発展に貢献することを目指して設けられたサービスで、札幌近郊で40校余りが加盟しています。

レファレンスサービス

資料や図書館の利用についての案内、調査したい事柄や疑問に応じ適切なアドバイスをしています。お気軽にカウンターへご相談ください。

図書館施設紹介

【オープンPCフロア】7階カウンターへ



- パソコンを使用した実習ができます。論文作成、インターネットによる調査などに利用してください。
- ノートＰＣ・iPadを貸出しています。
- 図書館と中央館１階･2階では無線LANが利用できます。

【グループ学習室】６階カウンターへ



- ３室あります。５名以上、90分以内で利用することができます。
- 予約が必要です。
- ゼミ、サークル活動、勉強会などに利用してください。

【文献検索コーナー】６階カウンターへ



- 雑誌論文の情報や新聞記事の検索、電子ジャーナル・電子ブックを閲覧できます。

【AV編集室】６階カウンターへ



- 大判カラープリンタがあります。垂れ幕やポスターなどの作成ができます。
- ビデオ編集機は講義、ゼミ、クラブ活動などで収録したビデオの編集に利用してください。

【製本室】６階カウンターへ

- 裁断機、製本機などがあります。クラブ、サークル活動などの会報の作成に利用してください。

携帯電話の活用

図書や雑誌の検索のほか、借りている資料の確認や更新手続き、図書の予約、開館日の確認もできます。下記のアドレスかQRコードからアクセスください。

http://lib.rakuno.ac.jp/webopac/mobtopmnu.do

図書館ホームページ

さらに詳しい利用方法や最新のお知らせは図書館ホームページに掲載しています。

http://library.rakuno.ac.jp/

学生生活について

8. 留学・国際交流及び社会貢献活動

大学は教育機関であるだけでなく、国内外の社会とつながりを持ち、広く貢献するという大きな役割も担っています。
酪農学園大学社会連携センターは、このつながりを提供する窓口としてさまざまな活動を展開しています。

08-01 海外研修・留学プログラム

本学国際交流課では、長期休暇（夏季・春季）中に参加できる短期海外留学・研修や、学術交流協定校への長期留学など、本学学生のニーズに合ったプログラムを企画し、学生を派遣しています。国際交流課主催のプログラムでは、派遣学生選考の際、TOEICのスコアを重視しますが、英検やTOEFL等、TOEIC以外の語学能力を示す資格を持っている場合は、その資格も参考にします。

また、長期海外農業研修を希望する学生には、各自の希望地域・希望業種に合った派遣団体を紹介しています。

プログラムの追加・変更につきましては、随時UNIPAでお知らせいたします。

1．短期海外留学研修プログラム

（2020 年度予定）

研修内容	派遣国	派遣先	時　期	期　間	奨学金
英語＋ファームステイ	カナダ	アルバータ大学	夏季休暇	４週間	20万円
集中英語	カナダ	アルバータ大学	夏季休暇	４週間	20万円
海外農業研修サポート	カナダ	農場	随　時	４週間	20万円
大学院生留学サポート	北米地域	協定機関	随　時	４週間	30万円
ベーシック・アニマルハンドリング	アメリカ	フィンドレー大学	春季休暇	３週間	なし
単位互換プログラム（対象：獣医学類５年）	タイ	カセサート大学	9月～12月	３ヵ月間	条件付



▲アメリカ・フィンドレー大学で研修中の学生たち

※ アルバータ大学研修の奨学金受給者は、TOEIC-IP試験のスコアにより選考されます。

2．長期海外留学プログラム

（2020 年度予定）

酪農学園大学学生の留学に関する規程（詳細は 108 ページ）を確認すること。

研修内容	派遣国	派遣先	時　期	期　間
授業履修（授業料免除）	アメリカ	フィンドレー大学	８月開始	約９ヵ月間
英語研修	カナダ	アルバータ大学	１、３、５、７、９、11月開始	７週間～
英語研修	カナダ	サスカチュワン大学	１、３、６、９月開始	10週間～

3．その他の農業研修

主催団体名	派遣国	期　間	備　考
公益社団法人　国際農業者交流協会（JAEC） http://www.jaec.org/	スイス、オランダ デンマーク、ドイツ アメリカ オーストラリア	13～19ヵ月	2018年度３名 2019年度２名 2020年度２名
公益財団法人　北海道農業公社 http://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/dispatch/	ニュージーランド デンマーク、オランダ アメリカ、カナダ	３～12ヵ月	2018年度２名 2019年度１名

08-02 TOEIC（Test of English for International Communication）

英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテストです。世界160カ国以上で実施され、年間約700万人が受験しています。企業、官公庁、学校など約3,400団体が採用しています。

公開テスト（受験料6,490円）は年間10回実施されていますが、国際交流課では2020年度に５回、酪農学園大学内で受験できるTOEIC-IPテスト（Institutional Program）の実施を予定しています。

また、試験対策のための集中講座（e-Learning・模擬試験等）も実施する予定です。

受 験 料：本学学生2,309円

※受験料4,225円＋スコア郵送切手代84円＝4,309円のところ、キャリアセンターの支援により2020年度は2,000円が助成されます。支援措置は当初予算が払底次第終了します。

申込方法：酪農学園生協書籍店カウンターで、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、受験料をお支払いください。

●2020年度　TOEIC-IPテスト実施スケジュール

試　験　日	申込締切日	結果返却日（予定）
2020年 5月16日（土）	2020年 5月15日（金）	2020年 5月26日（火）
2020年 6月13日（土）	2020年 6月12日（金）	2020年 6月23日（火）
2020年10月24日（土）	2020年10月23日（金）	2020年11月 3日（火）
2020年12月 5日（土）	2020年12月 4日（金）	2020年12月15日（火）
2021年 1月16日（土）	2021年 1月15日（金）	2021年 1月26日（火）

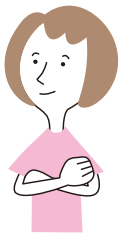
※各回で受験者が 10 名に満たない場合は、中止になることがあります。

08-03 青年海外協力隊としての活躍

本学からの青年海外協力隊派遣人数は累積で約250名を超えており、現在も多くの卒業生や在籍生が開発途上国で活動中です。派遣国は、アフリカ、中南米、アジア、中近東などのうち、開発途上国に分類される国々です。本学卒業生の多くは、獣医・衛生、家畜飼育など、本学が高い専門性を有している教育・研究分野に関連する職種で派遣されています。最近では、地球環境問題への対応を求められる分野である「環境教育」の分野で派遣される隊員数も増加しています。青年海外協力隊の募集は、年２回（春・秋）JICAが行っています。

■本学卒業生の青年海外協力隊派遣実績（2019年12月現在）　（人）

学類＼職種	獣医・衛生	家畜飼育	環境教育	コミュニティ開発	野菜栽培	理科教育	畜産・乳製品加工	飼料作物	農業協同組合	食用作物・稲作栽培	食品加工	農業機械	きのこ栽培	土壌肥料	家政・生活改善	栄養士	公衆衛生	感染症・エイズ対策	統計	花き栽培	病虫害対策	マーケティング	青少年活動	視聴覚教育	幼児教育	生態調査	動物学	ソーシャルワーカー	その他	合計
循環農学類（旧酪農学科、農業経済学科、短大含む）		62	1	5	11	5	6	6	5	4	1	3	2	1	1		1		1	1	1			1		1		1	1	121
食と健康学類（旧食品科学科、食品流通学科含む）		2				2	4				3					2	1													14
環境共生学類（旧経営環境学科、地域環境学科、生命環境学科含む）			14	4		3												1						1						23
獣医学類（獣医学科含む）	61	4	1	2		1												1					1			1				72
獣医保健看護学類																														0
大学院	34	4	2											1	1							1								43
合　計	95	72	18	11	11	11	10	6	5	4	4	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	273
うち2019年12月現在派遣中の人数	1	2	2	2	1	1										1								1						1



08-04 SDGs（持続可能な開発目標）達成に貢献していきます！

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年９月に国連総会で採択された国際社会共通の目標です。本学は「三愛主義」及び「健土健民」という建学の精神・理念に基づき、天ー地ー人の共生と循環に配慮しつつ、「食」、「農」、「環境」を根幹とした実学教育を展開しており、SDGsの理念と重なる部分が多くあると言えます。以上のことから、本学は教職員・学生も協働でSDGs達成に貢献してまいります。昨年度はSDGsについて認知していただくことを推進してきましたが、今後は実際にどのようにしたら持続的な社会を構築することができるか、具体的に考え、挑戦していきます！

08-05 「酪農PLUS⁺」のマスコットキャラクター「サンディー」クリアファイルプレゼント！

地域連携課では『酪農PLUS⁺』というwebサイトを運営しており、酪農現場で使える「ロープワーク集」や、お家で簡単にできる「ミルクレシピ集」、本学教員の研究紹介など、多くの皆様にとって有益な情報を配信しています。本学教員が回答する「質問コーナー」では授業での疑問を匿名で質問することができるので、是非活用してください！

また、地域連携課ではFacebookやInstagramを運営しており、４月中にどちらかをフォローorいいね！してくれた新入生全員に『酪農PLUS⁺』マスコットキャラクター「サンディー」のクリアファイルをプレゼントします！気軽に地域連携課までお越しください！



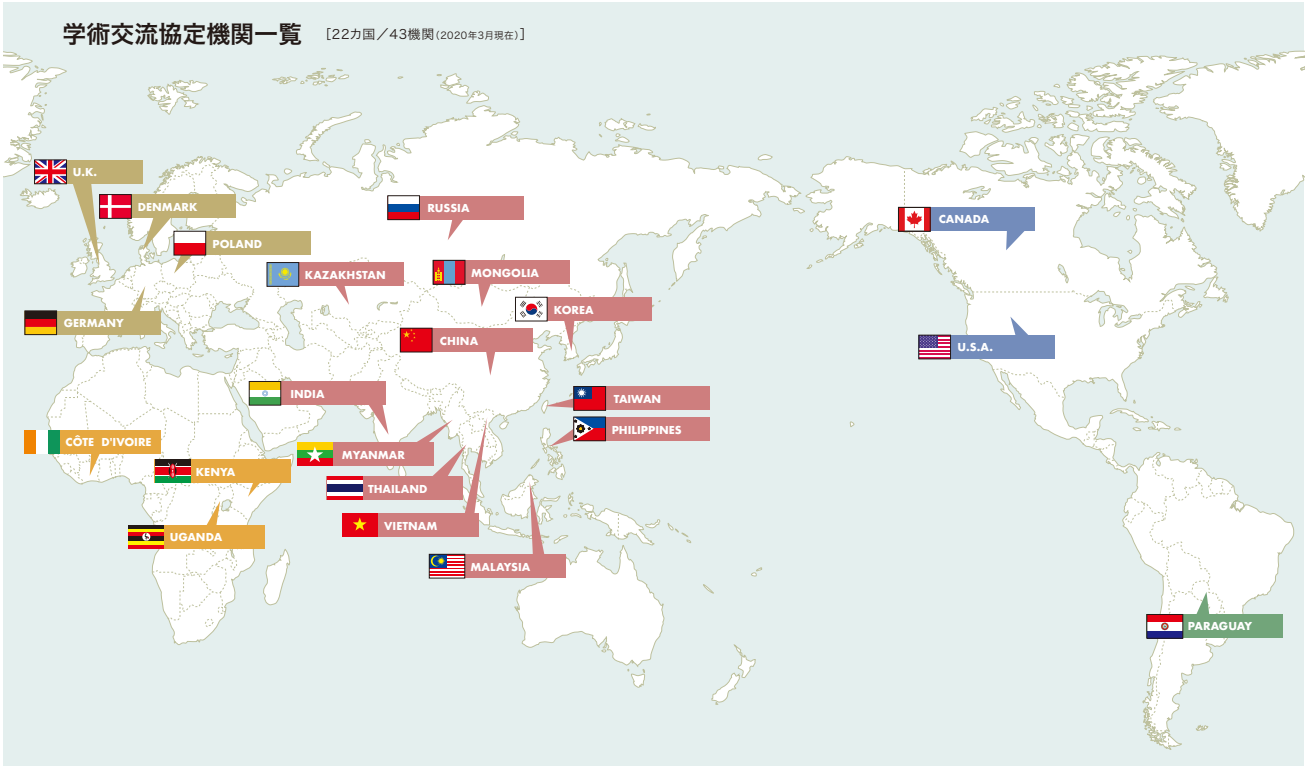
マスコットキャラクター
サンディー

酪農PLUS⁺
QRコード

Instagram
QRコード

Facebook
QRコード

学術交流協定機関一覧 ［22カ国／43機関（2020年3月現在）］



外国人留学生

●食と健康学類２年

YALEGEMU（ヤレゲム）



私は中国の内モンゴルから来ました。二年前自分は夢を追うために日本に来て、酪農学園大学に進学しました。私の国では食品安全が一番問題になっているので、食と健康学類で勉強しています。将来もっと安全、健康的な食品を作り、社会に出て貢献したいです。

●酪農学研究科修士課程２年

WANG　BOWEN（ワン　ボーウン）

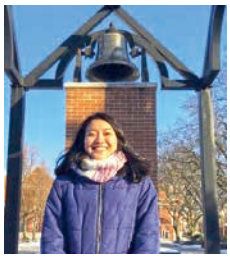


私は中国の内モンゴルから来ました。今、大学院で水質分析を専攻しています。私がこの専門分野を選択したのは、わが国が水質分析の分野で大きく発展する見込みがあり、こうした分野の専門家の需要が高いと思ったからです。将来は大学の教師になりたいです。研究と講義を両立し、自らが日本で学んだ科学技術の知識をより多くの学生たちに伝え、また日中両国の友好関係のために努力したいです。

海外留学中の先輩からのメッセージ

●獣医学類２年

砂﨑　香恋



私はアメリカのオハイオ州にあるフィンドレー大学に留学しています。一学期は基礎獣医学科の生徒とともに農場で豚、山羊、アルパカなどの動物を使った実習をしました。来学期は留学前から非常に楽しみにしていた馬の実習があります。

はじめは戸惑うことも多少ありましたが、今では周りに支えられながら充実した日々を送っています。私がそうであったように、留学をきっかけに自分自身の新たな一面が見つかるかもしれません。是非勇気を出してフィンドレー大学への留学を検討してみてください！

22カ国43機関 （2020年3月現在）

国名	機　　関　　名	協定締結日
Canada (カナダ)	アルバータ大学　University of Alberta	1985. 8. 1
	オールズカレッジ　Olds College	1998. 5. 7
	サスカチュワン大学　University of Saskatchewan	2006. 7.24
China (中国)	新疆農業大学　Xinjiang Agricultural University	1997. 7.31
	内蒙古農業大学　Inner Mongolia Agricultural University	1988. 8. 9
	内蒙古民族大学　Inner Mongolia University for the Nationalities	2002. 2.16
	陝西省動物研究所　Shaanxi Institute of Zoology	2012. 1.20
Côte d'Ivoire (コートジボワール)	スイス科学研究所　Centre Suisse Recherches Scientifiques en Côte d'Ivoire	2013. 4.18
Denmark (デンマーク)	デンマーク国立畜産研究所　National Institute of Animal Sciences	1995. 2.15
Germany (ドイツ)	ハノーバー獣医科大学　University of Veterinary Medicine Hannover	2001. 1.22
India (インド)	サムヒギンボトム農業科学技術大学 Sam Higginbottom Institute of Agriculture, Technology and Science	2007.10.25
Kazakhstan (カザフスタン)	アルファラビカザフスタン国立大学　Al-Farabi Kazakh National University	2009.12.26
	国立バイオセンター Center of Biological Research of the Science Committee of the Ministry of Education and Science	2009.12.25
Kenya (ケニア)	国際家畜研究所　International Livestock Research Institute	2012. 2.17
Korea (韓国)	国立韓京大学校　Hankyong National University	1994.10.14
	韓国食品開発研究院　Korea Food Research Institute	2001.10.31
	国立韓国農水産大学　Korea National College of Agriculture and Fisheries	2009.12.15
Malaysia (マレーシア)	サバ大学　Universiti Malaysia Sabah	2011. 8.24
Mongolia (モンゴル)	モンゴル生命科学大学　Mogolian University of Life Sciences	2009. 3.23
	フスタイ国立公園　Hustai National Park Trust	2012. 8.18
Myanmar (ミャンマー)	ミャンマー獣医科学大学　University of Veterinary Science, Yezin, Nay Pyi Taw	2013.10. 7
Paraguay (パラグアイ)	アスンシオンカトリック大学　Catholic University of Asunción	2011. 2.22
Philippines (フィリピン)	東フィリピン大学（獣医学部とは2002.2.4に締結） University of Eastern Philippines　(College of Veterinary Medicine 2002.2.4)	2015. 3. 2
Poland (ポーランド)	ワルシャワ農業大学　Warsaw Agricultural University	1994. 5.19
Russia (ロシア)	ロシア極東農業大学　Far Eastern State Agricultural University	2014. 6.16
Taiwan (台湾)	国立嘉義大学　National Chiayi University	1997.11.30
	国立屏東科技大学　National Pingtung University of Science and Technology	1998. 8.31
	国立中興大学　National Chung Hsing University	2007. 8.15
Thailand (タイ)	マヒドン大学　Mahidol University 熱帯医学部 (2013.9.23)　Faculty of Tropical Medicine 獣医学部 (2015.11.25)　Faculty of Veterinary Science	2013. 9.23
	チュラーロンコーン大学　Chulalongkorn University	2014. 2.28
	カセサート大学　Kasetsart University	2014. 3. 3
	タイ王国保健省医科学局 Department of Medical Sciences, Ministry of Public Health in Kingdom of Thailand	2015. 3.25
	コンケン大学　Khon Kaen University	2015. 4.28
	タマサート大学　Thammasat University	2016. 3.22
Uganda (ウガンダ)	マケレレ大学　Makerere University	2019. 3.29
U.S.A. (アメリカ)	オハイオ州立大学　Ohio State University 獣医学部（1988.11.17）　The College of Veterinary Medicine 食品・農業・環境科学部（1998.12.17）　The College of Food, Agricultural, and Environmental Sciences	1988.11.17
	コーネル大学　畜産学部　Department of Animal Science, Cornell University	1991. 6. 3
	フィンドレー大学　University of Findlay	2005. 4.11
	パデュー大学　Purdue University	2019. 1.29
U.K. (イギリス)	グラスゴー大学生物多様性・家畜衛生・比較医学インスティテュート Institute of Biodiversity, Animal Health & Comparative Medicine,　Glasgow University	2015. 2.24
Vietnam (ベトナム)	ハノイ公衆衛生大学　Hanoi School of Public Health	2013. 9.27
	ベトナム国立農業大学　Vietnam National University of Agricuture	2014. 7.29
	国立獣医学研究所　The National Institute of Veterinary Research	2019. 1.28

9. 就職について



09-01 キャリアセンターの紹介





キャリアセンターは学年、学類、就職・進学等の進路を問わず誰でも利用できます。

学生自身が将来像や人生観をもち、有意義な学生生活を送れるよう支援します。将来の夢やなりたい自分を想像し、そのために今できる事を考えましょう。

キャリアセンターからのお知らせは「キャリアセンター掲示板」「UNIPA」「キャリアセンターホームページ」にて掲載します。重要な情報がありますので必ずチェックしましょう。

キャリアセンターの利用時間

月～金曜日　8：30～17：00

こんな時はキャリアセンターへ（全学年対象です）

・就職活動について相談したい　・社会のマナーを知りたい　・自分の強みを発見したい
・履歴書、エントリーシートを添削して欲しい　・面接の練習がしたい　・公務員受験の対策がしたい
・企業情報や求人票、先輩の活動報告書がみたい　・インターンシップに参加したいなど。

キャリアセンターはタイムリーで有効な就職情報の収集と提供に努めています。また同時に、進路に関する悩みや就職活動中に生じる疑問や不安を解消するための相談を個別面談（全学年対象）などで積極的に行っていますので、利用してください。

資料コーナーには就職活動用にパソコンを10台設置しています。インターネットや電子メールに加えて、本学に寄せられる求人票や会社説明会の検索をしたり、企業情報の検索をすることができます。また、就職関連雑誌、公務員・教員・獣医師などの関連資料、業界別の個別企業ファイル、先輩の活動報告書、OB・OG就職企業等一覧、就職試験関連問題集他雑誌なども設置しています。

※ 大切な話

これからみなさんは、大人としての扱いを受けます。学外実習やインターンシップ、企業説明会など様々な場所で、社会常識やマナーが問われます。本学の学生としてどのように振る舞えば良いのかを考えて行動するようにしましょう。常識やマナー等について少しでも疑問・質問があれば、キャリアセンターを訪ねてください。キャリアセンターには専門のスタッフがおり、みなさんの相談を受け付けています。

09-02 キャリアセンターの主な支援

キャリアセンターではさまざまな講座やセミナー、企業（団体）合同説明会・獣医職合同説明会などの実施や、資格取得のサポートをしています。
※ 詳細は、キャリアセンターにて確認してください。
2019年度実施内容（学外での実施を含む）

1・2年生	3年生（獣医5年生）		4年生（獣医6年生）
●就職ガイダンス ●公務員受験対策講座 ●食品衛生責任者養成講習会 ●日商簿記検定 ●家畜商講習会	●就職ガイダンス ●キャリア支援アワー ●証明写真撮影会 ●公務員受験対策講座	●SPI対策講座、WEBテスト ●履歴書対策講座 ●業界セミナー ●食品衛生責任者養成講習会 ●日商簿記検定 ●家畜商講習会	●キャリア支援アワー ●就職ガイダンス ●面接対応力向上セミナー ●集団面接・GD対策講座 ●合同企業説明会 ●食品衛生責任者養成講習会 ●日商簿記検定 ●家畜商講習会 ●社会人準備セミナー

09-03 2019年卒業生の主な就職先と進学先



※ 2019年6月現在

循環農学類

■農業・林業
○株式会社フローリカルチャーリストタカハシ○株式会社栄農人○アンビシャスファーム株式会社○有限会社中澤農園○大橋園芸○藤井ファーム・ラボ株式会社○有限会社自然農園（ベリーベリーファーム上田）○株式会社牧家○有限会社半田ファーム○有限会社レークヒル牧場・レークヒルファーム○有限会社阿寒グリーンヒルファーム○丹治牧場○株式会社浜田メイプル牧場○北海道箱根牧場○株式会社笹岡牧場○株式会社渡辺農場○佐藤牧場○有限会社小林牧場○インターファーム株式会社○株式会社平田牧場○株式会社林牧場○日本ホワイトファーム株式会社○株式会社トップファーム○追分ファーム○株式会社ノベルズ○有限会社谷口ファーム○一般社団法人家畜改良事業団○株式会社カネダイ大橋牧場○辻野ポーク有限会社○岩村養鶏株式会社○猿払村酪農ヘルパー運営有限責任者事業組合○有限会社トップリバー

■建設業
○株式会社アクト○株式会社市川造園

■製造業
○ニチロ畜産株式会社○株式会社セントラルフーズ○タカナシ乳業株式会社○株式会社北菓楼○日本ハム北海道ファクトリー株式会社○株式会社トンデンファーム○味の素冷凍食品株式会社○ホクレンくみあい飼料株式会社○日清丸紅飼料株式会社○明治飼糧株式会社○中部飼料株式会社○JA北九州くみあい飼料株式会社○雪印種苗株式会社○フィード・ワン株式会社○昭和木材株式会社○株式会社岩田レーベル○エア・ウォーター株式会社○JFEスチール株式会社○シブヤ精機株式会社○株式会社アイリス

■情報通信業
○株式会社バリューソフトウエア○株式会社コネット○株式会社エーオン

■運輸業・郵便業
○共通運送株式会社○東海ローディング株式会社○F-LINE株式会社

■卸売業・小売業
○株式会社丹波屋○エム・エス・ケー農業機械株式会社○酒井水産株式会社○石川中央魚市株式会社○グローバルピッグファーム株式会社○日本アクセス北海道株式会社○株式会社カミチク○株式会社トマル○株式会社北富青果○株式会社サングリン太陽園○株式会社コハタ○油化産業株式会社○ヤンマーアグリジャパン株式会社○ファームエイジ株式会社○エム・エス・ケー農業機械株式会社○日本ニューホランド株式会社○株式会社北海道クボタ○マツモト産業株式会社○遠藤産業株式会社○森永酪農販売株式会社○ジャペル株式会社○横浜植木株式会社○株式会社美咲○株式会社ファイネス○株式会社マルエツ○株式会社なかやま牧場○株式会社ヤナセ○北海道スバル株式会社○株式会社キセキ関東甲信越○MFフィード株式会社○奥多摩工業株式会社○オカモトグループ

■金融業・保険業
○浜松信用金庫○利根沼田農業協同組合○オホーツク農業共済組合

■**学術研究・専門・技術サービス業**
○独立行政法人家畜改良センター○公益財団法人北海道農業公社○一般社団法人神奈川県畜産会○インビジョン株式会社○株式会社トータルハードマネージメントサービス○AGエンブリオサポート株式会社○共同エンジニアリング株式会社

■**宿泊業・飲食サービス業**
○野口観光株式会社○トーホウリゾート株式会社○春蘭の宿さかえや○スターバックスコーヒージャパン株式会社○株式会社はなまる○株式会社マツオ○株式会社アトム北海道○株式会社火の魂カンパニー

■**生活関連サービス業・娯楽業**
○株式会社新和○株式会社フュービック○フラノトレッキングサポート遊馬○プロアクターズラボ

■**教育・学習支援業**
○学校法人酪農学園○北海道真狩高等学校○北海道檜山北高等学校○北海道○北海道ニセコ高等学校○北海道岩見沢農業高等学校○国立大学法人弘前大学○札幌市○福島県立岩瀬農業高等学校○基督教独立学園高等学校○福島県立白河実業高等学校○宮城県小牛田農林高等学校○栃木県立矢板高等学校○北海道別海高等学校○群馬県立新田暁高等学校○千葉県立流山高等学校○株式会社どうぶつむら

■**医療・福祉**
○株式会社ベネッセスタイルケア○社会福祉法人わらしべ会○特定非営利活動法人めぐみの里○社会福祉法人印旛福祉会

■**複合サービス事業**
○日本郵便株式会社（日本郵政グループ）○ホクレン農業協同組合連合会○道央農業協同組合○士幌町農業協同組合○斜里町農業協同組合○きたみらい農業協同組合○ふらの農業協同組合○とうや湖農業協同組合○十勝清水町農業協同組合○とまこまい広域農業協同組合○中札内村農業協同組合○美瑛町農業協同組合○豊頃町農業協同組合○十勝農業協同組合連合会○びらとり農業協同組合○はが野農業協同組合○全国酪農業協同組合連合会○新潟県農業協同組合中央会○福岡県酪農業協同組合連合会○いわみざわ農業協同組合○東美濃農業協同組合○ピンネ農業協同組合○甘楽富岡農業協同組合○大山乳業農業協同組合

■**サービス業**
○株式会社エイジェック○株式会社アウトソーシングテクノロジー○アース環境サービス株式会社○株式会社グリーンテック○一般社団法人福島県農業会議○株式会社GOOYA　NEXT○株式会社iDA

■**公務**
○陸上自衛隊○北海道○北海道（普及職員）○福島県○青森県○積丹町○様似町

食と健康学類各コース

■**農業・林業**
○アンビシャスファーム株式会社○有限会社藤井牧場

■**製造業**
○札幌バルナバフーズ株式会社○株式会社ホクビー○新札幌乳業株式会社○北海道保証牛乳株式会社○北海道乳業株式会社○協同乳業株式会社○タカナシ乳業株式会社○西山製麺株式会社○横山食品株式会社○株式会社菊水○株式会社モリタン○岩田醸造株式会社○和弘食品株式会社○わらべや日洋株式会社○有楽製菓株式会社○敷島製パン株式会社○株式会社江戸屋○伊那食品工業株式会社○株式会社明治屋○株式会社どんぐり○株式会社白糠酪恵舎○株式会社長沼あいす○日本食研株式会社○秋田プリマ食品株式会社○株式会社バイオニアジャパン○株式会社ふらの農産公社○ヤスマ株式会社○スターゼン食品株式会社○札幌酒精工業株式会社○ホクサン株式会社

■**情報通信業**
○株式会社ホープス○株式会社マイナビ

■**運輸業・郵便業**
○北海道旅客鉄道株式会社○日本通運株式会社

■**卸売業・小売業**
○大槻食材株式会社○国分北海道株式会社○株式会社山本忠信商店○ハンナン株式会社○北一ミート株式会社○ハンナンフーズ東北株式会社○札幌みらい中央青果株式会社○株式会社岡永○株式会社サングリン太陽園○日本ニューホランド株式会社○株式会社H・O・C○株式会社スポーツハウス○株式会社大木○株式会社コーセー○生活協同組合コープさっぽろ○マックスバリュ北海道株式会社○イオン北海道株式会社○株式会社ラルズ○株式会社福原○株式会社ベイシア○株式会社ベルク○株式会社キャン○株式会社セコマ○株式会社ローソン○株式会社成城石井○JA全農ミートフーズ株式会社○大三ミート産業株式会社○株式会社菜の花○株式会社原田○株式会社ビックカメラ○株式会社テレ・マーカー○株式会社クレタ○株式会社富士メガネ○株式会社三城○株式会社サッポロドラッグストアー○株式会社サンドラッグプラス○株式会社舞浜コーポレーション○全農エネルギー株式会社

■**金融業・保険業**
○オホーツク農業共済組合

■**学術研究・専門・技術サービス業**
○株式会社KG情報○一般社団法人ジェネティクス北海道○株式会社マーキュリー○株式会社キュー・アンド・シー

■**宿泊業・飲食サービス業**
○野口観光株式会社○株式会社アレフ（びっくりドンキー）○北一食品株式会社○株式会社三ツ星レストランシステム○株式会社叙々苑○青華こばやし

■**生活関連サービス業・娯楽業**
○株式会社栃木県民球団（栃木ゴールデンブレーブス）

■**教育・学習支援業**
○北海道○北海道標茶高等学校○北海道剣淵高等学校○千葉県立成田西陵高等学校

■**医療・福祉**
○株式会社第一岸本臨床検査センター○株式会社札幌市中央卸売市場食品衛生検査センター○社会福祉法人札親会○株式会社ヒューマンリンク○株式会社医療福祉人材バンク○株式会社ASFON TRUST NETWORK

■**複合サービス事業**
○芽室町農業協同組合○ふらの農業協同組合○小清水町農業協同組合○新岩手農業協同組合

■**公務**
○北海道○小樽市○五戸町

管理栄養士コース

製造業
○株式会社ケイシイシイ
卸売業・小売業
○生活協同組合コープさっぽろ○株式会社ツルハ
学術研究・専門・技術サービス業
○シダックス株式会社
宿泊業・飲食サービス業
○エームサービス株式会社○株式会社LEOC○株式会社グリーンハウス○株式会社北海道グリーンハウス○株式会社フレアサービス
医療・福祉
○北海道厚生農業協同組合連合会○医療法人圭仁会東ヶ丘病院○医療法人社団平成会藤枝平成記念病院○医療法人徳州会○医療法人社団刀圭会○社会医療法人製鉄記念室蘭病院○医療法人双山会　森岳温泉病院○特定医療法人博愛会一関病院○医療法人社団一心会新札幌いった歯科○社会福祉法人北海道光生舎○社会福祉法人石狩友愛福祉会○SOMPOケア株式会社○社会福祉法人仏子会国の子保育園○石狩たんぽぽ認定こども園
公務
○北海道

環境共生学類

農業・林業
○有限会社コロポックル村○日本ホワイトファーム株式会社○有限会社谷口ファーム○株式会社ヒイラギステーブル○株式会社西花園○公益財団法人森林ネットおおいた
建設業
○株式会社四宮造園○株式会社一条工務店○成友興業株式会社○株式会社宮城環境保全研究所○和光技研株式会社
製造業
○昭和木材株式会社○合同容器株式会社
情報通信業
○株式会社ダイジョブス○JIG-SAW株式会社○シンポー情報システム㈱株式会社○株式会社NSC○ウッドオフィス株式会社○株式会社道新スポーツ○株式会社クリエイターズボックス
運輸業・郵便業
○互信ホールディングス株式会社○ホクレン運輸株式会社
卸売業・小売業
○株式会社フレッシュ青果○株式会社鈴木商会○株式会社岩崎○ファームエイジ株式会社○株式会社アイミック○株式会社北海道クボタ○ワゴジャパン株式会社○ニチバン株式会社○株式会社大島種苗店○生活協同組合コープさっぽろ○マックスバリュ北海道株式会社○株式会社ハスコムモバイル○コネクシオ株式会社○ノーステックテレコム株式会社○株式会社IDOM○株式会社北一硝子○株式会社クスリのアオキ○株式会社コメリ○須賀川瓦斯株式会社○オカモトグループ○株式会社World Link & Company Sky Link Japan
金融業・保険業
○渡島信用金庫○株式会社リヴデザイン
不動産業・物品賃貸業
○株式会社オール
学術研究・専門・技術サービス業
○株式会社ルーラルエンジニア○株式会社パスコ○株式会社北海道朝日航洋○国際航業株式会社○太平洋総合コンサルタント株式会社○株式会社農土コンサル○株式会社安井測量設計事務所○FRSコーポレーション株式会社○株式会社マーキュリー○株式会社エル技術コンサルタント○合同会社AMAC
卸売業・小売業
○東邦コンサルタント株式会社
宿泊業・飲食サービス業
○リゾートトラスト株式会社○株式会社三ツ星レストランシステム○株式会社ゼンショーホールディングス○ハーブバルcafe Rain
生活関連サービス業・娯楽業
○株式会社近畿日本ツーリスト関西○有限会社サクセス観光（ノースサファリサッポロ）○NPO法人知床ナチュラリスト協会○株式会社ニセコリゾート観光協会○富良野リゾート興産株式会社
教育・学習支援業
○練成会グループ○公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会○ニスコグループ
医療・福祉
○社会福祉法人厚生協会
複合サービス事業
○鹿追町農業協同組合○きたみらい農業協同組合○清里町農業協同組合○北オホーツク農業協同組合○宮城県漁業協同組合○北海道森林組合連合会
サービス業
○株式会社北海道山有○株式会社アルプス技研○UTグループ株式会社○パーソルホールディングス株式会社○株式会社ピーエイ○セントラル警備保障株式会社○株式会社全日警○株式会社KSP・EAST○独立行政法人国際協力機構（JICA）○株式会社北海道畜産公社
公務
○農林水産省○環境省北海道地方環境事務所○札幌市○苫小牧市○兵庫県警察

獣医学類

製造業
○日本全薬工業株式会社○株式会社微生物化学研究所○武田薬品工業株式会社○KMバイオロジクス株式会社所
卸売業・小売業
○イオンペット株式会社
金融業・保険業
○北海道農業共済組合連合会○千葉県農業共済組合連合会○曽於農業共済組合○熊本県農業共済組合○秋田県農業共済組合連合会○オホーツク農業共済組合○北海道ひがし農業共済組合○みなみ北海道農業共済組合○北海道中央農業共済組合○岩手県農業共済組合
学術研究・専門・技術サービス業
○株式会社猛禽類医学研究所○株式会社アクアメント○株式会社電通○北愛動物病院○株式会社ウィル動物病院グループ○有限会社市原・山口動物病院○有限会社カワ

グチユーカリが丘動物病院○ハート動物病院○アツキ動物病院○有限会社テールトップおざき動物病院○今川どうぶつ病院○てらかど動物病院○ファミリー動物病院○清和台動物病院○アイビー動物クリニック○赤坂動物病院○ほさか動物病院○長屋動物医療センター○有限会社HPCまさき動物病院○表参道ペットクリニック○関内どうぶつクリニック○有限会社キャッツ（おだ動物病院グループ）○シラナガ動物病院○坂田動物病院○ファミリーアニマルホスピタル高橋動物病院○リンクス動物病院○まえたに動物病院○ぱんだ動物病院○有限会社豊浦獣医科クリニック○有限会社小比類巻家畜診療サービス○株式会社空と太陽どうぶつ病院○きたのさと動物病院○川村動物病院○厚別中央通どうぶつ病院○かむい動物病院○奈良動物医療センター○辻堂犬猫病院○インターパーク動物病院○小幡緑地どうぶつ病院○船橋どうぶつ病院○東京大学附属動物医療センター○酪農学園大学附属動物病院○株式会社ファーブル動物病院ファーブル動物医療センター○株式会社エルザクライス○ガーデン動物病院○日本動物特殊診断株式会社○ポックル動物病院○動物病院　奈良○シーアニマルクリニック○アース動物病院○野並どうぶつ病院○そよかぜ動物病院○中村動物病院○新金岡動物病院

■教育・学習支援業
○東武レジャー企画株式会社（東武動物公園）

■医療・福祉
○一般社団法人京都微生物研究所

■複合サービス業
○全国農業協同組合連合会

■公務
○農林水産省○北海道○愛媛県○熊本県○山形県○福島県○宮城県○東京都○鹿児島県○青森県○静岡県○大阪府○栃木県○滋賀県○横浜市○奈良県○福岡県○旭川市○宮崎県○福井県○山形市

獣医保健看護学類

■農業・林業
○北海スターチック株式会社

■建設業
○株式会社土屋ホームトピア○株式会社セラフ榎本

■製造業
○株式会社セロテック○扶桑薬品工業株式会社

■情報通信業
○株式会社北海道総合技術研究所

■卸売業・小売業
○カナイ医療器株式会社○MPアグロ株式会社○株式会社ペティエンスメディカル○株式会社アミーゴ○株式会社ライブナビ

■金融業・保険業
○オホーツク農業共済組合○アニコム損害保険株式会社

■学術研究・専門・技術サービス業
○株式会社猛禽類医学研究所○沢村獣医科病院○有限会社宗像犬猫病院あさか台動物病院○株式会社札幌総合動物病院○株式会社ACプラザ苅谷動物病院○新習志野どうぶつ病院○株式会社松波動物病院○有限会社HPCまさき動物病院○表参道ペットクリニック○株式会社日本動物高度医療センター○とがさき動物病院○株式会社サンリツセルコバ検査センター○株式会社ベックスどうぶつ眼科VECS○有限会社戸ヶ崎動物病院○つげ小動物病院○ポロトの森動物病院○アイ動物医療センター○株式会社ミロクメディカルラボラトリー

■宿泊業・飲食サービス業
○野口観光株式会社

■生活関連サービス業・娯楽業
○株式会社アワーズ

■医療・福祉
○株式会社サンリツ

■複合サービス事業
○全国酪農業協同組合連合会

■公務
○北海道警察○宮城県警察

大学院

■農業・林業
○一般社団法人エゾシカ協会

■製造業
○三栄源エフ・エフ・アイ株式会社○コーチ・ジャパン合同会社

■運輸業・郵便業
○札樽自動車運輸株式会社

■卸売業・小売業
○タカサカ青果株式会社

■学術研究・専門・技術サービス業
○一般財団法人自然環境研究センター○公益財団法人北海道農業公社○ジアス動物病院○株式会社野生動物保護管理事務所

■教育・学習支援業
○学校法人酪農学園○学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学○NPO法人大雪山自然学校

■複合サービス事業
○日本郵便株式会社（日本郵政グループ）

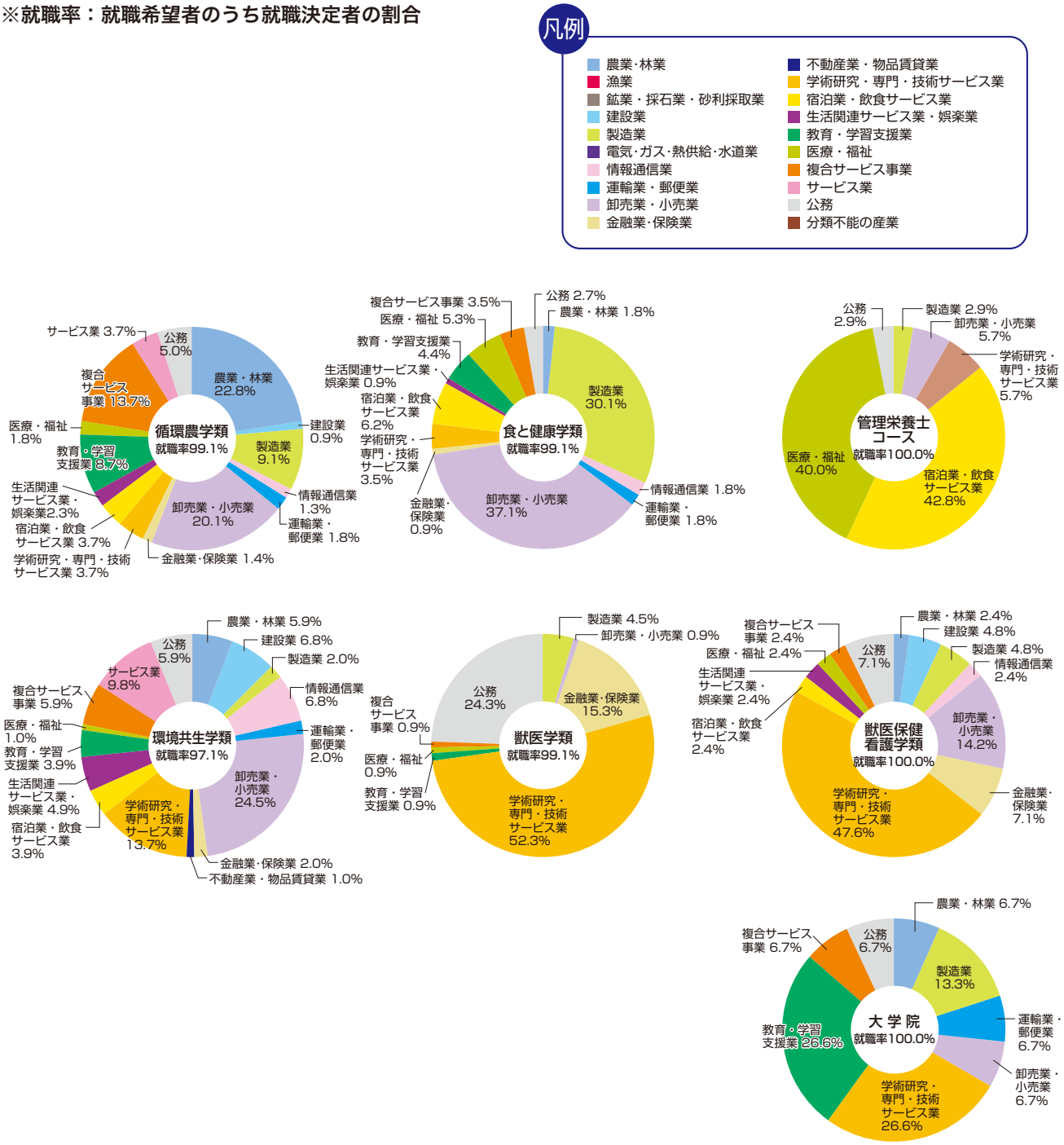
■公務
○羽幌町

全学類、研究科からの進学先

○修士課程
酪農学園大学大学院　酪農学研究科酪農学専攻
酪農学園大学大学院　獣医学研究科獣医保健看護学専攻
○博士課程
酪農学園大学大学院　獣医学研究科獣医学専攻
北海道大学大学院　農学院生産フロンティアコース　農業植物科学ユニット
北海道大学大学院　国際感染症学院
帯広畜産大学大学院　畜産学研究科獣医学専攻
弘前大学大学院
北里大学獣医学部獣医学科

就職先分野別グラフ

※2019年６月現在
※自営者含む
※就職率：就職希望者のうち就職決定者の割合



10. 資格・各種証明書

証明書、願出、届出は、内容によって用紙や提出先が違います。
必要な書類は、このページを参考にして間違いなく期日までに提出しましょう。

10-01 酪農学園大学で取得できる資格

詳しくは大学HPをご覧ください。
（免許・資格取得）URL：https://www.rakuno.ac.jp/career/qualification.html

取得可能資格
必要要件を満たせば卒業と同時に取得可能な資格です。

資　　格	取得可能な学類	備　　考
高等学校教諭一種免許状（農業）	循環農学類 食と健康学類	教職コースに所属、または教職課程に登録すること
高等学校教諭一種免許状（理科）	循環農学類 食と健康学類 環境共生学類	教職コースに所属、または教職課程に登録すること
高等学校教諭一種免許状（公民科）	循環農学類 食と健康学類	教職コースに所属、または教職課程に登録すること
中学校教諭一種免許状（理科）	循環農学類 食と健康学類 環境共生学類	教職コースに所属、または教職課程に登録すること
中学校教諭一種免許状（社会科）	循環農学類 食と健康学類	教職コースに所属、または教職課程に登録すること
准学校心理士	循環農学類 食と健康学類 環境共生学類	本学の指定する科目を履修すること
家畜（牛）人工授精師	循環農学類 獣医保健看護学類	本学の指定する科目を履修すること
家畜体外受精卵移植	循環農学類	本学の指定する科目を履修すること
家畜体内受精卵移植	循環農学類	本学の指定する科目を履修すること
栄養士	食と健康学類 （管理栄養士コース）	

任用資格
特定の職業に任用されるための資格。
資格を取得後、その職務に就いて初めて効力を発揮する資格です。

資　　格	取得可能な学類	備　　考
食品衛生管理者	循環農学類 食と健康学類 獣医学類　※1	本学の指定する科目を履修すること
食品衛生監視員	循環農学類 食と健康学類 獣医学類　※1	本学の指定する科目を履修すること
飼料製造管理者	循環農学類 獣医学類　※1	本学の指定する科目を履修すること
環境衛生監視員	獣医学類　※1	
家畜人工授精師	獣医学類　※2	獣医師資格の取得による
狂犬病予防員	獣医学類　※2	獣医師資格の取得による
と畜検査員	獣医学類　※2	獣医師資格の取得による
薬事監視員	獣医学類　※1	

※1　獣医学類を卒業することで任用資格を有する。
※2　獣医師免許取得者は資格を有する。

受験資格
必要要件を満たせば受験する資格が得られます。

資　　格	取得可能な学類	備　　考
獣医師国家試験	獣医学類	本学の指定する科目を履修すること
管理栄養士国家試験	食と健康学類 （管理栄養士コース）	本学の指定する科目を履修すること
フードスペシャリスト	食と健康学類	本学の指定する科目を履修すること
専門フードスペシャリスト （食品開発）	食と健康学類	上記フードスペシャリスト資格を取得済み、または同時に受験すること
専門フードスペシャリスト （食品流通・サービス）	食と健康学類	上記フードスペシャリスト資格を取得済み、または同時に受験すること
鳥獣管理士準1級・2級・3級 （準1級は野生動物学コース卒業必須）	環境共生学類	本学の指定する科目を履修すること
シカ捕獲認証レベル1	環境共生学類	本学の指定する科目を履修すること
認定動物看護師	獣医保健看護学類	
ペット栄養管理士	循環農学類 獣医保健看護学類	循環農学類は、畜産学・農芸化学のいずれかの課程を修めた者。詳しくは、日本ペット栄養学会のHPをご覧ください。

学類でサポートする資格

資　　格	取得可能な学類	備　　考
簿記検定2級・3級	循環農学類 食と健康学類	
ITパスポート試験	循環農学類	
経済学検定（ERE）	循環農学類	
食生活アドバイザー3級	循環農学類	
北海道フードマイスター	循環農学類	
食の6次産業化プロデューサー （レベル1・2・3）	循環農学類 食と健康学類	
販売士2級・3級	食と健康学類	
気象予報士	環境共生学類	
公害防止管理者	環境共生学類	
生物分類技能検定	環境共生学類	
ビオトープ管理士	環境共生学類	
狩猟免許	環境共生学類	
猟銃所持許可	環境共生学類	
環境測定分析士	環境共生学類	
技術士補	環境共生学類	
食品衛生責任者	循環農学類 食と健康学類 環境共生学類 獣医学類 獣医保健看護学類	講習を受講すること ※獣医学類は卒業することで資格を有する。

資格紹介

家畜（牛）人工授精師

本学が定める授業科目を履修し、単位を取得後、本学で開催される講習会（定員があります）を受講し、最終試験に合格すると「家畜人工授精師証」の申請に必要な「家畜人工授精師修業試験合格証」が取得できます。免許証が交付されると主として家畜人工授精所または農協・共済組合等の職員として家畜の人工授精業務に従事します。

食品衛生責任者

本学で開催する講習会を受講することにより資格が取得できます。食品の製造・加工・調理・販売などが衛生的におこなわれるよう、食品関係施設で衛生管理にあたるとともに従事員の衛生教育を務めます。食品関係の事業所は、食品衛生責任者をおくことが義務付けられています。

食品衛生管理者

本学が定める授業科目を取得し、実務についた場合、与えられる資格です。乳製品・肉製品・添加物・その他の食品の製造・加工の過程で、特に衛生上の考慮を必要とする施設において、その管理する食品・添加物等に関して違反がないように、製造・加工に従事する者の監督をおこないます。

食品衛生監視員

本学が定める授業科目を取得し、その資格を前提として国家（地方）公務員として採用された場合に付与される資格です。 食品営業や集団給食に対する監視、指導、助言、食品収去検査、衛生教育等をおこないます。

フードスペシャリスト

フードスペシャリストとは、日本フードスペシャリスト協会が認定する資格です。 食品の官能評価･鑑別など「食」に関する幅広い専門知識･技術を有し、食品や食生活について流通・販売者と消費者に的確な情報を提供し、またレストランや食堂などで快適な飲食ができるよう食空間をコーディネートしたり、さらに消費者のクレームにも対応できる力を持つ「食」の専門職です。

栄養士・管理栄養士

本学の食と健康学類管理栄養士コースを卒業した時点で栄養士免許証が交付され、国家試験に合格すると管理栄養士免許証が交付されます。栄養士と管理栄養士には次のような違いがあります。

栄養士とは栄養バランスを考えた献立の作成、調理方法の改善・指導をおこなう人のことです。

管理栄養士とは栄養士より高度な専門知識・技術をもって健康の保持増進のため複雑または困難な栄養指導をおこなう人のことです。

※ 編入学生はこれらの資格取得において制限が発生する場合があります。

教員免許について

学　　類	コース	教　職　課　程
循環農学類	酪農学コース 畜産学コース 農学コース 農業経済学コース 教職コース※	農業／理科／社会・公民 農業＋理科／農業＋社会・公民
食と健康学類	食品機能科学コース 食品開発学コース 食品流通学コース	農業／理科／社会・公民
環境共生学類	野生動物学コース 生命環境学コース	理科

※教員免許取得のための単位は、教職コースでは卒業要件に含まれますが、教職課程生については卒業要件に含まれません。教職コースの学生は、循環農学類、食と健康学類のどちらかに所属します。

※管理栄養士コースでは教員免許を取得することはできません。

酪農学園大学で教員免許を取得する方法としては、各コースに所属しながら教職課程に登録して免許を取得する方法と、教員養成を目的とした「教職コース」に所属して免許を取得する方法の２つがあります。

10-02 各種証明書

証明書の発行

月曜日～金曜日
8：30～16：45（11：30～12：30は窓口休止）

申込書A	金　額	受　付	備　考
成績証明書	200円	教務課	卒業（修了）年次の学生はキャリアセンターの印を貰うこと
卒業証明書 （卒業証明書は卒業式以降に交付）	200円		
卒業見込証明書	100円		
在学/在籍証明書	100円		
教育職員免許状授与見込証明書	100円		
学力に関する証明書（教職）	200円		
科目等履修生証明書	100円		
欧文証明書 交付は、申込日より10日後	1,000円		
研究証明書	100円		
学位授与証明書	200円		
その他、証明書に関する事項は教務課窓口へご相談ください。			

申込書B	金　額	受　付	備　考
推薦書	200円	キャリアセンター	
人物に関する調書	200円		
指定身分証明書 試験日に学生証を忘れた場合に発行します。 試験期間中は１回しか発行ができません。	100円	学生支援課	
健康診断書 本学の定期健康診断を受診した学生に限ります。	200円	医務室	

申し込み方法

①**「証明書交付申込用紙」に必要事項を記入**します。
②**申込み手数料分の証紙を購入し、申込書に貼付**します。
証紙は教務課前に設置してある自動販売機で購入します。
③**学生証を提示の上、申込書を各受付窓口へ提出**して証明書の交付を受けてください。
ただし、証明書の種類によって発行に日数を要することもあります。

指定身分証明書

試験を受ける際、学生証を忘れたまたは紛失した場合は、学生支援課で指定身分証明書の発行手続きをしてください。前学期・後学期ともに定期試験期間中１回ずつの発行となりますので、注意してください。（発行手続きは慎重に行いますので、受験の際には時間的に不利になる可能性があります）

学生証を紛失した学生は、すみやかに学生証の再発行手続きをしてください。

指定身分証明書は100円、学生証の再発行には2,000円の手数料が必要です。

学割証（学生旅客運賃割引証）

JRの列車を利用する時、JRの営業距離が片道100㎞を超える場合、運賃が割引になる制度です。学割証を利用すると、普通乗車券が２割引で購入できます。

学生支援課カウンターにある学割証交付申込書に、必要事項を記入し学生支援課窓口に提出します。２日後に交付できますので、学生証を持って窓口まで受け取りにきてください。

※ 注意事項
①学割証は本人以外使用できません。
②学割証を利用する場合は学生証を携帯してください。
③学割証を不正使用した場合は、正規運賃の３倍に相当する金額が追徴されます。大学全体のペナルティとして、以後の学割証の交付が停止されます。
④その他学割証裏面に記載されている注意事項を厳守してください。

通学定期券の購入方法

定期券販売所窓口で学生証を提示して購入してください。その際、学生証裏面の住所欄に現住所の記入を忘れないようにしてください。

〈JR の通学定期券について〉
新規に購入する場合は、通学証明書が必要となります。学生支援課窓口で通学証明書の交付を申請してください。

10-03 願出

願出には、次のような種類があります。それぞれ受付窓口が違いますので、確認してください。

種　　類	受付窓口
01. 休学願	学生支援課
02. 復学願	
03. 退学願	
04. 物品借用願	
05. 中央館使用願	
06. 学生証再発行願	
07. 課外活動における公認欠席願	
08. 医療互助会給付金請求書	
09. 教育課程における公認欠席願	教務課
10. 忌引きにおける公認欠席願	
11. 教室使用願	
12. 授業料等延納願	学務課
13. 体育施設使用願	体育スタッフ室
14. 合宿所使用願	
15. 退寮願	高大寮務課

01. 2カ月以上大学を休む時 ▶ 休学願（学生支援課）
病気その他の理由により２カ月を超えて修学できない場合は、事前に学生担当教員や教務課に相談し、休学願に理由および必要事項を記入のうえ、学生支援課に願い出てください。ただし、前学期５月１日以降、後学期10月16日以降の休学は、授業料等の納付が必要となりますのでご注意ください。

02. 大学に戻る時 ▶ 復学願（学生支援課）
休学期間の満了、または休学期間中に休学理由が解消した場合は、復学願に必要事項を記入のうえ、学生支援課に願い出なければなりません。

03. 大学を辞める時 ▶ 退学願（学生支援課）
病気その他の理由により退学する場合は、事前に学生担当教員や教務課に相談し、退学願に理由および必要事項を記入のうえ学生支援課に願い出てください。ただし、前学期５月１日以降、後学期10月16日以降の退学は、授業料等の納付が必要となりますのでご注意ください。なお、退学の年月日は、原則本学が退学願を受理した日となります。

04. 大学の備品を借りたい時 ▶ 物品借用願（学生支援課）
新入生歓迎会や大学祭など学生諸団体主催の公的行事で備品を借りたい場合は、責任者が所定用紙に必要事項を記入のうえ、使用する３日前までに学生支援課に願い出てください。

05. 学生ホールなどを使用したい時 ▶ 中央館使用願（学生支援課）
クラブやサークル、その他の学生諸団体が、学生ホール、中央館２階談話室、中央館２階ロビーを使用する場合は、所定用紙に必要事項を記入のうえ、使用する３日前までに学生支援課で許可を得てください。

06. 学生証を紛失した時 ▶ 学生証再発行願（学生支援課）
学生証は、あなたの身分を証明する大事なものです。紛失した場合は、ただちに学生支援課で再発行の手続きを行ってください。（詳細は８ページ）

07. 09. 10. 公欠の時 ▶ 公認欠席願（学生支援課または教務課）
教育課程における公認欠席と、課外活動における公認欠席では、提出用紙も提出先も違います。

◎課外活動における公認欠席願（学生支援課）
団体代表者が「㊫公認欠席願」に必要事項を記入の上、学生支援課に提出してください。学生支援課から「公認欠席願（課外活動）」の交付を受けた後、欠席する授業担当教員に提出してください。（詳細は52ページ）

◎教育課程における公認欠席願（教務課）
教務課から「公認欠席願（教育課程）」の交付を受けた後、欠席する授業科目担当教員に提出してください。

◎忌引きにおける公認欠席願（教務課）
教務課から「公認欠席願（忌引き）」の交付を受けた後、欠席する授業科目担当教員に提出してください。

08. 病院に行った時 ▶ 医療互助会給付金請求書
学生の相互扶助精神に基づき本学に在学する学生の疾病・負傷について、医療費給付を行っています。申請をする場合は、所定用紙に必要事項を記入し、領収書のコピーを添付のうえ、学生支援課に提出してください。（詳細は25ページ）

11. 教室を使いたい時 ▶ 教室使用願（教務課）
クラブやサークル、その他の学生団体が、教室を使用したい場合は所定用紙に必要事項を記入し、教務課で教室の使用状況を確認のうえ、許可を得てください。

12. 授業料の納付が難しい時 ▶ 授業料等延納願（学務課）
納付期限までに授業料等の納付が困難な者は、所定用紙により延納を願い出ることができます。授業料等の納付受付期間は、前学期は４月１日～４月30日、後学期は９月１日～10月15日です。この期間までに授業料等延納願を学務課に提出してください。詳細は窓口で相談してください。

13. 体育施設を利用したい時 ▶ 体育施設使用願（体育スタッフ室）
クラブやサークル、その他の学生諸団体が、正課教育、大学の公的行事以外に体育施設を使用する場合は、所定用紙に必要事項を記入のうえ、使用する３日前までに体育準備室で許可を得てください。

14. 合宿所を使いたい時 ▶ 合宿所使用願（体育スタッフ室）
クラブやサークル、その他の学生諸団体が、合宿所を使用する場合は所定用紙に必要事項を記入のうえ、使用する３日前までに体育準備室で許可を得てください。

15. 退寮する時 ▶ 退寮願（高大寮務課）

10-04 届出

届出の種類は、次の通りです。それぞれ受付窓口が違いますので注意してください。

種　　類	受付窓口
01. 掲示物に関する届出	学生支援課
02. 集会届	
03. 団体設置届	
04. 欠席届	教　務　課
05. 試験欠席届	
06. 入学誓書に関する変更届	
07. 成績に関する問合せ票	
08. 就職活動による欠席届	キャリアセンター
09. 進路（内定）届	
10. インターンシップ参加申込書	

01. 掲示板にポスターなどを貼りたい時 ▶ 掲示物に関する届出（学生支援課）

掲示をする場合、責任者は掲示物を学生支援課に届け出て、許可を受けてください。その際、掲示場所・掲示期限の指示がありますので、必ず守ってください。掲示物の大きさはB4タテとし、セロテープや画鋲を用いて貼付してください。

02. 集会を開きたい時 ▶ 集会届（学生支援課）

学内において集会を行う場合、責任者は３日前までに所定用紙で学生支援課に届け出てください。教室を使用する場合は、あらかじめ教務課の確認を得てください。

03. サークルをつくりたい時 ▶ 団体設置届（学生支援課）

学内においてクラブやサークルを設立し活動する場合、その責任者は所定用紙で学生支援課に届け出なければなりません。

なお、団体には教員の顧問または部長をおくことが必要です。団体の責任者は活動内容・部員名簿・会計報告等を年に一度、学生支援課に報告することになっています。

04. 授業を欠席した時 ▶ 欠席届（教務課）

病気や交通遅延など、やむを得ない理由で授業を欠席する場合、所定用紙に必要事項を記入して、欠席する授業科目担当教員に届け出てください。

05. 試験を欠席した時 ▶ 試験欠席届（教務課）

病気、交通事故、家族の不幸、交通機関（遅延・事故）、就職試験などで定期試験を欠席する場合は、欠席理由を証明する書面を添付して、試験日から１週間以内に試験欠席届を提出します。教務課で追試験票の交付を受け、追試験の日程を確認し受験してください。

本人の不注意による試験の欠席、証明書類がない場合、または無許可の車両で通学する学生が事故により、試験を欠席した場合は、追試験の対象となりません。なるべく公共交通機関を利用してください。

06. 氏名や保証人が変わった時 ▶ 入学誓書に関する変更届（教務課）

入学誓書に記載されている保証人の氏名および住所、本人（学生）の氏名および本籍などの変更があった場合は、所定用紙で教務課に届け出てください。

07. 成績に疑問がある時 ▶ 成績に関する問合せ票（教務課）

学生は当該学期の成績評価について、成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる場合や、シラバス等で明示される成績評価方法から明らかに疑義があると思われる場合は成績開示開始後１週間以内に「成績評価に関する問合せ票」に必要事項を記入し教務課へ提出することで、問い合わせることができます。

08. 就職活動で授業を欠席した時 ▶ 就職活動による欠席届（キャリアセンター）

卒業年次学生で、会社訪問、会社説明会、採用試験（公務員や教員試験も含む）により授業を欠席した場合は、1週間以内に所定の就職活動報告書をキャリアセンターに提出し、欠席届の交付を受けてください。ただし、定期試験期間中に欠席が生じる場合は、事前に教務課へ申し出てください。（公認欠席ではありません。）

09. 卒業後の進路が決定した時 ▶ 進路（内定）届（キャリアセンター）

内定を受けたとき、進学・自営・実習など進路が決定したときに提出してください。

10. インターンシップに参加する時 ▶ インターンシップ参加申込書（キャリアセンター）

インターンシップへ参加をする場合は、所定用紙でキャリアセンターに届け出てください。





02 クラブ・サークルについて

1. クラブ・サークルの仕組み …… 52
2. 団体一覧 …… 54
3. 課外活動施設 …… 58

1. クラブ・サークルの仕組み

01-01 課外活動

本学には個性豊かなクラブ・サークルが多数あります。入部する時には、自分が本当に興味を持っているか、継続していけるかをよく考え、あくまでも学業を優先させることを忘れずに活動しましょう。

●もし、なにかトラブルが発生したら・・・

クラブ・サークル間で入・退部や部費に関わることなどでトラブルに発展したり、自力で解決できない問題が起こったら、一人で悩まずに学生支援課に相談してください。

1．課外活動の各種届出・手続き

	提出書類	提出期日	その他
大会に出場する、遠征や研修旅行に行く	大会・イベント参加届	大会の1週間前まで	終了したら大会・イベント参加報告書を提出してください。
大会や遠征・研修旅行に行く際に補助金の申請をしたい	遠征補助金交付申請書	大会等に出発する１週間前まで	帰ってきてから1週間以内に遠征報告書を提出してください。
大会等の日程が授業と重なってしまう	公認欠席願	大会等に出発する１週間前まで	１団体前学期・後学期１回ずつ発行できます。
中央館の各施設（学生ホール・談話室・２階ロビー）を使用したい	中央館使用願	使用する日の3日前まで	
課外活動施設を午前0時まで使用したい	課外活動特別使用願	使用する日の1カ月～3日前まで	期日を遵守すること。直前の申請は受け付けられません。
課外活動施設を午前6時から使用したい	課外活動施設早朝特別使用願	使用する日の1カ月～3日前まで	〃
合宿所を使用したい	合宿所使用願	予約・申請後、利用する3日前まで	体育準備室で予約・申請を受け付けています。
大学の備品を借りたい	物品借用願	貸出希望日の1カ月～3日前まで	
ポスター等を掲示したい	掲示物許可受付簿に記入	掲示する前に	許可なしに掲示した場合、無期限の使用禁止などのペナルティがあります。
代表者や各担当者の変更	団体変更届	変更になったらその都度	

※ 上記以外にも様々な届出がありますので、詳しくは学生支援課まで問い合わせてください。

2．公認欠席願

大会などの課外活動の行事の日程が授業と重なってしまった場合、前学期・後学期１回ずつに限り公認欠席を発行することができます。ただし欠席の扱いにはなりますので、できる限り授業を優先するようにしましょう。

●公認欠席願の手続きの仕方

①団体代表者が大会・イベント参加届と「㊫公認欠席願」を学生支援課に提出

②学生支援担当部長押印済み「公認欠席願（課外活動）」を学生支援課より団体代表者に配付
（提出からおおむね１週間で配付）

③団体代表者は各学生に配付し、学生本人は「公認欠席願（課外活動）」に提出日を記入・押印し、欠席する科目担当教員に提出

※ 学生支援課窓口での手続きはすべて団体代表者が取りまとめて行います。

01-02 公認サークルの設立

学内においてクラブやサークルを設立し活動する場合、その責任者は所定用紙により学生支援課に届け出なければなりません。

なお、団体には、教員の顧問または部長をおくことが必要です。団体の責任者は年１回活動内容・部員名簿・会計報告等を学生支援課に報告することになっています。

公認前に・・・

・非公認団体として、10名以上のメンバーで、３年以上の活動をすることが必要です。
・すでにある似たような団体の場合は公認にはなれません。
・所定の手続きを行うと予約のできる一部課外活動施設を使用できます。
・学内の教室を利用する場合、教務課で申請し、空いている場合は利用できます。（部室としては利用はできません。）

公認申請の際は・・・

・部則、団体部員名簿、活動実績、設立趣旨書、団体設立届、会計報告書と顧問が必要です。
・学生支援課にて検討し、審査されます。

設置許可後

年１回活動内容、部員名簿、会計報告書等を提出する義務が発生し、必ず学生支援課に報告しなければなりません。

01-03 スポーツ安全保険

スポーツ安全保険は、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動を行う社会教育関係団体に所属する４名以上で加入できます。

本人のケガはもちろん、他人にケガをさせた場合や他人の物を壊した場合などの補償をする制度です。

課外活動団体以外であっても団体で活動する場合は、スポーツ安全保険に加入することが望ましいです。

①加入手続き

加入申込書（スポーツ安全保険加入依頼書）が、学生支援課にあるので必要事項を記入の上、所属人数の掛け金をそえて指定銀行の窓口で手続きしてください。

②保険期間

毎年４月１日午前０時より翌年３月31日午後12時までです。

毎年４月１日以後の申込は加入手続き（※）完了の翌日の午前０時より有効ですが､終期は翌年３月31日午後12時です。

※ 加入手続きとは、スポーツ安全協会支部に対して、各団体が保険料を払い込みの上、加入依頼書団体員名簿を送付することをいいます。

加入区分	掛金（１人年額）	傷害保険金額				賠償責任保険	共済見舞金
		死亡	後遺障害（最高）	入院（１日につき）	通院（１日につき）		
A２	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	（補償限度額） 身体・財物賠償合算 １事故５億円 ただし身体賠償は １人１億円	突然死 （急性心不全、脳内出血など） 180万円
C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※ 加入区分は活動内容により補償が異なります。A2は文化活動、Cは文化活動及びスポーツ、Dは危険を伴うスポーツ（ラグビー等、山岳登はん対象外）が対象になります。

●注意

保険対象となる事故が発生した場合には、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を学生支援課へ報告してください。事故の日から30日以内に報告のない場合には、保険金が支払われないこともありますので注意してください。

保険金請求書は保険会社から直接自宅に送付されますので、各自で行うことになります。

事故発生――>事故報告を学生支援課でする（事故発生から30日以内）
保険請求書到着――>保険金請求を自分で手続き（領収書のコピーが必要です）

クラブ・サークルについて

2. 団体一覧

●体育会幹事会・文化会事務局
体育系・文化系のサークルに所属する部員で構成している学生の任意団体です。サークル紹介の運営や、機関誌の編集などを行っています。定期的に各部・サークルの代表者を招集して会議を行い、意見交換や学内施設等の使用予定の決定などを行っています。

02-01 体育系

ソフトテニス部
活動場所／東部室棟２階
顧　　問／前田　尚之
設　　立／１９６０．４．１



スキー部
活動場所／健身館３階
顧　　問／大杉　剛生
設　　立／１９６６．３．１



剣道部
活動場所／健身館1階
顧　　問／堂地　修
設　　立／１９６０．４．１



ウエイトリフティング部
活動場所／東部室棟１階
顧　　問／内田　玲麻
設　　立／１９６６．４．１



馬術部
活動場所／馬術部厩舎
顧　　問／椿下　早絵
設　　立／１９６０．４．１



サッカー部
活動場所／健身館１階
顧　　問／山下　和人
設　　立／１９６７．４．１



男子バスケットボール部
活動場所／健身館４階
顧　　問／植田　弘美
設　　立／１９６０．４．１



陸上競技部
活動場所／健身館４階
顧　　問／佐野　忠士
設　　立／１９６８．４．１



ラグビー部
活動場所／健身館１階
顧　　問／大塚　浩通
設　　立／１９６０．４．１



少林寺拳法部
活動場所／健身館１階
顧　　問／丸山　明
設　　立／１９６９．９．１６



山岳部
活動場所／健身館３階
顧　　問／山田　弘司
設　　立／１９６０．４．１



日本拳法部
活動場所／健身館２階
顧　　問／小野寺　秀一
設　　立／１９７３．１１．３０



男子バレーボール部
活動場所／健身館３階
顧　　問／中谷　暢丈
設　　立／１９６１．６．１



硬式野球部
活動場所／健身館１階
顧　　問／阿部　茂
設　　立／１９７５．６．１



柔道部
活動場所／健身館2階
顧　　問／川本　哲
設　　立／１９６１．４．１



空手道部
活動場所／健身館４階
顧　　問／飛谷　淳一
設　　立／１９７５．１１．２２



バドミントン部
活動場所／健身館２階
顧　　問／山口　太一
設　　立／１９６１．５．１０



アーチェリー部
活動場所／健身館２階
顧　　問／園田　高広
設　　立／１９７６．４．２４



ワンダーフォーゲル部
活動場所／健身館３階
顧　　問／郡山　尚紀
設　　立／１９６４．４．１



弓道部
活動場所／弓道場
顧　　問／中平　賢吾
設　　立／１９７６．５．１



水泳部酪泳会


活動場所／健身館3階
顧　　問／山口　太一
設　　立／１９７７．４．１

合気道部

活動場所／健身館２階
顧　　問／吉田　磨
設　　立／１９７７．９．８

硬式テニス部

活動場所／健身館２階
顧　　問／安井　由美子
設　　立／１９７９．５．１６

熱気球愛好会

活動場所／東部室棟１階
顧　　問／天野　朋子
設　　立／１９８０．１０．１

男子アイスホッケー部

活動場所／健身館３階
顧　　問／岡本　英竜
設　　立／１９８１．６．９

軟式野球部

活動場所／健身館１階
顧　　問／中辻　浩喜
設　　立／１９８９．５．１６

女子バスケットボール部

活動場所／健身館２階
顧　　問／植田　弘美
設　　立／１９９０．４．１

フリースタイルスキークラブ

活動場所／健身館３階
顧　　問／権平　　智
設　　立／１９９０．５．２２

女子バレーボール部

活動場所／健身館２階
顧　　問／岡本　吉弘
設　　立／１９９１．１２．２０

North Paddler

活動場所／東部室棟１階
顧　　問／岩﨑　智仁
設　　立／１９９２．１１．３

卓球部

活動場所／健身館４階
顧　　問／義平　大樹
設　　立／１９９３．５．１４

ハンドボール部

活動場所／健身館３階
顧　　問／天野　朋子
設　　立／１９９４．６．１８

ビリヤードサークル Number9

活動場所／東部室棟１階
顧　　問／義平　大樹
設　　立／１９９４．７．８

フットサルサークル「R-Foot」

活動場所／健身館４階
顧　　問／宮庄　拓
設　　立／１９９９．５．２１

ラクロス部

活動場所／健身館２階
顧　　問／柴田　啓介
設　　立／１９９９．１１．１１

準硬式野球部

活動場所／健身館１階
顧　　問／尾碕　亨
設　　立／２００２．４．１９

自転車部


活動場所／健身館４階
顧　　問／押谷　一
設　　立／２００２．７．１８

フリークライミングサークル

活動場所／健身館４階
顧　　問／森田　茂
設　　立／２００２．１１．１

女子アイスホッケー部

活動場所／健身館３階
顧　　問／薦田　優香
設　　立／２００３．１２．２４

02-02 文化系

合唱団

活動場所／緑音館
顧　　問／吉田　磨
設　　立／１９６０．５．１

吹奏楽団

活動場所／学生会館別館
顧　　問／岩野　英知
設　　立／１９７９．５．１２

軽音楽同好会

活動場所／健音館1階
顧　　問／
設　　立／１９６１．４．１

旅行サークル“The travelers”

活動場所／東部室棟３階
顧　　問／北澤　多喜雄
設　　立／１９８０．１０．１

写真部


活動場所／東部室棟１階
顧　　問／
設　　立／１９６２．４．１

ブルーグラス研究所

活動場所／緑音館
顧　　問／義平　大樹
設　　立／１９８０．１１．１

乳牛研究会

活動場所／東部室棟３階
顧　　問／大塚　浩通
設　　立／１９６２．４．１

漫画倶楽部

活動場所／東部室棟２階
顧　　問／三谷　光照
設　　立／１９８３．６．１７

絵画研究会

活動場所／東部室棟１階
顧　　問／遠井　朗子
設　　立／１９６４．４．１

創作文化研究会

活動場所／東部室棟３階
顧　　問／吉野　宣彦
設　　立／１９９０．１．１９

肉牛研究会

活動場所／肉牛研究会　牛舎
顧　　問／今井　　敬
設　　立／１９６７．６．１４

手話サークルもみじの会

活動場所／東部室棟３階
顧　　問／蒔田　浩平
設　　立／１９９１．６．１７

音楽研究会

活動場所／健音館1階
顧　　問／
設　　立／１９７１．４．１

酪農学園ボランティアクラブ

活動場所／中央館905
顧　　問／白石　治恵
設　　立／１９９２．５．１１

野生動物生態研究会

活動場所／東部室棟２階
顧　　問／松田　一哉
設　　立／１９７７．５．２０

ＥＳＳ

活動場所／東部室棟２階
顧　　問／蒔田　浩平
設　　立／１９９３．５．２４

近代演劇

活動場所／健音館1階
顧　　問／樋口　豪紀
設　　立／１９７７．６．１０

酪農学園 YOSAKOI サークル“祭”

活動場所／健音館２階
顧　　問／上野　敬司
設　　立／１９９７．７．７

キリスト者学生会

活動場所／東部室棟３階
顧　　問／小林　昭博
設　　立／１９７８．５．１

酪農茶道部

活動場所／東部室棟１階
顧　　問／我妻　尚広
設　　立／１９９８．４．１４

中小家畜研究会



活動場所／東部室棟３階
顧　　問／泉　賢一
設　　立／１９９９．５．８

棋道部



活動場所／東部室棟３階
顧　　問／山田　弘司
設　　立／２０００．５．２３

野菜サークル（Ｖ．Ｒ）



活動場所／東部室棟３階
顧　　問／小澤　修二
設　　立／２０００．５．２６

植林研究会



活動場所／東部室棟３階
顧　　問／保原　達
設　　立／２０００．１１．１１

室内楽団



活動場所／健音館２階
顧　　問／樋口　豪紀
設　　立／２００３．１２．４

ア・カペラサークル『唄種』



活動場所／健音館２階
顧　　問／村松　圭
設　　立／２００３．１２．１６

野生動物との共存支援サークル　えれふぁんと



活動場所／東部室棟３階
顧　　問／岩野　英知
設　　立／２００８．６．９

どうぶつボランティア幸せなしっぽ



活動場所／東部室棟３階
顧　　問／郡山　尚紀
設　　立／２０１１．４．１

国際交流サークル SukaRela



活動場所／東部室棟３階
顧　　問／金子　正美
設　　立／２０１３．４．２５

サマーアグリキャンプ



活動場所／Ｃ８号館301
顧　　問／山口　昭弘
設　　立／２０１６．５．３１

ワインサークル “ROWP”



活動場所／
顧　　問／阿部　茂
設　　立／２０１９．４．１

その他の団体

●白樺祭実行委員会

活動場所／東部室棟１階
大学祭の企画・運営に興味のある方は気軽に訪ねてください。メンバーを随時募集しています。



●生協学生委員会

活動場所／酪農学園ホール
酪農学園生協と共同で行う各イベントの企画・運営などを行っています。



3. 課外活動施設

03-01 施設の利用

本学には、次のような施設があります。課外活動施設と中央館は学生支援課で管理・予約の受け付けなどを行っています。体育施設の貸出については体育準備室に問い合わせてください。

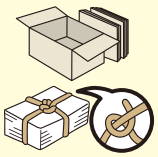
	施設名	施設概要	開館時間
課外活動施設	健身館	部・サークルの部室の他、武道場やクライミングウォールなどがあります。	月～土／8：00～22：00　日・祝祭日／8：00～20：00
	健音館	音楽系・演劇系の部室の他、防音室となっているライブスペースや練習場があります。主に健音館に部室のある部・サークルが使用します。 ※ 健音館を使用するには・・・毎月1回次月の使用予定を決める会議があります。使用を希望する非公認団体・一般学生は会議に参加することでライブスペースや練習場を使用できます。	8：30～22：00
	緑音館	合唱団・ブルーグラス研究所の部室があります。	8：30～22：00
	東部室棟	主に文化系の部・サークルの部室があります。	8：00～22：00
	学生会館　別館	吹奏楽団の部室があります。	8：30～22：00
	弓道場	弓道部が使用しています。	
	アーチェリー場	アーチェリー部が使用しています。	
体育施設	健民館1	部・サークルの部室の他、合宿所があります。合宿所は、課外活動団体が学内で合宿を行う際に使用できます。体育準備室で予約を受け付けています。	部室：8：30～22：00
	健民館2（体育館） グラウンド 野球場	主に体育授業や課外活動で使用されます。予約の受付けは体育準備室で行っています。	利用時間については体育準備室で確認してください。
	健民館3 （トレーニング センター）	1階には筋力トレーニングを中心とした器具やシャワー室があり、2階にはストレッチスペースや体育講義室があります。体育の授業での使用が優先されますが、空いている時間帯には学生や教職員にも開放しています。トレーニングセンターを使用するには毎年5月に行われる講習会に参加する必要があります。	利用時間についてはトレーニングセンターに確認してください。 ※日祝日は閉館。
	テニスコート	体育授業の他、課外活動団体や一般学生も使用できます。体育準備室では、貸出手続きの他、テニス用具等の貸出も行っています。	一般開放時間：水曜日の8：30～21：30
中央館	学生ホール	中央館1階及び2階は、学生が自由にくつろげるスペースが確保されています。1階には学生ホール、生協の売店があり、2階には談話室があります。学生ホール、談話室、2階ロビーについては学生支援課で予約し、使用することができます。	月～土／6：00～21：30 日・祝祭日／8：00～17：00
	談話室 2階ロビー		月～土／8：00～21：00 日・祝祭日／8：00～17：00

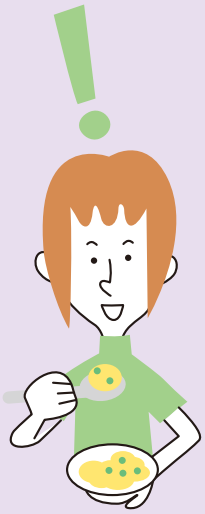
03-02 ごみの分別・出し方

ごみの出し方　課外活動の場合

ごみの分別を徹底しましょう！
燃やせるごみ・燃やせないごみに分けて所定用紙を添付し、ごみステーションへ

健音館　⇒　健音館自動ドア前ごみステーションへ
健民館・健身館・　⇒　体育館前ごみステーションAへ
緑音館・弓道場　⇒　体育館前ごみステーションAへ

燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源物	大型ごみ	産業廃棄物
・紙くず・木くず ・生ゴミ（残飯等） ・ビニール、プラスチック（薄い、やわらかいもの） ・布類 ・花・草・枯れ葉 ・発泡スチロール ・CD・MD・DVDディスク（ケース含む）	・金属類 ・皮・ゴム類 ・ガラス製品、陶磁器 ・プラスチック製品（厚い、かたまりのもの） ●ガラス・せともの（厚紙などで包んでから、ダンボールに入れ、「キケン」と表示して） 	・ペットボトル 缶 ・ビン類 ・新聞紙・雑誌・ダンボール類 ●雑誌 大きさをそろえて別々に……  ●ダンボール 折りたたんで…十文字に縛ってください 	・冷蔵庫、テレビ、パソコン等半導体を含む製品、机、椅子、布団、敷物など。 ※ 排出する前に学生支援課へ事前に相談すること（処分費用は排出者負担）	・危険ごみ スプレー缶、ガス缶、乾電池、温度計、蛍光管、ライター ※ 学生支援課に相談 ［医療廃棄物 感染性医療廃棄物 化学性廃液（写真現像液等）］  ●蛍光管 ●割れないように購入時の紙箱や保護ケースに入れる。 ●電球は「燃やせないごみ」へ。 ●スプレー缶、ガスカセット缶 ●ふたをはずす。 ●缶の中身はできるだけ使い切る。 ●使い切れない場合は別袋にして、「中身が入っています」と表示する。 ●缶に穴をあけないでください。 

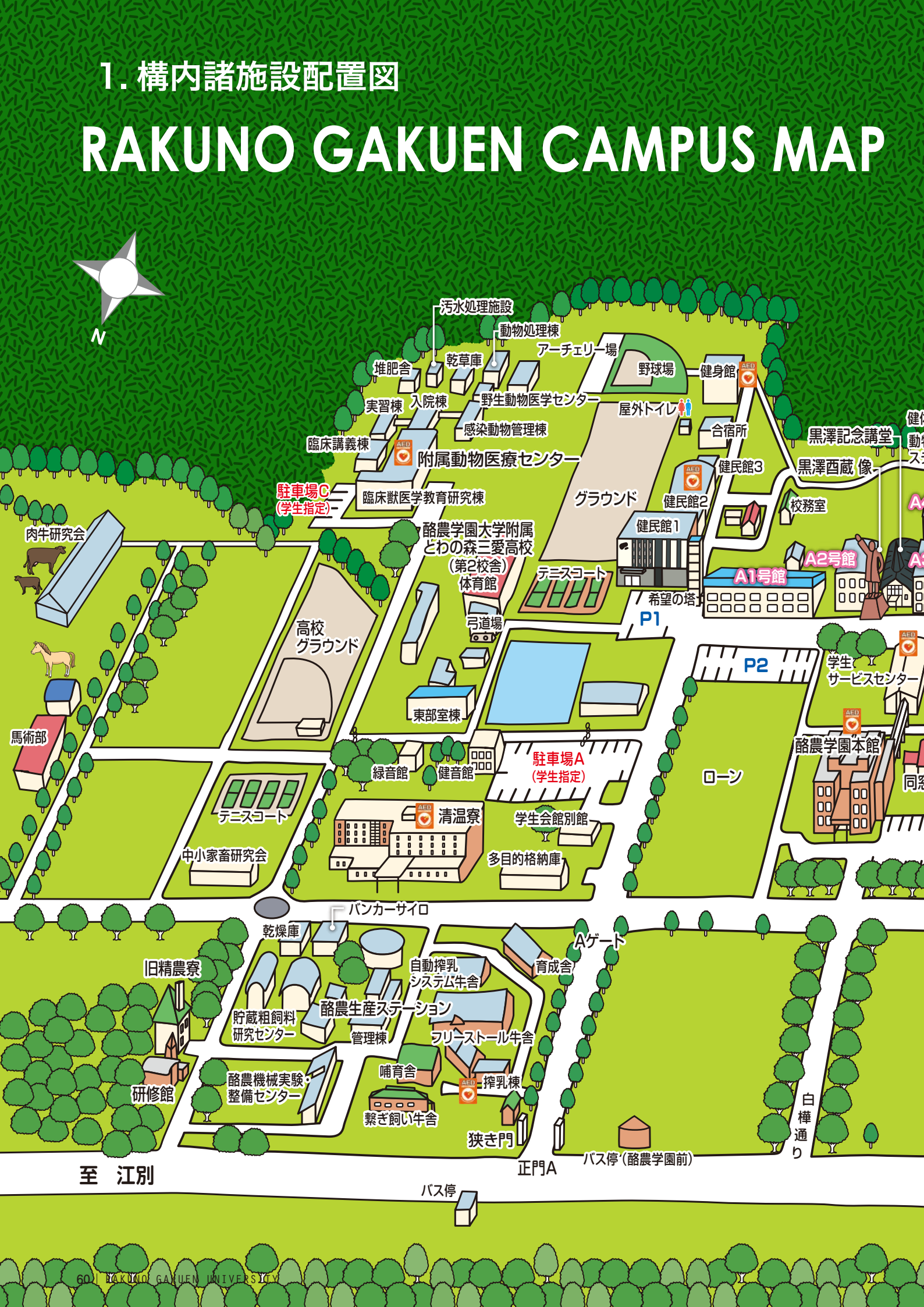


03 施設利用について

1. 構内諸施設配置図 …… 60
2. 校舎等建物平面図 …… 62
3. 附属施設等 …… 84
4. 食堂・生協 …… 86

1. 構内諸施設配置図

RAKUNO GAKUEN CAMPUS MAP




AED
＝AED設置場所
鳥類・野生げっ歯類飼育舎
動物実験ステーション
農業機械実習室
健体解剖室
RI棟
動物実験ステーション2
C4号館
C5号館
C6号館
C7号館
C8号館
B4号館
A4号館
B2号館
B3号館
A3号館
B1号館
C2号館
C3号館
C1号館
圃場温室・実験棟
希望寮
中央館
D1号館
学生ホール
野外礼拝場
食品加工実習室
自転車駐輪場
同窓生会館
酪農学園ホール
P6
バス停（酪農学園）
自転車駐輪場
バイク駐輪場
乳製品製造実験実習室
駐車場B（学生指定）
テニスコート
中央通り
バス停（酪農学園）
Bゲート
乾燥庫
農具庫
堆肥舎
フィールド教育研究センター棟
実習棟
格納庫
園芸棟
作物棟
酪農学園大学附属とわの森三愛高校（第1校舎）
租飼料生産圃場
バス停（とわの森三愛高等学校前）
作物生産ステーション
正門B
バス停（とわの森三愛高等学校前）
国道12号
バス停
至　札幌

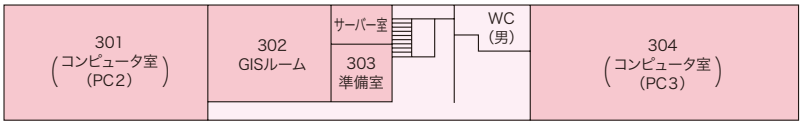
施設利用について

2. 校舎等建物平面図

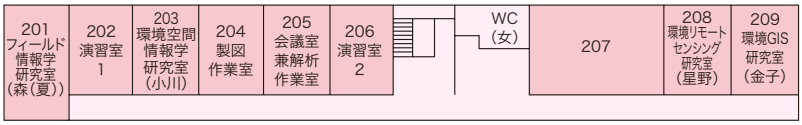
各部屋の番号は、正式には「建物名–階 部屋番号」（例：A1–1 01）となります。
この平面図には建物名を省略して下３桁のみ表記しています。

A1号館

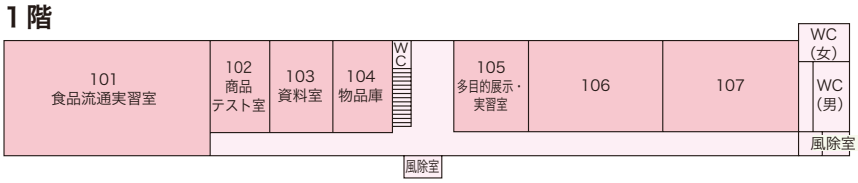
3階



2階

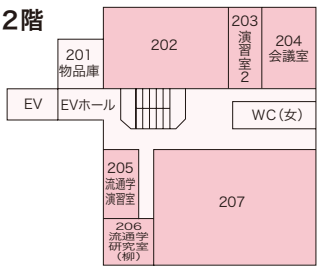


1階

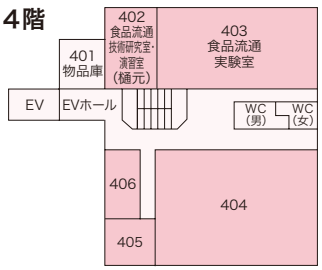


A2号館

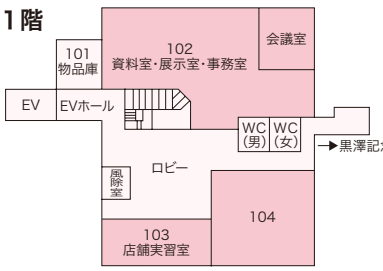
2階



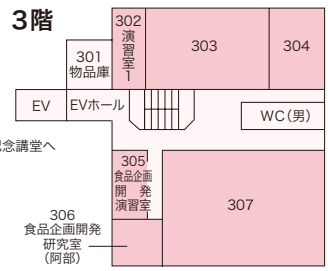
4階



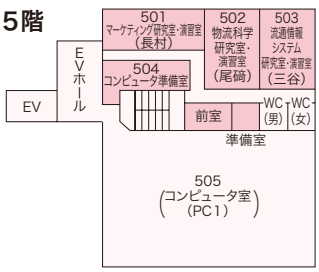
1階

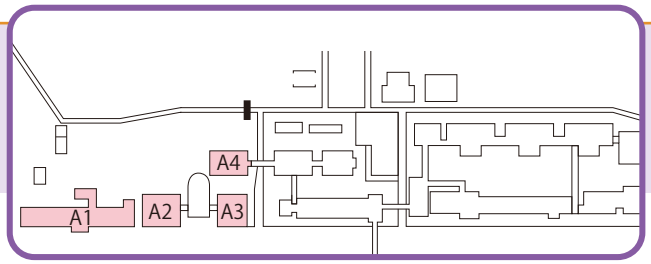


3階

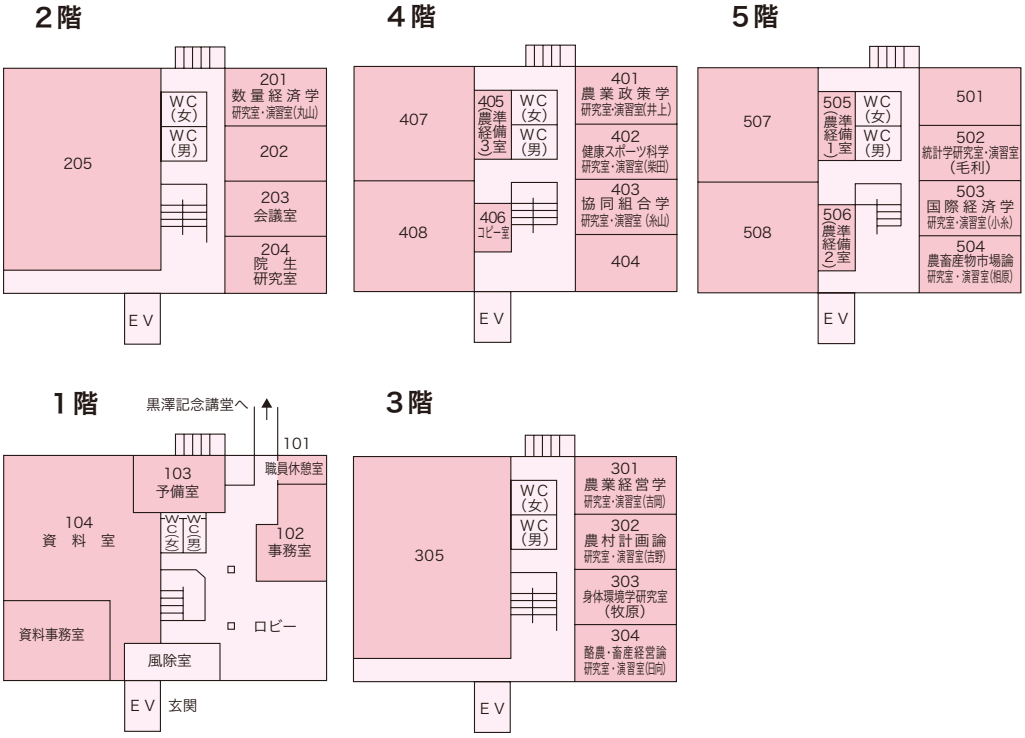


5階

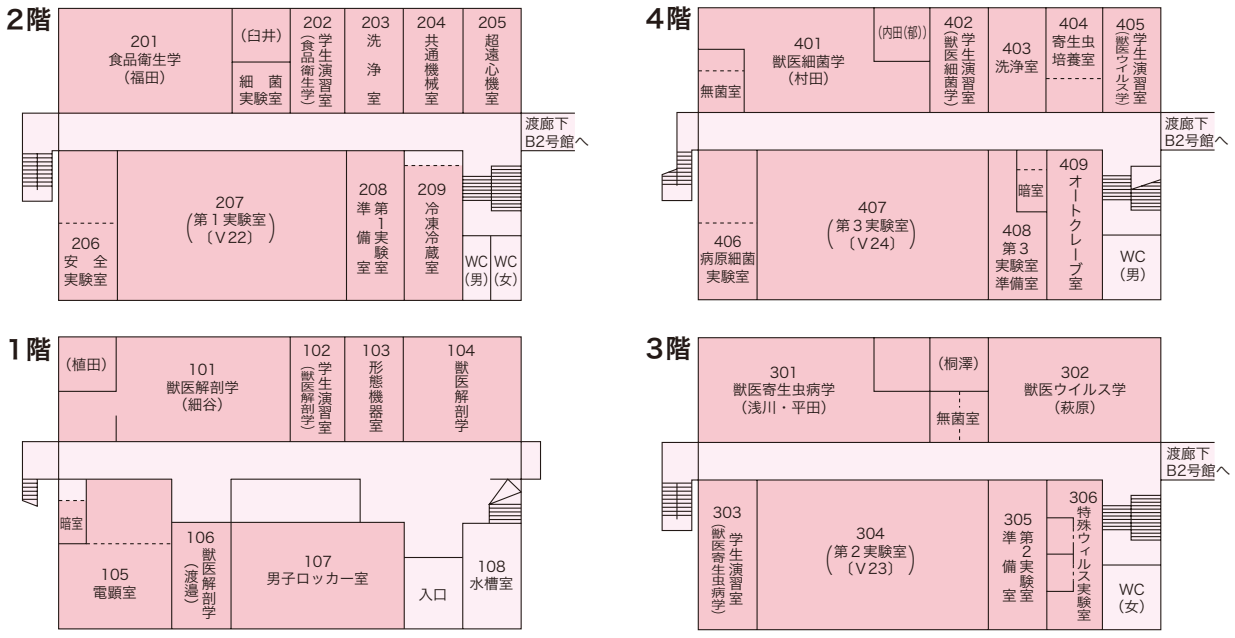



A4
A1
A2
A3

A3号館

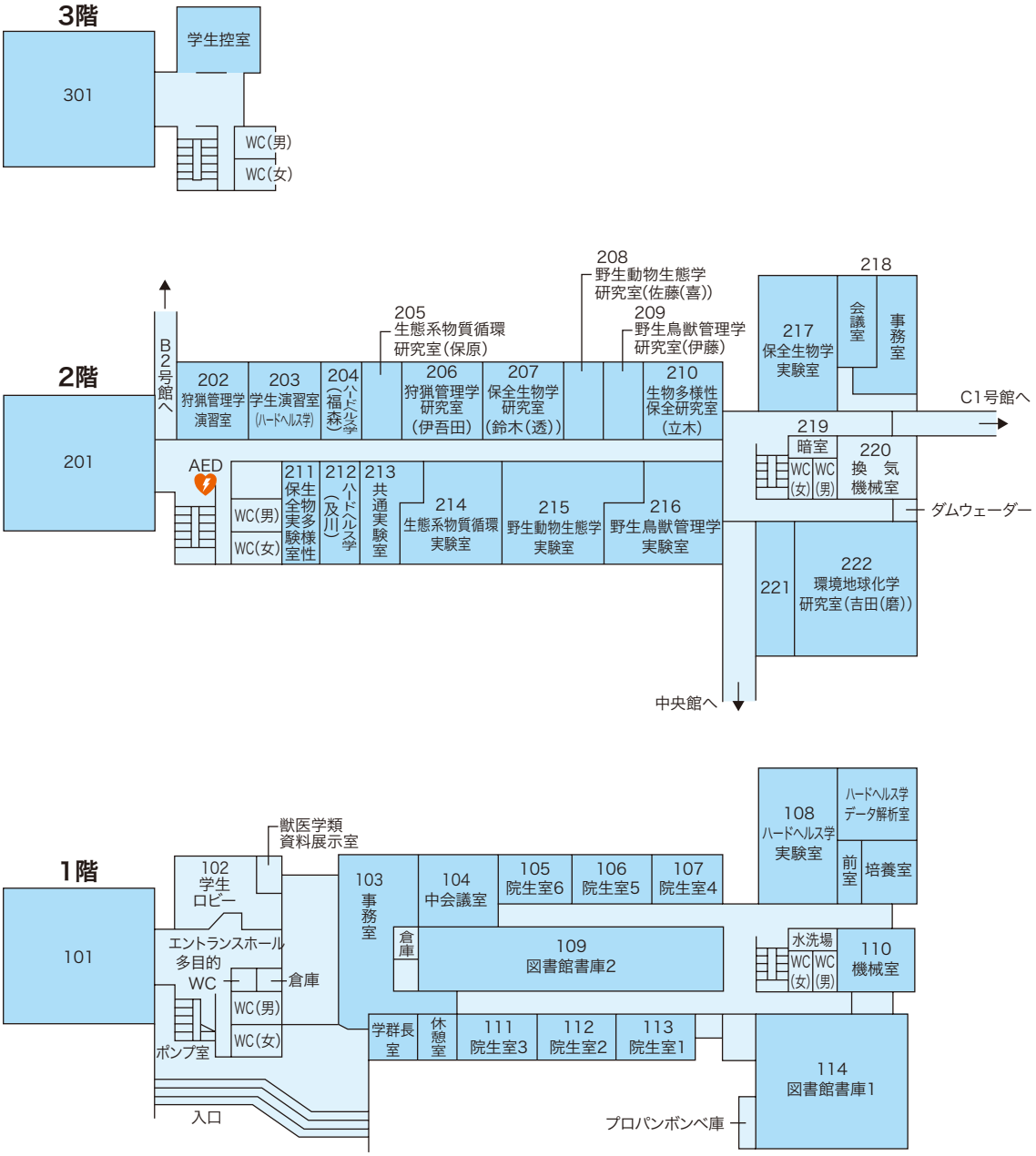

2階
201 数量経済学 研究室・演習室(丸山)
WC(女)
WC(男)
205
202
203 会議室
204 院生研究室
EV
4階
407
408
405 準備経済3室
406 コピー室
401 農業政策学 研究室・演習室(井上)
402 健康スポーツ科学 研究室・演習室(柴田)
403 協同組合学 研究室・演習室(糸山)
404
5階
507
508
505 準備経済1室
506 準備経済2室
501
502 統計学研究室・演習室(毛利)
503 国際経済学 研究室・演習室(小糸)
504 農畜産物市場論 研究室・演習室(相原)
1階
黒澤記念講堂へ
101 職員休憩室
103 予備室
104 資料室
102 事務室
資料事務室
ロビー
風除室
EV 玄関
3階
305
301 農業経営学 研究室・演習室(吉岡)
302 農村計画論 研究室・演習室(吉野)
303 身体環境学研究室(牧原)
304 酪農・畜産経営論 研究室・演習室(日向)

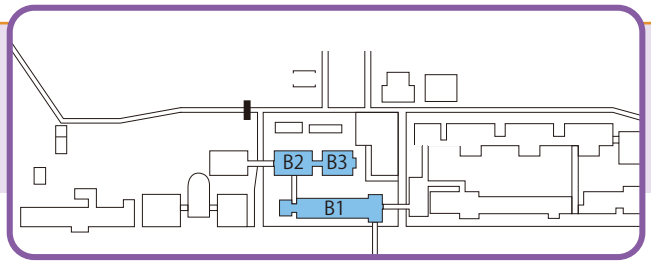
A4号館


2階
201 食品衛生学(福田)
(臼井)
細菌実験室
202 学生演習室(食品衛生学)
203 洗浄室
204 共通機械室
205 超遠心機室
渡廊下 B2号館へ
206 安全実験室
207 (第1実験室)(V22)
208 準備第1実験室
209 冷凍冷蔵室
WC(男)
WC(女)
4階
401 獣医細菌学(村田)
無菌室
(内田(郁))
402 学生演習室(獣医細菌学)
403 洗浄室
404 寄生虫培養室
405 学生演習室(獣医ウイルス学)
渡廊下 B2号館へ
406 病原細菌実験室
407 (第3実験室)(V24)
暗室
408 第3実験室準備室
409 オートクレーブ室
WC(男)
1階
(植田)
101 獣医解剖学(細谷)
102 学生演習室(獣医解剖学)
103 形態機器室
104 獣医解剖学
暗室
105 電顕室
106 獣医解剖学(渡邊)
107 男子ロッカー室
入口
108 水槽室
3階
301 獣医寄生虫病学(浅川・平田)
(桐澤)
無菌室
302 獣医ウイルス学(萩原)
渡廊下 B2号館へ
303 学生演習室(獣医寄生虫病学)
304 (第2実験室)(V23)
305 準備第2実験室
306 特殊ウィルス実験室
WC(女)

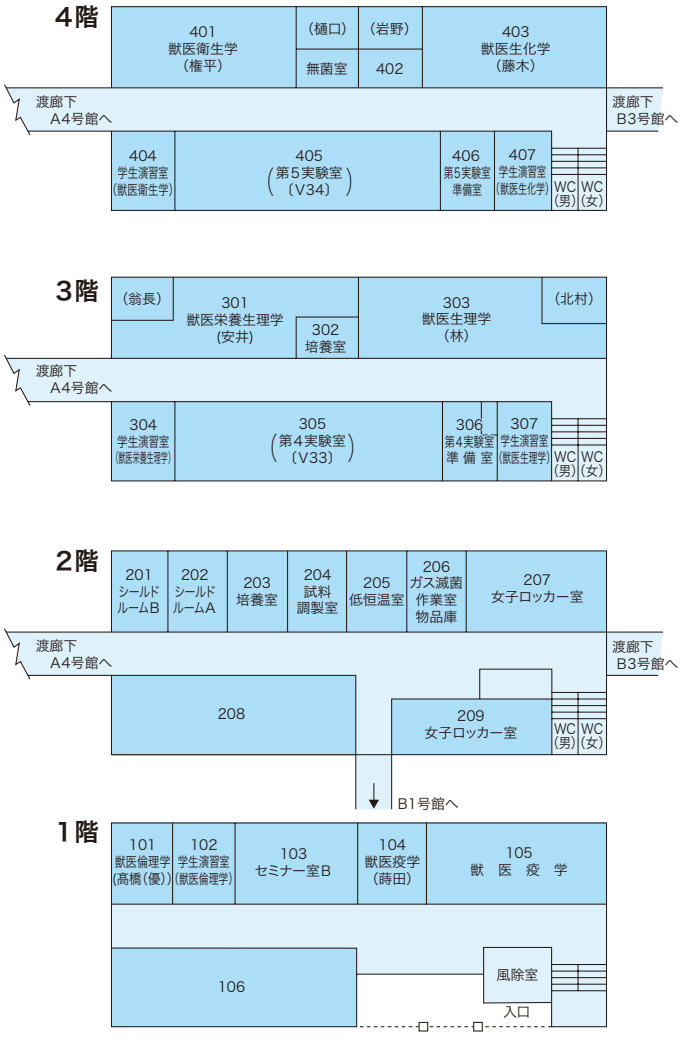
各部屋の番号は、正式には「建物名–階 部屋番号」（例：B1–1 01）となります。
この平面図には建物名を省略して下３桁のみ表記しています。

B1号館

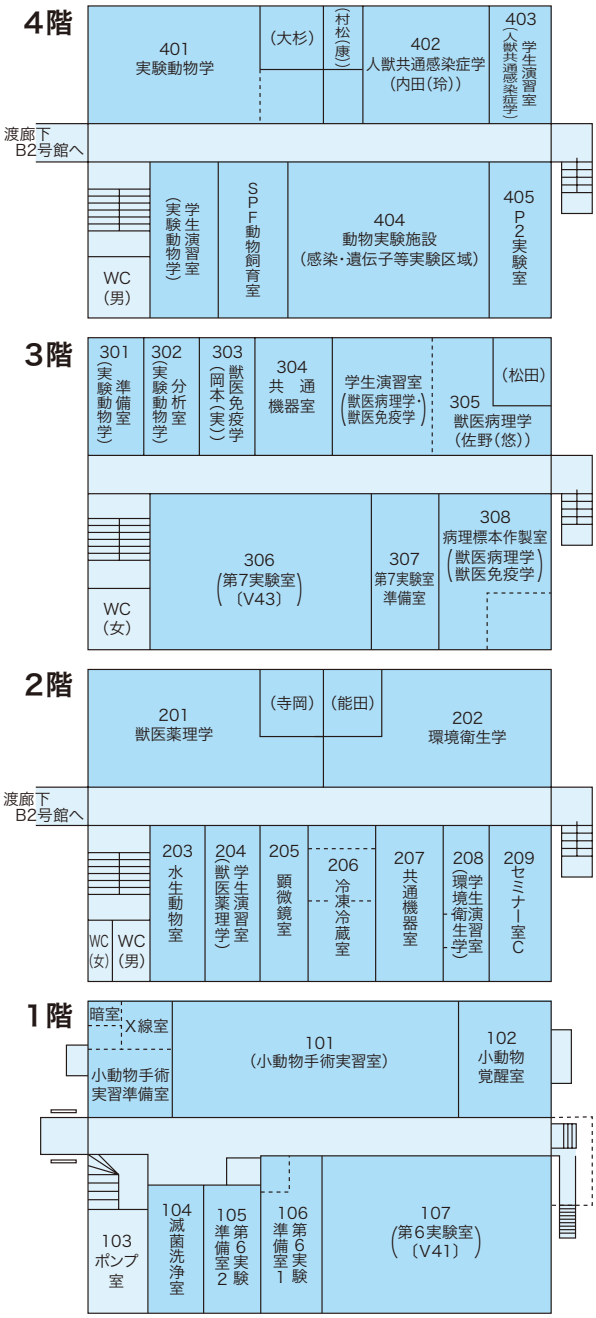



B2
B3
B1

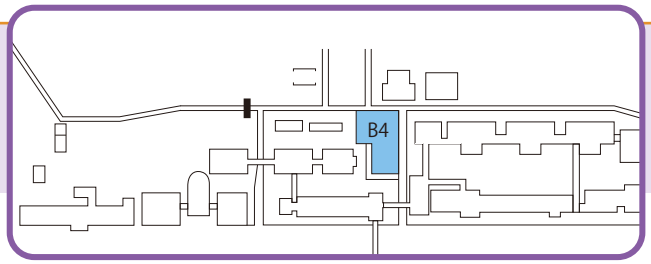
B2号館


4階
401 獣医衛生学（権平）
（樋口）
無菌室
（岩野）
402
403 獣医生化学（藤木）
渡廊下 A4号館へ
渡廊下 B3号館へ
404 学生演習室（獣医衛生学）
405（第5実験室（V34））
406 第5実験室準備室
407 学生演習室（獣医生化学）
WC（男）
WC（女）
3階
（翁長）
301 獣医栄養生理学（安井）
302 培養室
303 獣医生理学（林）
（北村）
渡廊下 A4号館へ
304 学生演習室（獣医栄養生理学）
305（第4実験室（V33））
306 第4実験室準備室
307 学生演習室（獣医生理学）
WC（男）
WC（女）
2階
201 シールドルームB
202 シールドルームA
203 培養室
204 試料調製室
205 低恒温室
206 ガス滅菌作業室 物品庫
207 女子ロッカー室
渡廊下 A4号館へ
渡廊下 B3号館へ
208
209 女子ロッカー室
WC（男）
WC（女）
B1号館へ
1階
101 獣医倫理学（高橋（優））
102 学生演習室（獣医倫理学）
103 セミナー室B
104 獣医疫学（蒔田）
105 獣医疫学
106
風除室
入口

B3号館

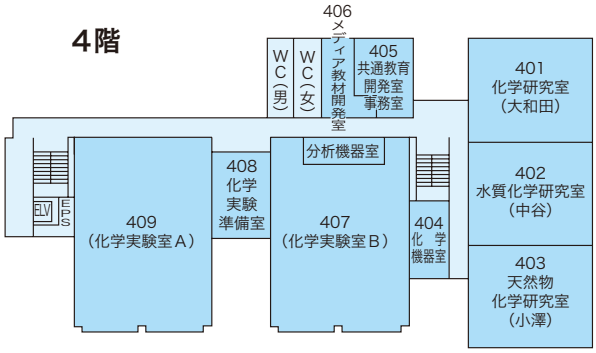

4階
401 実験動物学
（大杉）
（村松（康））
402 人獣共通感染症学（内田（玲））
403 学生演習室（人獣共通感染症学）
渡廊下 B2号館へ
WC（男）
学生演習室（実験動物学）
SPF動物飼育室
404 動物実験施設（感染・遺伝子等実験区域）
405 P2実験室
3階
301 実験動物学準備室
302 実験動物学分析室
303 獣医免疫学（岡本（実））
304 共通機器室
学生演習室（獣医病理学・獣医免疫学）
（松田）
305 獣医病理学（佐野（悠））
WC（女）
306（第7実験室（V43））
307 第7実験室準備室
308 病理標本作製室（獣医病理学 獣医免疫学）
2階
201 獣医薬理学
（寺岡）
（能田）
202 環境衛生学
渡廊下 B2号館へ
WC（女）
WC（男）
203 水生動物室
204 学生演習室（獣医薬理学）
205 顕微鏡室
206 冷凍冷蔵室
207 共通機器室
208 学生演習室（環境衛生学）
209 セミナー室C
1階
暗室
X線室
小動物手術実習準備室
101（小動物手術実習室）
102 小動物覚醒室
103 ポンプ室
104 滅菌洗浄室
105 第6実験準備室2
106 第6実験準備室1
107（第6実験室（V41））

各部屋の番号は、正式には「建物名–階 部屋番号」（例：B4–1 01）となります。
この平面図には建物名を省略して下３桁のみ表記しています。

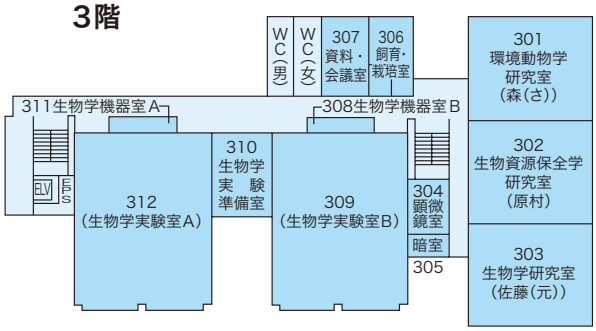


B4号館

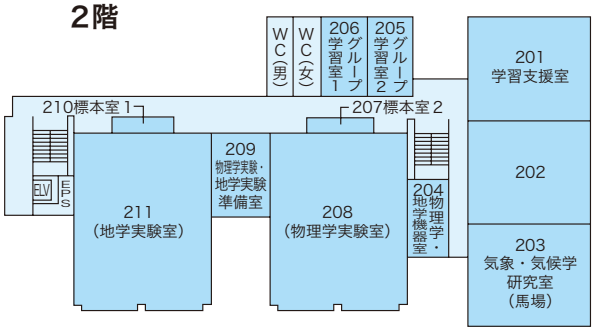
4階



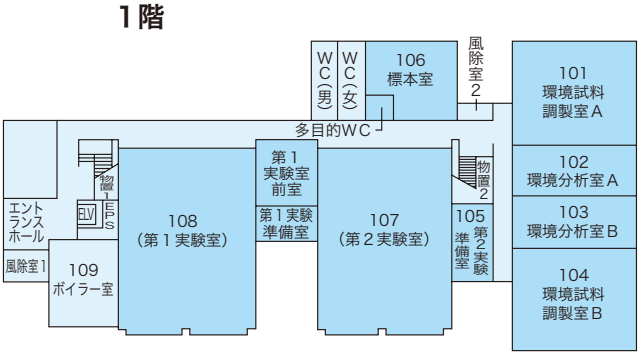
3階



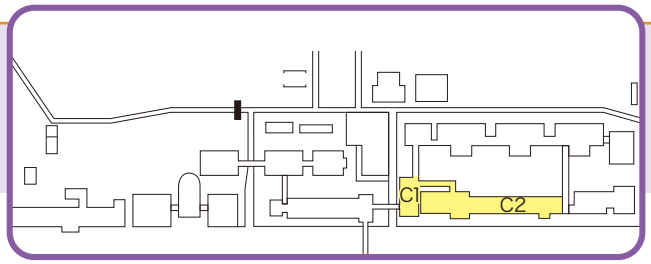
2階



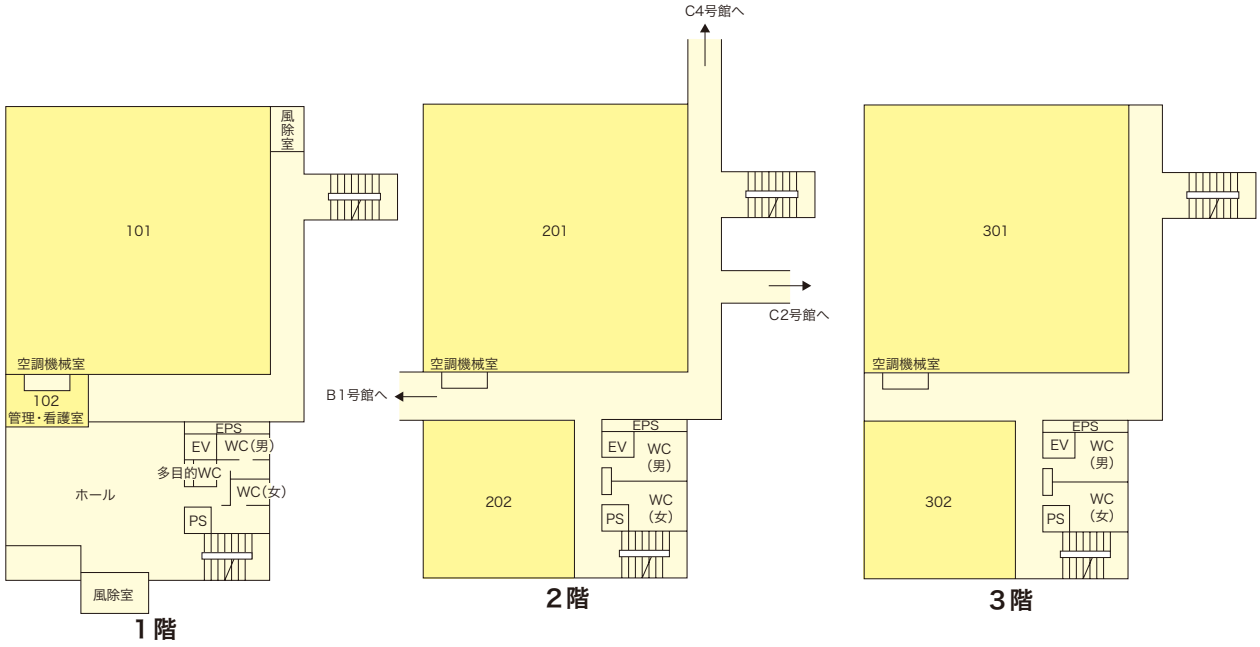
1階



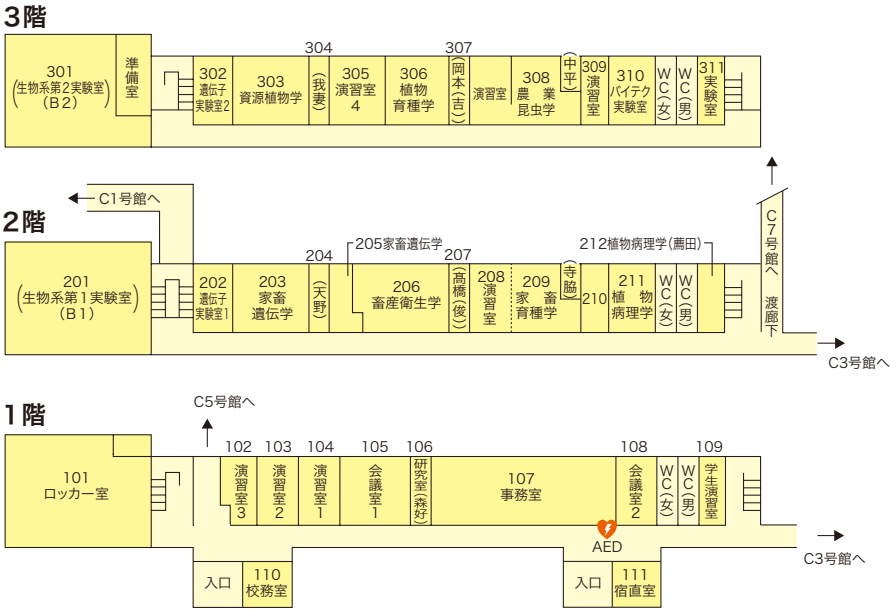
各部屋の番号は、正式には「建物名–階 部屋番号」（例：C1–1 01）となります。
この平面図には建物名を省略して下３桁のみ表記しています。



C1号館

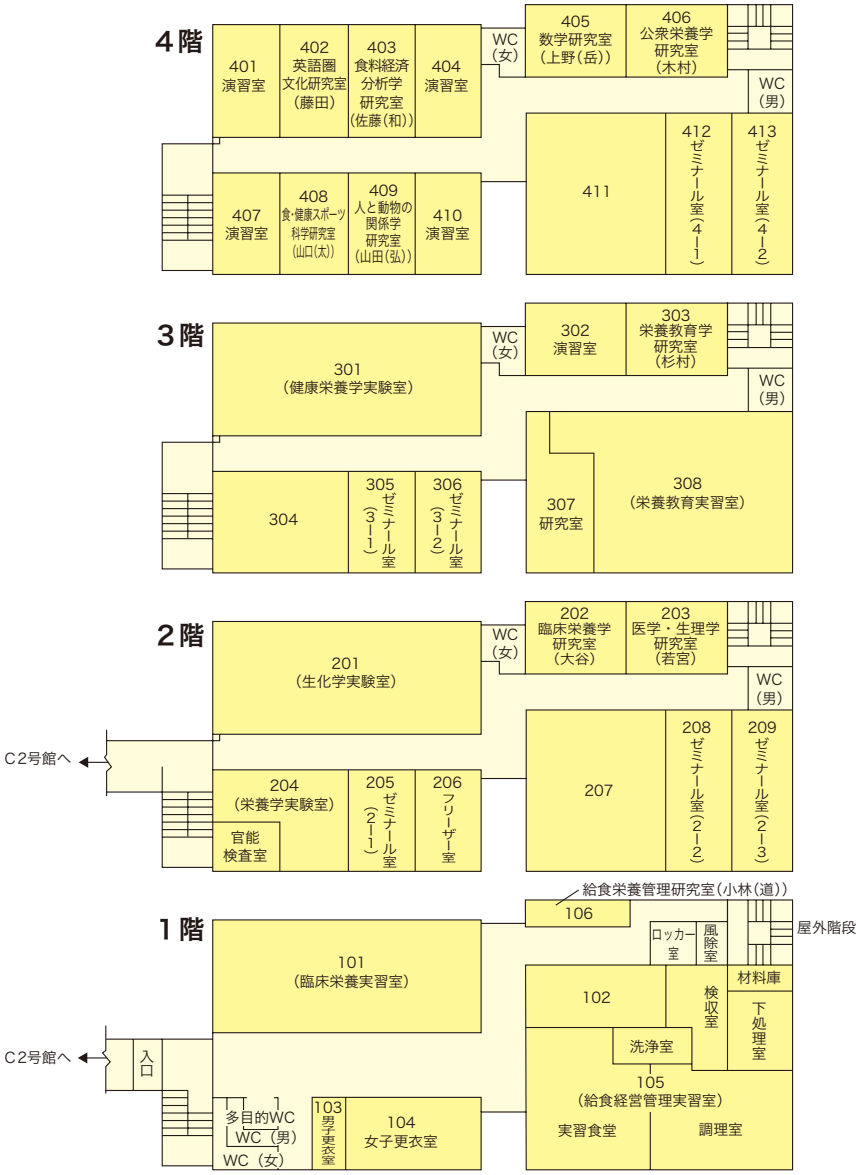


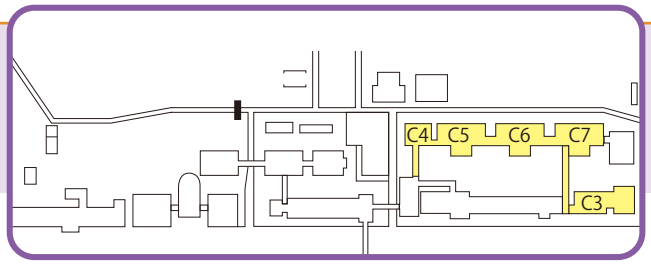
C2号館



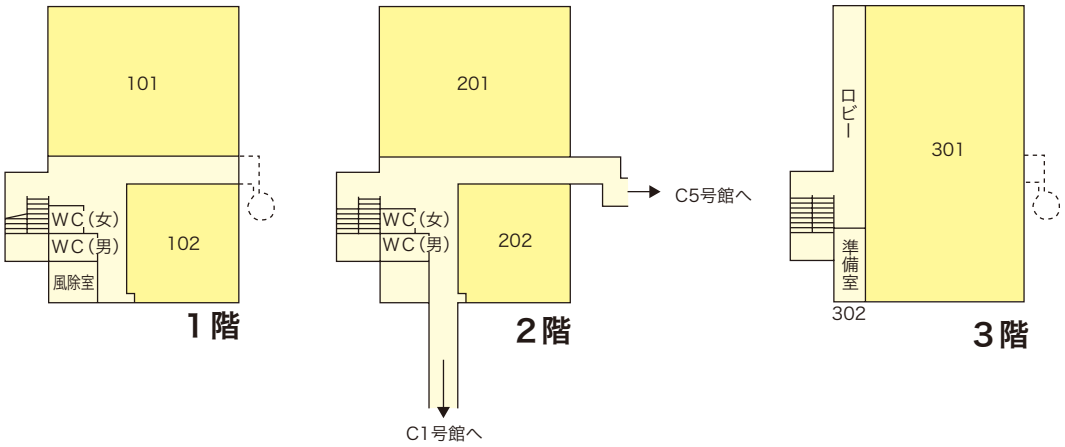
各部屋の番号は、正式には「建物名–階 部屋番号」
（例：C3–1 01）となります。
この平面図には建物名を省略して下３桁のみ表記し
ています。

C3号館

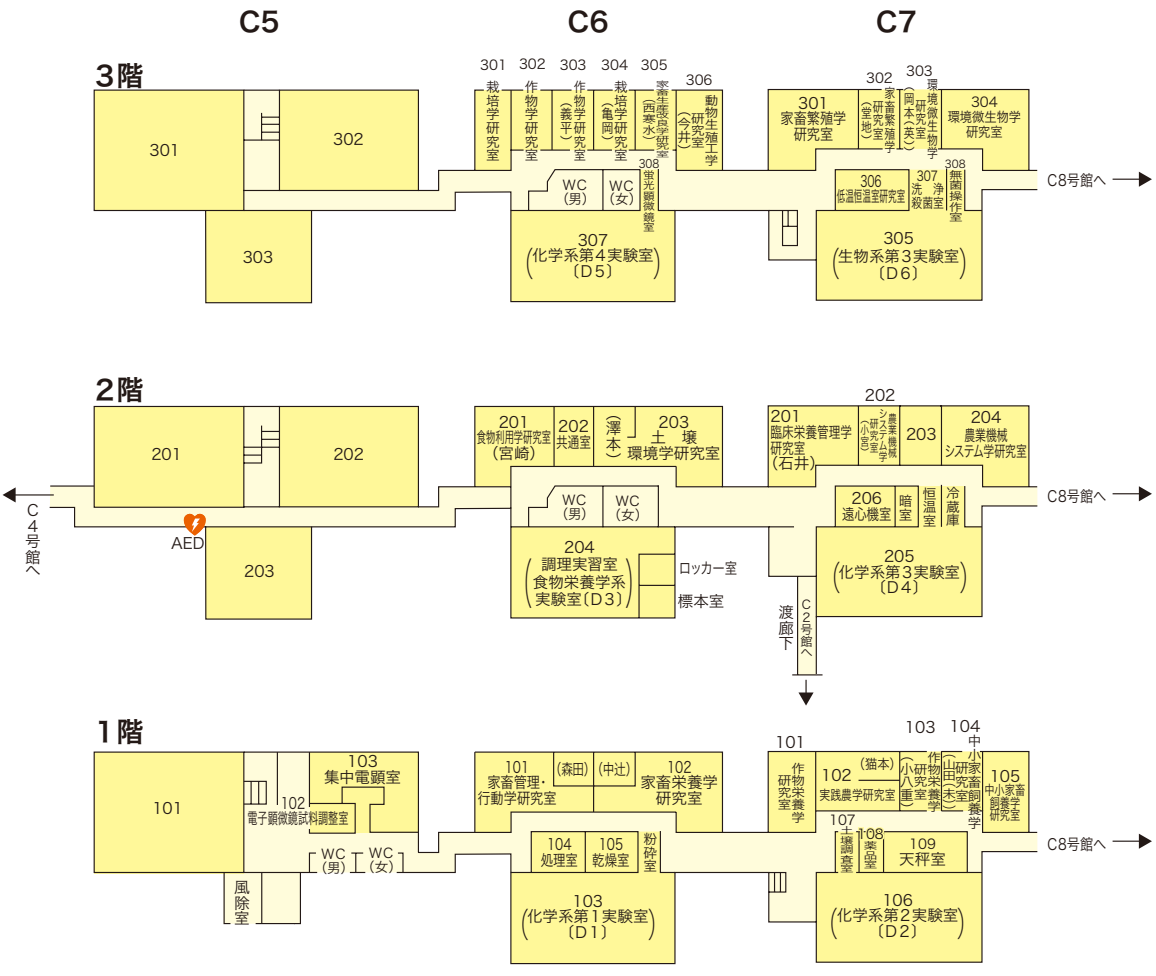




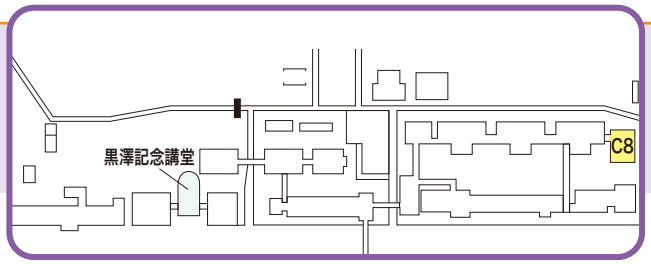
C4号館



C5号館／C6号館／C7号館

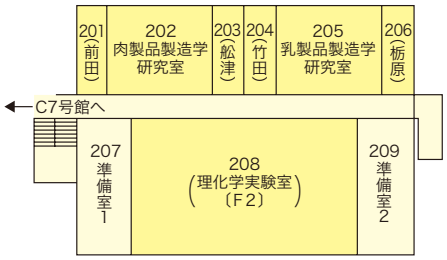


各部屋の番号は、正式には「建物名–階 部屋番号」（例：C8–1 01）となります。
この平面図には建物名を省略して下３桁のみ表記しています。

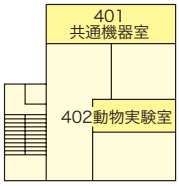


C8号館

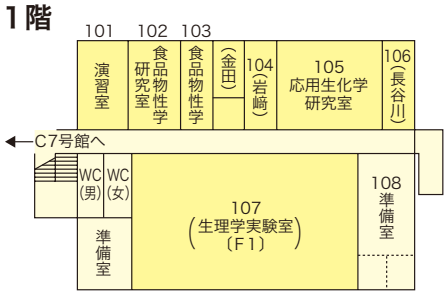
2階



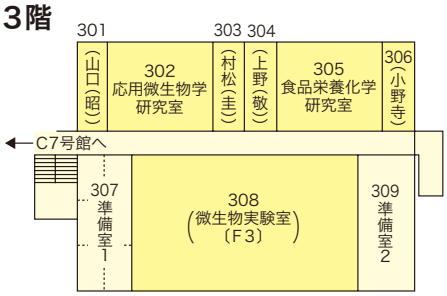
4階



1階

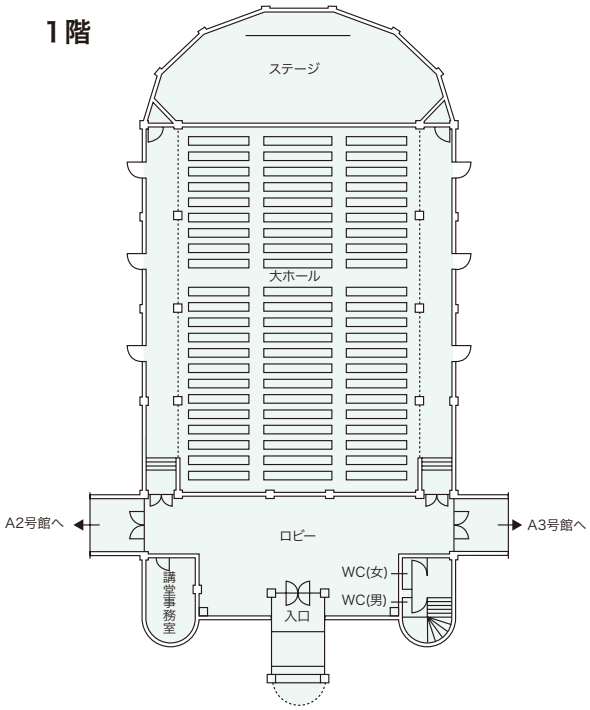


3階

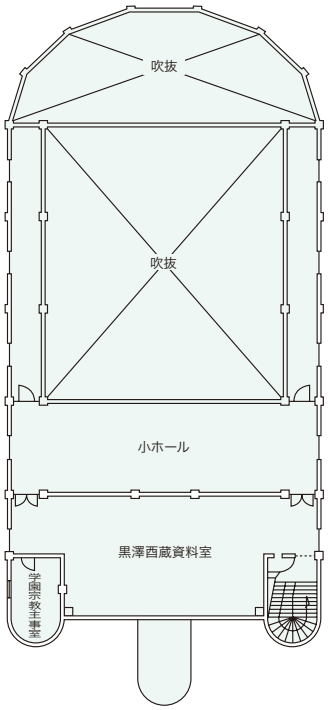


黒澤記念講堂

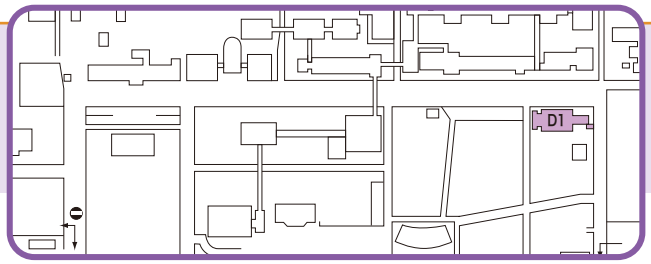
1階



2階

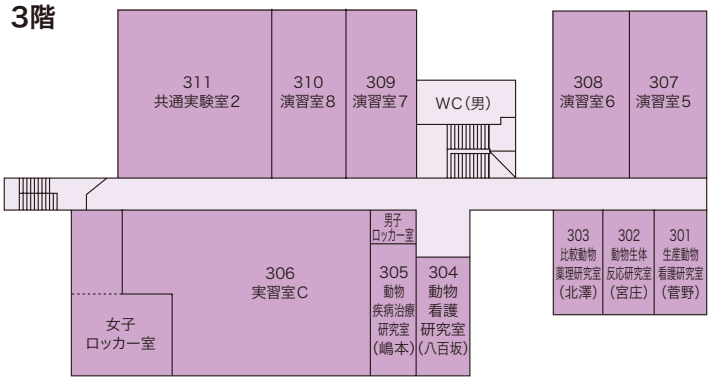


各部屋の番号は、正式には「建物名–階 部屋番号」（例：D1–1 01）となります。
この平面図には建物名を省略して下３桁のみ表記しています。

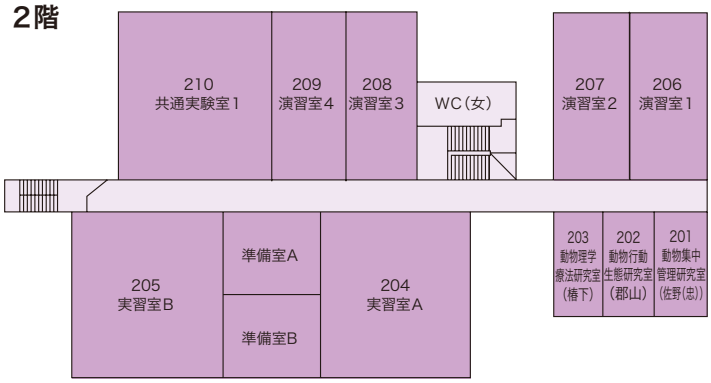


D1号館

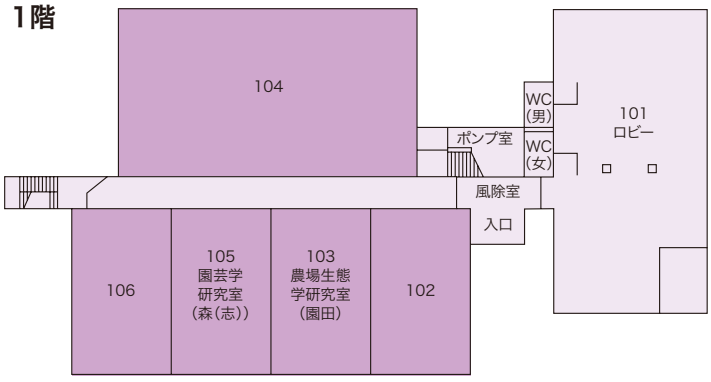
3階



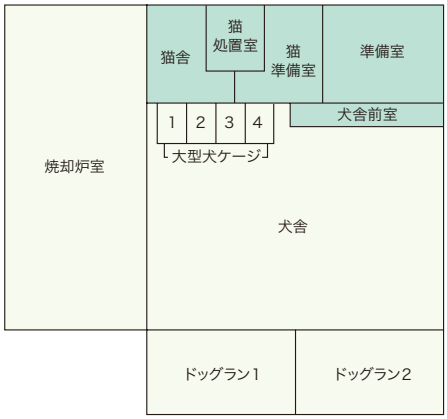
2階



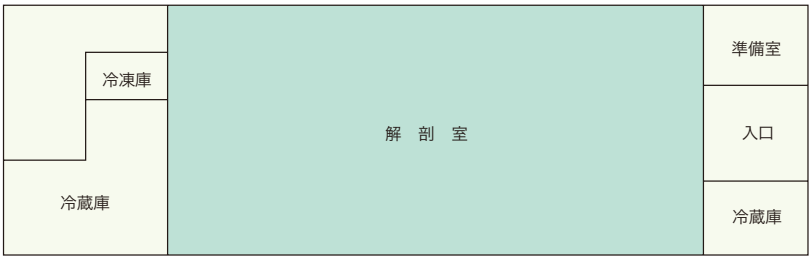
1階



動物実験ステーション２

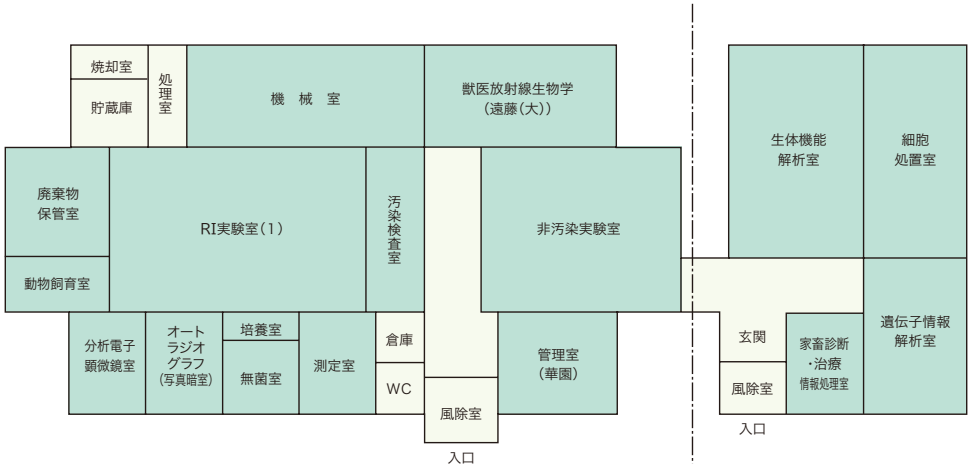


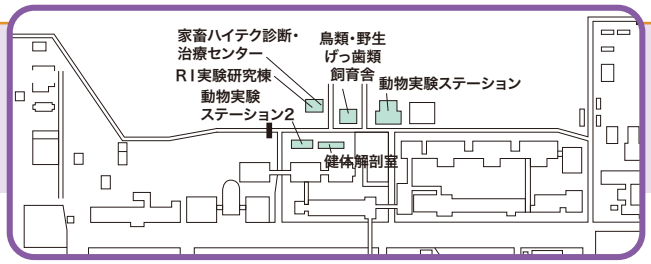
健体解剖室



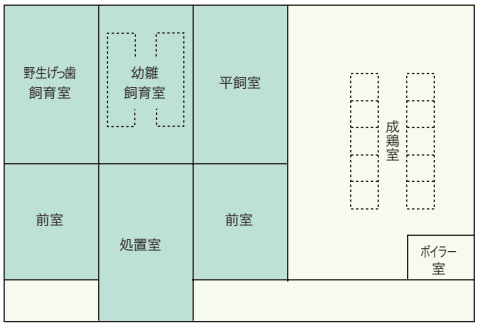
ＲＩ実験研究棟

家畜ハイテク診断・治療センター

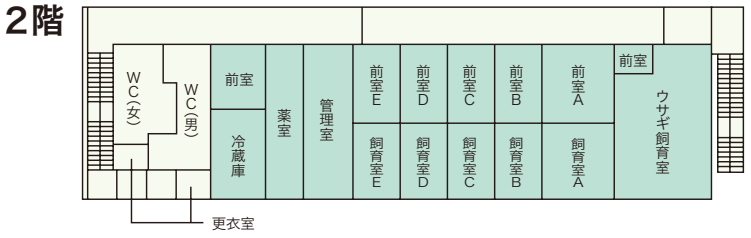


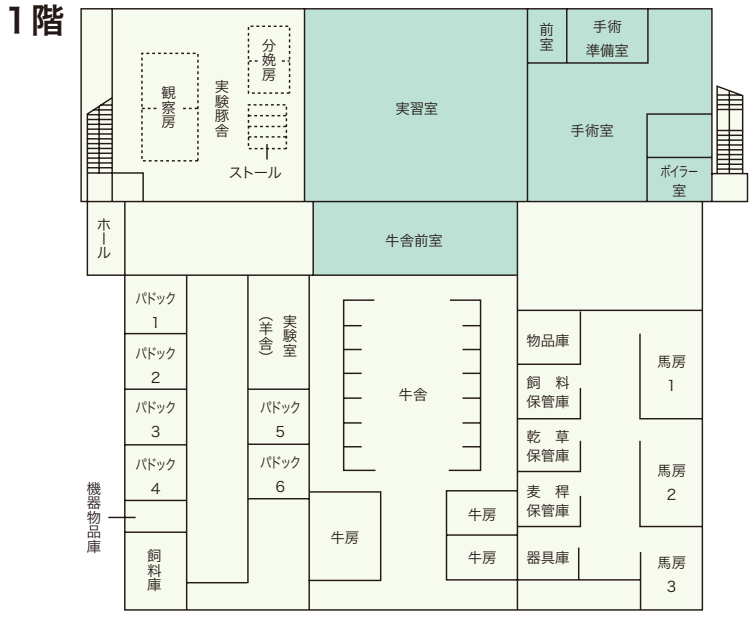


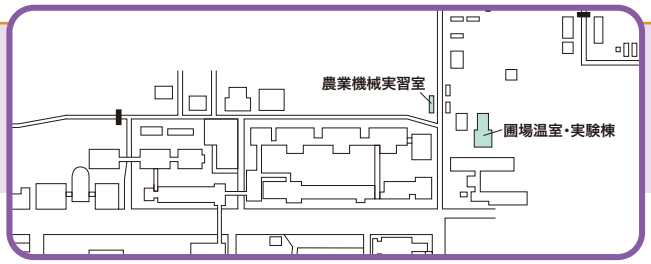
鳥類・野生げっ歯類飼育舎



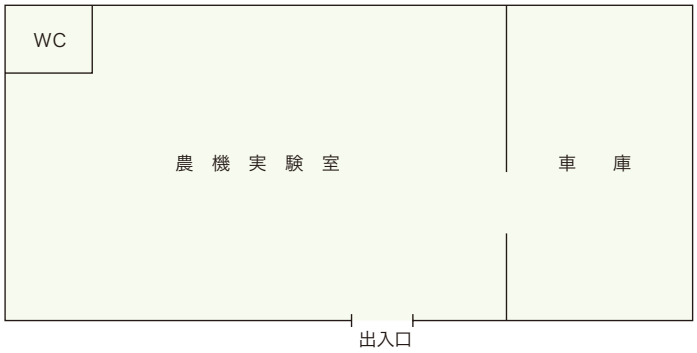
動物実験ステーション



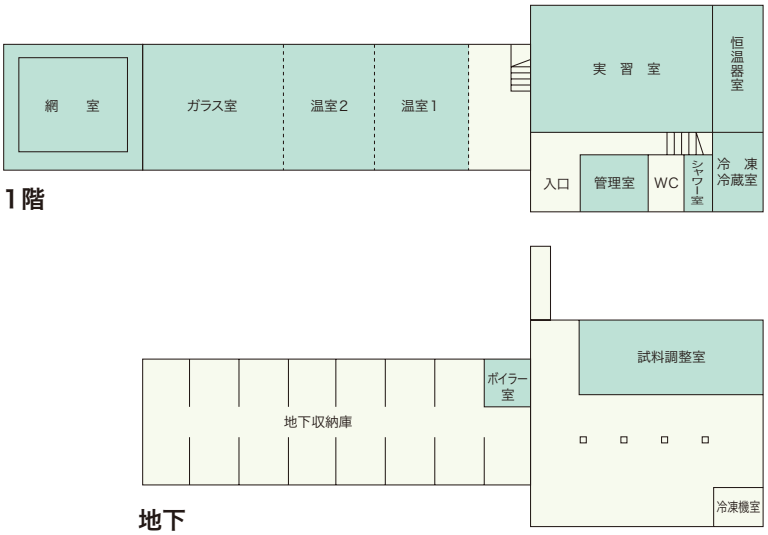


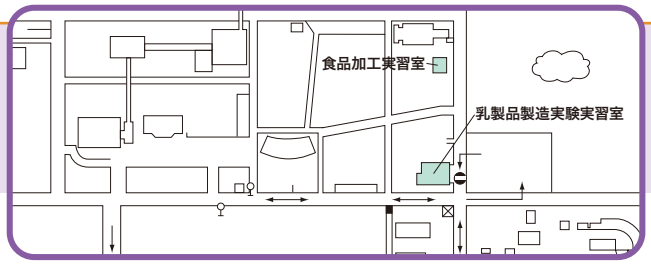


農業機械実習室

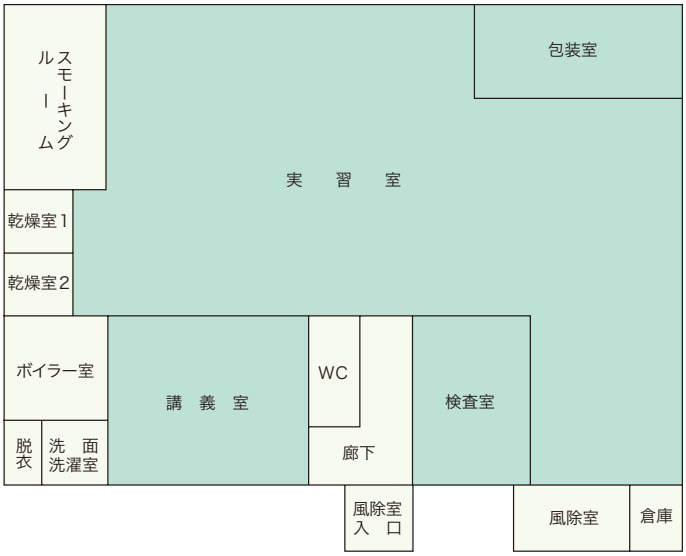


圃場温室・実験棟

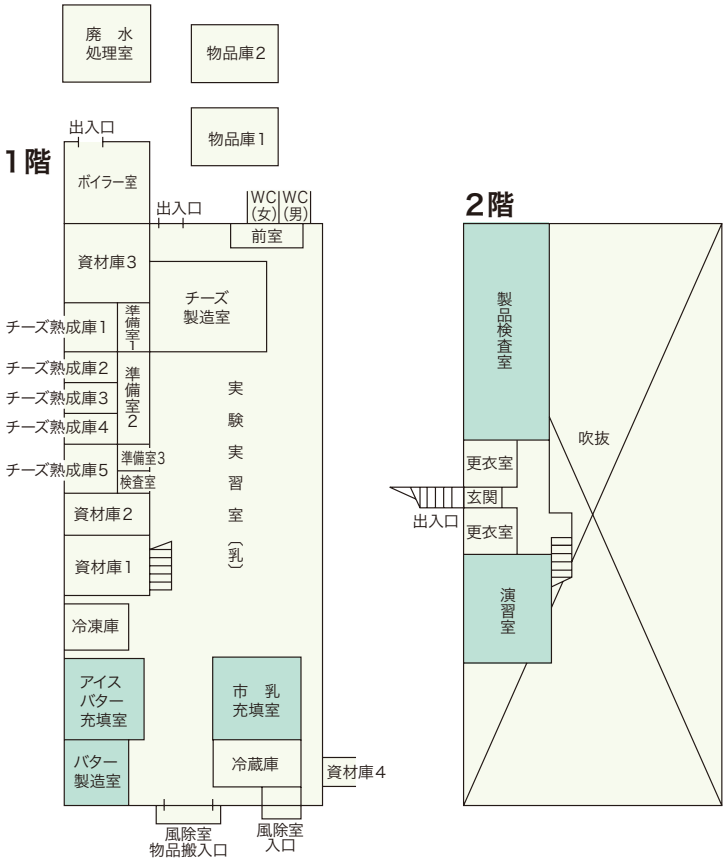




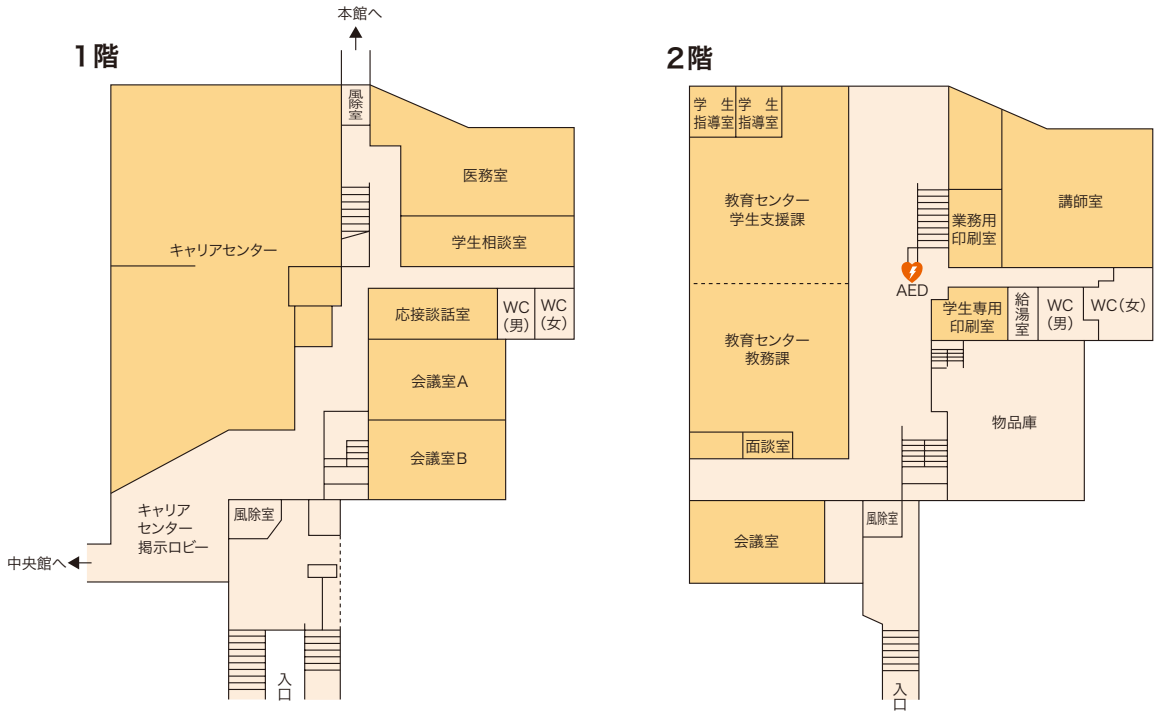
食品加工実習室



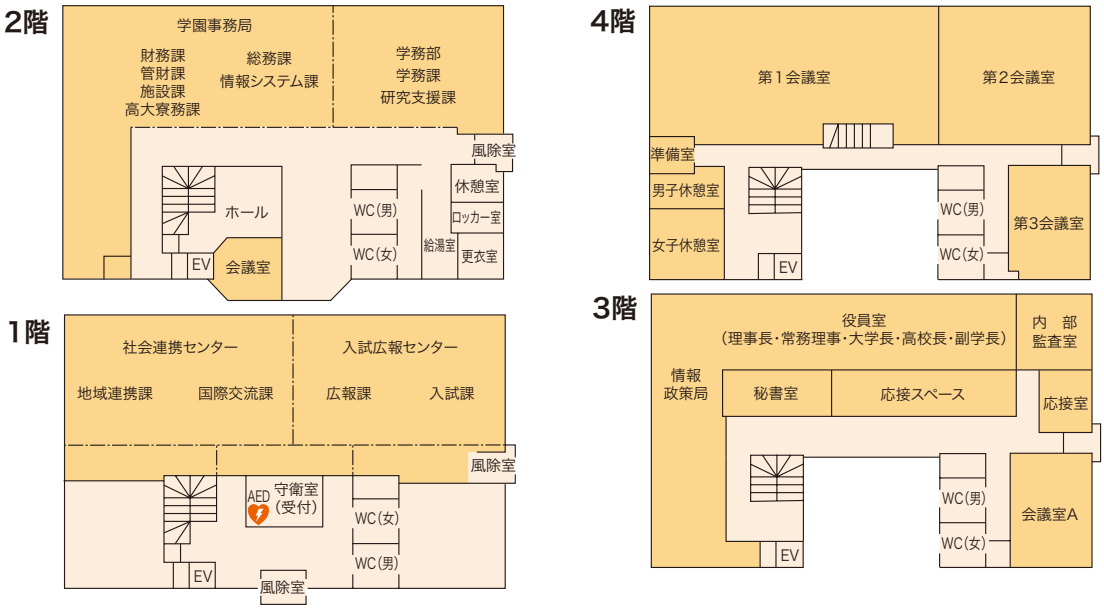
乳製品製造実験実習室

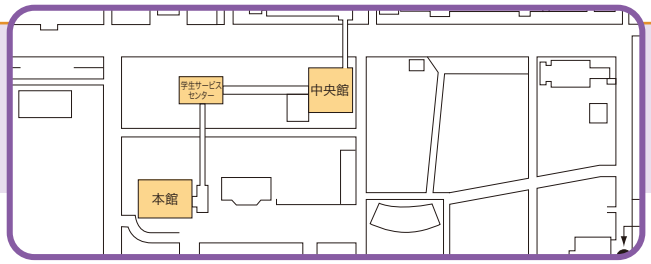


学生サービスセンター



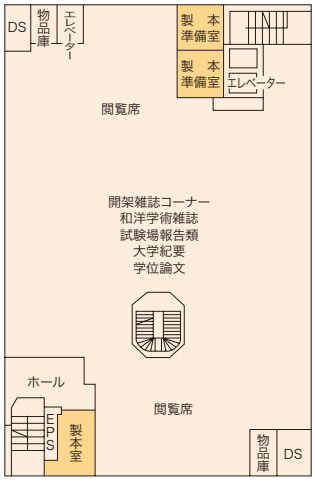
酪農学園本館



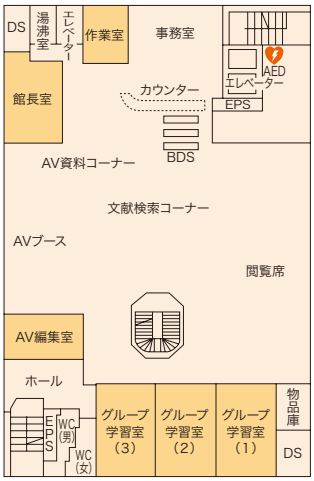


酪農学園大学中央館

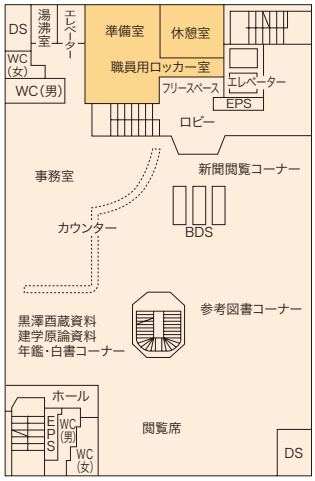
5階　図書館　雑誌フロア



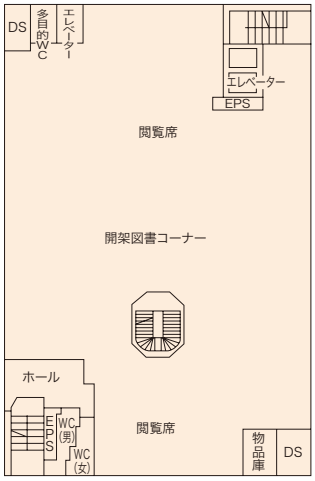
6階　図書館 マルチメディアフロア



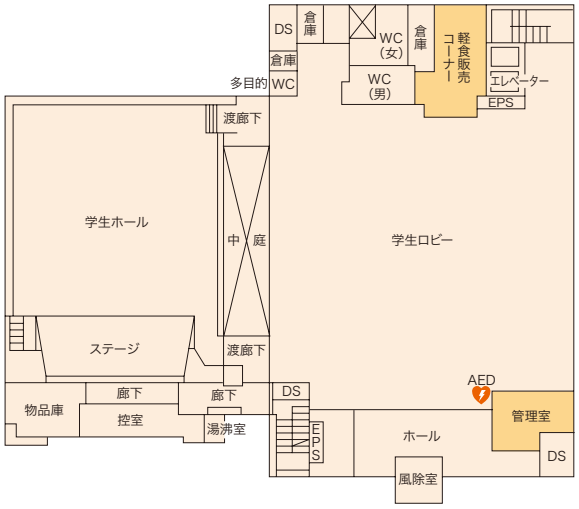
3階　図書館 インフォメーションフロア



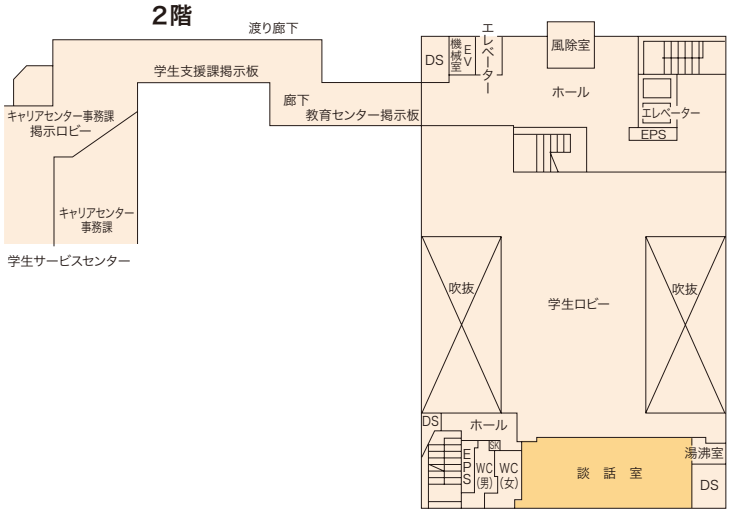
4階　図書館　図書フロア

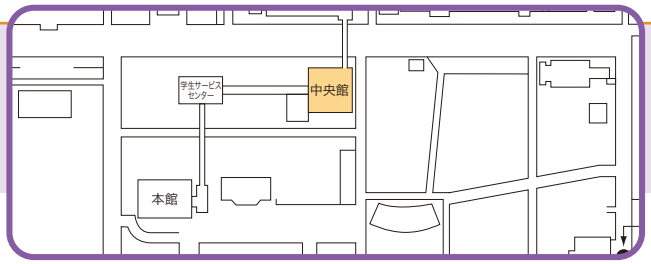


1階



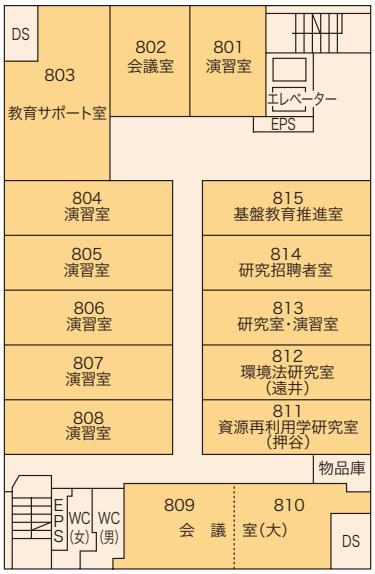
2階



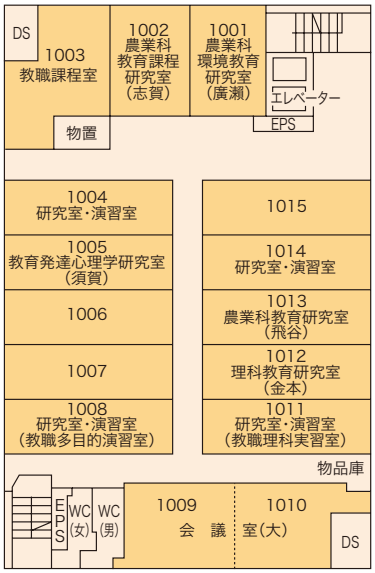


酪農学園大学中央館

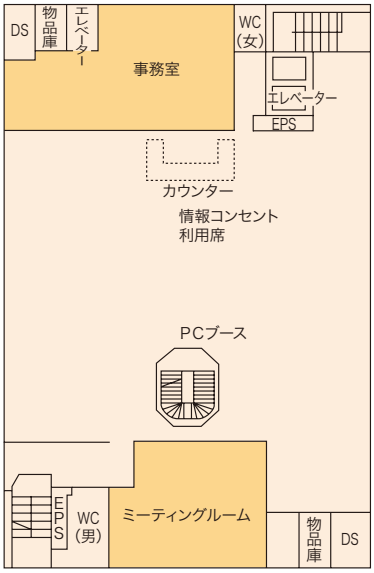
8階



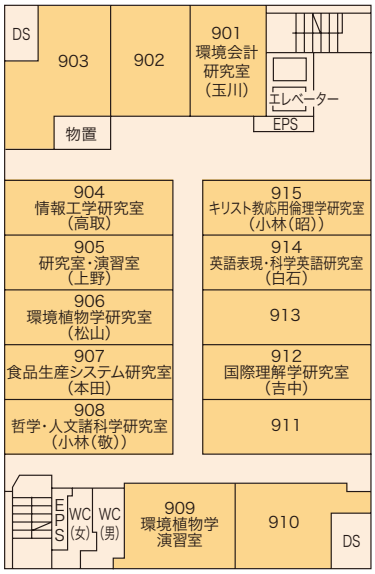
10階

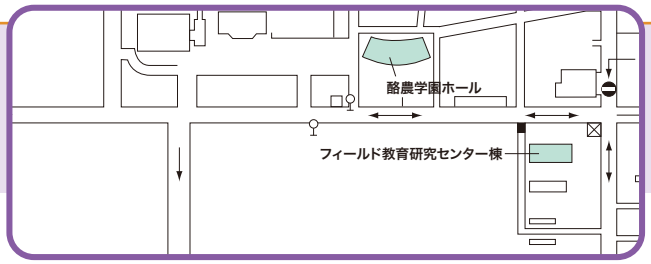


7階　図書館 オープンPCフロア

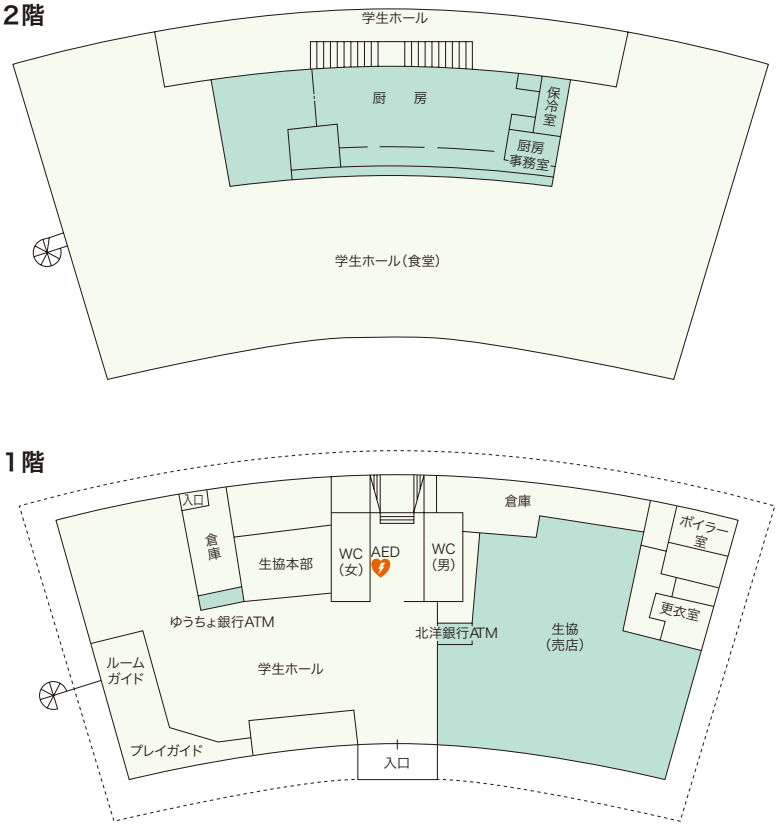


9階

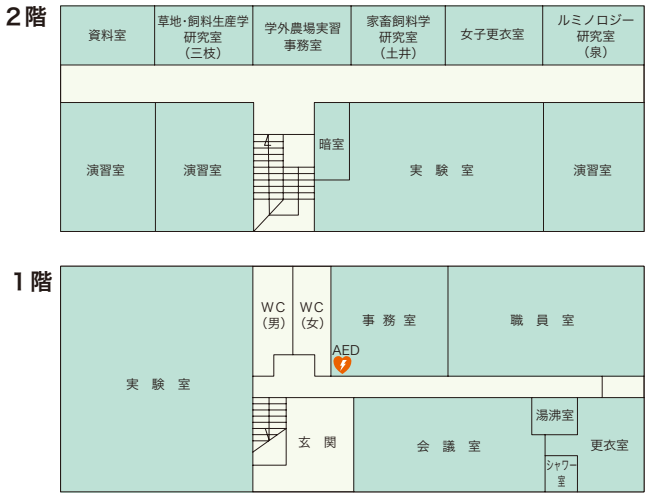




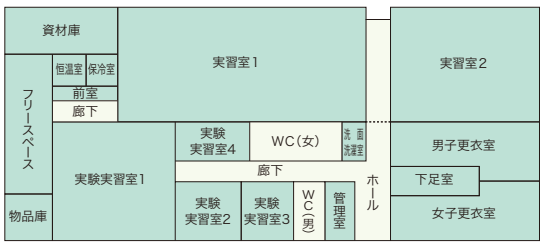
酪農学園ホール



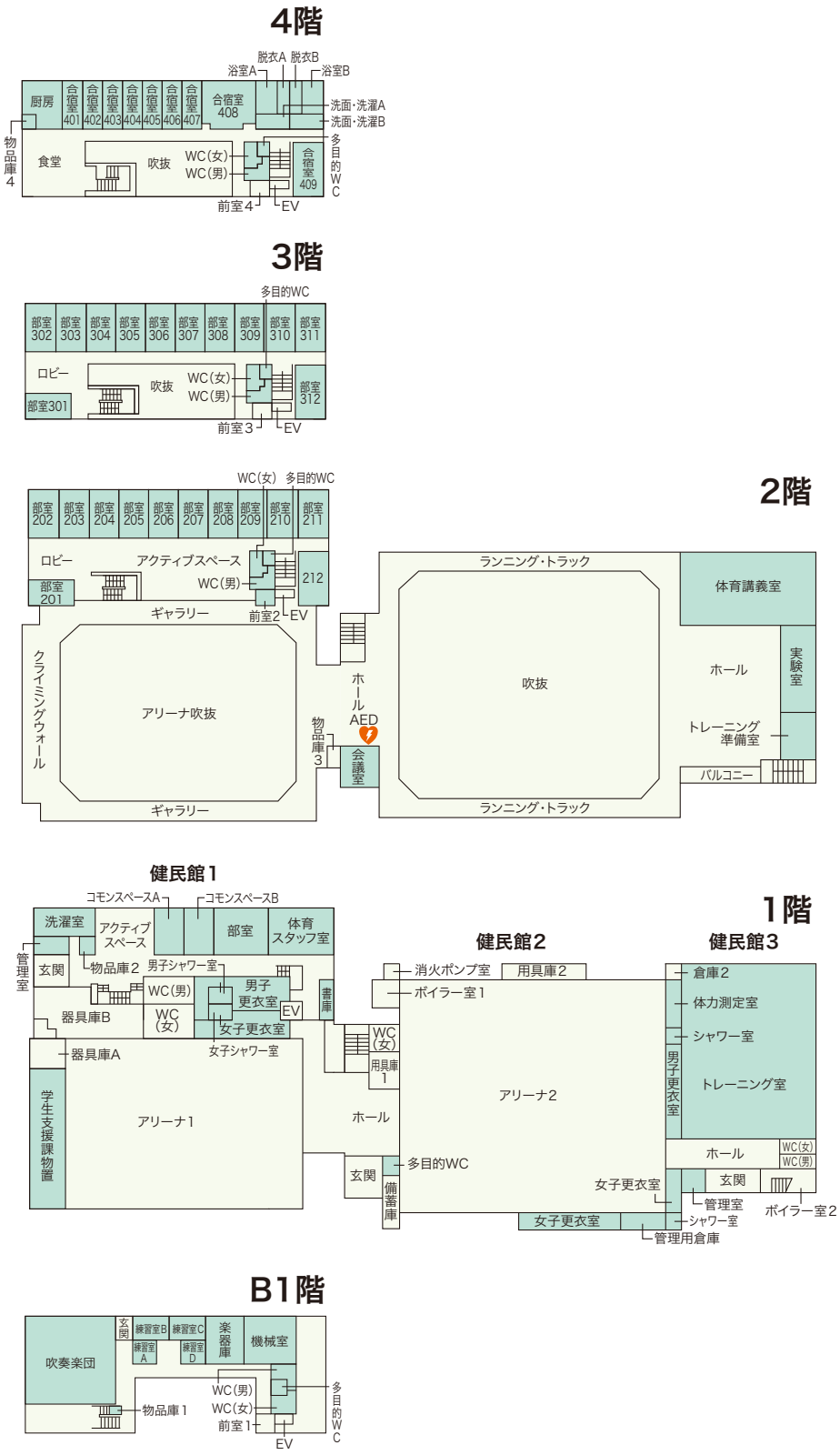
フィールド教育研究センター棟

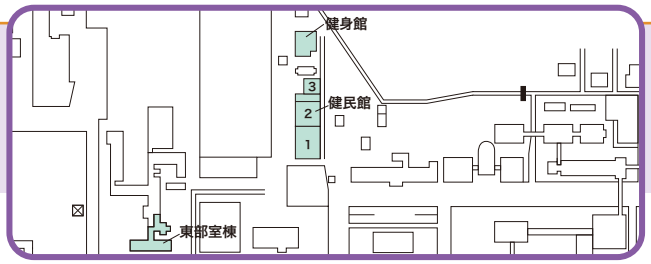


実習棟



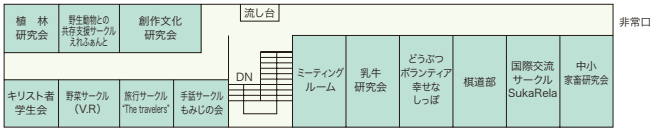
健民館


4階
脱衣A
脱衣B
浴室A
浴室B
厨房
合宿室401
合宿室402
合宿室403
合宿室404
合宿室405
合宿室406
合宿室407
合宿室408
洗面・洗濯A
洗面・洗濯B
物品庫4
食堂
吹抜
WC(女)
WC(男)
合宿室409
多目的WC
前室4
EV
3階
多目的WC
部室302
部室303
部室304
部室305
部室306
部室307
部室308
部室309
部室310
部室311
ロビー
吹抜
WC(女)
WC(男)
部室312
部室301
前室3
EV
2階
WC(女)
多目的WC
部室202
部室203
部室204
部室205
部室206
部室207
部室208
部室209
部室210
部室211
ロビー
アクティブスペース
WC(男)
212
部室201
ギャラリー
前室2
EV
ランニング・トラック
体育講義室
クライミングウォール
アリーナ吹抜
ホール
AED
吹抜
ホール
実験室
物品庫3
会議室
トレーニング準備室
バルコニー
ギャラリー
ランニング・トラック
健民館1
健民館2
健民館3
1階
コモンスペースA
コモンスペースB
洗濯室
アクティブスペース
部室
体育スタッフ室
管理室
玄関
物品庫2
男子シャワー室
消火ポンプ室
用具庫2
ボイラー室1
倉庫2
体力測定室
シャワー室
男子更衣室
トレーニング室
WC(男)
男子更衣室
EV
書庫
器具庫B
WC(女)
女子更衣室
女子シャワー室
器具庫A
WC(女)
用具庫1
アリーナ2
学生支援課物置
アリーナ1
ホール
多目的WC
玄関
備蓄庫
ホール
WC(女)
WC(男)
女子更衣室
玄関
管理室
ボイラー室2
女子更衣室
シャワー室
管理用倉庫
B1階
吹奏楽団
玄関
練習室B
練習室C
練習室A
練習室D
楽器庫
機械室
WC(男)
WC(女)
物品庫1
前室1
多目的WC
EV

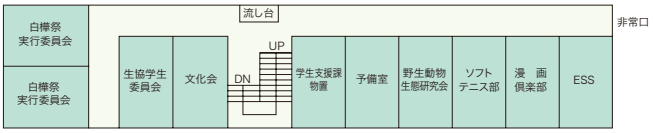


東部室棟

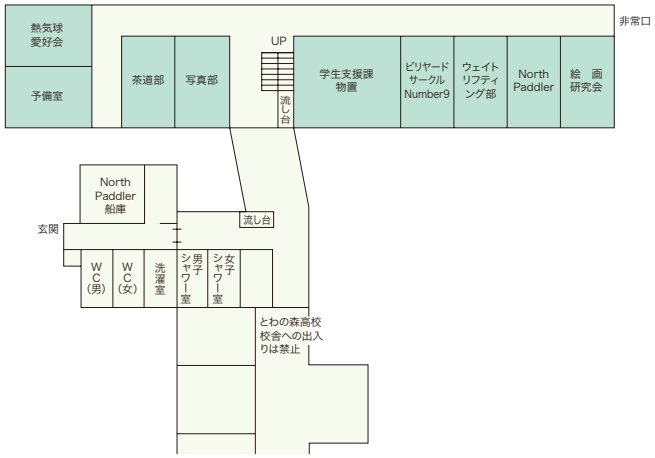
3階



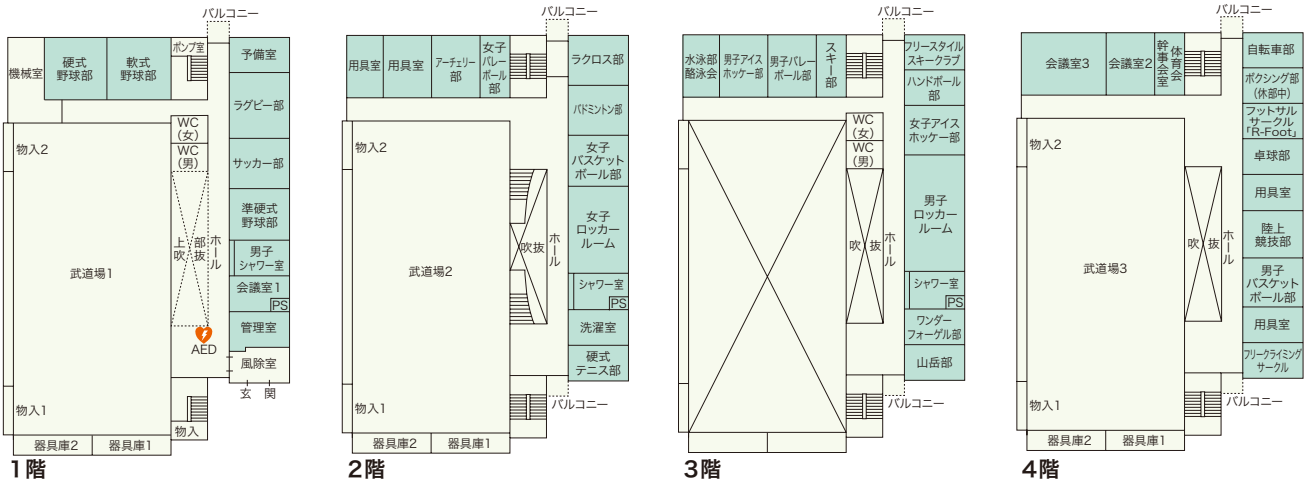
2階

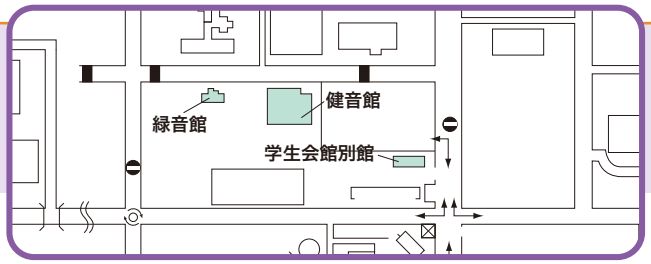


1階

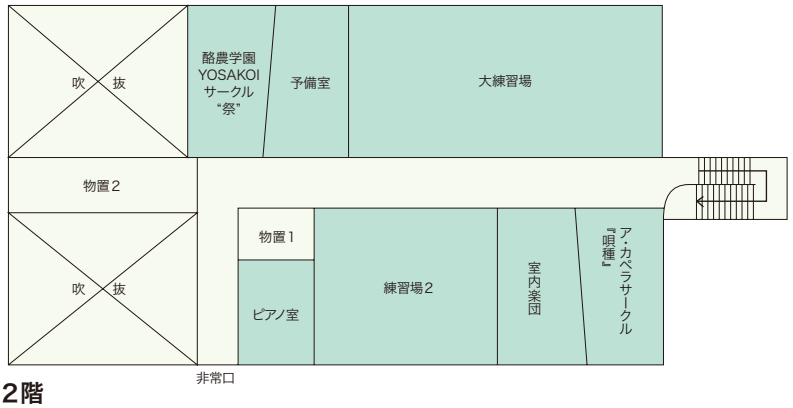


健身館

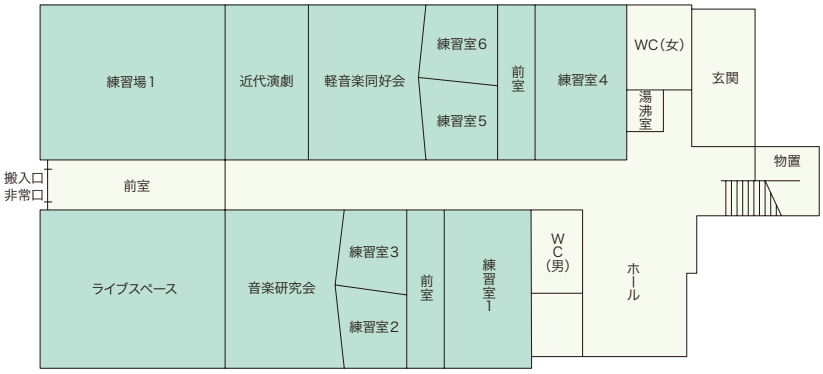



緑音館
健音館
学生会館別館

健音館

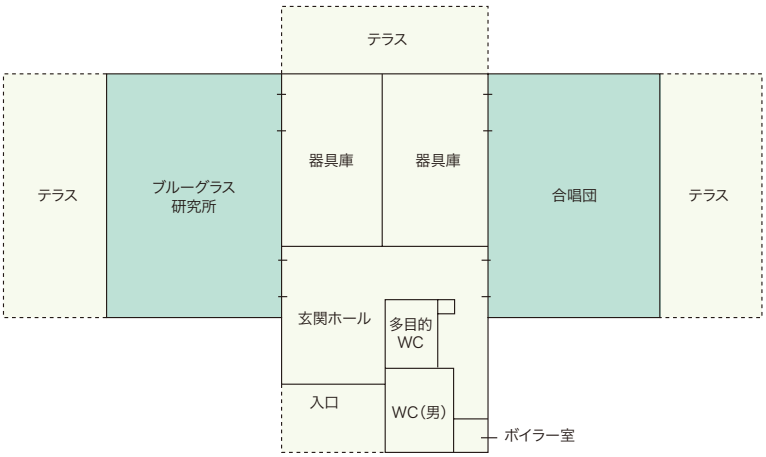

吹
抜
酪農学園
YOSAKOI
サークル
“祭”
予備室
大練習場
物置2
物置1
ピアノ室
練習場2
室内楽団
ア・カペラサークル
『唄種』
吹
抜
非常口

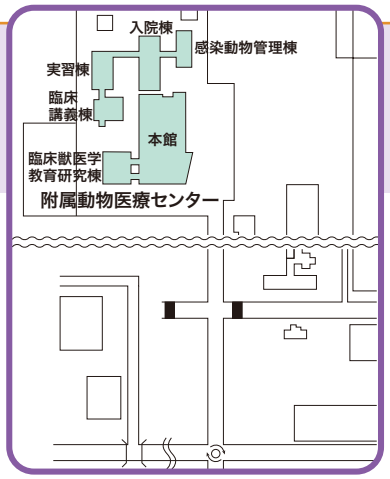
2階


練習場1
近代演劇
軽音楽同好会
練習室6
練習室5
前室
練習室4
WC(女)
湯沸室
玄関
物置
搬入口
非常口
前室
ライブスペース
音楽研究会
練習室3
練習室2
前室
練習室1
WC(男)
ホール

1階

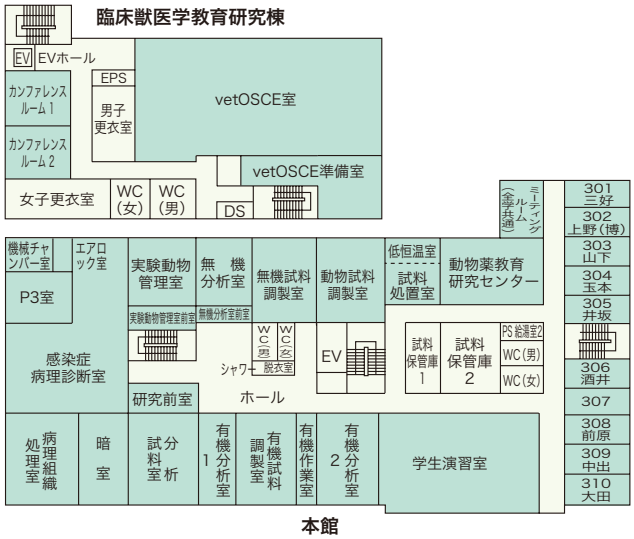
緑音館


テラス
テラス
ブルーグラス
研究所
器具庫
器具庫
合唱団
テラス
玄関ホール
多目的
WC
入口
WC(男)
ボイラー室

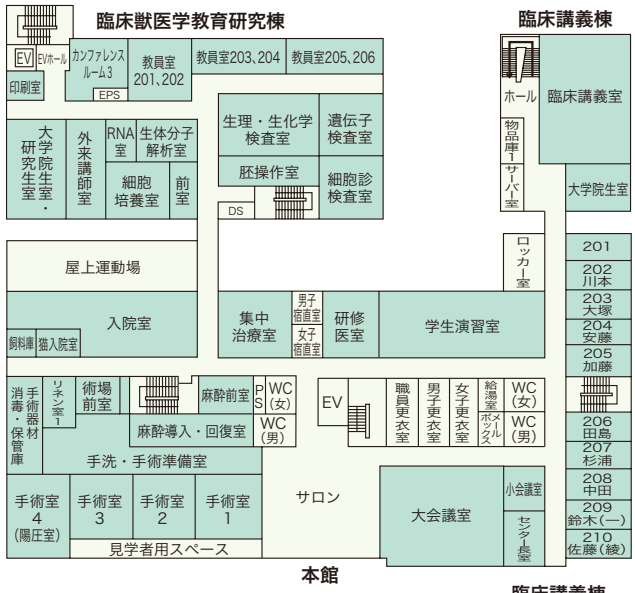


附属動物医療センター

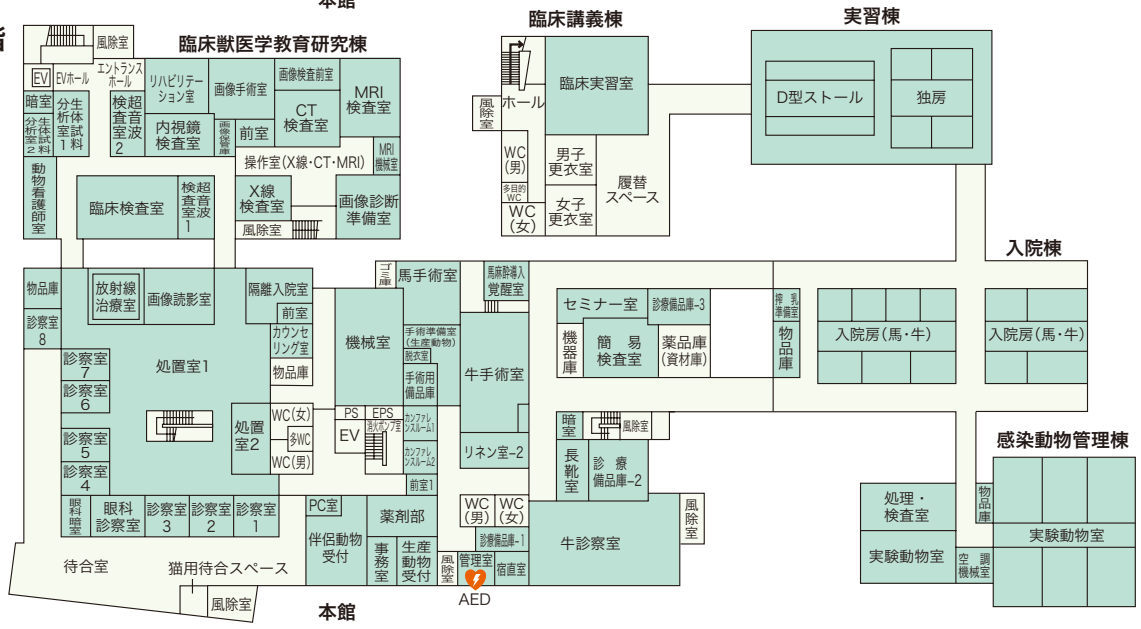
3階



2階



1階



附属施設等

酪農学園フィールド教育研究センター
(Rakuno Gakuen Field Education and Research Center: RG-FEDREC(フェドレック))

本センターには、酪農生産ステーション、肉畜生産ステーション、作物生産ステーションがあり、フィールドを活用した教育研究の充実を図るために様々な施設等が整備されています。

酪農生産ステーション
酪農生産ステーションは、草地・飼料畑74haおよび乳牛約180頭を擁し、フリーストール牛舎、繋ぎ飼い牛舎等の施設が整備され、キャンパス内に牧歌的な景観を見せています。

肉畜生産ステーション
江別市元野幌に位置する肉畜生産ステーションは、肉牛・豚・鶏・めん羊の飼養管理施設と飼料生産圃場等が整備されています。

作物生産ステーション
作物生産ステーションは、環境制御型のガラスハウス、ビニールハウス、実習棟、農機具庫等の施設と露地圃場が整備されています。

これらのステーションでは、１年生全員の必修科目となっている健土健民入門実習をはじめ、専門教育の実験・実習・演習など、多様な教科の授業科目が展開されるほか、教員・学生の研究フィールドとして高密度に活用されています。これらの施設・設備には農畜産関係者ばかりでなく、広範な学会、団体、市民団体などから多くの見学者が訪れ、農畜産業に関する最新技術の啓発・普及の場としても利用されています。





酪農学園大学附属動物医療センター
Rakuno Gakuen University Animal Medical Center

施設の概要



動物医療センターは、建築総面積10,830平方メートルで、日本国内の獣医師養成大学の中では最大規模の臨床獣医学教育研究施設であり、伴侶動物と生産動物の総診療頭数は日本一となっています。

動物医療センターの特徴

動物医療センターは、動物に関わりのある多くの課題に応えるために多様な機能を備えています。伴侶動物医療と生産動物医療の両部門の診療、教育、研究を支える施設群には国際基準を視野に入れた充実が図られており、国内外へと開かれた交流拠点を目指しています。併設の環境汚染物質感染病原体分析センターおよび野生動物医学センターは、さまざまな環境汚染物質や動物由来の試料を集積・分析することによって、価値ある環境情報を広く社会に発信する役割を担っています。

伴侶動物医療部門

伴侶動物医療部門では、開業動物病院から紹介される重症例や難解疾病の症例に対応する二次診療施設として、内科、外科、神経科、腫瘍科、眼科、循環器科の各診療科が高い専門性を持って症例を診療し、各診療科は、画像診断科、麻酔科、集中治療科、リハビリテーション科とともに日本で最高レベルの動物のためのチーム医療を実践しています。８つの診察室と処置室、磁気共鳴診断装置（MRI）、マルチディテクタCT診断装置、デジタルX線撮影装置、デジタル超音波診断装置、各種血液生化学分






析装置、常用電圧放射線治療装置などの高度医療機器の他、画像手術室や陽圧手術室を含む５つの手術室、集中治療室、およびリハビリテーション室を有し、高い精度での病気の診断と高度な治療が可能となっています。また、これらの施設は、学生が診療に参加する実践的な臨床獣医学教育を展開できるように広く設計されています。

専門性の高い二次診療を通して、高度な医療技術と知識を身につけるに留まらず、難解疾病に対して真実を探求し、より優れた診断と治療を創造できる獣医師養成を目指しています。

生産動物医療部門

生産動物医療部門では、本学の伝統である生産動物獣医師育成を反映して、日本の獣医系大学では最も実践的で充実した診療教育施設を有しています。牛診療室、牛手術室、馬麻酔導入回復室、馬手術室などが個体診療を支え、入院棟の牛房は広く観察用通路を持ち、馬房は馬体に優しい北海道産木材を使用しています。加えて、牛群の集団衛生管理と生産活動を支援するため、生理生化学検査室、細胞診検査室、遺伝子検査室、胚操作室が設置されています。これらの設備は、緻密な個体診療と生産情報の組み合わせによって群管理に有用なデータの蓄積を図り、診療で得られた試料を基礎研究者と連携して利用し、新しい情報を創出することを可能にしています。

生産動物の臨床実習施設は、本学の実学教育にふさわしい整備を実現しています。実習棟には、起立不能牛にも対応できるクッション付きの牛床を持った広い牛房４室と16頭繋留できるストールを備えています。臨床実習室では、５頭の牛を同時に供覧でき、生産現場に近い実習が展開されています。





教職センター

本学では、「循環農学類」ならびに「食と健康学類」に所属している学生は、農業、理科（中学・高校）、社会（中学）、公民（高校）の免許を、また「環境共生学類」に所属している学生は理科（中学・高校）の教員免許を取得することが可能となっています。

また、「循環農学類」と「食と健康学類」に設置された「教職コース」の学生は、農業に加えて理科（中学・高校）、社会（中学）、公民（高校）の教員免許を取得し、教師として必要な力を身につけることができる専門的な科目を履修しながら、教員採用試験の突破を目指します。

教職センターでは、教職を目指すこれらの学生に対して学習指導・支援を行っているほか、教員採用試験に関する情報の提供、特別講義や研修の企画･実施を通して、教員を目指す学生たちの学びを全面的にバックアップしています。また、担当教員による教職に関する授業はもちろんのこと、中央館10階には学生による模擬授業の実施や教員採用試験を目指した自習等のための教職多目的演習室、ならびに理科教育の指導・教育・訓練のための観察・実験に対応できるよう、教職理科実習室があります。さらに教職課程室には事務職員が常駐して各種教科書、教育関連図書や資料等の閲覧・貸出に対応しており、教職を目指す学生たちの学習ニーズにきめ細やかに対応しています。









施設利用について

4. 食堂・生協

04-01 酪農学園生協



生協の食堂や店舗は、酪農学園ホール（79ページ）と中央館１階（77ページ）にあります。
生協は、「大学生活をより快適に」を合言葉に大学と協力して運営しています。
https：//www.hokkaido.seikyou.ne.jp/rakuno/

酪農学園ホール１階

書籍店

●雑誌・文庫・専門書

各学群の研究に関連した専門書はもちろん、雑誌や文庫も幅広く品揃えしています。



●定期購読の利用

定期的に発行されるシリーズものや週刊誌、月刊誌などを予約して確実に購読できるシステムです。

●検定・資格取得のための通信教育・スクール

学生生活の期間は専門知識を身につける場であると同時に社会に巣立つ準備をする期間でもあるので講座や試験のサポートも行っています。



●教科書

授業で使う教科書は生協で取り扱っています。

春と秋（４月・９月）の新学期に販売しています。

購買店

●文具（ステーショナリー）

大学で使うことにこだわった「COOP文具」をメインに多数揃えています。





●コンビニエンス

パン、おにぎり、お菓子、飲料、日用雑貨、家電小物など、学生生活に必要なものを取り揃えています。



●酪農学園大学オリジナル商品

本学では、乳製品実習室で学生の手によってオリジナル乳製品が製造されています。



健土健民牛乳・健土健民バター・チーズ・アイスクリームなど本学ならではの商品を取り揃えています。また、酪農学園大学オリジナルグッズとして牛柄タオル・牛柄ファイルなど多数取り揃えています。

●その他

名刺・卒業衣装・パソコン・各種取寄せ商品など学生生活に必要なものは何でも揃うよう用意していますのでご相談ください。

４月には白衣・作業着などの販売もあります。

●ATM

学園ホール１階ロビーに北洋銀行ATMが1台とゆうちょ銀行ATMが２台あります。

サービス

●旅　行

航空券（ANA・JAL・AIR DO等）やパック旅行、レンタカーなど帰省やお友達との旅行、学会、海外留学などの手配を行っています。



●自動車学校



社会に出る前に自動車免許が取得できるように自動車学校の入校手続を組合員価格で提供しています。農作業等に必要な大型特殊や牽引の免許も取得できます。

●ルームガイド

入学時のお部屋探しや住み替えなどに応えるため大学と協力して大学周辺のアパートや下宿の情報を多数用意して入居手続をしています。

●コープデスク

組合員になるための加入手続、学生総合共済の加入・給付手続き、学生証再発行の受け渡し（紛失届は学生支援課）等を行っています。

酪農学園ホール２階

食堂

●学生生活には欠かせない「食」。

生協の食堂は、カフェテリア方式なので自分の食べたいものを懐具合に合わせて選ぶことができます。





●安心・安全

食事は美味しいだけではなく、「身体に安全なものを安心して食べたい」と言う学生の声を叶えるために厳しい食材採用基準を定め、基準をクリアーした食材だけを使って調理しています。

●レシートに栄養・カロリー表示

プライスカードにはもちろん、レジ清算時のレシートにもカロリー、栄養が表示されるので健康管理に役立ちます。また、卓上に食生活提案「卓上メモ」を置いているので参考にしていただけます。



酪農学園生活協同組合
univ. co-op 食堂店
年11月30日（月）13:50 110330
NO:02-5287 担:02
02 きんぴらごぼう ¥54
02 ﾁｰｽﾞﾌﾗｲﾊﾑ ¥108
02 豚肉と根菜の味噌炒め ¥162
02 ｲｶﾘﾝｸﾞ ¥97
02 ●みそ汁 ¥32
合計 5点
¥453
（内消費税等 ¥33）
ﾆｺﾊﾟｲﾄ ¥453
商品名左端に＊印付の商品は、栄養価計算の対象外です。
赤 1.6 緑 0.7 黄 8.0
813 kcal 塩分 2.7g
1食の目安 1点＝80kcal
男：赤2点 緑1点 黄5～6点
女：赤2点 緑1点 黄4点
XXXXXXXX3330
前回ポイント累計 22.0
今回ポイント数 4.4
累計ポイント数 26.4
前回ﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞ残高 ¥5,764
今回ﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞ利用金額 ¥453
ﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞ残高 ¥5,311

●メニューの豊富なカフェテリア

66円～300円台のおかず類、300円台～400円台の丼物やカレー類、200円台～400円台の麺類（ラーメン・うどん・そば）、サラダバーや飲料、デザートなど豊富に揃えていますのでその日の気分や懐具合でいろいろ組み合わせて食事ができます。













企画メニューも

●食生活改善運動

毎年、５月と10月に大学、生協、酪農学園後援会、酪農学園大学同窓会校友会、学生生活援護会が協力し、食生活改善運動を実施しています。朝食は心身ともに健康な学生生活を送るための基礎となりますので、ぜひ利用してください。ワンコイン（100円）で提供しています。学生の皆さんにも大変好評です。朝食を食べる生活リズム改善のきっかけに利用してください。





中央館1階

中央店

●コンビニエンス

パン・弁当・おにぎり・お菓子・飲料を主としたお店になっています。食堂が混んでいたり時間がなく軽く食事を済ませたい時など食品に特化したお店になっています。



学内電子マネー

酪農学園のIC学生証には、学内で使える電子マネー機能が搭載されています。生協のお店や、飲料自販機、コピー機で使用することができるので小銭対策や食費の確保など便利です。また、生協組合員に加入するとポイントがついてさらにお得です。そして、何よりもレジでのスピードUPが魅力です。



●レジ清算時

お買い物をする時は、レジでIC学生証を機械に置くだけで済みます。

お使いいただいた分だけIC学生証のICチップに記憶されている残高からお支払となる仕組みです。残高は毎回レシートに印字されますので少なくなったら、都度チャージします。　※ サービス部門レジを除く。

●チャージ（加金）





あらかじめ、お金をIC学生証に入れることを「チャージ（加金）」と言い、お店のレジでお金とIC学生証を出して「チャージして」と言うとIC学生証に記憶されます。残高がゼロの場合１円単位で99,999円までご希望の金額をチャージすることができます。残高不足の時はお会計の途中でチャージすることも可能です。（サービス部門レジを除く）

また、学園ホールの食堂店入口・中央館学生ホールの生協中央店入口に1,000円チャージ専用のチャージ機を設置していますので、こちらであらかじめチャージしておくことをお勧めします。このチャージ機にカードをセットすると残高の確認もできますのでぜひ利用してください。

※カードを紛失した場合は、他人が電子マネーを使えないようにするため、Web上にあるMy Pageから利用を停止することもできます。

学園ホール店（購買店）			
通常期	平日　8：30～18：30	土曜　10：00～13：00	
夏・冬・春休み	平日　10：00～15：00	土曜　10：00～13：00	（夏・冬休みは休業）

学園ホール店（書籍店）			
通常期	平日　10：00～18：00	土曜　10：00～13：00	
夏・冬・春休み	平日　10：00～15：00	土曜　10：00～13：00	（夏・冬休みは休業）

学園ホール店（食堂店）			
通常期	平日　10：00～18：30	土曜　休　業	
夏・冬・春休み	平日　11：00～14：00	土曜　休　業	

学園ホール店（旅行店・ルームガイド・コープデスク）			
通常期	平日　9：30～17：00	土曜　10：00～13：00	
夏・冬・春休み	平日　10：00～15：00	土曜　10：00～13：00	（夏・冬休みは休業）

中央店			
通常期	平日　10：30～15：00	土曜　休　業	
夏・冬・春休み	平日　休　業	土曜　休　業	

各店舗の営業時間はWebでご確認いただけます。「酪農学園生協」で検索してください。



04 学類・教員について

1.学類一覧 …… 90
循環農学類 …… 90
食と健康学類 …… 92
環境共生学類 …… 94
獣医学類 …… 96
獣医保健看護学類 …… 98
学びの流れ …… 100

農食環境学群 College of Agriculture, Food and Environment Sciences

循環農学類 Department of Sustainable Agriculture

循環農学類では、「循環・健康・共生」をテーマに、人の生命を育む農畜産物の生産と、土地や水に代表される環境の関係を学びます。そしてこの学びを通じて、時代とともに変化していく「農学」を、永続性がありバランスの取れた「循環農学」として探求していきます。

「基盤教育」と「専門基礎教育」では、農業に関する科学的知識を広範に学び、社会における農業の意義を正しく理解するための素養を養います。「専門教育」では、酪農学コース、畜産学コース、農学コースおよび農業経済学コースに分かれて、専門知識や技術を学びます。

本学の理念である、現実課題を対象とした教育（＝「実学教育」）によって、安全な食料の安定供給に寄与できる、幅広い知識と技術を習得した人材を養成します。

●４つの専攻コース

酪農学コース

乳を生産する家畜の飼養管理、家畜育種をはじめ、飼料生産、衛生管理、家畜行動、生産物利用などに関わる科学を修学するとともに、酪農場における物質循環について学ぶ。サブコースとして農家実習を通じて酪農現場をより深く理解する実践酪農学コースがある。



畜産学コース

肉牛を中心に豚、鶏、羊、馬など食肉生産を目的とした家畜の飼養、生体機能、生殖生理およびその生産物の利用について学ぶ。本コースにはこれらの家畜の飼養管理体系を学習する科目と実習がある。



農学コース

循環農業を基盤として、水稲、稲作、野菜、花きなどの農業生産技術とそれに伴う理論を学ぶ。本コースには作物の生産と、その関連分野（作物の栄養、生理、遺伝、雑草病害虫防除、土壌と生産の関連性）について学習する科目と実習がある。

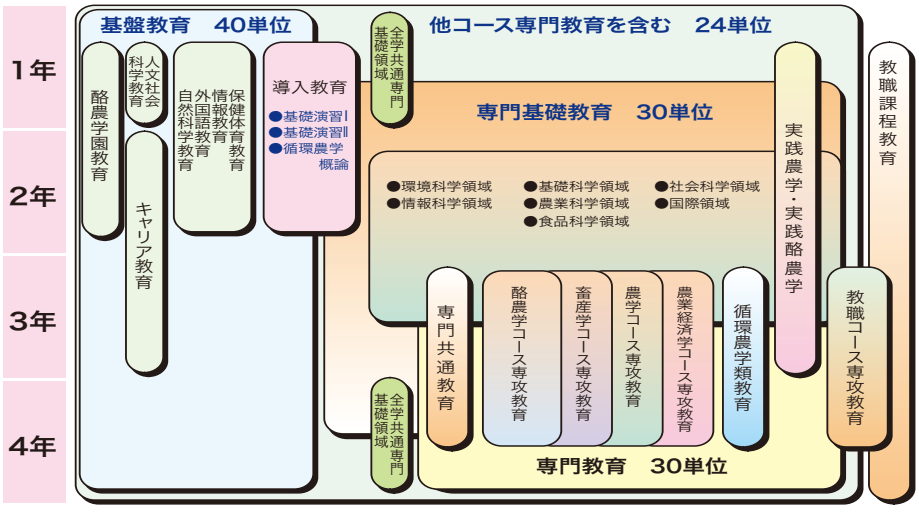


農業経済学コース

食料生産と地域産業、市場と流通の現場から、経営・経済・政策を総合的に学ぶ。本コースには、農業経営、流通と消費、経済事情、循環型社会の形成と発展を支える仕組みについて学習する科目と実習がある。



科目履修の流れ



教職コース

農業の免許取得を前提としたカリキュラムと、一貫した教員養成プログラムにより、高度な実践的教育力を発揮できる人材を養成し、教員採用試験の合格を目指します。

※「教職コース」の学生は、循環農学類、食と健康学類のいずれかの学類に所属します。


研究室名称
氏名、職名
（役職名）
所在場所

教員紹介


農場生態学研究室
園田　高広　教授
（農食環境学群長）
D1-103


土壌環境学研究室
澤本　卓治　教授
C6-203


作物学研究室
義平　大樹　教授
C6-303


園芸学研究室
森　志郎　准教授
D1-105


農業政策学研究室
井上　誠司　教授
（循環農学類長）
A3-401


農業科教育課程研究室
志賀　聡　教授
中央館　1002


資源植物学研究室
我妻　尚広　教授
C2-304


森好　政晴　准教授
C2-106


植物病理学研究室
薦田　優香　准教授
（酪農学副研究科長）
C2-212


畜産衛生学研究室
髙橋　俊彦　教授
C2-207


協同組合学研究室
糸山　健介　准教授
A3-403


中小家畜飼養学研究室
山田　未知　准教授
C7-104


農畜産物市場論研究室
相原　晴伴　教授
A3-504


環境会計研究室
玉川　真弓　教授
中央館　901


化学研究室
大和田秀一　准教授
B4-401


農業経営学研究室
吉岡　徹　准教授
A3-301


家畜遺伝学研究室
天野　朋子　教授
C2-204


家畜育種学研究室
寺脇　良悟　教授
C2-209


環境微生物学研究室
岡本　英竜　准教授
C7-303


栽培学研究室
亀岡　笑　講師
C6-304


ルミノロジー研究室
泉　賢一　教授
フィールド教育研究センター棟


家畜繁殖学研究室
堂地　修　教授
C7-302


植物育種学研究室
岡本　吉弘　准教授
C2-307


家畜生産改良学研究室
西寒水　将　講師
C6-305


動物生殖工学研究室
今井　敬　教授
C6-306


家畜栄養学研究室
中辻　浩喜　教授
C6-102


理科教育研究室
金本　吉泰　准教授
中央館　1012


食物利用学研究室
宮崎　早花　講師
C6-201


天然物化学研究室
小澤　修二　教授
B4-403


農業科環境教育
廣瀬　之彦　教授
中央館　1001


作物栄養学研究室
小八重善裕　准教授
C7-103


健康スポーツ科学研究室
柴田　啓介　助教
A3-402


国際経済学研究室
小糸健太郎　教授
A3-503


英語圏文化研究室
藤田　佳也　教授
C3-402


キリスト教応用倫理学研究室
小林　昭博　准教授
中央館　915


家畜飼料学研究室
土井　和也　助教
フィールド教育研究センター棟


農業機械システム学研究室
小宮　道士　教授
C7-202


数量経済学研究室
丸山　明　教授
A3-201


農業科教育研究室
飛谷　淳一　准教授
中央館 1013


統計学研究室
毛利　泰大　助教
A3-502


草地・飼料生産学研究室
三枝　俊哉　教授
フィールド教育研究センター棟


家畜管理・行動学研究室
森田　茂　教授
C6-101


農業昆虫学研究室
中平　賢吾　准教授
C2-308


食料経済分析学研究室
佐藤　和夫　教授
C3-403


人と動物の関係学研究室
山田　弘司　教授
C3-409


実践農学研究室
猫本　健司　准教授
C7-102


生物学研究室
佐藤　元昭　教授
B4-303


農村計画論研究室
吉野　宣彦　教授
A3-302


酪農・畜産経営論研究室
日向　貴久　准教授
A3-304

農食環境学群 College of Agriculture, Food and Environment Sciences

食と健康学類 Department of Food Science and Human Wellness

食と健康学類には、食品の機能、開発・製造と流通の専門家ならびに管理栄養士の養成を目的に食品機能科学コース、食品開発学コース、食品流通学コースおよび管理栄養士コースの４コースを設置しています。いずれのコースにおいても基盤教育や専門基礎教育で基本となる科目を履修した後、それぞれの専門教育により知識を深めます。本学の教育理念である実学教育を具現化するために、実験・実習を多く取り入れたカリキュラムが組まれ、食の生産、加工・製造、流通ならびに健康などに関する幅広い知識を習得することにより、総合的な判断力を備えた人材を育成します。また入学直後の健土健民入門実習では、畑で作物を育て管理します。このような食の原点である土から食、さらに健康までを学ぶことができるのは、立地と環境に恵まれた本学ならではです。

●４つの専攻コース

食品機能科学コース

＊食品機能論
＊食品栄養学
＊生化学実験

食品のもつ栄養性、嗜好性、生体調節性など様々な機能性に着目し、既存食品や未利用食資源中の有効成分の分析、食品関連微生物の有効利用などの先進的な学習を行います。

食品開発学コース

＊食品製造システム論
＊微生物利用学
＊乳肉製造学実習

食品の成分特性、製造原理、市場調査・企画開発など幅広い知識を習得します。消費者・市場ニーズに合った食品の開発や製造までの実践的学習を行います。

食品流通学コース

＊食品物流管理論
＊食品品質保全学
＊食品企画開発論

安全な食品を生産･消費するため、両者をつなぐ流通ビジネスの重要性に着目し、21世紀の食品流通に求められる知識と技能を学びます。

管理栄養士コース

＊臨床栄養学
＊解剖生理学
＊給食管理実習

土から作物そして食という建学の精神を基本として、生活習慣病の予防と治療の最前線に立つ管理栄養士を目指す人材を育成します。
※「管理栄養士コース」は、入学時に選択します。

教職コース

農業の免許取得を前提としたカリキュラムと、一貫した教員養成プログラムにより、高度な実践的教育力を発揮できる人材を養成し、教員採用試験の合格を目指します。　※「教職コース」の学生は、循環農学類、食と健康学類のいずれかの学類に所属します。

Pick up curriculum

食品機能論
食品成分のもつ様々な機能について生体の反応や機能成分の特性の両面から学習し、機能素材と成りうる食品成分とその応用についての知識を深めます。



食品製造システム論
食品製造の各工程で使用される加工機器の目的やメカニズムの解説とともに、食品製造における安全性及び品質管理のためのマネジメント手法であるHACCPの概要について学ぶ。



食品マーケティング戦略論
食品産業の製造業、卸売業、小売業などの市場動向やマーケティング戦略構築上の課題について学習。グループ討議などを通じて実践的な先進事例研究を行い、戦略策定の理解を深めます。



臨床栄養学
生体の基本的な構造と機能についての理解を基に臨床医学における栄養学を学びます。




研究室名称
氏名、職名
（役職名）
所在場所

教員紹介


食品物性学研究室
金田　勇　教授
（食と健康学類長）
C8-103


乳製品製造学研究室
食品加工学研究室
竹田　保之　教授
C8-204


給食栄養管理研究室
小林　道　准教授
C3-106


応用生化学研究室
長谷川靖洋　助教
C8-106


食品企画開発研究室
阿部　茂　教授
A2-306


食品流通技術研究室
樋元　淳一　教授
A2-402


教育発達心理学研究室
須賀　朋子　准教授
中央館　1005


奥山ちひろ　助手
C3-307


臨床栄養管理学研究室
石井　智美　教授
C7-201


肉製品製造学研究室
食品学研究室
舩津　保浩　教授
C8-203


栄養教育学研究室
杉村留美子　准教授
C3-303


齋藤　恵　助手
C3-307


応用生化学研究室
岩﨑　智仁　教授
C8-104


食品生産システム研究室
本田　康夫　教授
中央館　907


肉製品製造学研究室
前田　尚之　准教授
C8-201


佐々木　志帆　助手
C8-103


数学研究室
上野　岳史　教授
C3-405


応用微生物学研究室
食品衛生学研究室
山口　昭弘　教授
C8-301


流通情報システム研究室
三谷　光照　准教授
A2-503


山本　百合恵　助手
C3-307


臨床栄養学研究室
大谷　克城　教授
C3-202


食・健康スポーツ科学研究室
山口　太一　教授
C3-408


応用微生物学研究室
村松　圭　准教授
C8-303


吉田　訓子　助手
C3-307


物流科学研究室
尾碕　亨　教授
A2-502


流通学研究室
柳　京熙　教授
A2-205


マーケティング研究室
長村　知幸　講師
A2-501


食品栄養化学研究室
小野寺秀一　教授
C8-306


医学・生理学研究室
若宮　伸隆　教授
C3-203


公衆栄養学研究室
木村　宣哉　講師
C3-406


英語表現・科学英語研究室
白石　治恵　教授
中央館　914


食品栄養化学研究室
上野　敬司　准教授
C8-304


乳製品製造学研究室
栃原　孝志　講師
C8-206

農食環境学群 College of Agriculture, Food and Environment Sciences

環境共生学類 Department of Environmental Sciences

環境共生学類は、環境をめぐる諸問題を客観的に解析する知識や技術を修得し、解決に向けた総合的な判断力を培うことを目指します。基盤教育ならびに専門基礎教育では、生命圏とそれを取り巻く自然環境の調和の本質を理解し、その調和が人類の文明活動によってどのように損なわれているかを科学的に分析するために、物理学・化学・生物学・地学・生態学や環境科学など自然科学的素養を養います。専門教育では野生動物学コースおよび生命環境学コースに分かれ、フィールド調査や地理情報システム（GIS）による情報解析などを学び、生命圏に生きる生物が互いに自然環境と共生していくために何ができるかを究明します。本学の理念である実習・実験・演習を多く取り入れた実学教育によって、自然と調和・共生する社会の形成に貢献できる人材を育成します。

●2つの専攻コース

野生動物学コース

＊野生動物保全技術実習　＊野生動物観察同定実習
＊実践野生動物学実習

野生動物の保護と管理について、北海道を中心としたフィールドで生態学を基礎として、その理論と技術を学びます。



生命環境学コース

＊生命環境学実験実習　＊水圏・地圏総合実習
＊実践生命環境学実習

北海道の森・川・海といった優れた自然資源の保全と利用を題材に、生命圏の物質的・エネルギー的環境に関する理論と技術を学びます。



Pick up curriculum

野生動物生態学
身近な野生動物である哺乳類を中心に、生物進化の過程で獲得された形態や生理、行動等の性質について生息環境との関わりの中で理解し、生態系や生物多様性の保全に必要な知識を学びます。

森林環境学
多様な生物相を持つ森林について、そこに形成される独特の環境、環境と生物との繋がり、さらにその連鎖的影響などを学び、森林の生物が環境と共生する仕組みの理解を目指します。

狩猟管理技術論
野生動物との関わりで、狩猟の役割は重要であり、特に野生動物の過剰増加による軋轢に対策を講じる上でも狩猟は必須のツールです。狩猟の歴史と、これからの野生動物保全における狩猟の重要性を追求します。

環境アセスメント論
人間社会と自然環境の共生を実現するために、開発に対する環境への影響を前もって評価し、環境アセスメント（環境影響評価）の意義や法制度、手法について学びます。

海外自然環境実習
マレーシアボルネオ島やモンゴルなど、アジア各地域において環境と生態系の調査・社会経済調査（フィールドワーク）を行い、自然・生態・環境・文化、および社会を理解することを目指します。

水圏環境化学
地球上での水循環や水資源量、水質汚濁の現状を把握し、水の化学的性質や水質浄化技術等に関する化学的な知識を学び、身の回りにある水資源のあり方に対する思考力を深めます。

環境気象・気候学
生態系に影響を与える大きな生命環境要因は気象現象です。「気象学の基礎」を学んだ後、地球温暖化というグローバルな気候現象から局地的な気象現象（例えば森林気象、農業気象）まで、幅広く学習します。

環境変動のリモートセンシング
リモートセンシングは、宇宙空間や空から地球の姿を見る技術です。地球環境変動や生態系応答の時空間情報を得る技術を学び、最新研究から地表面の改変が生態系や人間にもたらす影響を可視化していきます。



研究室名称
氏名、職名
（役職名）
所在場所

教員紹介



環境リモートセンシング研究室
星野　仏方　教授
（大学院酪農学研究科長）
A1-208



情報工学研究室
高取　則彦　教授
中央館　904



狩猟管理学研究室
伊吾田宏正　准教授
B1-206



環境植物学研究室
松山　周平　准教授
中央館　906



水質化学研究室
中谷　暢丈　教授
（環境共生学類長）
B4-402



環境法研究室
遠井　朗子　教授
中央館　812



環境空間情報学研究室
小川　健太　准教授
A1-203



環境動物学研究室
森　さやか　准教授
B4-301



資源再利用学研究室
押谷　一　教授
中央館　811



生態系物質循環研究室
保原　達　教授
B1-205



保全生物学研究室
鈴木　透　准教授
B1-207



国際理解学研究室
吉中　厚裕　准教授
中央館　912



環境ＧＩＳ研究室
金子　正美　教授
A1-209



身体環境学研究室
牧原　統　教授
A3-303



生物多様性保全研究室
立木　靖之　准教授
B1-210



野生鳥獣管理学研究室
伊藤　哲治　講師
B1-209



哲学・人文諸科学研究室
小林　敬　教授
中央館　908



フィールド情報学研究室
森　夏節　教授
A1-201



気象・気候学研究室
馬場　賢治　准教授
B4-203



加藤　亜友美　助手
B1-221



野生動物生態学研究室
佐藤　喜和　教授
B1-208



環境地球化学研究室
吉田　磨　教授
B1-222



生物資源保全学研究室
原村　隆司　准教授
B4-302



金子　命　助手
B1-221

獣医学群 School of Veterinary Medicine

獣医学類 Department of Veterinary Medicine



本学の獣医学教育は、昭和39年に産業動物医療に従事する臨床獣医師の養成を目的に設置されて以来、獣医学はもとより酪農学や環境学を研究対象とする教員や広大なキャンパス内に飼育される産業動物を含めた教育資材を有効に利用し、先端的な産業動物関連の諸科学を学ぶことで酪農家を支援する実践的な獣医師の育成を図ってきました。近年、食の安全・安心に関する意識の高まりや新型インフルエンザ等の人獣共通感染症への対応、伴侶動物医療の高度化、進歩の著しい生命科学への参加等、獣医師に求められる範囲は拡大の一途にあり新たな獣医学教育が求められています。獣医学類ではこれまで培われた産業動物医療に関する知識や施設を最大限に活用しつつ、獣医学およびその関連分野における高度な知識と技術を習得し、迫り来る諸問題を解決できる能力を養うことによって実践的な産業動物、伴侶動物、公衆衛生関連獣医師を育成し、また、わが国の獣医療や食の安全および動物の福祉ならびに生命科学における先端的研究を推進できる人材を育成します。

●カリキュラムの特徴

獣医師にとって共通に必要な斉一性と将来活躍する分野を見すえた高度な専門性を付与するカリキュラム

獣医学類６年一貫教育で採用しているカリキュラムは、獣医学を構成する広範多岐にわたる教科内容の十分な理解と修得のため段階性と連続性を考慮し、さらに獣医師として必要な倫理観や動物福祉ならびに専門性を加味して体系的に編成されています。

授業科目は４大別され、基盤教育、専門基礎教育、専門教育、専修教育科目を配置しています。専門科目は５分野に分かれ、それぞれに明確な目標を持ち、各教育ユニットが責任をもって教育する体制になっています。

基盤教育

建学の理念を学ぶ酪農学園教育、専門教育の理解や国際的な情報交換などに必要な自然科学や外国語教育、導入教育として基礎演習や獣医療概論などを修得する

専門基礎教育

動物倫理・動物福祉学により、獣医師にとって必要な倫理観、動物福祉を学ぶ。また全学共通専門基礎科目として人と動物の関係の科学、食の安全・安心の科学、循環農法とワンヘルスサイエンスなどを学ぶ。

生体機能学分野	感染・病理学分野	衛生・環境学分野	伴侶動物医療学分野	生産動物医療学分野
的確な診断、治療に必要な動物の正常な形態や機能を理解する 獣医解剖学、獣医組織学、獣医生化学、獣医生理学、栄養生理学、獣医薬理学、獣医核医学基礎など	疾病の原因や発症過程、その予防を理解する 獣医ウイルス病学、獣医細菌病学、獣医寄生虫病学、実験動物学、獣医病理学総論、病態免疫学など	病気の原因の究明や発症予防のために求められる様々な環境要因などを理解する 食品衛生学、環境衛生学、人獣共通感染症学、獣医疫学、獣医衛生学、ハードヘルス学など	伴侶動物の病気の診断、治療、予防に関する知識を総合的に実践する能力を養う 伴侶動物内科学、伴侶動物外科学、獣医麻酔疼痛管理学、画像診断学など	生産動物の病気の診断、治療、予防に関する知識を総合的に実践する能力を養う 産業動物臨床学、産業動物外科学、馬・中小家畜臨床学、臨床繁殖学など

Pick up curriculum

栄養生理学
哺乳動物における餌の種類から消化吸収のしくみ、栄養素の吸代謝・機能を関連させて理解すると共に、代謝病が起こるしくみを理解します。また、生体機能のホルモン性調節機序とその異常が起こす病態を理解します。

獣医核医学基礎
放射線および放射線同位元素を用いた診断・治療を安全かつ効果的に実施するとともに、公衆衛生上の食品と環境の安全を管理するために必要な知識として、放射線の実体・性質と人や動物に対する影響と作用機序を理解します。

獣医生化学
細胞の分子的理解を基礎として、生体全体の生命活動を分子レベルで理解します。動物や人の病気は、その正常な生命活動が不可能に陥ることです。分子レベルでの理解に基づき、病態の適切な理解と対処法を身につけます。

獣医解剖学実習
骨格系、筋系、呼吸器系、泌尿生殖器系、循環器系、神経系などを系統的に順次解剖し、各器官の構造を観察し、その器官の生体での働きと構造との関連性を考察します。

ハードヘルス学実習
生産動物の生産性を維持向上させるために必要な予防獣医学上のベーシックスキルを修得します。乳牛の群（ハード）における健康管理のモニタリング法、データ分析法、データの総合的評価法について多角的に学びます。

獣医疫学
獣医衛生・公衆衛生・獣医臨床分野においてますます重要性を増している獣医疫学の基本的な考え方と解析手法を身につけ、獣医関連分野に応用可能な実践的「獣医疫学」を学びます。

産業動物臨床学
生産動物の診療の要点について、動物種ごとの特徴を理解し、診療の流れを習得します。特に畜産物の安全性、生産動物としての取扱を念頭においた獣医療の実際を学びます。

クリニカルローテーション（伴侶動物）
動物医療センターに来院した症例を題材に、内科、外科、腫瘍科、眼科、画像診断科、麻酔科において、伴侶動物の診察、検査および治療を行ううえで必要な理論的根拠を理解し、手技を習得します。


研究室名称
氏名、職名
（役職名）
所在場所

教員紹介


獣医ウイルス学ユニット
桐澤　力雄　教授
（大学院獣医学研究科長）
A4-302


動物生殖学ユニット
中田　健　教授
動物医療センター　208


生産動物内科学Ⅱユニット
川本　哲　准教授
動物医療センター　202


獣医麻酔学ユニット
三好健二郎　講師
動物医療センター　301


生産動物内科学Ⅰユニット
田島　誉士　教授
（獣医学群長）
動物医療センター　206


画像診断学ユニット
中出　哲也　教授
動物医療センター　309


獣医倫理学ユニット
髙橋　優子　准教授
B2-101


獣医細菌学ユニット
村田　亮　講師
A4-401


獣医衛生学ユニット
樋口　豪紀　教授
（獣医学類長）
B2-401


獣医ウイルス学ユニット
萩原　克郎　教授
A4-302


伴侶動物内科学Ⅱユニット
玉本　隆司　准教授
動物医療センター　304


伴侶動物外科学Ⅱユニット
酒井　俊和　助教
動物医療センター　306


獣医寄生虫病学ユニット
浅川　満彦　教授
A4-301


獣医疫学ユニット
蒔田　浩平　教授
B2-104


環境衛生学ユニット
能田　淳　准教授
B3-202


生産動物外科学ユニット
佐藤　綾乃　助教
動物医療センター　210


獣医生化学ユニット
岩野　英知　教授
B2-402


獣医病理学ユニット
松田　一哉　教授
B3-305


獣医生理学ユニット
林　英明　准教授
B2-303


動物生殖学ユニット
杉浦　智親　助教
動物医療センター　207


伴侶動物外科学Ⅰユニット
上野　博史　教授
動物医療センター　302


人獣共通感染症学ユニット
村松　康和　教授
B3-402


獣医寄生虫病学ユニット
平田　晴之　准教授
A4-301


食品衛生学ユニット
福田　昭　助教
A4-201


獣医細菌学ユニット
内田　郁夫　教授
A4-401


獣医麻酔学ユニット
山下　和人　教授
動物医療センター　303


伴侶動物内科学Ⅰユニット
前原　誠也　准教授
動物医療センター　308


獣医生化学ユニット
藤木　純平　助教
B2-403


獣医放射線生物学ユニット
遠藤　大二　教授
RI 実験研究棟


生産動物内科学Ⅱユニット
安藤　達哉　准教授
動物医療センター　204


獣医栄養生理学ユニット
安井由美子　准教授
B2-301


獣医解剖学ユニット
細谷　実里奈　助教
A4-101


実験動物学ユニット
大杉　剛生　教授
B3-401


伴侶動物外科学Ⅰユニット
井坂　光宏　准教授
動物医療センター　305


獣医解剖学ユニット
渡邉　敬文　准教授
A4-106


足立　真実　助手
臨床獣医学教育研究棟　教員室 201・202


獣医栄養生理学ユニット
翁長　武紀　教授
B2-301


獣医解剖学ユニット
植田　弘美　准教授
A4-101


人獣共通感染症学ユニット
内田　玲麻　講師
B3-402


阿部　紀次　助手
動物医療センター　201


生産動物外科学ユニット
加藤　敏英　教授
動物医療センター　205


食品衛生学ユニット
臼井　優　准教授
A4-2階


獣医衛生学ユニット
権平　智　講師
B2-401


伊丹　貴晴　助手
臨床獣医学教育研究棟　教員室 201・202


獣医生理学ユニット
北村　浩　教授
B2-303


伴侶動物内科学Ⅱユニット
大田　寛　准教授
動物医療センター　310


獣医病理学ユニット
佐野　悠人　講師
B3-305


大山　紀彦　助手
臨床獣医学教育研究棟　教員室 201・202


国際化担当
鈴木　一由　教授
動物医療センター　209


生産動物内科学Ⅰユニット
大塚　浩通　准教授
動物医療センター　203


獣医放射線生物学ユニット
華園　究　講師
RI 実験研究棟


谷川　慶一　助手
臨床獣医学教育研究棟　教員室 201・202


獣医薬理学ユニット
寺岡　宏樹　教授
B3-201


獣医免疫学ユニット
岡本　実　准教授
B3-303


ハードヘルス学ユニット
福森　理加　講師
B1-204


富田　彬正　助手
動物医療センター　201

獣医学群 School of Veterinary Medicine

獣医保健看護学類 Department of Veterinary Science

獣医保健看護学類では一貫教育において獣医学に関する基礎知識と動物看護学に関する専門知識を習得し、幅広い獣医保健看護領域の業務を担える人材を育成します。さらに、専攻分野において動物栄養学、動物行動学および動物理学療法学に関する高度な教育を行い、それぞれのスペシャリストを養成します。動物栄養学のスペシャリストは、飼料会社における飼料の開発や動物病院における栄養指導者として活躍することが期待でき、動物行動学のスペシャリストは、動物のしつけ、問題行動動物の治療、盲導犬や介在療法動物など社会活動動物の提供等に関する分野で活躍することが期待できます。また、動物理学療法スペシャリストは、獣医療の高度化や動物の高齢化に伴い今後需要が見込まれ、術後のリハビリや介護リハビリ分野で活躍することが期待できます。







Pick up curriculum

動物看護学
動物病院において、獣医師の診療業務の補佐、治療前後の動物管理などを主業務とする動物養護師として必要な、動物の保定、消毒、薬物投与方法などの基礎的な知識や技術を習得します。

動物病理学
病気の成り立ちを理論的に解釈するのが病理学です。講義では、病気の際に起こる個々の細胞や組織の形態的・機能的変化、循環障害、炎症反応、免疫異常による病態ならびに腫瘍について理解します。

動物行動学
行動の発現機序、行動様式、イヌ・ネコのコミュニケーション方法をはじめ、学習理論の理解を通して科学的、効率的な訓練方法を学ぶなど、行動の基礎知識を習得します。

栄養学実習
動物病院専売の動物フードについて、その特徴と特性を学習。ライフステージ別に最適なフードを選択できる能力を身につけ、また手づくりフードレシピの開発も行います。

しつけ指導論
パピーパーティ、パピークラス、しつけ教室などを展開するのに必要な対人関係スキル、指導スキル、環境管理等を学習します。行動学で学んだ学習理論の臨床応用を理解します。

理学療法実習
動物病院における老齢患畜および内科疾患のリハビリテーション治療に補助者として参加し、実務を経験します。リハビリテーション治療のためのプログラムを立案したり、飼い主に適切な飼養管理を指導できるための経験を積みます。



研究室名称
氏名、職名
（役職名）
所在場所

教員紹介



生産動物看護研究室
菅野美樹夫（すがの みきお）　教授
（獣医保健看護学類長）
D1-301



動物行動生態研究室
郡山 尚紀（こおりやま たかのり）　准教授
D1-202



動物看護研究室
八百坂 紀子（やおさか のりこ）　講師
D1-304



ハードヘルス学ユニット
及川 伸（おいかわ しん）　教授
B1-212



動物集中管理研究室
佐野 忠士（さの ただし）　准教授
D1-201



比較動物薬理研究室
北澤 多喜雄（きたざわ たきお）　教授
D1-303



動物理学療法研究室
椿下 早絵（つばきした さえ）　准教授
D1-203



動物疾病治療研究室
嶋本 良則（しまもと よしのり）　教授
D1-305

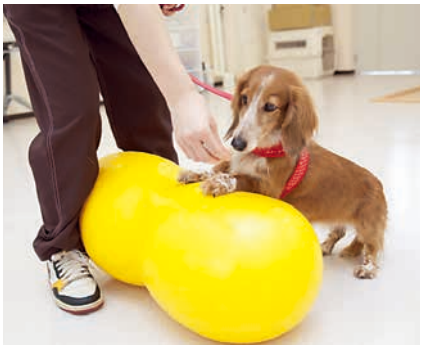


動物生体反応研究室
宮庄 拓（みやしょう たく）　講師
D1–302









学びの流れ

主なカリキュラム　1年次 基盤教育 → 2年次 専門基礎教育 → 3年次以降 専門教育

基盤教育　本学が育成する人材の根幹となる資質を身につけるための教育です。

学生の自主性を促す幅広い学習によって、自ら学び、考え、応用していく力を身につけます。
それは２年次以降の専門教育に進んだ時、そして社会に出た時にも、
柔軟な心をもって何事もあきらめることなく進んでいける力、「人間力」として活かされます。

酪農学園教育

●建学の歴史などについて理解を深め、農場実習や酪農体験から、知識だけでなく体感を交えながら未来まで受け継がれる建学の理念と思想を身に付ける。

導入教育

●諸問題に関心をもち、大学における学びの基本的教養を身に付ける。またグループ単位で作物栽培に関する発表に取り組むことで仲間と協力して実行することができる力を養う。

キャリア教育

●アイデンティティの確立、自己の適性を把握する、求められる人材、就職環境などを把握して将来の進路を展望し、社会に向き合う力を養う。

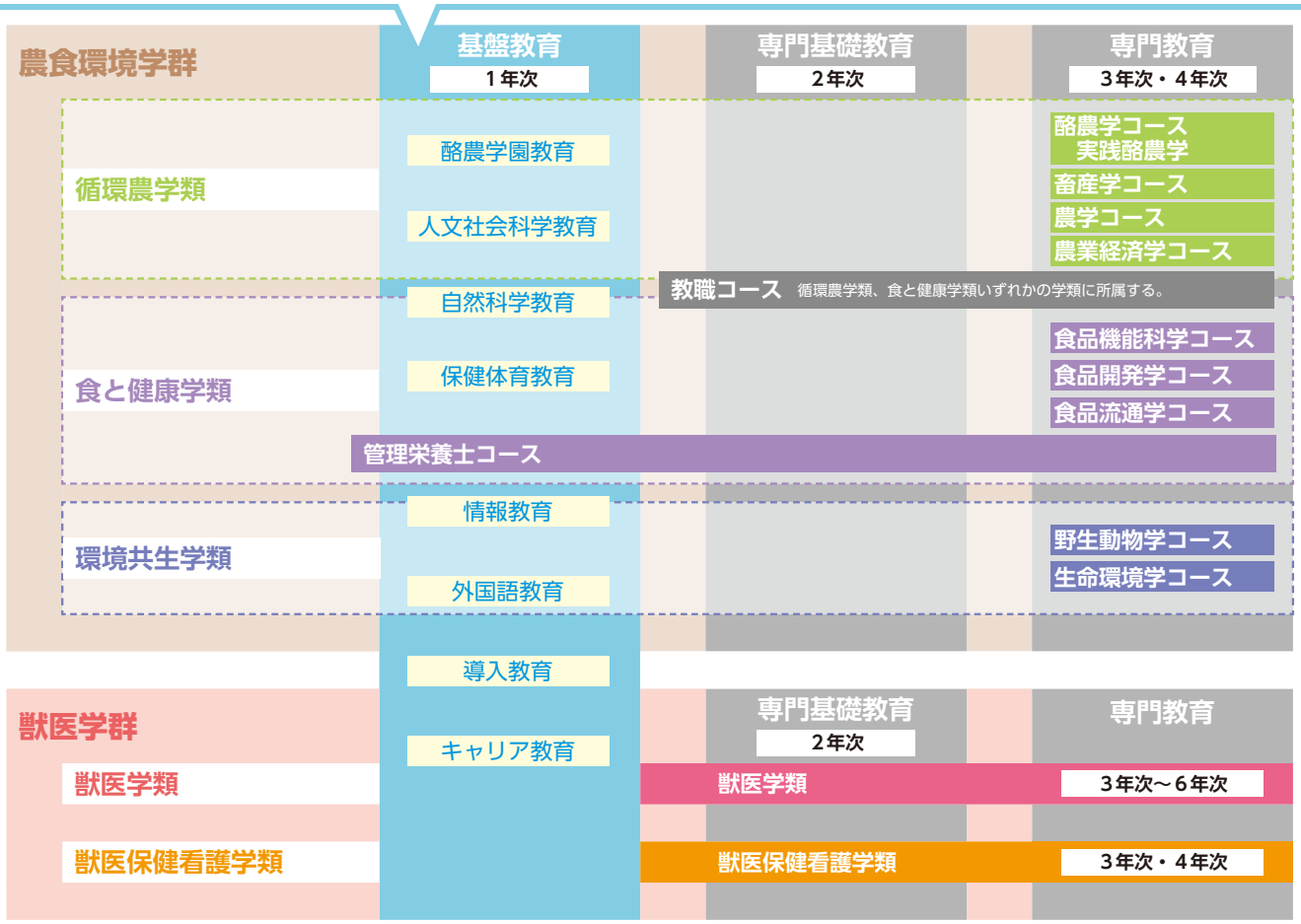
人文社会科学教育

自然科学教育

保健体育教育

情報教育

外国語教育



※：管理栄養士コースは１年次、教職コースは２年次から所属、他コースは３年次から所属する。
※：実践酪農学は、酪農学コースのサブコースで２年次から専門科目を履修する。

05 学則・規程について



酪農学園大学学則…… 102
規　程…… 106
1. 酪農学園大学学生に関する諸規程 …… 106
2. 酪農学園大学編入学に関する規程 …… 106
3. 酪農学園大学転入学に関する規程 …… 107
4. 酪農学園大学再入学に関する規程 …… 107
5. 酪農学園大学転学群転学類に関する規程 …… 107
6. 酪農学園大学学生の留学に関する規程 …… 108
7. 酪農学園大学留学生授業料免除規程 …… 108
8. 酪農学園大学罰則に関する規程 …… 108
9. 酪農学園大学科目等履修生規程 …… 109
10. 酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程 …… 109
11. 酪農学園大学特別科目等履修生規程 …… 110
12. 酪農学園大学研究生規程 …… 110
13. 酪農学園大学授業料等に関する規程 …… 110
14. 酪農学園大学授業料免除規程 …… 112
15. 酪農学園大学大規模災害特別授業料等免除規程 …… 112
16. 酪農学園大学私費外国人留学生授業料免除規程 …… 112
17. 酪農学園大学奨学金貸与規程 …… 113
18. 酪農学園大学特待生規程 …… 113
19. 酪農学園大学学費特待生規程 …… 113
20. 酪農学園大学給付奨学金規程 …… 114
21. 酪農学園大学附属図書館利用規程 …… 114
22. 酪農学園大学構内交通規制に関する規程 …… 115
23. 酪農学園大学個人情報の保護に関する規程 …… 116
24. 酪農学園大学ハラスメント対策規程 …… 117
25. 酪農学園医療互助会会則 …… 119
26. 酪農学園大学学生生活援護会規程 …… 119
27. 学生生活援護会一時給付金に関する規程 …… 120
28. 酪農学園大学三愛金庫貸付金規程 …… 120

学則・規程

酪農学園大学学則

第１章　総則

第１節　目的及び名称
（目的及び名称）
第１条　酪農学園大学（以下「本学」という。）は、キリスト教の精神によって人間教育を行い、酪農の科学と実際並びに高度の学術を教育・研究し、もって神を愛し、人を愛し、土を愛する三愛の精神に徹する有為な社会人及び指導者を養成することを目的とする。
２　農食環境学群は、酪農学園創立の基本精神に基づき，生物資源の循環・再生、食料の生産・加工及び流通・消費並びに食と健康、さらに農業を含めた環境に関する専門分野において、それらが有機的に関連するよう体系づけられた学群であり、農学とその関連科学の教育・研究によりフードシステムの持続的発展と自然環境の保全並びに農食文化の進展に貢献することを目的とする。
(1)　循環農学類は、農業を基礎科学的かつ実践的に探究し、社会における農業の意義を正しく理解し、安全な食料の持続的供給を可能とする資源循環型農業を実現するための幅広い知識と技術を修得した人材を養成する。
(2)　食と健康学類は、本学の基本理念である実学教育を通して、食の生産、加工・製造、流通ならびに健康に関する幅広い知識と技術を修得するとともに、食と健康に関する総合的な判断力を培い、社会に貢献できる人材を養成する。
(3)　環境共生学類は、環境に関する基礎科学の学びと実践的な学びを通して、現象を客観的に解析する技術や知識を修得するとともに、問題解決に向けた総合的な判断力を培い、自然と人が調和・共生する社会の形成に貢献できる人材を養成する。
３　獣医学群は酪農学園創立の基本精神に基づき、獣医学、獣医保健看護学とその関連科学の総合的な教育・研究により、生命・自然を尊ぶ豊かな人間性を育み、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に具体的に貢献するための学群であり、専門知識・技術及び総合的な判断力を有する人材を養成し、国際的視野に立って動物と人の健康保持と食料の安定供給及び環境保全に寄与することを目的とする。
(1)　獣医学類は、獣医学及びその関連分野における高度な知識と技術を修得し、実践的な産業動物、伴侶動物、公衆衛生関連獣医師を育成し、わが国の獣医療や食の安全及び動物の福祉ならびに生命科学における先端的研究を推進できる人材を養成する。
(2)　獣医保健看護学類は、獣医学に関する基礎知識と動物看護学に関する専門知識を修得させ、動物栄養、動物行動及び動物理学療法に関する高度な教育を行い、幅広い獣医保健看護領域の業務を担える人材を養成する。
（自己点検及び評価）
第１条の２　本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
２　前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

第２節　組織
（学群、学系及び収容定員）
第２条　本学に、学校教育法第85条但し書きに定める組織として学群及び学系を置く。
２　前項の学群は、教育上の目的及び機能に応じて組織するものとし、学群には教育上の目的及び機能に応じて、学類を置く。その種類及び定員は、次のとおりとする。
■農食環境学群
●循環農学類
入学定員240名
収容定員960名
●食と健康学類
入学定員160名
収容定員640名
〔内、管理栄養士コース
入学定員　40名
収容定員160名〕
●環境共生学類
入学定員120名
収容定員480名
■獣医学群
●獣医学類
入学定員120名
収容定員720名
●獣医保健看護学類
入学定員　60名
収容定員240名
３　学群に関する規則は、別に定める。
４　第１項の学系は、研究上の目的に応じ、かつ、研究成果を教育展開に有機的に融合させるため組織するものとし、その種類、その他必要な事項は別に定める。
（大　学　院）
第３条　本学に、大学院を置く。
２　前項の大学院に置く研究科は、酪農学研究科及び獣医学研究科とする。
３　大学院に関する規則は、別に定める。
（附属教育研究施設）
第４条　本学に、附属図書館、フィールド教育研究センター、附属動物医療センター及びその他の教育研究施設を置く。
（教育センター）
第４条の２　第１条に定める教育目的に基づく教育計画の企画・立案をし、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等、教育運営全般を統括するため、学長のもとに教育センターを置く。
２　教育センターに関する規程は別に定める。
（事 務 組 織）
第５条　本学の事務を処理するため、必要に応じ事務組織を置く。
２　事務組織に関する規程は、別に定める。

第３節　職員組織
（職 員 組 織）
第６条　本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。
２　前項に規定するもののほか、副学長、学群長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第４節　教授会及び評議会
（教　授　会）
第７条　本学の学群に教授会を置く。
２　教授会は、学群常勤の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。
３　教授会は、次の事項に関して審議し、学長に意見を述べるものとする。
(1)　学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
(2)　学位の授与に関する事項
(3)　教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
４　教授会は、学長及び学群長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学群長の求めに応じ、意見を述べることができる。
５　教授会に関する規程は、別に定める。
（評　議　会）
第８条　本学に評議会を置く。
２　評議会は、学長、学群長、大学院研究科長、学類長及び役職者をもって構成する。
３　評議会は、次の事項に関して審議し、学長に意見を述べるものとする。
(1)　学群、学類の設置、廃止又は変更に関する事項
(2)　学則その他の重要な規則、規程の制定又は改廃に関する事項
(3)　教育・研究・事業計画等に関する事項
(4)　教員の資格審査に関する事項
(5)　教学の基本方針及び学群教育の調整に関する事項
(6)　全学的機関及び学群間の調整に関する事項
(7)　学生の厚生補導又は賞罰の基準及びその運用等に関する事項
(8)　学長が必要と認めた事項
４　評議会に関する規程は、別に定める。

第５節　学年、学期、授業期間及び休業日
（学　　年）
第９条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
（学　　期）
第10条　学年は、次の２学期に分ける。
前学期　４月１日から９月30日まで
後学期　10月１日から翌年３月31日まで
２　学長が必要と認めたときは、前項の学期期間を変更することができる。
（授 業 期 間）
第11条　１年間の授業を行う期間は、定期試験その他学校行事を含め、35週にわたることを原則とする。
（休　業　日）
第12条　休業日は、次のとおりとする。
(1)　日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3)　本学の開学記念日　７月11日
(4)　春季休業　３月１日から４月10日まで
(5)　夏季休業　８月７日から９月６日まで
(6)　冬季休業　12月21日から翌年１月14日まで
２　必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
３　第１項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
４　学長は、休業日に授業を課すことができる。

第２章　学群通則

第１節　修業年限及び在学年限
（修 業 年 限）
第13条　学群の修業年限は、４年とする。ただし、獣医学群獣医学類の修業年限は、６年とする。
（在 学 年 限）
第14条　学生は、修業年限の２倍を超えて在学することができない。なお、第20条第１項の規定により入学した学生は、同条第２項により定められた修業年限の２倍を超えて在学することができない。
２　獣医学群獣医学類においては、同一学年の在学年数を３年以内とし、３年を超えて同一学年に在学することができない。

第２節　入学
（入学の時期）
第15条　入学の時期は、学年の始めとする。但し、教育上支障がないときは、後学期の始めとすることができる。
（入 学 資 格）
第16条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1)　高等学校を卒業した者
(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(3)　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5)　文部科学大臣の指定した者
(6)　高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省第１号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
(7)　その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
（入学の出願）
第17条　本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
（入学者の選考）
第18条　前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。
（入学手続及び入学許可）
第19条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金等を納付しなければならない。
２　学長は、前項に定める入学手続を完了した者に入学を許可する。
（編入学、転入学及び再入学）
第20条　本学に他大学等から編入学、転入学を志願する者、又は本学を正当な理由で退学あるいは授業料等の未納により除籍となった者で成業の見込みがあり再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
２　前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限については、教授会の議を経て、学長が決定する。
３　編入学、転入学及び再入学に関する規程は、別に定める。

第３節　教育課程及び履修方法等
（教育課程の編成）
第21条　本学の教育課程は、別表第１－１、別表第１－２－１、別表第１－２－２、別表第１－３、別表第１－４、別表第１－５のとおりとする。
（授業の方法）
第21条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
３　前項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
４　学長が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第１項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所(外国を含む)で行うことができる。
（単位計算方法）
第22条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
(1)　講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって１単位とする
(2)　実験、実習及び体育実技については、30時間又は45時間の授業をもって１単位とする
２　前項の規定にかかわらず､卒業論文、卒業研究等の学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
（単位の授与）
第23条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
（卒業に要する修得単位数）
第24条　本学を卒業するためには、別表第２に定めるところにより、単位を修得しなければならない。
（他学群他学類の授業の履修）
第25条　学生は、他学群又は同一学群の他学類に配当された授業科目を履修し、単位を修得することができる。
２　前項で修得した他学群他学類の単位は、卒業必要単位数に算入することができる。
３　他学群他学類の授業科目の履修に関する規程は、別に定める。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第26条　本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。
３　前二項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合は、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び次条の２第２項並びに第26条の３第３項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
４　他の大学等の授業科目の履修に関する規程は、別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）
第26条の２　本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
２　前項により与えることができる単位数は、前条第２項及び次条の３第３項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位等の認定）
第26条の３　本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条の２第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
３　前二項により修得したものとみなし、又与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第26条第２項及び前条の２第３項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
（教育職員免許状の授与の所要資格取得）
第27条　教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。
２　本学において取得できる教育職員免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。
■農食環境学群
●循環農学類
中学校教諭１種免許状
理科、社会
高等学校教諭１種免許状
理科、公民、農業
●食と健康学類
中学校教諭１種免許状
理科、社会
高等学校教諭１種免許状
理科、公民、農業
●環境共生学類
中学校教諭１種免許状　理科
高等学校教諭１種免許状
理科
３　教育職員免許状の資格取得に関する規程は、別に定める。
（獣医師国家試験受験資格の取得）
第27条の２　獣医師国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、獣医師法及び獣医師法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。
（食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得）
第27条の３　食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、別表第３に定める科目の単位を修得しなければならない。
（栄養士免許の授与の所要資格及び管理栄養士国家試験受験資格の取得）
第27条の４　栄養士の免許授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、栄養士法及び栄養士法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。
２　管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、栄養士法及び栄養士法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。
（成　　績）
第28条　授業科目の試験の成績は、百点法をもってし、60点以上を合格とする。その成績は、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの５種の評語をもって表し、Ｄを不合格とする。
２　履修規程に別に定めた授業科目は前項によらず、Ｐを合格、Ｆを不合格とすることができる。
（そ　の　他）
第29条　この節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、履修規程その他別に定める。

第４節　休学、復学、転学群転学類、転学、留学、退学及び除籍
（休　　学）
第30条　疾病その他特別の理由により２か月を超えて修学できない者は、学群長に願い出て、学長の許可を得て休学することができる。
２　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。
３　疾病のため休学しようとする者は、休学願に医師の診断書を添付することとする。
（休 学 期 間）
第31条　休学期間は、１年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。
２　休学期間は、通算して４年を超えることができない。
３　休学期間は、第14条に規定する在学年限に算入しない。
（復　　学）
第32条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、学群長に願い出て、学長の許可を得て復学することができる。
（転学群転学類）
第33条　本学の学生が所属する学群学類から他の学群学類へ移ろうとする者又は同一学群で所属する学類を変更しようとする者については、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、学長が転学群転学類を許可することがある。
２　前項の規定により、転学群転学類を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。
３　転学群転学類に関する規程は、別に定める。
（転　　学）
第33条の２　他の大学又は短期大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学群長に願い出て、学長の許可を得なければならない。
２　本学に学籍を有する者は、他の大学又は短期大学に在籍することができない。
（留　　学）
第34条　外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学群長に願い出て、学長の許可を得て留学することができる。
２　前項の許可を得て留学した期間は、第13条及び第14条に規定する修業年限及び在学年限に含めることができる。
（退　　学）
第35条　退学しようとする者は、学群長に願い出て、学長の許可を得なければならない。
（除　　籍）
第36条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍を決定する。
(1)　授業料その他の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
(2)　第14条第１項及び第２項に定める在学年限を超えた者
(3)　第31条第２項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
(4)　１年以上にわたり行方不明者

第５節　卒業及び学位
（卒　　業）
第37条　第13条に規定する修業年限（第20条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第24条及び履修規程に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
２　学長は、卒業を認定した者に対して学位記を授与する。
（学位の授与）
第38条　本学を卒業した者には、次の区分に従い学位を授与する。
■農食環境学群
●循環農学類
学士（農学）の学位
●食と健康学類
学士（食品学）の学位
●環境共生学類
学士（環境学）の学位
■獣医学群
●獣医学類
学士（獣医学）の学位
●獣医保健看護学類
学士（獣医保健看護学）の学位

第６節　賞罰
（表　　彰）
第39条　学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。
（懲　　戒）
第40条　学生で次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が懲戒を決定する。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められた
(2)　学業を怠り成業の見込みがないと認められた者
(3)　正当な理由なくして出席常でない者
(4)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
2　懲戒はその情状によって、譴責、謹慎、受験停止、停学及び退学の５種とする。

第７節　学生寮及び保健施設
（学生寮及び保健施設）
第41条　本学に、学生寮、学生相談室及び医務室を置く。
2　前項に関する規則は、別に定める。

第８節　委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生
（委　託　生）
第42条　公共団体、外国政府及びその他の機関より、本学において特定の授業科目についての学修及び特定の課題についての研究を行うことを目的として当該職員を委託されたときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、委託生として学長が入学を許可することがある。
2　委託生は、学期毎に許可する。
（科目等履修生）
第43条　本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可することがある。
2　科目等履修生に関する規程は、別に定める。
（特別科目等履修生）
第44条　他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別科目等履修生として学長が入学を許可することがある。
2　特別科目等履修生に関する規程は、別に定める。
（研　究　生）
第45条　本学において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として学長が入学を許可することがある。
2　研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
3　研究期間は、１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
4　研究生に関する規程は、別に定める。
（委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生に対する規定の準用）
第46条　委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生には、本節に規定するもののほか、第13条、第14条、第24条、第37条及び第38条を除き、本学則を準用する。
（外国人留学生）
第47条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。
2　外国人留学生には、本学則を適用する。
3　外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第９節　授業料等
（入学検定料、入学金及び授業料等）
第48条　入学検定料は、学群・学類にかかわらず次のとおりとする。
入学検定料　30,000円
2　入学金及び授業料等の年額は、次のとおりとする。

■農食環境学群
●循環農学類

入　学　金	200,000円
授　業　料	890,000円
実験実習料	100,000円
施設設備費	250,000円

●食と健康学類

入　学　金	200,000円
授　業　料	890,000円
実験実習料	100,000円
施設設備費	250,000円

■環境共生学類

入　学　金	200,000円
授　業　料	890,000円
実験実習料	100,000円
施設設備費	250,000円

■獣医学群
●獣医学類

入　学　金	300,000円
授　業　料	1,710,000円
実験実習料	140,000円
施設設備費	340,000円

●獣医保健看護学類

入　学　金	200,000円
授　業　料	920,000円
実験実習料	130,000円
施設設備費	270,000円

3　前項に定める授業料等は毎年度納付するものとする。ただし、入学検定料は入学出願時に、入学金は入学手続き時に納付するものとする。
4　第1項の規定にかかわらず、第三者が実施する外部試験の結果を利用する場合の入学検定料については、別に定める。
（その他の費用）
第49条　その他学生の負担すべき額は、別に定める。
（授業料等の納付）
第50条　授業料等は、年額を２期に分けて、毎学期開始後２週間以内に納付しなければならない。
（復学の場合の授業料等）
第51条　学期の中途において復学した者は、当該学期分の授業料等を復学した月に納付しなければならない。
（退学、除籍及び停学の場合の授業料等）
第52条　学期の中途で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は、徴収する。
2　停学期間中の授業料等は、徴収する。
（休学の場合の授業料等）
第53条　休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学期間が１学期以上にわたる場合は、その学期分の授業料等を免除する。
（授業料の免除及び徴収の猶予）
第54条　経済事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。
2　授業料の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。
（委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の授業料等）
第55条　委託生、科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生の検定料及び授業料等の額については、別に定める。
（納付した授業料等）
第56条　納付した授業料等は、返付しない。

第10節　公開講座
（公開講座）
第57条　本学は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することがある。
2　公開講座の開設については、別に定める。

第11節　名誉教授
（名 誉 教 授）
第58条　本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の３の規定に基づき酪農学園大学名誉教授の称号を授与することがある。
2　名誉教授の称号授与に関する規程は、別に定める。

第12節　改　廃
（改　　廃）
第59条　この学則の改廃は、理事会が決定する。

附則省略
附　則
1　この学則は、2020（令和２）年４月１日から施行する。
2　学則第48条第２項の規定は、2020（令和２）年度入学者から適用し、2019（平成31）年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

規程

1. 酪農学園大学学生に関する諸規程

第１節　学生生活一般
（規　　範）
第１条　酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生は、本学の教育方針を十分理解し、広い教養と深い学識とを修め、信頼するに足る人格を養成し、かつ、身体の錬磨につとめ、学校の内外を問わず責任ある言動をとること。
（服　　装）
第２条　本学の服装については、別にこれを定めないが、学生らしくあることを第一義とし、華美に流れず粗野に失しないように注意しなければならない。
（喫　　煙）
第３条　学園敷地内は、全面禁煙とする。

第２節　学生証
（学　生　証）
第４条　学生証は、本学学生の身分を証明するものである。
（交　　付）
第５条　学生は、入学時に教育センター学生支援課にて学生証の交付を受ける。
（受　　領）
第６条　学生証は、入学時に学校に対する義務を果たした後、受取るものとする。
（携　　帯）
第７条　学生証は、登学の際に必ず携帯しなければならない。
第８条　学生証は、他人に貸したり、譲渡したりしてはいけない。
第９条　学生証は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員に請求された時には、何時でも提示しなければならない。
（紛　　失）
第10条　学生証紛失の時は、直ちに教育センター学生支援課に届け出て所定の手続きを経て再交付を受ける。この際紛失した学生証は無効となる。
（返　　還）
第11条　学生証は、有効期間を経過した時、あるいは卒業、退学及び除籍の場合は、直ちに教育センター学生支援課に返さなければならない。

第３節　身分申告
（生 活 記 録）
第12条　新入生は、入学時に学生生活記録の記入をし、提出するものとする。
（異　動　届）
第13条　学生は改姓、住所変更、その他・身上に異動のあった場合、その都度教育センター学生支援課に届け出るものとする。
（保　証　人）
第14条　保証人並びに保証人住所変更のあった場合は、直ちに教育センター教務課に届け出るものとする。

第４節　課外活動
（団体設立届）
第15条　学生の学内における諸種のクラブや同好会（以下「団体」という。）を設立しようとする時は、責任者は所定の設立趣旨書を学生支援担当部長に届け出なければならない。
（顧問・部長）
第16条　学生の学内における団体には、教職員の顧問又は部長を置くことを原則とする。
（事 業 報 告）
第17条　団体の責任者は少なくとも年１回、その事業、会計、団体加入者名等を学生支援担当部長に報告しなければならない。
（勧　　告）
第18条　学生の団体活動が教育目的に悖るとみなされた場合は、当該活動に対し勧告することがある。

第５節　集会
（集 会 届 出）
第19条　学生は学内において集会を催さんとする時は、その責任者を定め所定の用紙に集会の目的、期日、会場等を明記し、教育センター学生支援課に届け出なければならない。
（使 用 承 認）
第20条　集会のため校舎を使用する場合は、事前に教育センター教務課の確認を得て、事務局施設課の承認を得なければならない。

第６節　掲示、その他
（掲　示　板）
第21条　学生が行う掲示は原則として、学生掲示板を使用するものとする。
（掲示許可等）
第22条　掲示をする場合には、責任者が掲示文の内容を教育センター学生支援課に届け出て掲示許可の認可、場所、掲示期間の指示を受けなければならない。
第23条　掲示板への掲示の他、立看板その他の方法によって掲示する場合にも、前条と同様の許可を得なければならない。
（掲示・撤去）
第24条　第22条、第23条の規定に違反した掲示は撤去する。
（印刷物等の届出）
第25条　団体又は個人が学内において印刷物の配付、デモンストレーション及び拡声器等の高音を伴う行為をする時は、教育センター学生支援課に届け出なければならない。

第７節　学外活動
（学外活動届出）
第26条　団体が学外において、次の活動をする時は、教育センター学生支援課に届け出なければならない。
(1)　本大学名を使用して活動する時。
(2)　本大学名を使ってポスター、パンフレット、新聞を掲示又は配付する時。

第８節　雑則
（改　　廃）
第27条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2018（平成30）年10月１日から施行する。

2. 酪農学園大学編入学に関する規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学学則第20条第３項の規定に基づき、編入学に関する必要な事項を定める。
（編入学基準）
第２条　編入学をすることのできる者は、次の各項の編入学基準を満たしている者とする。
１　２年次に編入学できる学類及び基準は、次のとおりとする。
(1)　農食環境学群
循環農学類
食と健康学類（管理栄養士コースを除く）
環境共生学類
獣医学群
獣医保健看護学類
①　他の大学（短期大学を除く。）に１年以上在学し、合計31単位以上修得した者。
２　３年次に編入学できる学類及び基準は、次の各号の一に該当する者とする。
(1)　農食環境学群
循環農学類
食と健康学類
環境共生学類
獣医学群
獣医保健看護学類
①　学士の学位を有する者。
②　短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立教諭養成所を卒業した者。
③　食と健康学類管理栄養士コースにおいては、栄養士養成施設の指定を受けた短期大学又は専門学校を卒業し、栄養士免許を取得した者。
④　他の大学（短期大学を除く。）に２年以上在学し、62単位以上修得した者。
⑤　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令11号）附則第７条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者。
⑥　外国において、学校教育における14年の課程を修了した者。
⑦　専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準（修業年限が２年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること。）を満たすものを修了した者。
⑧　短期大学の専攻科を修了し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。
⑨　高等専門学校の専攻科を修了し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。
⑩　その他相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。
（時　　期）
第３条　編入学の時期は、学年の始めとする。
（出　　願）
第４条　編入学を希望する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日まで学長に願い出なければならない。
（選　　考）
第５条　選考は、所定の書類と論文及び面接により総合的に審査し、教授会の議を経て、学長が決定する。
（入学手続き及び許可）
第６条　選考に合格した者は、指定の期日までに定められた編入学に必要な手続きをとらなければならない。
２　学長は、前項に定める手続きを完了した者に編入学を許可する。
（単位の認定）
第７条　前大学等で修得した授業科目及び単位については、本学の授業科目及び単位の振替換算取扱要領に定めるところにより、単位を認定する。
（改　　廃）
第８条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。
（雑　　則）
第９条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則省略

附　則

この規程は、2017（平成29）年４月１日から施行する。

3. 酪農学園大学転入学に関する規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学学則第20条第３項の規定に基づき、転入学に関する必要な事項を定める。
（出 願 資 格）
第２条　転入学を出願できる者は、他大学の同種の学部学科に1年以上在学中（又は見込み）の者とする。
（時　　期）
第３条　転入学を希望する者の転入学の時期は、学年の始めとする。
（入 学 年 次）
第４条　転入学の年次は、２年次又は３年次に入学するものとし、既修得単位数を勘案して教授会で審議の後、学長が決定する。
（出　　願）
第５条　転入学を希望する者は、指定の期日までに所定の書類に転入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。
（選　　考）
第６条　選考は、所定の書類と論文及び面接により総合的に審査し、教授会の議を経て、学長が決定する。
（手続及び許可）
第７条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに授業料等を納付し、転入学に必要な手続きをしなければならない。
２　学長は、前項に定める入学手続きを完了した者に転入学を許可する。
（単位の認定）
第８条　転入学者の既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学長が決定する。
（修 業 年 限）
第９条　修業年限の取り扱いは、編入学者に準ずるものとする。
（改　　廃）
第10条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附　則

この規程は、2016（平成28）年12月８日から施行する。

4. 酪農学園大学再入学に関する規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学学則第20条第３項の規定に基づき、再入学に関する必要な事項を定める。
（出 願 資 格）
第２条　再入学の出願資格を有する者は、次に掲げる者で、退学または除籍となった年度の３月31日から原則３年以内であること及び再入学後成業の見込みがある者とする。
（1）　酪農学園大学学則第35条により退学した者（依願退学者）
（2）　酪農学園大学学則第36条第１号により除籍となった者（授業料等未納による除籍者）
２　再入学の出願資格を有しない者は、次に掲げる者とする。
（1）　酪農学園大学学則第40条により退学した者（懲戒による退学処分者）
（2）　酪農学園大学学則第36条第２号により除籍となった者（在学年限を越えた者）
（3）　本規程に基づき再入学した後、退学または除籍された者
（時　　期）
第３条　再入学を希望する者の再入学の時期は、学年の始めとする。
（所属及び年時）
第４条　再入学する学部学科（学群学類）は、原則として、再入学を希望する者が退学及び除籍となる以前に所属していた学部学科（学群学類）とする。
２　再入学する年次は、原則として、再入学を希望する学生が退学となる以前の年次とする。但し、退学時に当該年次を修了している場合、その再入学の年次は、修了年次の次の年次とする。また、除籍となった者が再入学する場合の年次は、除籍の当該年次とする。
（出　　願）
第５条　再入学を希望する者は、再入学をしようとする前年度の２月末日までに次の各号に定める書類に再入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。
（1）　再入学願（本学所定のもの）
（2）　健康診断書
（3）　再入学検定料　30,000円
（選　　考）
第６条　選考は、評議会の議を経て、学長が決定する。
（手続及び許可）
第７条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに授業料等を納付し、再入学に必要な手続きをしなければならない。
２　学長は、前項に定める入学手続きを完了した者に再入学を許可する。
３　許可日は、原則として４月１日付けをもって行う。
（単位の認定）
第８条　再入学した者が既に履修した授業科目及び修得単位数は、再入学した時の「授業科目履修年次配当表」に照らして読み替え、卒業の要件となる単位に含めることができる。但し、既に履修した科目の全部または一部を再び履修させることがある。
２　前項の認定は、評議会の議を経て、学長が決定する。
（修 業 年 限）
第９条　再入学した者の修業年限は、各学科（各学類）に定められた修業年限の残りの年限とし、在学年限は、前在学年数を加えて８年とする。但し、獣医学科（獣医学類）は12年とする。
（改　　廃）
第10条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

5. 酪農学園大学転学群転学類に関する規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学学則第33条第３項の規定に基づき転学群転学類（以下「転学類」という。）に関する事項を定める。
（学類及び年次）
第２条　転学類することのできる者は、次の各号に定める基準を満たしているものとする。
（1）　農食環境学群の各学類及び獣医学群獣医保健看護学類から転学類する場合は、以下のとおりとする。

年次	２年次への転学類	３年次への転学類
転学群・転学類先	農食環境学群　循環農学類 食と健康学類 （管理栄養士コース除く） 環境共生学類	
	獣医学群	獣医学類（２年次のみ） 獣医保健看護学類（２年次のみ）
受験資格	１年次終了時において転学類前の学類の進級要件を満たし、かつ転学先の進級要件を満たす者（いずれも見込含む）。	２年次終了時において転学類前の学類の進級要件を満たし、かつ転学先の進級要件を満たす者（いずれも見込含む）。
その他	同一年次および下級年次への転学類は出来ない。	

（2）　獣医学群獣医学類から転学類する場合は、以下のとおりとする。

年次	２年次への転学類	３年次への転学類
転学群・転学類先	農食環境学群　循環農学類 食と健康学類 （管理栄養士コース除く） 環境共生学類	
	獣医学群	獣医保健看護学類
受験資格	獣医学類の１年次終了時において進級要件を満たし、かつ転学先の進級要件を満たす者（いずれも見込含む）。	獣医学類の２年次終了時において転学先の学類の卒業に必要な単位数の２分の１以上修得した者（見込含む）。	獣医学類の３年次又は４年次に在籍し、転学先の学類の卒業に必要な単位数の２分の１以上修得した者（見込含む）。
その他	獣医学類１年次終了時を除き２年次への転学類は出来ない。転学前の単位修得状況により転学後学類の修業年限内に卒業出来ない場合がある。		

２　一度、転学類を許可された者及び前年度に遡っての資格による出願はできない。ただし、獣医学類においては３年次及び４年次終了時において前項第２号に定められた基準を満たしている者に対しては３年次転学類の出願を認める。
（時　　期）
第３条　転学類の時期は、学年の始めとする。
（年　　次）
第４条　転学類の年次は、２年次又は３年次とする。
（出 願 手 続）
第５条　転学類を希望する者は、所定の書類に検定料を添えて、指定の期日までに学長に願い出なければならない。
（1）　転学類願書（理由書及び学生担当教員の所見を添付）
（2）　学業成績証明書
（選　　考）
第６条　選考は、所定の書類と筆記試験及び面接により総合的に審査し、評議会の議を経て、学長が決定する。
（手続及び許可）
第７条　選考に合格した者は、指定の期日までに定められた転学類に必要な手続をとらなければならない。
２　学長は、前項に定める手続きを完了した者に転学類を許可する。
（単位の認定）
第８条　転学類以前に修得した授業科目及び単位数は、全て転学類した学類の単位として認定する。
２　前項にかかわらず当該学類の単位として適当と認められないものについては、卒業必要単位数に算入しない。
３　前２項の単位認定は、当該学類が行う。
（修業年限及び在学年限）
第９条　転学類を許可された者の修業年限及び在学年限は、転学類前の在学期間も含めて学則第13条及び第14条の規定による。
（改　　廃）
第10条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。
（雑　　則）
第11条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則省略

附　則

この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

6. 酪農学園大学学生の留学に関する規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学学則第26条及び第34条の規定に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生の留学について必要な事項を定めるものとする。
（定　　義）
第２条　この規程に定める留学とは、学群教授会の許可を得て、外国の大学等で本学における１学期相当期間又は１年在学し、学修することをいう。
２　留学の種類は、次のとおりとする。
(1)「協定留学」とは、本学と協定を締結した大学への留学をいう。
(2)「認定留学」とは、前号以外の大学への留学をいう。
(3)「休学留学」とは、修学等の理由により、学籍上休学したうえで、第１号又は第２号の大学へ留学することをいう。
（外国の大学等）
第３条　外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。
（留 学 資 格）
第４条　留学の資格は、修学状況が良好であり、受入期間の指定する当該外国語能力の基準等を満たしていなければならない。
（留学に必要な手続き）
第５条　留学を希望する者は、所定の留学願を当該学群の学群長に提出しなければならない。
２　前項の留学願には、原則として、受入機関の入学又は聴講等の許可書を添えなければならない。
（留 学 許 可）
第６条　留学の許可は、学群長に願い出て、学長の許可を得る。
（留学期間等）
第７条　留学の期間は、原則として１年以内とする。
２　協定留学並びに認定留学の場合、前項の期間を修業年限に算入する。
（留 学 費 用）
第８条　留学の費用は、すべて学生の負担とする。
（留学期間中の授業料等）
第９条　留学期間中の本学の授業料等は、納付しなければならない。ただし、実験実習料は免除する。
２　前項の規定に係らず、学業及び人物に優れた者の場合、留学期間中の授業料の全額又はその一部を免除することがある。
３　前項の免除に関する必要な事項は、別に定める。
４　休学留学については、前３項は適用しない。
（留 学 報 告）
第10条　学生は、次の書類を帰国の日から１か月以内に学群長に提出するものとする。
(1)　留学に関する報告書
(2)　留学中の学業成績証明書
（単 位 認 定）
第11条　留学中に修得した授業科目並びに単位の認定については、学群教授会の議を経て、学長が決定する。
２　前項により認定された単位数は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとする。
（卒業の延期）
第12条　留学期間中に卒業の要件を満たす者が引き続き在学を希望する場合には、本学における卒業を１学期間延期することができる。
（留学許可の取消し等）
第13条　留学先での修学状況が不良若しくは留学を不適当と認める事由がある場合は、学群教授会の議を経て、学長が留学を取消す。
２　前項により、留学許可が取り消された場合は、当該留学期間は修学年限に算入しない。
（雑　　則）
第14条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
（改　　廃）
第15条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

１　この規程は、2020年４月１日から施行する。
２　第９条第１項の規定は、2020年度入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

7. 酪農学園大学留学生授業料免除規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学学生の留学に関する規程（以下「留学規程」という。）の適用を受け、酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生で、学業および人物に優れている者が外国の大学等に留学する場合の留学期間中の授業料免除の取り扱いについて定めることを目的とする。
（授業料免除額）
第２条　授業料の免除額は、留学種別並びに学業成績によって、次の各号のとおりとする。
(1)　留学規程第２条第２項第１号による留学（協定留学）は、次のとおりとする。
ア　留学前の通算ＧＰＡが3.1以上で人物に優れている者は、授業料の全額を免除する。
イ　留学前の通算ＧＰＡが2.8以上3.1未満で人物に優れている者は、授業料の３分の２を免除する。ただし、千円未満の額は切り下げる。
ウ　留学前の通算ＧＰＡが2.5以上2.8未満で人物に優れている者は、授業料の半額を免除する。
(2)　留学規程第2条第2項第2号による留学（認定留学）は、前項に定める免除額の半額を免除する。
２　前項の免除対象者は他の授業料減免措置との重複適用を受けることができ、その場合、免除額の算出は他の授業料減免措置後の授業料で算出するものとする。
（申　　請）
第３条　授業料免除を申請する者は、次の各号の書類を社会連携センター国際交流課（以下「国際交流課」という。）に提出しなければならない。
(1)　授業料免除申請書
(2)　学業成績証明書
(3)　その他、本学が必要とする証明書
（提 出 期 限）
第４条　授業料免除関係書類は、原則として前学期においては４月30日まで、後学期においては10月15日までに提出しなければならない。
（免 除 期 間）
第５条　授業料免除期間は最大１年までとし、以降の留学期間は授業料の免除は行わない。
（審　　議）
第６条　留学生授業料免除に関する事項の審議は、社会連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）で行う。
（選　　考）
第７条　授業料免除学生の選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。
２　選考に関する必要な事項は、別に定める。
（決 定 通 知）
第８条　授業料免除学生は、評議会の議を経て学長が決定し、学資負担者及び学生に通知する。
（授業料免除の取消）
第９条　授業料免除学生が次の各号の一に該当した場合は、授業料免除を取消し、当該期分の授業料を徴収する。
(1)　酪農学園大学学則第40条に規定する各号の一に該当する場合。
(2)　留学許可が取消された場合。
(3)　留学期間中の修得単位が１学期２科目、１年間４科目に満たない場合。
（事　務　局）
第10条　留学生授業料免除に関する取扱事務は、国際交流課で行う。
（改　　廃）
第11条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2020年４月１日から施行する。

8. 酪農学園大学罰則に関する規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学学則第40条に基づき、罰則に関して必要な事項を定める。
（処分の対象）
第２条　学生が学内・学外において以下の行為を行った場合は処分の対象とする。
(1)　他人の身体に傷害を与える行為
(2)　他人のものを盗み取る行為
(3)　他人を脅迫する行為
(4)　飲酒を強要する行為
(5)　著しく車輌交通安全意識に欠ける行為
(6)　学内自主規制に反する行為
(7)　身分を偽る行為
(8)　その他、学生の本分に反する行為
２　試験に関する不正行為については別に定める。
３　処分期間中にその効果が認められない場合は再度処分の対象とする。
（処理の方法）
第３条　教育センター学生支援課は本人から事情聴取し、必要があれば関係者に事情を聞くと共に、事実確認を行い学生担当教員と共に処分原案を作成し、教授会の議を経て、学長が処分を決定する。処分対象の学生には処分決定までの間、直ちに謹慎生活を行わせる。
２　試験に関する不正行為については別に定める。
（処分の内容）
第４条　処分の対象が第２条第１項及び第３項に該当する場合は、学外における社会的制裁の有無にかかわらず教育的見地から以下の処分を行う。
(1)　学群長譴責
(2)　学長譴責

(3) 停学
(4) 諭旨退学
(5) 退学
2 停学は有期（14日以上60日未満）または無期（60日以上）とし、その期間は在学期間に算入する。
3 再処分の場合は停学、論旨退学、退学とする。
4 試験に関する不正行為については別に定める。
（公示・通知）
第５条 当該学生の氏名および学籍番号を除き、当該学生の所属、処分対象および処分の期間については一定の大きさで一定の場所に掲示することで公表する。但し、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響等を勘案し別途取扱いをすることがある。
2 保証人に対し処分内容を文書により通知する。
3 掲示期間は、処分決定の日から14日間とする。
（停学中の指導）
第６条 停学中の学生は学生担当教員の指導に従う。原則として当該学生は現住所に留まり授業への出席ならびに受験、課外活動、アルバイトは禁止される。
（処分期間の終了）
第７条 無期停学処分の解除については、教授会の議を経て、学長が決定する。
（事務所管）
第８条 罰則に関する取り扱い事務は、教育センター学生支援課が行う。
（改　　廃）
第９条 この規程の改廃は、学生支援委員会で審議し、評議会の議を経て、学長が決定する。
附則省略
附　則
この規程は、2018（平成30）年10月１日から施行する。

9. 酪農学園大学科目等履修生規程

（目　　的）
第１条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第43条第２項の規定に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。
（資　　格）
第２条 科目等履修生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 高等学校を卒業した者
(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5) 文部科学大臣の指定した者
(6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
(7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
2 教育職員免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
(2) 教育職員免許法附則第９項の表の定める基礎資格を有し、教育職員免許状（農業実習）の取得を希望する者
（受入れ時期）
第３条 科目等履修生の受入れ時期は、４月１日及び10月１日とする。
（出 願 手 続）
第４条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に第８条に定める検定料を添えて願い出なければならない。
(1) 科目等履修生志願書（本学所定）
(2) 履歴書（本学所定）
(3) 最終学校の卒業証明書
(4) 最終学校の成績証明書
(5) 現職証明書
(6) 写真２枚（正面上半身脱帽、最近３ヵ月以内に撮影したもの）
(7) 健康診断書（最近３ヵ月以内に発行されたもの）
2 教職に関する授業科目を履修しようとする者は、前項各号の書類のほか、学力に関する証明書（教職課程）を添付すること。
（選　　考）
第５条 前条の出願者の選考については、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。
（手続及び許可）
第６条 前条により合格通知を受けた者は、指定の期日までに次の書類を提出するとともに、第８条に定める入学金及び科目等履修料を納付しなければならない。
(1) 誓約書
(2) その他本学の指定する書類
2 学長は、前項の手続きを完了した者について入学を許可する。
（期　　間）
第７条 科目等履修生の履修期間は、年度内の当該授業科目の開講期間とする。
（検定料、入学金、科目等履修料）
第８条 検定料及び入学金、科目等履修料は、次のとおりとする。
検定料　10,000円
入学金　30,000円
（ただし、本学卒業生は免除とする。外国人留学生は半額とする。）
科目等履修料
講義　10,000円（1単位につき）
演習　16,000円（1単位につき）
実験・実習　24,000円（1単位につき）
教育実習　30,000円
2 継続して科目等履修をする場合は、入学金を免除する。
3 納付した検定料、入学金、科目等履修料は、返還しない。
4 他機関との交流協定等による受入れでは、検定料、入学金、科目等履修料を別途定める。
（履 修 制 限）
第９条 履修をしようとする科目において、本学学生の教育に支障をきたす場合には、その履修を制限することがある。
（履修できる単位数）
第10条 履修できる単位数は、１年を通して30単位以内とする。ただし、１学期のみの場合は、15単位以内とする。
（単位の授与）
第11条 科目等履修生は、履修した科目の試験を受けることができ、試験に合格したときは所定の単位を与える。
2 前項により単位を認定した場合、単位修得証明書を交付する。
（諸証明書の交付）
第12条 科目等履修生には、身分証明書を交付する。
2 本人の請求により科目等履修生証明書を交付する。
（科目等履修生身分の取消）
第13条 科目等履修生が申し出たとき、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が科目等履修生としての身分を取り消す。
（準 用 規 程）
第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関して本学学則を準用する。
（改　　廃）
第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。
附則省略
附　則
この規程は、2015（平成27）年４月１日から施行する。

10. 酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程

（目　　的）
第１条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第27条及び酪農学園大学大学院学則第21条に基づき、教育職員免許状の取得及び教育職員免許状授与の所要資格を得させるための授業科目（以下「教職課程に関する科目」という。）に関して必要な事項を定める。
（履 修 資 格）
第２条 教職課程に関する科目を履修できる者は、本学の学生及び大学院生並びに大学学則第43条及び大学院学則第29条に基づき許可された科目等履修生とする。
（履修の手続き）
第３条 教職課程に関する科目を履修しようとする者は、定められた期間内に教育センター教務課へ履修の申し込みをしなければならない。
（納付金等）
第４条 教職課程に関する科目を履修しようとする者は、次に掲げる納付金等を納めなければならない。
(1) 教職課程料
(イ) 学生　30,000円（申込時）
(ロ) 大学院生　10,000円（申込時）
(2) 教育実習費及び栄養教育実習費は、実費とする。
(3) 科目等履修生は、酪農学園大学科目等履修生規程による。
2 前項（1）（ロ）は、専修免許状取得希望者に限る。
3 前項のほかに必要な経費は、別途徴収する。
4 納付した教職課程料等は、返還しない。
（開講授業科目及び履修方法）
第５条 開講授業科目は学則第21条及び学則第27条に関する科目とし、学則の別表第１及び別表第２に基づき、定められた必修科目及び選択科目を履修しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、教育実習及び栄養教育実習を履修する場合は所定の科目、単位を修得していなければならない。
（教育職員免許状取得に要する単位数）
第６条 教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数及び定められた教職課程の単位数を修得しなければならない。
（成績評価及び単位認定）
第７条 前条により履修した科目については、所定の方法により学業成績を評価するとともに、合格したときは所定の単位を与える。
（単位修得証明書）
第８条 本学において教育職員免許状取得に必要な科目を履修し、所定の単位を修得した者には、単位修得証明書を発行する。
（所　　管）
第９条 この規程に関する事項の事務所管は教育センター教務課及び教職センターとする。
（改　　廃）
第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

11. 酪農学園大学特別科目等履修生規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第44条第２項の規定に基づき、本学と他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協定による特別科目等履修生に関して必要な事項を定める。
（資　　格）
第２条　特別科目等履修生の資格は、本学と単位互換協定を結んだ他の大学等に在籍する学生とする。
（受入れ期間）
第３条　特別科目等履修生の受入れ時期は、学年又は学期の始めとする。
（履 修 期 間）
第４条　特別科目等履修生の履修期間は、１年以内とする。
（出 願 手 続）
第５条　特別科目等履修生を志願する者は、指定の期日までに当該他の大学等を通じて次の各号に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。
(1)　願書（本学所定のもの）
(2)　在学証明書
(3)　成績証明書
(4)　当該他の大学等の学長の推薦書
(5)　その他、本学が必要とする書類等
（許　　可）
第６条　前条により願い出があった者については、教務委員会を経て、当該学生が履修しようとする授業科目の教育課程を置く教授会の議を経て、学長が特別科目等履修生として受入れを許可する。
２　特別科目等履修生は、前項により本学の学群学類の履修学生とする。
（履 修 手 続）
第７条　特別科目等履修生の許可を受けた者は、当該他の大学等を通じて、本学に授業科目の履修届を提出する。
２　履修できる単位数は、当該他の大学等との協議のうえ定めるものとする。
（身分証明書）
第８条　特別科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。
（単位の認定）
第９条　特別科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。
２　前項により単位を認定した場合、本人の請求により単位修得証明書を交付する。
３　授業科目の試験、学業成績評価及び単位認定の取り扱いは、本学学則による。
（身分の取消）
第10条　特別科目等履修生がその本分に反する行為を行ったときは、教授会の議を経て、学長が特別科目等履修生としての身分を取消す。
（身分の喪失）
第11条　特別科目等履修生が、当該他の大学等の学生の身分を失ったときは、本学における特別科目等履修生の身分も失うものとする。
（履 修 料 等）
第12条　特別科目等履修生の履修料等については、当該他の大学等との協議のうえ定めるものとする。
２　前項の履修料等のほか、必要な費用について徴収することがある。
（準 用 規 定）
第13条　この規程に定めるもののほか、特別科目等履修生に関して本学学則を準用する。
（所　　管）
第14条　この規程に関する事務所管は、教育センター教務課とする。
（改　　廃）
第15条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

12. 酪農学園大学研究生規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第45条第４項の規定に基づき、研究生に関する事項を定める。
（入 学 資 格）
第２条　研究生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1)　大学を卒業した者
(2)　大学が特に適当と認める者
（出 願 手 続）
第３条　研究生を志願する者は、別表１に定める期間内に、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学群長に願い出なければならない。
(1)　研究生志願書（本学所定）
(2)　最終学校の卒業証明書
２　外国人留学生は、前項の他、次の各号に定める書類を提出しなければならない。
(1)　研究生志願調書（本学所定）
(2)　在留資格認定証明書（写）
(3)　身元保証書（本学所定）
（選　　考）
第４条　前条の志願者の選考については、教授会の議を経て、学長が決定する。
（入学手続および許可）
第５条　前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金および研究料を納付しなければならない。
２　学長は、前項の入学手続きを完了した者について入学を許可する。
（期　　間）
第６条　研究期間は、１年以内（年度の途中で研究生となった者は、その年度末まで）とする。ただし、引き続き研究を希望する場合は、教授会の議を経て、その期間を更新することができる。
（入学検定料・入学金および研究料）
第７条　入学検定料・入学金および研究料は別表２のとおりとする。
２　継続して研究する場合は、入学金を免除する。
３　納付した研究料等は返付しない。ただし、第４条に定める教授会の議を経る前日までに志願者本人の願いにより出願を取り止めしたときは、入学検定料を、また在留資格を得られず入国できないため研究生の資格取消となった外国人には、入学金および研究料を返付する。
（研究・指導）
第８条　研究生は、指導教員の指導を受けて研究するものとする。
（研 究 報 告）
第９条　研究生は、研究報告書を指導教員を経て、学群長に提出するものとする。
（諸証明の交付）
第10条　研究生には、次の各号に定める証明書を交付する。
(1)　研究生身分証明書
(2)　研究証明書
（研究生の取消）
第11条　研究生が申し出たとき、または、その本分に反する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が研究生としての資格を取消す。
（準 用 規 程）
第12条　研究生に関し、この規程に定めるもののほか、本学学則を準用する。
（改　　廃）
第13条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2019（平成31）年４月１日から施行する。

別表１（規程第３条）

１）研究生

出願受付	研究期間	
	１年	半期
2月1日～ 2月末日（継続者）	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
2月1日～ 3月末日（新規者）		
4月1日～ 4月末日	5月1日～翌年3月31日	5月1日～9月30日
5月1日～ 5月末日	6月1日～翌年3月31日	6月1日～9月30日
6月1日～ 6月末日	7月1日～翌年3月31日	
9月1日～ 9月末日		10月1日～翌年3月31日
10月1日～10月末日		11月1日～翌年3月31日

２）外国人留学生研究生

出願受付	研究期間	
	１年	半期
12月1日～1月末日（国外在住者）	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
1月1日～2月末日（国内在住者）		
6月1日～7月末日（国外在住者）	—	10月1日～翌年3月31日
7月1日～8月末日（国内在住者）		

別表２（規程第７条第１項）

		一般	本学卒業生	外国人留学生
入学検定料		10,000円	10,000円	10,000円
入　学　金		30,000円	15,000円	15,000円
研究料（獣医学研究科）	半期	60,000円（120,000円）	40,000円（80,000円）	40,000円（40,000円）
	年間	100,000円（200,000円）	70,000円（140,000円）	70,000円（70,000円）

13. 酪農学園大学授業料等に関する規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第９節に定める入学金、授業料、実験実習料及び施設設備費（以下、入学金を除き「授業料等」という。）の取扱い及び収納業務に関し、必要な事項を定める。
（納　付　額）
第２条　入学金及び授業料等の納付額は、学則第48条に定める額とする。
（授業料等の返付）
第３条　納付した授業料等は返付しない。ただし、休学又は退学時に当該学期以外の授業料等が納付されていた場合、願い出のあった者の授業料等は返付する。
２　新入学生（編入生・転入生・再入学生を含む。以下同じ。）の授業料等にあっては入学年度前3月31日までに、後学期新入学生の授業料等にあっては後学期開始前日までに入学辞退を願い出た場合、その全額を返付する。
（納 付 期 限）
第４条　授業料等の納付期限は、次のとおりとする。ただし、新入学生の前学期分又は後学期新入学生の後学期分は、入学許可時に定める期日とする。
(1)　前学期は４月30日とする。
(2)　後学期は10月15日とする。

2　授業料等は一括納付することができる。ただし、納付期限は、前学期と同じとする。

（納 付 方 法）

第５条　授業料等の納付は、本学所定の授業料等払込用紙による。

（授業料等の徴収の猶予）

第６条　経済的事由により納付期限までに授業料等の納付が困難な者に対して、徴収を猶予することがある。

2　徴収の猶予をする場合の納付期限は次のとおりとする。

前学期分　6月20日
後学期分　12月15日

3　徴収猶予の許可を受けようとする者は、保証人が連署の上、授業料等延納願（様式1）により、第４条の納付期限までに学務部を経て、学群長に願い出なければならない。ただし、外国人留学生が徴収猶予の許可を受けようとする場合は、保証人の署名は不要とする。

4　新入学生の前学期分の授業料等の徴収猶予は、原則として行わない。

（徴収猶予許可の消滅又は取消し）

第７条　授業料等の徴収猶予を許可された者が、学期の中途において、その理由が消滅したとき又は次の各号に該当するときは、その許可を取消す。

（1）　休学を願い出又は命ぜられたとき。
（2）　退学を願い出又は命ぜられたとき。
（3）　除籍されたとき。

2　前項第１号及び第２号により徴収の猶予許可が取消された者の未納額は、第13条又は第14条の規定により徴収し、以降の授業料等の徴収猶予は認めない。

（未納者の督促）

第８条　第４条の納付期限までに納付しない者に対し、次により学生本人及び保証人に督促する。ただし、外国人留学生については、学生本人に督促する。

（1）　督促期日

前学期分　第１回　５月15日
　　第２回　５月30日
後学期分　第１回　10月25日
　　第２回　11月10日

（2）　学生本人及び保証人には文書をもって行う。ただし、第２回の督促文書は配達証明とする。

2　次の各号に該当する場合は、配達証明により速やかに学生本人及び保証人に督促する。ただし、外国人留学生については、学生本人に督促する。

（1）　第６条により徴収猶予の許可された者が許可された納付期限までに納付しないとき。
（2）　第７条により徴収猶予が取り消された者が納付しないとき。

3　未納者の督促は、学務部、学生担当教員、教育センターと連絡調整のうえ行う。

（未納者の処置）

第９条　前条により督促してもなお納付しない者は、学則第36条第１号の該当者とみなし、次に定める当該教授会への報告及び議を経て、学長が除籍を決定する。

（1）　前学期分の未納者は７月の定例教授会報告の後、８月の定例教授会の議を経る。
（2）　後学期分の未納者は１月の定例教授会報告の後、２月の定例教授会の議を経る。

（授業料等の免除）

第10条　第４条に定める納付期限までに１学期以上の休学及び退学を願い出た者又は命ぜられた者の授業料等は、当該学期の全額を免除する。ただし、新入学生の前学期分及び後学期新入学生の後学期分はこの限りでない。

2　経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合は、授業料等の全額若しくは半額を免除することがある。

（停学期間中の授業料等）

第11条　停学期間中の授業料等は徴収する。

（留年した場合の授業料等）

第12条　留年した者は、その年次に定められた授業料等を徴収する。

2　前項にかかわらず、卒業単位数不足により留年した者のうち、不足単位数が12単位以下の者については、各学期の授業料等の２分の１を免除する。ただし、酪農学園大学大学院には適用しない。また、授業料については、他の授業料減免（災害に係る減免を除く。）との重複適用はしない。

3　前項の免除を受けた者が翌年度以降留年した場合は、その理由にかかわらず同項の免除を継続する。

（休学の場合の授業料等）

第13条　学期の初めから３ヶ月以内に休学を願い出た者についての授業料等は、第10条第１項に定める場合を除き、月割り（授業料等内訳別に、当該学期の月数で除した額に、願い出があった経過月数を乗じ、千円未満切り上げ後の額を合算した額）で徴収する。ただし、3ヶ月を経過した場合は、当該学期分の授業料等の全額を徴収する。

2　授業料等を既に納付した者が、学期の初めから３ヶ月以内に休学を願い出た場合は、第10条第１項に定める場合を除き、前項に定める月割りをもって徴収し、差額を返付する。

3　休学を願い出た時期に応じて返付する当該学期分の授業料等については、別表に定めるとおりとする。

（退学の場合の授業料等）

第14条　学期の初めから３ヶ月以内に退学を願い出た者についての授業料等は、第13条第１項に定めるところにより行う。

2　授業料等を既に納付した者が、学期の初めから３ヶ月以内に退学を願い出た場合は、第13条第２項に定めるところにより行う。

3　退学を願い出た時期に応じて返付する当該学期分の授業料等については、別表に定めるとおりとする。

（除籍の場合の授業料等）

第15条　学則第36条第２号及び第３号により除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。

2　学則第36条第１号及び第４号で除籍された者の授業料等は免除する。ただし、既に一部納付金がある場合は、返付しない。

（復学の場合の授業料等）

第16条　学期の中途において、復学を許可された者の当該学期分の授業料等は、復学を許可された月に徴収する。

（編入学・転入学における授業料等）

第17条　編入学及び転入学による入学生の納付金は、その入学年度に定めた入学金及び授業料等納付額による。ただし、次の者の入学金は免除する。

（1）　本学を卒業して再び他の学類に編入学した者
（2）　酪農学園大学短期大学部（改称以前の短期大学を含む。以下同じ。）を卒業して本学に編入学をした者

（転学群転学類における授業料等）

第18条　転学群転学類の納付金は、当該転入学群学類学年次の授業料等納付額によるものとする。

（再入学における授業料等）

第19条　学則第35条により退学した者が再入学する場合の納付金は、再入学が許可された当該学類学年次に納付すべき授業料等納付額とする。

2　学則第36条第１号により除籍となった者が再入学する場合の納付金は、前項に定める額及び当該学類の入学金の額とする。

（委託生・科目等履修生・特別科目等履修生及び研究生の授業料等）

第20条　委託生・科目等履修生・特別科目等履修生及び研究生の授業料等については、別に定める。

（酪農学園大学短期大学部卒業者の入学金）

第21条　酪農学園大学短期大学部を卒業して本学獣医学群獣医学類に入学する者の入学金は免除する。

（とわの森三愛高校卒業者の入学金）

第22条　酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校卒業者の各学群・学類の入学金は、免除する。

（風水害被害世帯からの志願者の取扱い）

第23条　風水害世帯からの志願者の取扱いは、次のとおりとする。

（1）　対象者は、入学前１年間において、入学希望者の学費負担者が風水害等の被害を受け、その世帯が災害救助法適用地域であること、または、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同等の災害にあった世帯からの志願者とする。
（2）　前号の入学志願者の入学検定料の全額及び入学手続き時の入学金を全額免除する。
（3）　第１号の対象者は、本学の他の減免措置との重複適用を受けることができる。

（その他の授業料等の取扱い）

第24条　その他の授業料等の取扱いは、次のとおりとする。

（1）　同窓生（酪農学園が経営している（いた）学校の卒業生）の子弟が入学する場合は、学群・学類の入学金から10万円を減免する。ただし、他の入学金減免との重複適用はしない。
（2）　本学に複数の学生（兄弟姉妹、夫婦、親子）が同時に修学する家庭（授業料の負担者を同一とする）の２人目以降の下級年次学生（同一学年の場合は、戸籍上の下位者又は入学年次が後の学生）に対して、後学期分授業料から２分の１相当額を減免する。ただし、大学院と本学の同時修学は対象としない。また、他の授業料減免（災害に係る減免を除く。）又は給付型奨学金との重複適用はしない。
（3）　本学在籍学生が再度入学試験を受験し、入学した場合、入学金は免除する。
（4）　高校在学時に日本農業技術検定２級以上を取得した場合、入学金は免除する。
（5）　日本学校農業クラブ活動特別推薦入学試験を受験し、入学した場合、入学金は免除する。

（大学院の準用）

第25条　この規程は、次項を除き、酪農学園大学大学院においても準用する。この場合、「授業料等」とあるのは、「授業料及び実験実習料」と読み替えるものとする。

2　酪農学園大学及び酪農学園大学短期大学部を卒業した酪農学園大学大学院入学生の入学金は免除する。

3　酪農学園大学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学する場合の納付金は、下記のとおりとする。

（1）　入学金は徴収しない。
（2）　授業料は年額20万円（前期・後期各10万円）とする。
（3）　その他の経費は徴収しない。
（4）　ＴＡ（ティーチングアシスタント）の申請はできない。
（5）　再入学者に係る研究指導費は配分しない。

（改　　廃）

第26条　この規程の改廃は、評議会の議を経

て、学長が決定する。

附則省略

附　則

1　この規程は、2020年４月１日から施行する。

2　第１条の規定は、2020年度入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

別表　既納者の授業料等返付月数

	休学又は退学を願い出た時期	新入生以外（転学類含む）	新入生	
			前学期	後学期
前学期	4月1日～4月30日	全額返付	5ヶ月分返付	－
	5月1日～5月31日	4ヶ月分返付	4ヶ月分返付	－
	6月1日～6月30日	3ヶ月分返付	3ヶ月分返付	－
	7月1日～9月30日	返付なし	返付なし	－
後学期	10月1日～10月15日	全額返付	全額返付	5ヶ月分返付
	10月16日～10月31日	5ヶ月分返付	5ヶ月分返付	5ヶ月分返付
	11月1日～11月30日	4ヶ月分返付	4ヶ月分返付	4ヶ月分返付
	12月1日～12月31日	3ヶ月分返付	3ヶ月分返付	3ヶ月分返付
	1月1日～3月31日	返付なし	返付なし	返付なし

14. 酪農学園大学授業料免除規程

（目　　的）

第１条　この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第54条に基づき、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が、経済的事由により授業料の納付が困難であり、かつ当該学生の学業成績優秀と認められる場合、授業料の半額を免除することを目的とする。

（資　　格）

第２条　授業料を免除される者は、学資負担者が次の各号の何れかに該当する場合とする。ただし、他の授業料減免（災害に係る減免を除く。）又は給付型奨学金との重複適用はしない。

(1)　死亡又は生別した場合

(2)　失職した場合

(3)　病気又は事故等で、著しく収入が減少した場合

(4)　火災、風水害等の災害を受けた場合

（申　　請）

第３条　授業料免除を申請する者は、次の各号の書類を教育センター学生支援課に提出しなければならない。

(1)　授業料免除申請書

(2)　学業成績証明書

(3)　家庭調書及び資力調書

(4)　その他、本学が必要とする証明書

（提 出 期 限）

第４条　授業料免除関係書類は、原則として前学期においては４月30日まで、後学期においては10月15日までに提出しなければならない。

（免 除 期 間）

第５条　授業料免除期間は、１年間とする。

（審　　議）

第６条　授業料免除に関する事項の審議は、学生支援委員会（以下「委員会」という。）で行う。

（選　　考）

第７条　授業料免除学生の選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。

2　選考に関する必要な事項は、別に定める。

（決 定 通 知）

第８条　授業料免除学生は、評議会の議を経て学長が決定し、学資負担者及び学生に通知する。

（資格の取消）

第９条　学則第40条に規定する各号の一に該当するとき、あるいは免除決定後に虚偽の事由が発生したときは免除を取消し、当該期分の授業料を徴収することがある。

（事　務　局）

第10条　授業料免除に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。

（改　　廃）

第11条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2020年４月１日から施行する。

15. 酪農学園大学大規模災害特別授業料等免除規程

（目　　的）

第１条　この規程は、酪農学園大学（大学院を含む。以下「本学」という。）の入学予定者及び在学生（以下「学生等」という。）のうち、災害対策基本法第２条第１号に定める災害による経済的理由から入学及び修学が著しく困難になった者に対する入学検定料、入学金、授業料、実験実習料及び施設設備費の免除について、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用の決定）

第２条　学長は、発生した災害に係る本規程の適否について、常任理事会に諮り、その決定を受けて次条以降の免除手続きを行う。

（資　　格）

第３条　学生等の学資負担者が次の各号の何れかに該当する場合は、免除対象とする。

(1)　災害のうち自宅の全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、全焼、半焼、床上浸水又は床下浸水を受け、災害救助法適用地域にある場合

(2)　前号と同等の災害を受け、災害救助法適用地域の近隣地域にある場合

(3)　災害により死亡又は行方不明となった場合

(4)　災害により失職した場合

2　学生等の学資負担者が次の各号の何れかに該当する場合は、学生支援委員会で審議し、免除対象とすることができる。

(1)　災害により住環境が著しく被害を受けたことが証明される場合

(2)　災害により著しく収入が減少したことが証明される場合（家計急変の基準は、日本学生支援機構の指標を参考とする。）

3　前２項の資格審査においては、国及び地方自治体等からの援助・補助金等の支給又は保険金等の支給内容を勘案し、決定する。

（免 除 内 容）

第４条　酪農学園大学授業料等に関する規程第23条に基づき、入学前１年間に災害を受けた入学予定者の入学検定料及び入学金については、全額を免除する。

2　免除対象に決定された者の免除内容は、次のとおりとする。

(1)　自宅の全壊、大規模半壊、半壊、全焼、半焼については、「授業料、実験実習料及び施設設備費」の年額の２分の１以内

(2)　自宅の一部損壊、床上浸水、床下浸水については、「授業料、実験実習料及び施設設備費」の年額の４分の１以内

3　前項の免除額は、災害の規模、甚大性、対象範囲を考慮し、教育運営に支障を及ぼすことのない範囲で、常任理事会において決定する。

4　第３条の免除対象者は、他の減免措置との重複適用を受けることが出来、また免除額の算出においても他の減免の影響は受けない。

（申　　請）

第５条　免除希望者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1)　災害等支援特別授業料等免除申請書（本学様式）

(2)　罹災証明書（自治体等の公的機関の発行するもの）。ただし、証明書の発行が遅れる場合は、後日提出する旨の確約書で代替することができる。

(3)　その他本学が必要とする証明書（所得証明書、失職証明書、死亡証明書等）

2　申請書類の提出期限は、罹災状況を考慮して、本学が定める期限日までとする。

（免 除 期 間）

第６条　免除期間は、当該年度（入学予定者は入学年度）のみとする。

（審　　査）

第７条　第５条の申請は学生支援委員会で審査し、教育センター学生支援課が同審査結果を学長に報告する。

（決　　定）

第８条　免除者は、学長が前条の審査結果に基づき選考した候補者について、理事長の承認を得て決定し、学資負担者及び学生等に通知する。

（資格の取消）

第９条　次の各号の何れかに該当するときは、免除の資格を取り消し、免除した授業料、実験実習料及び施設設備費を徴収する。

(1)　本学学則に定める懲戒に関する処分を受けたとき。

(2)　免除申請内容に虚偽の記載が判明したとき。

（事　務　局）

第10条　免除に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。

（雑　　則）

第11条　この規程に定めるものの他、免除に関し必要な事項は、別に定める。

（改　　廃）

第12条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

1　この規程は、2020年４月１日から施行する。

2　第１条、第４条第２項及び第９条の規定は、2020年度入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

16. 酪農学園大学私費外国人留学生授業料免除規程

（目　　的）

第１条　この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第47条第３項及び第54条第２項に　基づき、私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の経済的負担を軽減し、勉学・研究に専念できるよう、授業料の半額を免除することを目的とする。

（資　　格）

第２条　授業料免除の対象となる留学生は、酪農学園大学の正規課程（研究生及び科目等履修生は除く）に在籍し、経済

的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学生担当教員の面接により、成業の意志が固く授業料免除学生に相応しいと認められた者とする。
但し、次の各号に該当する者は除く。
(1) 国費外国人留学生制度実施要項に定める国費外国人留学生
(2) 留年者（但し、病気その他止むを得ない事由の者は除く）
(3) 休学者

（申　　請）
第３条　授業料免除を申請する者は、次の各号の書類を社会連携センター国際交流課（以下「国際交流課」という。）に提出しなければならない。
(1) 理事長あての外国人留学生授業料免除申請書
(2) 調査票（生計その他経済状態を記入したもの）
(3) 学長あての外国人留学生授業料免除申請書
(4) 学生担当教員の推薦書
(5) 学業成績証明書

（提 出 期 限）
第４条　授業料免除関係書類の提出は、前学期においては４月30日まで、後学期においては10月15日までとする。

（免 除 期 間）
第５条　留学生の授業料免除期間は、前学期または後学期のいずれかとする。
２　次年度以降の授業料免除を希望する場合は、その都度申請をしなければならない。

（審　　議）
第６条　留学生の授業料免除に関する事項は、社会連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

（選　　考）
第７条　留学生の授業料免除に関する選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。

（決 定 通 知）
第８条　留学生の授業料免除は、評議会の議を経て学長が決定し、申請者に結果を通知する。

（資格の取消）
第９条　学則第40条に規定する各号の一に該当するとき、若しくは申請事項に虚偽の事実があったときは、免除を取消し当該学期分の授業料を徴収する。

（事 務 処 理）
第10条　留学生の授業料免除に関する取扱事務は、社会連携センターが行う。

（改　　廃）
第11条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2018（平成30）年４月１日から施行する。

17. 酪農学園大学奨学金貸与規程

（目　　的）
第１条　酪農学園大学（以下「本学」という。）奨学事業は経済的理由により、授業料等本学納付金の支弁が困難な学生に対し奨学金を貸与し、もって学業を継続させることを目的とする。

（貸与対象者）
第２条　奨学金貸与の対象者は、本学学生にして学生担当教員が推薦する、次の各号に該当する者とする。
(1) 修学資金の支弁が極めて困難な者
(2) 修学の意志が固く、成業の見込みのある者
(3) 人物が良好で、心身共に健康な者

（貸与限度額）
第３条　奨学金の貸与限度額は、原則として本学授業料等の２分の１以内とする。
２　第３条第１項の奨学金貸与額（以下「貸与額」という）の限度額は、年度毎に定めるものとする。

（貸　与　数）
第４条　奨学金貸与者の採用は、年度毎に定めるものとする。

（貸 与 申 請）
第５条　奨学金貸与を希望する者は、奨学金貸与申請書その他本学が定める書類を教育センター学生支援課を経て学長に提出するものとする。
２　引続き奨学金貸与を希望する場合は、年度毎に新たに申請しなければならない。

（選　　考）
第６条　本学奨学金学生（以下「奨学生」という。）の選考は、学生支援委員会（以下「委員会」という。）において行う。
２　選考に関する内規は、別に定める。

（奨学生の採用）
第７条　奨学生の採用決定は、学長が行う。

（貸与金受領手続）
第８条　奨学金貸与の決定を受けた学生は、連帯保証人及び保証人連署の借用証書・返還カードその他本学が定める書類を提出しなければならない。
２　前項の書類を完備した者に対して、貸与額を一括交付する。
３　連帯保証人・保証人は、本人と連帯して奨学金返済の義務を負うものとする。

（返 還 方 法）
第９条　貸与を受けた奨学金の返還は、在学期間中は据置きとし、学群卒業後または大学院修了後（以下「返還開始後」という。）年賦返還とし本学指定の金融機関等へ振込むものとする。
２　貸与奨学金の返還期間は、10年以内とし、返還初年度から５年間に貸与額の４割、６年目から最終返還年度に貸与額の６割を均等返還しなければならない。
３　退学・除籍その他、本学の学籍を失った者は、本学指定期間までに貸与金を返済しなければならない。

（返 還 特 例）
第10条　奨学生が、卒業後引き続いて大学院に入学した場合には、願い出によりその在学期間中は奨学金の返還を猶予することができる。

（奨学金の利息）
第11条　奨学金の利息は、無利息とする。

（届　け　出）
第12条　奨学生または連帯保証人・保証人において住所等の異動があった場合には、直ちに届け出なければならない。

（事 務 処 理）
第13条　奨学金貸与の事務は、教育センター学生支援課で行う。

（そ　の　他）
第14条　この規程に関する必要な事項は、別に定める。

（改　　廃）
第15条　この規程の改廃は、委員会で審議し、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2018（平成30）年10月１日から施行する。

18. 酪農学園大学特待生規程

（目　　的）
第１条　この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）が学業成績・人物並びに課外活動等において優れた学生に特別奨学金（以下「特奨金」という。）を給付することにより、優秀な学生を育成し、教育の成果をあげることを目的とする。

（資　　格）
第２条　特奨金の給付を受ける者（以下「特待生」という。）は、本学に１年以上在学し、次の各号の何れかに該当する者とする。なお、他の授業料減免又は給付型奨学金との重複適用を受けることができる。
(1) 当該学類における学業成績及び人物ともに優れた者
(2) 課外活動等において優秀な成績を収め、学業と両立し人物ともに優れた者

（給 付 期 間）
第３条　特奨金の給付期間は、４月１日から翌年３月31日までの１年間とする。

（給　付　額）
第４条　特奨金の額は、年額24万円とする。
２　特奨金は、６月に支給する。

（選　　考）
第５条　特待生の選考は学生支援委員会で選考し、評議会の議を経て、学長が決定する。
２　選考時期は毎年５月末までに行う。
３　選考に関する必要な事項は別に定める。

（決 定 通 知）
第６条　選考結果については保証人及び学生に通知する。

（取　　消）
第７条　特待生が、次の各号の一に該当したときは、資格を取消すとともに特奨金の給付を停止し返還を命ずることがある。
(1) 採用決定後に休学、退学、除籍した者
(2) 酪農学園大学学則第40条に規定する各号の一に該当した者
(3) その他、特待生としての資質に欠ける者

（事　務　局）
第８条　特待生に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。

（改　　廃）
第９条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2020年４月１日から施行する。

19. 酪農学園大学学費特待生規程

（目　　的）
第１条　酪農学園大学（以下「本学」という。）では、入学試験選抜時に、学力の極めて優秀な者又は本学での強い修学意志があるにもかかわらず、経済的理由による修学困難な者（以下「修学困難者」という。）、本学への明確な入学目標があり、日本学校農業クラブ活動において活躍した者に対し、勉学奨励を目的として授業料減免措置を行う。

（学費特待生の種類）
第２条　この規程により授業料減免を受ける者を学費特待生という。
２　学費特待生の種類及び入学試験区分は、次のとおりとする。
(1) １号特待生は、第１期学力入学試験、第２期学力入学試験、大学入試共通テスト利用入学試験及び第１期学力入学試験・大学入学共通テスト併用型入学試験、第２期学力入学試験・大学入試共通テスト併用型入学試験（以下、「学力入学試験」という。）における成績優秀者とする。

(2) ２号特待生は、一般推薦入学試験、産業振興特別推薦の専門高等学校対象「A推薦」、内部進学推薦入学試験（獣医学類特別選抜を含む。）、指定校推薦入学試験、アグリマイスター推薦入学試験及び自己推薦入学試験における修学困難者並びに生産動物医療推薦入学試験、生産動物看護部門推薦入学試験、環境共生貢献推薦入学試験、農業高校及び農業大学校推薦入学試験、学士等推薦入学試験における修学困難者とする。ただし、獣医学類の地域獣医療支援特別選抜入学試験は除く。

(3) ３号特待生は、産業振興特別推薦入学試験の後継者対象「B推薦」、内部進学推薦入学試験（獣医学類特別選抜を含む。）、指定校推薦入学試験及び自己推薦入学試験における後継者並びに動物病院後継者育成推薦入学試験における後継者で修学困難者とする。

(4) ４号特待生は、日本学校農業クラブ活動特別推薦入学試験（以下、「農ク推薦入学試験」という。）における成績優秀者とする。

（免　除　額）

第３条　学費特待生は、入学初年次における前学期分授業料の全額を免除する。

（学費特待生の資格と人数）

第４条　学費特待生の資格は、次のとおりとする。

(1) １号特待生は、各学科において学力入学試験成績が合格者の上位８％以内のうち、獣医学類以外の学類においては素点合計70%以上の得点者とする。

(2) ２号特待生は、本学を第一志望としながらも、経済的理由から修学が困難であり、かつ入学試験の成績が優秀な者とし、対象人数は、各学類の入学定員の３％程度とする。

(3) ３号特待生は、本学の建学の理念に基づき、地域産業振興後継者（農業後継者含む。）の予定者で、本学を第一志望としながらも経済的理由から修学が困難であり、かつ入学試験の成績が優秀な者とし、対象人数は、各学類の入学定員の３％程度とする。

(4) ４号特待生は、本学への明確な入学目標があり、日本学校農業クラブ活動において役員を経験した者とし、対象人数は９名とする。

（学費特待生の選抜方法）

第５条　学費特待生の選抜方法は、次のとおりとする。

(1) １号特待生は、学力入学試験の成績結果に基づいて選抜する。

(2) ２号特待生は、事前申込受付した関係書類（家計調査書）及び入試成績に基づき総合的に選抜する。

(3) ３号特待生は、事前申込受付した関係書類（家計調査書）及び入試成績に基づき総合的に選抜する。

(4) ４号特待生は、農ク推薦入学試験の成績結果に基づいて選抜する。

（決 定 通 知）

第６条　学費特待生は、入試委員会の議を経て学長が決定し、決定通知は本人宛へ合格通知とともに送付する。

（学費特待生の責務）

第７条　学費特待生に採用された者は、この制度の趣旨を理解し、自覚をもって勉学に励み、行動しなければならない。

（事 務 所 管）

第８条　学費特待生にかかる事務は、次の部所があたる。

(1) 入学試験時の選抜にかかる事務は、入試広報センター入試課の所管とする。

(2) 在学中にかかる事務は、教育センター学生支援課の所管とする。

（改　　廃）

第９条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2020年４月１日から施行する。

20. 酪農学園大学給付奨学金規程

（目　　的）

第１条　この給付奨学金は、酪農学園創立80周年を記念して設立され、酪農学園大学（以下「本学」という。）に修学する学生が、経済的理由により授業料等の納付が困難な学生に対して奨学金を給付し、学生生活に関する支援を目的とする。

（対　象　者）

第２条　給付奨学金の対象者は２年次以上に修学し、次の各号に該当するとともに、学生担当教員が推薦する者とする。ただし、他の授業料減免（災害に係る減免を除く。）又は給付型奨学金との重複適用はしない。

(1) 修学資金の支弁が極めて困難な者

(2) 修学の意志が固く、成業の見込みのある者

(3) 人物が良好で、心身共に健康な者

２　前項（ただし書を除く。）にかかわらず、原則１度でも留年（休学による留年を除く。）している学生は対象外とする。なお、留年に関して特別な事情がある場合は、学生支援委員会において協議し決定する。

（給　付　額）

第３条　奨学金の給付金額は月額30,000円とし、支給月は年間を４期に分けて、７月（２期分180,000円）、10月（90,000円）、１月（90,000円）とする。

（申　　請）

第４条　給付奨学金を希望する者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 給付奨学金申請書

(2) 家族調書

(3) 担当教員推薦書

(4) 前年度分所得証明書

(5) その他本学が必要とする証明書

２　提出期限は当該年度で教育センター学生支援課が定めた期日とする。

３　給付年度が終了後、次年度再申請することができる。

（審 議 決 定）

第５条　給付奨学金学生の選考は学生支援委員会が推薦し、評議会の議を経て、学長が決定する。

（決 定 通 知）

第６条　審議結果については、学資負担者および学生に通知する。

（受 領 手 続）

第７条　決定を受けた学生は、学生と保証人連署の誓約書並びに振込口座届を提出しなければならない。

（資格の喪失）

第８条　給付奨学金を受けている学生が、懲戒処分・退学・休学、その他学籍を失った場合は資格を取り消し、翌期からの支給を停止する。

（本事業の期間）

第９条　本事業は、学園創立80周年記念事業基金に基づくもので、基金の運用期間をもって、本事業の期間とする。

（事 務 処 理）

第10条　給付奨学金に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。

（改　　廃）

第11条　この規程の改廃は、学生支援委員会で審議し、評議会の議を経て、学長が決定する。

（そ　の　他）

第12条　この規程に関する必要な事項は、別に定める。

附則省略

附　則

この規程は、2020年４月１日から施行する。

21. 酪農学園大学附属図書館利用規程

（趣　　旨）

第１条　酪農学園大学附属図書館規程第７条に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

（図書館資料）

第２条　この規程において、図書館資料、（以下「図書」という。）とは、次の通りとする。

①　図書資料（書籍、逐次刊行物、記録等）

②　その他の資料（特殊資料、視聴覚資料、マイクロ資料）

（開館・閉館）

第３条　図書館は、次の各号に掲げる日を除き、開館するものとする。

①　日曜日および国民の祝日

②　本学規定の休日

２　館長は、特に必要と認めた場合、前項の規定にかかわらず開館または閉館日を変更することができる。

（開 館 時 間）

第４条　開館日における利用時間は、通常期間は平日午前８時40分から午後８時（土曜日にあっては午後５時）まで、学生休業期間は平日および土曜日午後５時までとする。

２　館長は、特に必要と認めた場合、前項の規定にかかわらず臨時に開館時間を変更することができる。

（利用者の資格）

第５条　図書館を利用出来る者は、次の通りとする。

(1) 本学教職員

(2) 本学大学院学生

(3) 本学学生

(4) 本学卒業生

(5) その他館長の許可を受けた者

第６条　館長は、前条第４号および第５号に掲げる者に対し、利用証を交付する。

（身分証明書・学生証の携帯）

第７条　図書館を利用する者は、次の各号に掲げる身分証明書・学生証を携帯するものとする。

(1) 本学教職員　　身分証明書

(2) 本学大学院学生　学生証

(3) 本学学生　　学生証

(4) 本学卒業生　　利用証

(5) その他館長の許可を受けた者　利用証

（館 内 閲 覧）

第８条　図書の閲覧は、所定の場所において行うものとする。

２　開架図書は、閲覧室内において自由に閲覧出来るものとする。

３　前項以外の図書を閲覧しようとするときは、所定のカウンターに申し出なければならない。

（館 外 帯 出）

第９条　図書館を利用する者は、次に定めるものを除き、所定の手続きを経て図書を館外に帯出することができる。

① 貴重図書
② 記録および古文書
③ 参考図書
④ その他特に定めた図書

（帯出冊数および期間）
第10条 館外に帯出できる冊数は、次の通りとする。
(1) 本学教職員 30冊
(2) 本学大学院学生 30冊
(3) 本学学生 15冊
(4) 本学卒業生 5冊
(5) その他館長の許可を受けた者 その都度指定
2 資料種別の帯出冊数は、別表のとおりとする。
3 前項に掲げる者について、館長が必要と認めた場合、前項規定にかかわらず所定の手続きを経て、各号または資料種別並びに期間毎に帯出限度冊数を定めることができる。
第11条 館外に帯出できる期間は、次の通りとする。
(1) 本学教職員 1ヶ月
(2) 本学大学院学生 1ヶ月
(3) 本学学生 2週間
(4) 本学卒業生 2週間
(5) その他館長の許可を受けた者 その都度指定
2 資料種別の帯出期間は、別表のとおりとする。
3 第1項第1号に掲げる者について、館長が必要と認めた場合、前項規定にかかわらず所定の手続きを経て、長期帯出（6ヶ月）することができる。
4 第1項第2号および第3号に掲げる者については、休暇期間中において、長期帯出することができる。

（転貸の禁止）
第12条 館外に帯出した図書は、転貸してはならない。

（研究室および各部所等の備付）
第13条 研究室および各部所等においての購入および寄贈図書は、登録等所定の手続きを経て、第10条の規定にかかわらず、それぞれ保管し、利用することができる。
2 前項の規定により、研究室および各部所等で保管する図書については、それぞれ保管責任者を定めるものとする。

（返 納）
第14条 貸出しを受けた図書は、期間内に返納しなければならない。
2 次の各号に該当する者は、貸出し期間中においても、ただちに帯出図書を返納しなければならない。
① 教職員 転任、退職
② 学生 卒業、退学
3 館長は、必要と認めた場合、貸出期間中においても、図書の返納を求め、点検することがある。

（書庫内の検索）
第15条 書庫内の検索を希望し、係員がその必要を認めた場合は、所定の手続きを経て書庫に入り、図書の検索をすることができる。
2 貴重図書、または、特殊資料を検索するときは、係員の立会いを得て行わなければならない。

（館内施設・設備の利用）
第16条 グループ学習室・AV編集室・製本室等を利用するときは、所定の手続きを経るものとする。利用細則については別に定める。

（複 写）
第17条 文献複写は、係員の指示にしたがい所定の手続きを経て行うものとする。複写規程については別に定める。

（規律および利用の制限）
第18条 図書館の利用については、この規程および係員の指示に従わなければならない。
2 館長は、図書館の運営・管理にそむく行為がある者に対して、図書館の利用を禁止することがある。

（相互利用）
第19条 図書館は、必要に応じ、他の図書館との相互利用をはかることができる。他館所蔵図書等の利用については、当該図書等を保有する館の定める規則に従い、図書館間の利用手続きを経て行うものとする。

（雑 則）
第20条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用についての必要な事項は、附属図書館委員会の議を経て、館長が定める。

（改 廃）
第21条 この規程の改廃は、附属図書館委員会の議を経て、館長が定める。

附則省略

附 則
2013（平成25）年4月1日 改正

別 表

	本学教職員		本学大学院生	
図書	1ヶ月	計30冊	1ヶ月	計30冊
雑誌	1週間		1週間	
新着雑誌（当年1～12月発行分）	翌日		翌日	
録音資料（カセット等）	2週間		2週間	
映像資料（ビデオ等）	1週間	計5点	1週間	計5点

	本学学生	
図書	2週間	計15冊
雑誌	1週間	
新着雑誌（当年1～12月発行分）	翌日	
録音資料（カセット等）	2週間	
映像資料（ビデオ等）	1週間	計5点

22. 酪農学園大学構内交通規制に関する規程

（目 的）
第1条 酪農学園大学（以下「本学」という。）の構内における、教育研究の場にふさわしい環境を維持し、交通安全の確保と緊急時における対応を保障するために、この規程を定める。

（対 象）
第2条 本学の構内を通行する自動車・自動二輪車および原動機付自転車（以下全て「車輌」という。）は、すべてこの規程の定めるところにより構内を通行するものとする。ただし、緊急車輌についてはこの限りでない。

（通行路の指定）
第3条 徒歩および自転車の本学構内への通行路は次のとおりとする。
(1) 正門A（野幌駅側）
(2) 正門B（大麻駅側）
(3) 中央通り

（車輌乗入れ指定）
第4条 学生の車輌乗入れは、原動機付自転車を除き原則として禁止する。ただし、次の各号に該当する者は、駐車場の収容能力の範囲内において、特例として車輌乗入れを許可することがある。
なお、原動機付自転車についても、乗入れ許可を必要とする。
(1) 身体障害等により、公共の交通機関による通学が困難と認められた者。
(2) 公共の交通機関がなく、あるいは著しく不便なため通学に困難があると認められた者。
(3) 専門課程等にあって、学業（卒業論文・研究等）遂行上の事由により、特に車輌の使用が必要と認められた者。
(4) クラブ等課外活動のため、特に車輌の使用が必要と認められた者。
ただし、1団体1台に限るものとする。
2 構内に勤務する職員の車輌乗入れは、自粛する。ただし、職員の車輌が職員専用駐車場の収容能力を越える場合には、通勤距離等を基準にして、規制することがある。
3 来客、非常勤講師、商用その他学外者の車輌乗入れは、原則として制限しない。
4 車輌の本学構内への進入および帰路は次の通りとする。
(1) 研修館側の国道出入口 時間制限無し
(2) 正門B（大麻駅側） 6：30～21：00
(3) Cゲート（伊達屋敷通り）側の出入口 6：30～21：00
5 本学構内における次の道路は、車輌の通行を禁止する。
(1) 学生専用駐車場B－とわの森三愛高校の区間
(2) 酪農学園ホール－B1号館前の区間
(3) 家畜管理牛舎－配水池の区間
(4) 成池北側大学－とわの森三愛高等学校第2校舎の区間
(5) RI棟－野球場の区間
(6) Bゲート－黒澤記念講堂の区間
(7) 白樺通り
(8) 学生サービスセンター裏の中通り

（通門規制）
第5条 本学構内の入構に際しては、所定のゲート・ボックスの前で一旦車輌を停止し、車輌整理員に次の定める構内通行証、構内専用通行証を明示、又は構内臨時通行証の交付を受けて通行するものとする。ただし、緊急車輌、郵便自動車、及びタクシー等はその限りでない。
(1) 「構内通行証」は、第4条第1項により許可された学生及び構内に勤務する職員の車輌に対し交付する。
(2) 「構内専用通行証」は、本学に常時出入りする非常勤講師及び商社（工事用含む。）の車輌に対し交付する。
(3) 「構内臨時通行証」は、本学に臨時的に出入りする商社等学外者及び第5条第1号を交付されない職員及び学生が、緊急やむをえない事由と認めた車輌に対し交付する。

（通行規制）
第6条 本学構内を通行する車輌は、交通標識に従い、騒音を発しないようにし、時速20km以下で通行するとともに、追越しをしてはならない。なお、本学構内では、トラクターは優先通行とする。

（駐車区域の指定）
第7条 本学構内に乗入を認められた車輌は、すべて所定の駐車場に駐車するものとし、それ以外の場所での駐車を一切禁止する。

（その他）
第8条 車輌乗入れ及び車輌登録に関する手続き、その他この規程についての必要な事項は、別に定める「実施要領」によるものとする。

附則省略

附 則（実施期日）
この規程は、2015（平成27）年11月16日から施行する。

23. 酪農学園大学 個人情報の保護に関する規程

第１章　総　則
（目　　的）
第１条　この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し、その収集、保管、利用について必要な事項を定め、本学の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。
（定　　義）
第２条　個人情報とは、次の各号のいずれかに該当する者に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るもののうち、本学が業務上取得又は作成したすべての情報をいう。
（1）　本学に在籍又は在籍していた学生等及び保証人等
（2）　本学に在職又は在職していた教職員
（3）　その他前二号に準ずる者
２　前項に規定する個人情報のうち、当該個人に帰属する情報のほか、当該個人に付与された番号、記号、その他の符号、画像若しくは音声等により当該個人を識別できる又は当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することによって識別できるものを含むものとする。
３　第１項に規定する個人情報のうち、紙に記入若しくは印刷された情報のほか、コンピュータ、光学式処理装置等により処理又は保存されているものを含むものとする。
４　保護の対象とする個人情報の項目については、別に定めるものとする。
（責　　務）
第３条　本学は、個人情報の収集、保管又は利用にあたり、個人の基本的人権を尊重し、個人情報の保護を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
（1）　個人情報を提供する者への周知及び公開
（2）　本学の教職員に対する規程並びに規則の遵守の徹底
（3）　本学に在籍する学生等に対する個人情報にかかる教育並びに指導
（4）　その他、本学が必要と認めた措置
２　本学の教職員及び学生等である者は、在籍中に知り得た個人情報を収集目的以外に流用、第三者に漏えい又は流失してはならない。
３　本学の教職員及び学生等であった者は、過去の在籍中に知り得た個人情報を第三者に漏えい又は流失してはならない。

第２章　個人情報保護委員会の設置
（個人情報保護委員会の設置）
第４条　本学は、本規程の目的を達成するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会の規程については、別に定める。

第３章　個人情報管理者の設置
（個人情報管理者の設置）
第５条　本学は、本規程の目的を達成するため、個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置く。
２　管理者は、学群長、研究科長、各部および各センター長、図書館長をもってあてる。
３　管理者は、所管する業務の範囲における個人情報の収集、保管及び管理並びに個人情報提供者本人からの開示、訂正又は削除の請求に関し、本規程の定めに基づいて適切に処理しなければならない。
４　管理者は、個人情報の取り扱いに関し、個人情報保護委員会の助言、指導又は勧告があったときは、速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

第４章　個人情報の収集、利用及び提供
（収集の制限及び方法）
第６条　個人情報は、本学の教育研究及び業務に必要な範囲に限定して収集するものとする。
２　個人情報は、本人から適正かつ公正な手段によって収集されなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、本人以外から収集することができる。
（1）　本人の同意があるとき
（2）　法令の規定に基づくとき
（3）　出版、報道等により公にされているとき
（4）　個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
（5）　その他、個人情報保護委員会又は管理者が本人以外から収集することに相当の理由があると認めたとき
３　本人からの個人情報の収集にあたっては、本学が定める学則及び規則等で規定するものを除き、原則として次の事項について明らかにし、本人の同意を得なければならない。
（1）　収集の目的
（2）　用途
４　個人情報の収集は、思想・信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。ただし、次に掲げる各号の一に該当するときは、その限りではない。
（1）　当該情報を収集することについて、本人の明示的な同意があるとき
（2）　法令の規定に基づくとき
（3）　出版・報道等により公にされているとき
（4）　個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
（本人の同意の方法）
第７条　本人の同意の方法については、次の各号に掲げるものとする。
（1）　個人情報を記載する所定の紙媒体又は電子媒体の様式に、第６条第３項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。
（2）　インターネットを経由して学園ホームページ等から個人情報を収集する場合は、第６条第３項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。
（3）　本人の同意の方法については、前二号の規定を原則とするが、本人の意思により、前二号の規定によらず口頭及び電話等での情報提供がなされた場合は本人が同意したものとみなす。
（本人の同意の適用除外）
第８条　第６条第３項の規定にかかわらず、次に掲げる各号に該当する場合は、本人の同意を要しないものとする。
（1）　本学に在籍する学生等にあっては、学則及び規則等に規定されるもののほか、教育研究上又は在籍する学校から便宜又は利益を得るために必要な手続き等のために提供する個人情報
（2）　教職員が学生等に対する教育的活動を遂行するために本人から収集し、本人の利益を不当に侵害しないと認められる個人情報
（利用及び提供の制限）
第９条　個人情報を収集した目的以外のために利用してはならない。
２　個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に情報提供してはならない。
３　本人の求めに応じて、第三者提供を停止することとし、その旨その他一定の事項をあらかじめ通知等しているときは、本人の同意を得ずに第三者提供することができる。

第５章　個人情報の管理等
（適正管理）
第10条　管理者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。
（1）　紛失、き損、破壊その他の事故の防止
（2）　改ざん及び漏えいの防止
（3）　個人情報の正確性及び最新性の維持
（4）　不要となった個人情報の廃棄又は消去
（学外への持出し制限）
第11条　個人情報は、原則として学外へ持出してはならない。ただし、個人情報を使用する業務を学外に委託するときは、この限りでない。
２　前項の業務委託を行う場合、管理者は、委託業者との間で個人情報の保護に関する覚書を締結しなければならない。
３　第1項の規定にかかわらず、教員が授業運営にかかる資料、試験答案、論文、レポート、その他の授業運営に必要な資料で、教員が正当な教育活動の遂行に必要な場合は、学外持出し制限の適用除外とすることができる。
４　前項の場合、教員を当該個人情報にかかる個人情報管理者とみなし、前二条に規定する責務を負わなければならない。ただし、次条の規定は適用しない。
（収集の届出）
第12条　本学の業務遂行上、新たに個人情報を収集するときは、管理者は、あらかじめ次に掲げる事項を委員会に届出て（様式第１号）承認を得なければならない。
（1）　名称
（2）　利用目的
（3）　収集の対象者
（4）　収集方法
（5）　記録項目
（6）　記録の形態
（7）　その他、委員会が必要と認めた事項
２　前項の規定に基づき届出た事項を変更又は廃止するときは、管理者はあらかじめこれを委員会に届出て（様式第1号）承認を得なければならない。

第６章　個人情報の開示
（個人情報の開示）
第13条　本人は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。
２　前項に規定する請求は、本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書（様式第２号）を管理者宛に提出するものとする。
３　開示の請求があったときは、管理者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、開示しないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
４　個人情報の全部又は一部を開示しないときは、管理者は、その理由を文書（様式第３号）により本人に通知

しなければならない。
（個人情報の開示制限）
第14条　個人情報が次に掲げる各号に該当する場合は、本人に対して個人情報を開示しないものとする。
(1)　法令等の定めるところにより、本人に開示することができないと認められるとき
(2)　本人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、教育研究又は事務の適正な運営に支障が生じる恐れがあるとき
(3)　捜査、取り締まり、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生じる恐れがあるとき
(4)　開示することにより、第三者の権利利益を侵害する恐れがあるとき
(5)　その他、個人情報保護委員会で開示が適当でないと判断したとき
（個人情報の訂正又は削除）
第15条　本人は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、第13条第２項に規定する手続きに準じて、管理者に対し、その訂正又は削除を請求（様式第２号）することができる。
２　管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

第７章　不服の申立て
（不服の申立て）
第16条　第13条及び前条に規定する自己に関する個人情報の開示及び訂正又は削除の請求に基づいてなされた措置に不服がある者は、本人であることを明らかにして、委員会に対し、不服の申立て（様式第４号）を行うことができる。ただし、不服申立て事項が内容同一の場合、再度の申立てはできない。
２　委員会は、前項の規定による不服申立てを受けたときは、速やかに審議、決定し、その結果を文書（様式第５号）により、本人に通知しなければならない。
３　委員会は、必要があると認めたときは、本人又は管理者に対し、意見の聴取を行うことができる。

第８章　雑則
（雑　　則）
第17条　この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は、別に定める。
（改　　廃）
第18条　この規程の改廃は、評議会で協議のうえ教授会の議を経て、学長が決定する。
附則省略
附　則
この規程は、2018（平成30）年４月１日から施行する

24.酪農学園大学ハラスメント対策規程

酪農学園大学は、普遍的人権を定める「世界人権宣言」及び「建学の精神」に基づいて、人権侵害のない教育、研究、就労環境を整え、本学構成員が安心して過ごせるキャンパスを確保する責任を有する。

性別、人種、国籍、宗教、年齢、性的指向、性自認、障がい等に基づく差別や、自らの地位や立場を利用したあらゆるハラスメントは許されない。
全ての本学構成員は、人権尊重に関する普遍的義務を認識し、健全なキャンパスを維持する責務を有することをここに宣言する。

第１章　目的
第１条　この規程は、酪農学園大学（以下、「本学」という。）におけるキャンパス・ハラスメントの防止とその解決等について必要な事項を定めることにより、本学構成員に対する人権侵害又は本学の教育研究活動等に支障を来す事態に対し、本学が適正に対応してその解決を図り、もって、良好な修学、就労、教育及び研究のための環境を確保することを目的とする。

第２章　定義
第２条　次の用語は、当該各号に定めるところによる。
(1)　「人権侵害」とは、性別、人種、国籍、宗教、年齢、性的指向、性自認、障がい等に基づく差別的な言動や取扱い等により、相手の人格権及びその他の人権を侵害する行為を指す。
(2)　「本学構成員」とは、学生等及び教職員等をいう。
(3)　「学生等」とは、本学の学生及び大学院生、研究生、科目等履修生、その他本学において修学し又は修学した者をいう。
(4)　「教職員等」とは、本学の専任教職員、嘱託教職員、契約職員、パート職員、非常勤講師、研究員及び本学に派遣されている派遣労働者、その他本学で就労し又は就労した者をいう。
(5)　「学外関係者」とは、本学構成員以外の者であって、本学内外での教育、研究、実習、就労、サークル活動等、本学が関係する諸活動において、本学構成員と関わりを有し又は有した者をいう。
(6)　「関係部所」とは、本学構成員が関係する本学の学群、学類、大学院研究科、附属施設、各事務組織及びその他の運営関係部所をいう。
第３条　この規程において、キャンパス・ハラスメントとは、本学構成員が、その権威、権限又は権力を背景とした不当な言動によって他の構成員の人権を侵害し、教育、研究、職務遂行及び生活場面で不利益を与えることをいい、第４条、第５条及び第６条に定めるものをいう。
第４条　この規程において、セクシュアル・ハラスメントとは、言葉、視覚又は行動等により、教育、研究、就労又は課外活動上の関係を利用して、相手の意に反する性的言動によって、相手に不快感や屈辱感を抱かせること、また、これによって相手の人権を侵害し、その尊厳を傷つけることをいい、以下のような内容を含む。
(1)　明示的又は黙示的に、教育、研究、就労又は課外活動上の利益若しくは不利益を与えることを条件として、相手が望まない性的誘いかけを行うこと、又は性的に好意的な態度を求めること。
(2)　相手が望まない性的要求を行い、その要求に対する相手の態度（服従や同調、抵抗や拒否等）に応じて、教育、研究、就労又は課外活動上の利益又は不利益を与えること。
(3)　性的な言動及び性的な画像や文書の掲示等によって、不快の念を抱かせるような環境を作り出すこと。
(4)　性別により役割を分担すべきであるとの意識に基づく言動を行うこと。
２　前項の具体例は、この規程に附属するガイドラインのとおりとする。
３　セクシュアル・ハラスメントの存在の有無の判断は、行為者の意図にかかわらず、その行為が相手の意に反したものであるかどうかによるものとする。
第５条　この規程において、アカデミック・ハラスメントとは、教員及び指導する立場にある者が、単位認定、指導等の教育上の権威、権限又は権力を背景とした不当な言動によって、本学の教育、研究及び生活場面で学生等及び指導を受ける者に不利益を与えることをいい、以下のような内容を含む。
(1)　学生の学習及び研究に対する妨害並びにいやがらせ
(2)　講義、演習及び実習における教育並びに指導の面での差別的な対応
(3)　学生の学習や研究成果に対する不当な評価
(4)　教員の職務の内外を問わず、奉仕を強要すること。
(5)　学生を委縮させるような強圧的な対応
(6)　学生を劣等者扱いするような侮辱的な対応
(7)　学生のプライバシーの侵害
２　前項の具体例は、この規程に附属するガイドラインのとおりとする。
第６条　この規程において、その他のハラスメントとは、本学構成員が、第４条及び第５条に規定するハラスメントを除き、その権威、権限又は権力を背景として、相手の人格及び尊厳を侵害する不当な言動によって、他の構成員に不利益を与えることをいう。

第３章　適用範囲
第７条　この規程は、本学構成員相互の間で生じるキャンパス・ハラスメントについて、大学キャンパスの内外、授業時間の内外、勤務時間の内外を問わず、適用される。
２　本学構成員のうち「学生等」が対象とならないハラスメントについては、学校法人酪農学園が定める規程が適用される。

第４章　一般的責務規定
第８条　本学は、キャンパス・ハラスメントを防止するため、本学構成員に効果的な啓発や研修を行って、いかなる人権侵害も生じない良好な教育、研究及び職場環境を確保しなければならない。
２　本学構成員は、あらゆる不当な差別が許されないことを認識し、互いの人権を尊重し、良好な教育、研究及び職場環境を維持しなければならない。特に、教育、研究及び職務上、責任ある立場にある者は、その優越的な地位を利用して人権侵害を引き起こし又はこれを見過ごすことで、解決を遅延させてはならない。

第５章　全学ハラスメント防止及び解決委員会の設置、任務
（設　　置）
第９条　本学に全学ハラスメントの防止及び解決のための委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
（任　　務）
第10条　委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止及び解決に関する次の各号に掲げる事項を任務とする。
(1)　キャンパス・ハラスメントが発生する可能性を認識し、そ

の発生を防止するために必要な施策を検討し、実施すること。
(2) この規程に定められたキャンパス・ハラスメントの防止及び解決に係るシステムを監督し、定期的に見直しを行って、その改善を図ること。
(3) キャンパス・ハラスメントの申立ての受理及び第21条に規定するハラスメント事実調査委員会に関すること。
(4) 前号の事実調査委員会から報告された調査結果及び解決回答に関する上申に基づいて、最終決定を行うこと。
(5) 第24条に規定する不服申立てに対応すること。
(6) その他ハラスメント防止に必要と認められる事項に対応すること。

(組 織 構 成)
第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
(1) 学長
(2) 宗教主任
(3) 学群長
(4) 学類長
(5) 研究科長
(6) 教育センター学生支援担当部長(チーフ・インテイカーを兼任)
(7) 学務部長
2 委員会は、必要に応じて、弁護士等、学外の専門家に外部委員の職務を委嘱することができる。

(委 員 長)
第12条 委員会の委員長は学長をもって充てる。
2 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を総括する。

(委員会の運営)
第13条 委員長は委員会を招集し、その議長を務める。
2 委員長は、チーフインテイカーの要請があるときは、委員会を招集しなければならない。
3 委員長は、その他必要に応じて、委員会を招集することができる。
4 委員会は三分の一の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
5 委員会の議事は、出席する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
6 委員会は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(委員長代理)
第14条 委員会に委員長代理を置き、委員長代理は、委員長不在の場合その職務を代行する。
2 委員長代理は、委員長が指名する。

(事 務)
第15条 委員会の事務は、学務部学務課が総括し、議事録を作成する。

第6章 相談体制

(相談窓口、インテイカー等)
第16条 学生からの被害申立てを受ける相談窓口を学生支援課、教務課及びキャリアセンター事務課とし、各課に各1名の相談員(以下、「インテイカー」という。)を置く。
2 委員会は、インテイカーに適切な指示を与えるとともに、その職務を監督する。
3 相談窓口及びインテイカー会議は、第19条以下に定める被害申立ての受理の他、委員会の監督の下、第17条に定める通知及び第18条に定める調停の斡旋を行うことができる。
4 委員会は、キリスト教学担当教員、学生相談室その他必要に応じてハラスメントの防止及び申立てに係る相談体制を関係部所に確保するため、学長に進言する。

第7章 ハラスメント被害への対処

(通知または注意喚起)
第17条 相談窓口、インテイカー会議及び委員会は、関係者に相談内容を通知し、注意喚起によって、自発的な是正を促すことができる。通知に際しては、相談者の氏名を匿名とすることができる。

(調 停)
第18条 相談窓口、インテイカー会議及び委員会は、関係部所に対し、相談者との協議によって、問題の解決を図るよう調停を行うことができる。
2 関係部所は問題を真摯に受け止め、その解決のために誠実に対応しなければならない。
3 調停の結果については、調停にあたった者が速やかに委員会に報告するものとする。

第8章 事実調査委員会

(申 立 て)
第19条 第3条から第6条までに定めるキャンパス・ハラスメントを受けたと認知する本学構成員は、その事実に関する調査解決を申立てる権利を有する。なお、卒業、退学又は退職によって構成員でなくなった者は、身分喪失後6ヶ月以内に申立てなければならない。
2 事情により自ら申立てができない場合には、代理人を立てて、申立てを行うことができる。
3 本人又はその代理人は、この申立てによって不利益を受けない。ただし、申立てにより不利益を受けたと認知する場合には、委員会に対し、改めてその事実に関する調査及び解決を申立てることができる。
4 本人及びその代理人は、いつでも申立てを取り下げることができる。

(申立ての方法)
第20条 第19条の申立ては、申立ての対象となっている本学構成員又は学外関係者を特定し、あるいはこれを特定せず組織名のみを明示して、相談窓口の所定の書面によって行うものとする。

(ハラスメント事実調査委員会)
第21条 本学構成員によりハラスメントの申立てがあった場合には、直ちにハラスメント事実調査委員会(以下、「事実調査委員会」という。)を設置し、速やかに調査を開始する。
2 事実調査委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。
(1) 申立人及び申立て対象となっている者の双方に申立て内容の聞き取り調査を行い、ハラスメントの事実関係を明らかにする。
(2) ハラスメントに付随する問題についても、必要に応じて調査を行うことができる。
(3) 委員会に調査結果の報告を行い、解決のために必要な措置の上申を行うものとする。
(4) 委員会の指示に基づき、調査結果を申立人及び申立て対象となっている者の双方に通知する。
3 事実調査委員会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
(1) 毎年度初めに両学群長が推薦する10名の教員の中から、委員会の委員長が申立ての対象となっている教員の所属する学類を除き指名する3名
(2) 委員会が必要に応じて委嘱する弁護士等の外部専門家
4 前項第1号の推薦及び指名にあたっては、性別のバランスに配慮するものとする。
5 事実調査委員会の長は、委員の互選によって決定する。
6 事実調査委員会は、申立てられた事項に関して、原則30日(酪農学園職員就業規則第32条に規定する休日を除く。)以内に委員会に回答し、かつ申立人及び申立て対象となっている者の双方に手交するものとする。
7 事実調査委員会の事務は、教育センター学生支援課が所管する。

(調査及び解決の手続き)
第22条 事実調査委員会は、申立人又はその代理人と面談し、申立内容の確認を行わなければならない。なお、申立人及びその代理人は介添人を付けることができる。
2 事実調査委員会は、申立て内容の確認の後、申立ての対象となっている教職員等又は学生等に対して、申立て内容の調査を行うものとする。
3 事実調査委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の学生等、教職員等又はその他関係部所から意見聴取を行うことができる。

(調査結果の通知と解決策の提示)
第23条 事実調査委員会は、第22条の調査に基づき審議を行った後、申立て内容が事実であると認めた場合には、結果を手交しなければならない。また、申立て内容が事実ではないと認めた場合には、その理由を付して文書で回答しなければならない。
2 事実調査委員会は、委員会に対し、申立てに関する調査及び解決までの経緯を文書で報告し、事実調査の結果に基づいて、次の各号に掲げる解決策から相応しい解決策を上申するものとする。
(1) 対象となっている教職員等又は学生等からの謝罪
(2) 原状回復
(3) その他適切と認められる措置
(4) 必要と判断される場合には、懲戒処分の上申

第9章 不服申立て、処分及び対応措置

(不服申立て)
第24条 申立人若しくはその代理人、申立ての対象となった本学構成員は、第23条に規定する事実調査委員会の回答又は第25条に規定する委員会の決定について不服がある場合には、2回を限度として委員会に文書で不服を申立てることができる。なお、事実調査委員会は、回答の際に、不服申立てが可能であること及びその方法を申立人若しくはその代理人、申立ての対象となった本学構成員に告知しなければならない。
2 委員会は、不服申立てに十分根拠があると認めた場合には、事実調査委員会に再調査を求めることができる。

(処分及び対応措置の決定)
第25条 委員会は、事実調査委員会の報告及び上申を受けて対応を検討し、とるべき措置を決定する。ただし、懲戒処分については、これを求める委員会の勧告に基づいて、処分について権限ある機関が本学の諸規程に従って決定する。なお、学生等が被申立て者となる場合には、権限ある機関は、学則及び罰則規程に従って、所定の手続を経て決定しなければならない。
2 委員会は、処分及び対応措置を決定するにあたり、当事者に十分な意見陳述の機会を保障しなければならない。
3 事実調査委員会の調査に基づいて対応措置又は処分を決定した場合には、委員会は、事実の経過及び対応措置又は処分について、直近の評議会に報告するものとする。ただし、事実の公表にあたっては、被害者の人権侵害が生じないよう十分配慮す

るものとする。
（記録の保存）
第26条　委員会は、事案の処理に関する記録を個人が特定される部分を除き、一通のみ保存するものとする。
2　この記録は、所管事務局にて厳重に管理するものとする。

第10章　その他
（インテイカーとの情報・意見交換）
第27条　委員会は、ハラスメント防止のために、インテイカーとの情報・意見交換を行うものとする。。
（専門家への委嘱）
第28条　第11条及び第21条に定める外部専門家への委嘱及び謝礼等については別に定める。
（インテイカーの選出等）
第29条　インテイカーの選出方法及び任務については、別に定める。
（二次被害の防止）
第30条　委員会及び事実調査委員会は、その調査及び解決の過程において、申立人が再度被害を受けないように注意しなければならない。
2　申立人は、調査及び解決過程において二次的に被害を受けたと認知した場合には、事実調査委員会に申立てることができる。
（プライバシー侵害の防止）
第31条　この規程の定める調査及び解決に関わった者は、その調査及び解決の過程において知り得た個人情報等について、任期中及び退任後において、他に漏らしたり、私事に利用してはならない。
第32条　この規程の施行後、３年目に、委員会は規程の実施状況及び大学のハラスメント対策の進捗を評価し、その効果を検討するものとする。
2　委員会は、検討結果を踏まえて、規程の見直し及び対策を勧告することができる。
（改　　廃）
第33条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。
附　則
この規程は、2019年７月１日から施行する。

25. 酪農学園医療互助会会則

（名　　称）
第１条　本会は、酪農学園医療互助会（以下「互助会」という。）と称する。
（目　　的）
第２条　互助会は、酪農学園大学・とわの森三愛高等学校（以下「大学・高校」という。）に修学する学生・生徒の医療に関する相互扶助を行い、健康の維持・増進を図ることを目的とする。
（会　　員）
第３条　互助会の会員は、大学・高校に修学（学事暦で定めた入学式から卒業式まで）する学生・生徒とする。
2　互助会の会員は、会費を納付しなければならない。
（会員の資格喪失）
第４条　会員は、次の各号に定める事由に該当する場合は、その翌日から会員の資格を失う。
(1)　卒業したとき
(2)　休学したとき
(3)　退学したとき
(4)　死亡したとき
(5)　その他、学生・生徒の身分を失ったとき
（会　員　証）
第５条　会員証は、大学が交付する学生証、高校が交付する身分証明書をもってこれに代える。
（会　　費）
第６条　会費は、年額2,000円とし、修学期間の年度はじめに納付するものとする。ただし、後学期に復学するものは、その学期はじめに納付するものとする。
2　納付した会費は、互助会の目的および性格上返還しない。ただし、４月30日までに休学願・退学願を提出した者には、返還する。
（会費の返還）
第７条　前条の規定にかかわらず、他の医療保険等により医療費の全額に相当する給付を受けることのできる会員は、所定の手続により会費の半額の返還を受けることができる。
2　会費の返還手続は、年度毎に各校の担当部署において取扱う。
（経　　費）
第８条　互助会の経費は、会費・寄付金および、預金利子等をもって充てる。
（会 計 年 度）
第９条　互助会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月31日までとする。
（決 算 報 告）
第10条　決算報告は、毎年学内に公示することとする。
（給　　付）
第11条　互助会は、第２条の目的を達成するため、会員の疾病負傷または、死亡について当該会員または、その遺族に対し医療費、弔慰金の給付を行う。
2　第７条に該当する会員は、疾病負傷による医療費の給付を受けることができない。
3　会員の資格を不正に利用した場合は、給付金を返還しなければならない。
（診 療 機 関）
第12条　診療は、協定医および、他の病院・医院・診療所などの保険医療機関によるものとする。
2　協定医は、別表１に定める。
（医 療 給 付）
第13条　会員の疾病負傷に関する医療費の給付は、医療保険診療適用の範囲内とする。
（医療費の査定）
第14条　医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠して行う。
2　医療費証明の記載内容が不明で査定困難なものに対しては、医療費の給付を行わない。
（給　付　額）
第15条　会員が医療に要した経費に対する給付額は、次のとおりとする。
(1)　会員が医療保険を使用した場合は、本人負担医療費の100分の30とする。
(2)　会員が医療保険を使用しないで医療を受けた場合は、前項にかかわらず、医療費総額の100分の15とする。
(3)　給付額は10円未満切り捨てとする。
2　医療機関の指定薬局において、医師の処方箋による薬剤を購入した場合は、その費用に対しても前項の給付額を適用する。
3　給付金請求書は、別表に定める期日までに提出しなければならない。
4　給付金支給日から60日を経過しても受給しない場合は、給付金の権利を放棄したものとする。
（給付限度額）
第16条　会員１人に対する年間医療給付額の最高限度額は、100,000円とする。また、月間医療給付額の最高限度額は、24,030円とする。
（給 付 制 限）
第17条　会員が自賠責保険または、原因者負担等により医療費の支払を受ける場合は、給付を行わない。
2　会員が交通三悪（飲酒運転・速度違反・無免許運転）を犯し、生じた事故による受傷については、給付を行わない。
（弔　慰　金）
第18条　会員が死亡した場合は、その遺族に対して弔慰金100,000円を支給する。
（予防対策費）
第19条　互助会は、会員の健康維持および増進を目的とした予防対策費（人件費・物品購入費等）を支出する事ができる。
（運営委員会）
第20条　互助会に、運営委員会を置く。
2　運営委員会の規程は別に定める。
（会　　長）
第21条　互助会の会長は、運営委員会の委員長とする。
（監　　事）
第22条　互助会に監事を置く。
2　監事は、大学学長・高校学校長をもって充てる。
3　監事は、互助会の会計を監査し、その結果を運営委員会に報告することとする。
（事　務　局）
第23条　互助会の事務局は、大学学生支援課に置く。
（雑　　則）
第24条　この会則に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、別に定める。
（会則の改廃）
第25条　この会則の改廃は、運営委員会において行う。
附則省略
附　則
2018（平成30）年10月1日改正

別表１
協定医

病院名	所在地	診療科目
野幌病院	江別市野幌町53番地	内科・外科
佐伯耳鼻咽喉科医院	江別市４条６丁目	耳鼻咽喉科

26. 酪農学園大学 学生生活援護会規程

（名　　称）
第１条　本会は、酪農学園大学学生生活援護会と称する。
（目　　的）
第２条　本会は、建学の精神に則る学生生活の充実と学風の発展を計るために学生ならびに院生の学生生活および諸活動を援護することを目的とする。
（構　　成）
第３条　本会は、酪農学園大学学生・院生の全保護者、同窓生および職員をもって構成する。
（事　　業）
第４条　本会は、第２条に定める目的達成のため、次の事業を行う。
(1)　学生の体育・文化等の課外活動に対する奨励援助を行う。
(2)　学生に対する短期貸付金制度（三愛金庫）を設ける。この規程は別に定める。
(3)　学生の教育研究活動のために学生教育研究災害傷害保険に加入する。
(4)　学資負担者の生活上での突然の変動により経済的困窮状態に至った学生・院生に対し、一時給付金を給付する。この規程は別に定める。
(5)　その他本会の目的に沿った事業を行う。
（役　員　会）
第５条　本会事業を行うため、次の役員を置く。
2　理事は次の各号に掲げる者とする。
(1)　酪農学園大学学長
(2)　教育センター学生支援担当部長
(3)　教育センター学生支援担当次長

(4) 教育センター事務次長
(5) クラブ顧問より２名（体育系、文化系から各１名）
(6) 同窓生より２名
(7) 保護者より５名（各学類から各１名）
(8) 教職員より４名（教職員の互選による。ただし、担当事務局を被選挙人より除く。）

3 監事は次の各号に掲げる者とする。
(1) 教職員より１名
(2) 同窓生より１名

4 役員の任期は２年とし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第６条 理事は理事会を組織し、会の業務について決定する。
(1) 理事長は、酪農学園大学の学長がこれにあたる。
(2) 副理事長は、教育センター学生支援担当部長ならびに保護者理事から１名がこれにあたる。

第７条 理事長は、第５条ならびに第６条に定める役員の任命を委嘱する。

2 理事長は、本会事業の円滑な運営のため、次のとおり理事会を招集するものとする。
(1) 予算・決算ならびに事業方針・報告等を審議するために毎年５月に理事会を招集する。
(2) その他必要に応じ臨時に理事会を招集する。
(3) 理事会は理事現員の３分の２以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

（会　費　等）
第８条 本会の運営は、会費・寄附金・基金ならびにその他の収入をもって行う。年会費は別表のとおりとする。

（事 業 報 告）
第９条 本会の会計・事業報告は、学園広報に公表する。

（事　務　局）
第10条 本会の事務局は、教育センター学生支援課に置く。

（改　　廃）
第11条 この規程の改廃は、学生生活援護会理事会の議を経て、学生生活援護会理事長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2018（平成30）年９月30日に改正し、2018（平成30）年10月１日から施行する。

別表

会費内訳	金額（円/年）
在学生父母会費（在学中）	7,000
同窓生終身会費（卒業時）	7,000
教職員会費	1,000

27. 学生生活援護会一時給付金に関する規程

（目　　的）
第１条 この規程は、学生生活援護会規程第４条第１項第４号に基づき、学生又は大学院生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の生活上での突然の変動に際し、学生生活維持の一助として一時給付金（以下「給付金」という。）を給付することを目的とする。

（資　　格）
第２条 給付金の給付を受ける者は、本学での修学の意思が固い者で、その学資負担者が以下の各号の一に該当する場合とし、本学の授業料免除と重複しての給付も可とする。
(1) 死亡又は生別した場合
(2) 失職あるいは勤め先が倒産した場合
(3) 病気又は事故等で、著しく収入が減少した場合
(4) 火災･風水害･地震等の災害で、住んでいた住居が、半壊以上か、あるいは、居住不可能なほどの被害を受けた場合

（申　　請）
第３条 給付金の給付希望者は、以下の各号の書類を教育センター学生支援課に提出しなければならない。
(1) 一時給付金給付申請書
(2) 第2条第1項第1号から第4号までのいずれかについての証明書
(3) 当該学生・大学院生の担任教員による所見

（申請書類の提出期限）
第４条 給付金の申請は、原則として、第１条の変動が発生してから６ケ月以内におこなわなければならない。

（選　　考）
第５条 給付金給付者についての選考は、教育センター学生支援課が行い、学生生活援護会理事会にこれを報告するものとする。

（給　付　額）
第６条 給付金の金額は、第２条第１項第１号の学資負担者の死亡の場合は20万円、生別及び第２号から第４号までに該当する場合は10万円とする。

（給付期限及び給付先）
第７条 給付金給付学生の決定を受け、教育センター学生支援課は速やかに当該学生・大学院生に対し決定通知を送付するとともに、学資負担者あるいは保護者に対し給付金を送付する。

（取　　消）
第８条 給付金給付が決定した後、給付学生・大学院生において、申請書類に虚偽の事実のあることが判明した場合は、給付の停止、取り消し、給付後の場合は、全額返還を命ずることがある。

（事　　務）
第９条 給付金に関する事務は、教育センター学生支援課で行う。

（改　　廃）
第10条 この規程の改廃は、学生生活援護会の議を経て、学生生活援護会理事長が決定する。

附則省略

附　則

この規程は、2019（令和元）年６月27日に改正し、2019（平成31）年４月１日から施行する。

28. 酪農学園大学三愛金庫貸付金規程

三愛金庫は、昭和54年９月４日附属農場火災時における学生諸君の献身的な協力に対し酪農学園並びに大学・短期大学から贈られた基金をもって設立した短期貸付金制度である。

この制度は学生の福利厚生を図るとともに、火災時に示した学生諸君の強い母校愛と相互扶助の精神を永く記念するものである。

（目　　的）
第１条 三愛金庫貸付金制度は、本学学生が緊急不時の出費を必要とする場合、無利子による短期の貸付を行い、学生の利便を図ることを目的とする。

（貸　付　額）
第２条 本貸付金は１人１回につき20,000円以内とする。

（貸 付 期 間）
第３条 貸付期間は、貸付日の翌日から30日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、更に30日延長することができる。

（申 込 資 格）
第４条 貸付の申込資格は、学生及び大学院生とする。ただし、貸付金の返還未納額がある者には重複しての貸付を行わない。

2 卒業予定学生に対しては、原則として１月以降の貸付を行わない。

（貸付の基準）
第５条 貸付の基準は次のとおりとする。
(1) 急病その他、不則の事態により当座の出資に窮迫した場合
(2) 緊急帰省、その他必要やむを得ない事由による旅行などに費用の不足を生じた場合
(3) 修学上および学生生活の維持のため緊急に必要な場合

（返　　還）
第６条 貸付金の返還は、一括返還とする。

（申 込 手 続）
第７条 貸付を希望する者は、別に定める申込書に必要事項を記入し教育センター学生支援課に申し込むこととする。

（借 用 証 書）
第８条 貸付決定者は別に定める借用証書を教育センター学生支援課に提出することとする。ただし、教育センター学生支援課用と学生用申込書に契印をし、貸付金とともに学生用申込書を学生に交付することによって借用証書に代える。

（事　　務）
第９条 本制度に関する事務は、教育センター学生支援課で行う。

（改　　廃）
第10条 本規程の改廃は、学生生活援護会の議を経て、学生生活援護会理事長が決定する。

（細　　則）
第11条 本規程の実施について必要事項は別に細則を設けることができる。

附則省略

附　則

この規程は、2019（令和元年）年６月27日に改正し、2019（平成31）年４月１日から施行する。

酪農学園の沿革

1933（昭和 8）年10月 1日	北海道酪農義塾設立
1934（昭和 9）年 2月11日	北海道酪農義塾開塾
1936（昭和11）年 7月13日	社団法人認可
1942（昭和17）年 3月31日	財団法人興農義塾野幌機農学校設立認可
1942（昭和17）年 6月18日	興農義塾野幌機農学校開校
1944（昭和19）年 2月11日	北海道酪農義塾閉塾
1948（昭和23）年 3月31日	興農義塾野幌機農学校を学制改革に伴ない、野幌機農高等学校（全日制農業課程）と校名変更
1948（昭和23）年12月27日	野幌高等酪農学校（各種学校通信教育）設置認可
1949（昭和24）年 7月11日	酪農学園大学部（各種学校）設立
1949（昭和24）年 9月 6日	酪農学園大学部設置認可
1949（昭和24）年12月12日	財団法人興農義塾野幌機農学校を財団法人酪農学園と変更認可
1950（昭和25）年 3月14日	酪農学園短期大学酪農科設置認可
1950（昭和25）年 3月31日	酪農学園大学部廃止
1950（昭和25）年 4月 1日	酪農学園短期大学開学
1951（昭和26）年 2月24日	法人名を学校法人酪農学園に組織変更認可
1955（昭和30）年 2月 8日	野幌機農自動車学校（各種学校）設置認可
1958（昭和33）年 2月14日	酪農学園女子高等学校（全日制普通課程）設置認可
1958（昭和33）年 4月21日	酪農学園女子高等学校開校
1960（昭和35）年 1月20日	酪農学園大学酪農学部酪農学科設置認可
1960（昭和35）年 3月21日	酪農学園女子高等学校の校名を三愛女子高等学校と変更認可
1962（昭和37）年 3月23日	酪農学園短期大学に製造科設置認可
1962（昭和37）年12月20日	酪農学園大学酪農学部に農業経済学科設置認可
1964（昭和39）年 1月27日	酪農学園大学酪農学部に獣医学科設置認可
1964（昭和39）年 4月 1日	酪農学園短期大学に酪農科第2コースを設置
1964（昭和39）年 6月16日	野幌機農高等学校を酪農学園機農高等学校と校名変更 野幌高等酪農学校を酪農学園短期大学酪農学校と校名変更 野幌機農自動車学校を酪農学園自動車学校と校名変更
1969（昭和44）年11月18日	酪農学園後援会財団法人認可
1972（昭和47）年 3月31日	酪農学園短期大学製造科廃止認可
1973（昭和48）年 6月23日	酪農学園同窓会連合会を発足
1975（昭和50）年 3月25日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻（修士課程）設置認可
1977（昭和52）年 1月13日	酪農学園自動車学校廃止認可
1979（昭和54）年11月15日	三愛女子高等学校を西野幌へ新築移転完了
1981（昭和56）年 3月26日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻（博士課程）設置認可
	酪農学園大学大学院酪農学研究科酪農学専攻（修士課程）設置認可
1984（昭和59）年 4月 1日	酪農学園短期大学第2コースの学生募集を停止
	酪農学園機農高等学校を酪農学園大学附属高等学校と校名変更
1984（昭和59）年12月 6日	黒澤記念講堂完成・開堂式挙行
1984（昭和59）年12月22日	酪農学園短期大学教養学科設置認可・酪農学園短期大学の校名を北海道文理科短期大学と変更認可
1987（昭和62）年12月23日	酪農学園大学酪農学部食品科学科設置認可
1988（昭和63）年 4月 1日	三愛女子高等学校（女子）の校名をとわの森三愛高等学校（共学）と変更
1989（平成 元）年12月22日	北海道文理科短期大学経営情報学科設置認可
1991（平成 3）年 1月11日	酪農学園短期大学酪農学校廃止認可
	酪農学園大学附属高等学校ととわの森三愛高等学校を統合し、とわの森三愛高等学校設置認可
1991（平成 3）年 3月20日	酪農学園大学大学院酪農学研究科食生産利用科学専攻（博士課程）設置認可
1993（平成 5）年12月21日	酪農学園大学酪農学部食品流通学科設置認可
1995（平成 7）年 3月16日	酪農学園大学大学院酪農学研究科フードシステム専攻（修士課程）設置認可
1995（平成 7）年12月22日	酪農学園大学獣医学部獣医学科設置認可
1997（平成 9）年12月19日	酪農学園大学環境システム学部経営環境学科・地域環境学科設置認可
1998（平成10）年 4月 1日	北海道文理科短期大学の校名を酪農学園大学短期大学部と変更・酪農科を酪農学科と変更
1999（平成11）年12月22日	酪農学園大学短期大学部教養学科、経営情報学科廃止認可
2000（平成12）年12月21日	酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻・健康栄養学専攻設置届出受理
2002（平成14）年10月28日	酪農学園大学酪農学部獣医学科廃止認可
2002（平成14）年12月19日	酪農学園大学大学院酪農学研究科食品栄養科学専攻（修士課程及び博士課程）設置認可
2004（平成16）年11月17日	酪農学園大学環境システム学部環境マネジメント学科・生命環境学科設置届出受理
2009（平成21）年 8月20日	とわの森三愛高等学校全日制課程酪農経営科をアグリクリエイト科に名称変更届出受理
2009（平成21）年12月28日	とわの森三愛高等学校通信制課程設置認可
2010（平成22）年 6月29日	酪農学園大学農食環境学群循環農学類・食と健康学類・環境共生学類、獣医学群獣医学類・獣医保健看護学類設置届出受理
2010（平成22）年 7月12日	酪農学園大学環境システム学部経営環境学科廃止
2011（平成23）年 4月 1日	酪農学園大学獣医学部獣医学科の学生募集停止
2012（平成24）年10月12日	酪農学園大学短期大学部廃止認可
2014（平成26）年10月31日	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医保健看護学専攻（修士課程）設置認可
2016（平成28）年 1月 6日	酪農学園大学酪農学部農業経済学科廃止
2016（平成28）年 3月31日	酪農学園大学酪農学部食品科学科健康栄養学専攻・食品流通学科、環境システム学部地域環境学科廃止
2016（平成28）年 8月25日	酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻廃止
2017（平成29）年 3月31日	酪農学園大学酪農学部酪農学科、酪農学部、環境システム学部環境マネジメント学科廃止
2017（平成29）年 9月30日	酪農学園大学環境システム学部生命環境学科、環境システム学部廃止
2019（平成31）年 4月 1日	とわの森三愛高等学校の校名を酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校と変更
2020（令和 2）年 2月 3日	酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校通信制課程に農食環境科学科設置認可

索引

あ

IC カードリーダー ……9
アカデミック・ハラスメント…… 16
悪徳商法…… 19
アルコールハラスメント…… 17
アルバイト…… 13

い

医務室…… 24
医療互助会…… 25

う

Web 情報学生支援システム …… 10

え

衛生・環境学分野…… 96
ＡＥＤ…… 26
SDGs …… 37
沿革…… 121

お

落し物…… 18
オフィスアワー…… 20

か

海外研修・留学プログラム…… 36
課外活動…… 52
課外活動施設…… 58
各種証明書…… 48
学術交流協定機関一覧…… 38
学習支援室…… 22
学生証……8
学生生活援護会…… 22
学生相談室…… 20
学生担当教員…… 20
学生へのサポート…… 20
学籍番号……8
学則…… 102
学類一覧…… 90
学割証…… 48
騙（かた）り商法…… 18
合宿所使用願…… 49
カルト…… 19
環境共生学類…… 94
感染・病理学分野…… 96
管理栄養士コース…… 92

き

規程…… 106
キャッチセールス商法…… 19
キャリアセンター…… 40
休学願…… 49
教室使用願…… 49
教職コース…… 90
教職センター…… 85
兄弟姉妹等同時修学授業料減免…… 31

く

クーリング・オフ…… 19
クラブ・サークルの仕組み…… 52

け

掲示物に関する届出…… 50
欠席届…… 50
建学の精神…… 表紙裏
健康管理について…… 24
健土健民…… 表紙裏の次

こ

講座・セミナー…… 41
校舎等建物平面図…… 62
構内諸施設配置図…… 60
公認欠席願…… 49
公認サークル…… 53
個人情報…… 23
ごみの出し方（本学・江別市）…… 14
ごみの分別・出し方（課外活動）…… 58

さ

三愛金庫…… 23
三愛精神…… 表紙裏の次

し

資格取得…… 46
敷地内全面禁煙…… 27
試験欠席届…… 50
施設利用…… 58
自動車通学…… 12
事務組織…… 125
獣医学群…… 96
獣医学類…… 96
獣医保健看護学類…… 98
集会届…… 50
修学者保険事業…… 26
就職活動による欠席届…… 50
授業料…… 28
授業料等の納付…… 29
授業料等延納願…… 49
循環農学類…… 90
奨学金・免除制度…… 30
食堂・生協…… 86
食と健康学類…… 92

食品開発学コース…… 92
食品機能科学コース…… 92
食品流通学コース…… 92

す

スポーツ安全保険…… 53

せ

生産動物医療学分野…… 96
成績に関する問合せ票…… 50
生体機能学分野…… 96
青年海外協力隊…… 37
生命環境学コース…… 94
セクシュアル・ハラスメント…… 16

そ

卒業生の主な就職先と進学先…… 41

た

体育施設使用願…… 49
大学生活のルールとマナー…… 12
退学願…… 49
大学礼拝…… 目次の前
団体一覧…… 54
団体設置届…… 50

ち

畜産学コース…… 90
注意してほしいこと…… 16
中央館使用願…… 49

つ

通学定期券…… 48

と

盗難・置き引きに注意！…… 18
TOEIC …… 37
図書館講習会…… 35
図書館資料の利用方法…… 33
図書館の開館時間…… 32
図書館の利用案内…… 32
図書館利用のルール…… 32
図書・雑誌の探し方…… 34

に

日本学生支援機構第一種奨学金…… 31
日本学生支援機構第二種奨学金…… 31
入学誓書に関する変更届…… 50

ね

願出…… 49

の

農学コース…… 90
農業経済学コース…… 90
農食環境学群…… 90
ノートテイク…… 21

は

バイク…… 13
配慮願い申請制度…… 21
ハラスメント…… 16
伴侶動物医療学分野…… 96

ふ

復学願…… 49
附属施設等…… 84
物品借用願…… 49
フロアガイド（図書館）…… 32

ま

マルチ商法…… 18

や

薬物の乱用禁止…… 18
野生動物学コース…… 94

ゆ

UNIPA …… 10

ら

酪農学園生協…… 86
酪農学園大学給付奨学金…… 31
酪農学園大学特待生制度…… 31
酪農学園大学附属動物医療センター…… 84
酪農学コース…… 90
酪農学園フィールド教育研究センター…… 84

り
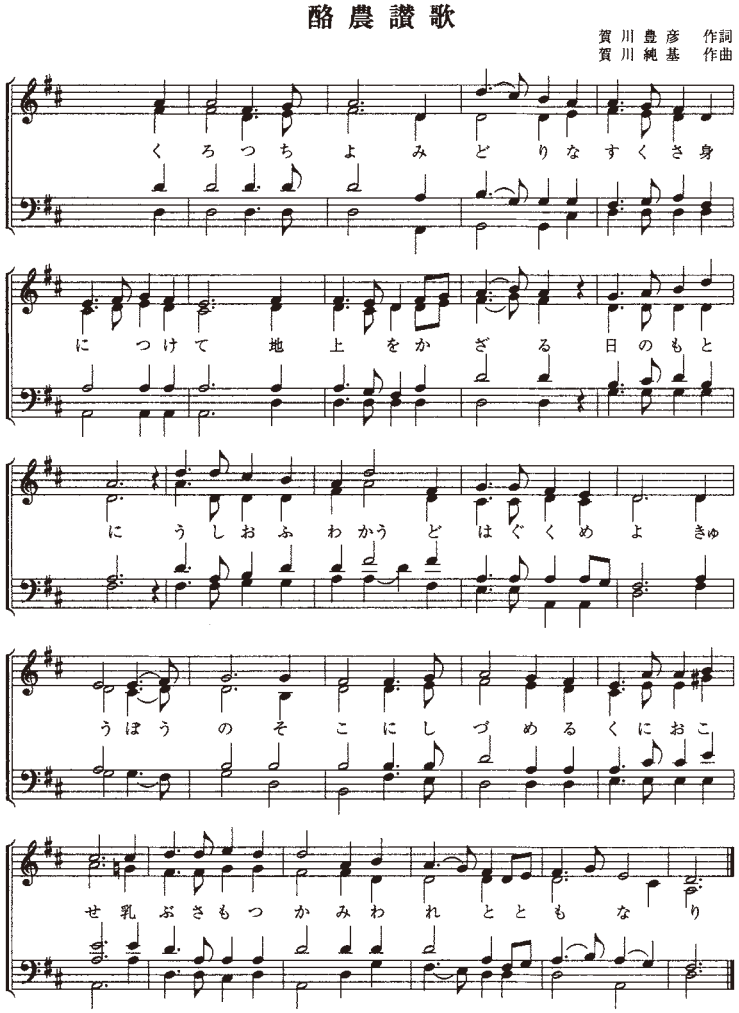
留学・国際交流及び社会貢献活動…… 36

る

ルールとマナー…… 12

れ

霊感商法…… 19



酪農讃歌

賀川　豊彦　作詞
賀川　純基　作曲

一、黒土よ　みどりなす草　身につけて
地上をかざる日のもとに
　牛追う若人はぐくめよ
窮乏の底に沈める国おこせ
乳房もつ神　我とともなり

二、はらからよ　手に手をとりて　村まもり
弱きをたすけ　貧しきを
　いたわるために　勇みたて
窮乏の底に沈める国おこせ
乳房もつ神　我とともなり

三、みひかりに　恵はつきず　つまずく日
倒るる時も　見捨てずに
　我をはげます　神の愛
窮乏の底に沈める国おこせ
乳房もつ神　我とともなり

事務組織

履修方法や学生生活に関すること、就職に関することや学校運営全般に関することなど詳細な内容についてお聞きになりたいことがございましたら、事務各課にお問い合わせください。

●執務時間

8：30～17：00（休憩時間は、11：30～12：30）

※ 平日の執務終了の時間は、時期によって延長することもあります。
※ 土曜・日曜・祝祭日、夏季休業（8月中旬）および年末・年始休業（12月下旬～1月上旬）は除きます。
ただし休業日は都合によって変動することがあります。
※ 附属図書館の開館時間は別に設けております。（詳細は32ページ）

学校法人酪農学園

〒069−8501　北海道江別市文京台緑町582番地
電話011−386−1111（代表）

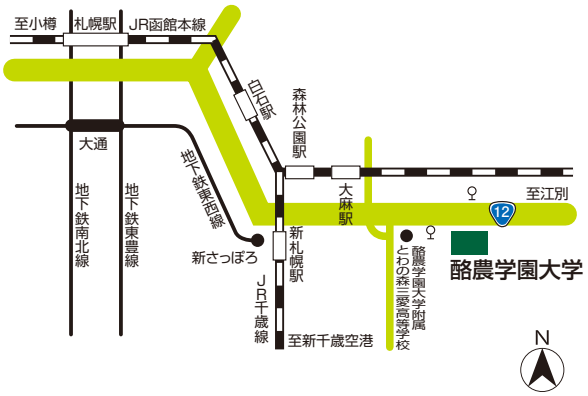
部・課		主な業務	ダイヤルイン番号	FAX番号
教育センター	教務課	履修登録、成績、試験、教職課程、授業時間割、シラバス、試験時間割、研究生・科目等履修生、非常勤講師対応、各種証明書発行、修学相談、入学前教育、基盤教育、eラーニング、他	011−388−4125	011−386−1506
	学生支援課	学生証、通学証明書、学割、自動車通学許可、課外活動、各種奨学金制度、休学・復学・退学願、他	011−388−4122	011−386−1506
	医務室	保健衛生全般、他	011−386−1024	011−386−1024
	学生相談室	メンタルヘルス全般、他	011−388−4124	011−388−4124
教職センター	教職課程室	教職課程事務、免許更新講習、他	011−386−1383	011−386−1383
入試広報センター	入試課	入試全般、転学・編入学、大学院入試、社会人入試、外国人留学生入試、他	011−388−4138	011−386−1220
	広報課	広報全般、ホームページ作成管理、施設見学、他	011−388−4158	011−388−4157
キャリアセンター	事務課	就職支援、就職開拓、求人情報、他	011−388−4135	011−388−4136
学務部	学務課	大学・大学院・学群・学類の運営全般、入学式・卒業式、保護者懇談会、授業料延納願出、他	011−388−4128	011−386−1214
	研究支援課	受託・共同研究、受託研究員・研修員、競争的資金 知的財産、産学連携、補助金、助成金、他	011−388−4130 011−388−4133	
社会連携センター	国際交流課	学術交流、学生の海外留学・研修派遣及び受入 外国人留学生の受け入れ、危機管理システム加入、他	011−388−4132	011−387−2805
	地域連携課	公開講座、学外催事業務の支援、地域交流事業 編集・出版、他	011−388−4131	
附属図書館	事務課	図書の貸出、学術情報、紀要、他	011−388−4141	011−386−1129
附属動物医療センター	事務課	動物医療センター運営事務全般、他	011−386−1213	011−386−0880
学園事務局	総務課	人事、労務、給与、福利厚生、研修、学園運営全般、東京オフィス、他	011−388−4111	011−386−1214
	情報システム課	ネットワークシステムの管理、運営、他	011−388−4113	
	財務課	会計、経理、予算・決算、学費、授業料徴収、 授業料納付書、学債、他	011−388−4114	
	施設課	施設・設備の維持管理・営繕、地方農場・植林地対応、他	011−388−4117	
	管財課	資産等購入・管理・契約、他	011−388−4118	
	高大寮務課	高大共同男子・女子寮の管理・運営、他	011−388−4147	
	農事課	農事全般、他	011−386−1117	011−386−1574
情報政策局		学園の将来計画全般、他	011−388−4112	011−388−4115

●男子学生寮（希望寮）　〒069−8501　北海道江別市文京台緑町585番地　☎011−388−4176
●女子学生寮（清温寮）　〒069−8501　北海道江別市文京台緑町569番地　☎011−388−4171

学生生活の手引き　2020年4月1日発行

編　集　　教育センター学生支援課
発　行　　酪農学園大学
印刷所　　社会福祉法人　北海道リハビリー

■アクセス



本学への主な交通機関

(1)新千歳空港から
空港地下のJR新千歳空港駅から「快速エアポート」で
JR新札幌駅(約 30 分)下車→(2)参照
JR札幌駅(約 40 分)下車→(3)参照

(2)JR新札幌駅から
新札幌バスターミナルからJRバスまたは夕鉄バスの野幌・江別・岩見沢・南幌・あけぼの団地方面行きに乗車し、とわの森三愛高校前または酪農学園前(約 20 分)下車すぐ

(3)JR札幌駅から
函館本線江別・岩見沢方面行き
「普通列車」で(約 20 分)
JR大麻駅下車→JR大麻駅南口から徒歩約 10 分

(4)札幌市営地下鉄では
大通で地下鉄東西線に乗り換え
新さっぽろ(約 20 分)下車→(2)参照

Japan Institution for Higher Education Evaluation
JIHEE since 2004
UNIVERSITY 2014

酪農学園大学は、2014年度(公財)日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価において大学評価基準に適合していると認定されました。

[酪農学園大学公式サイト]

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY
酪農学園大学